

大阪府

子どもの生活に関する実態調査

(「支援機関等調査」・「児童養護施設退所児童等の実態調査」)

報告書

平成 29 年 3 月

公立大学法人 大阪府立大学

目 次

第 I 部 支援機関等調査

I 調査概要	1
II 分析結果	3
1. 子ども・保護者に対して各機関が実施している支援内容について	3
2. 支援を行っているなかで、足りていないと思うところ	28
3. 支援がうまくいった事例における成功のポイント	45
4. 支援がうまくいかなかった事例における原因	64
5. 関係機関との連絡会	74
6. 他の機関と連携する際の課題・工夫していること・望む施策	96
7. 経済的困窮をはじめ複数の課題を抱えるケースに対応する中で 課題に感じること、およびその改善策	109
8. その他の意見	130
III 考察	135
1. 各機関が実施している支援の実態と課題	135
2. 連絡会の参加機関	155
3. 総合考察	159
謝辞	162
資料（調査票）	163

第Ⅱ部 施設退所児童等の実態調査

I 調査概要	169
II-1. 調査結果（単純集計）	171
1. 回答者の属性	171
2. 退所に向けた進路決定について	175
3. 現在の生活について	182
4. 就労について	183
5. 学校について	189
6. 健康について	193
7. 困っていることや悩みについて	196
8. 退所後の施設との交流について	199
9. 将来の目標や希望など	201
10. 施設や行政に伝えたいことなど	203
II-2. 調査結果（クロス集計）	205
1. 退所時期（3年以内と4年以上）の違いによるニーズの差異	205
2. 施設在所期間の違いによるニーズの差異	205
3. 入所していた施設の養育形態の違いによるニーズの差異	205
4. 「孤独感・孤立感」というニーズの考え方	210
III 考察	211
1. 退所者が直面しやすい困難から考える退所者支援の課題	211
2. 退所前のリービング・ケアの課題	212
3. 将来への漠然とした不安感へのケア	212
4. 進学及び通学継続のための経済的支援	212
5. 施設退所者にとっての「施設職員によるアフターケア」	212
IV 提言と今後の課題	214
1. 退所者ハンドブックの配付方法の工夫	214
2. 社会的養護出身者の自立生活を支える地域ネットワークの構築	214
3. 社会的養護出身者の支援ニーズの整理と新たな社会資源の開拓	216
謝辞	218
巻末資料（調査票）	219

第 I 部 支援機関等調査

I 調査概要

1. 調査の目的

子どもや家庭の抱える課題が複合的であることから、就学前から高校生年齢の子どもに関わる支援機関等への調査を行い、子どもの貧困に関する課題の背景や支援が困難な事例、子どもや家庭のニーズを把握することにより、支援者間の連携方策や支援の必要な子どもや家庭を支援施策につなぐ仕組みの検証を行う。

2. 調査方法

大阪府子どもの生活に関する実態調査(支援機関等調査)については、31市町村の協力の下、対象機関に対して府又は市町村経由により電子メールにて調査票を送付し、回収を得たもの。

3. 調査内容

163～168 ページの調査票参照

4. 調査対象

2 ページの一覧のとおり

5. 調査実施日

平成 28 年 9 月 14 日から同年 12 月 19 日まで

6. 回収数

2 ページの一覧のとおり

7. 調査実施

大阪府

調査研究業務受託者

公立大学法人 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科

8. 研究者一覧

担当者 公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科

教授 山野 則子 (業務責任者)

研究員 野々村 真希

研究協力者 公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科

研究員 小林 智之

博士前期課程 藤岡 佳、太田 祥貴

公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会学研究科

博士前期課程 加藤 暁子

公立大学法人 大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類

鈴木 建太郎、土家 彩香、住田 博子、石田 まり

支援機関等調査 対象機関及び回答数一覧

回答数：445 件（31 市町村 399 件、府 46 件）

対象機関：

対象		経路	回答数	市町村数
就学前	①公立保育所	市町村	30	22
	②公立幼稚園	市町村	32	18
	③公立認定こども園	市町村	31	7
	④民間保育所	市町村	29	15
	⑤民間幼稚園	市町村	10	9
	⑥民間認定こども園	市町村	16	15
	⑦保健センター	市町村	26	24
小学生・ 中学生	⑧小学校関係者（学校長等）	市町村	37	21
	⑨中学校関係者（学校長等）	市町村	27	20
	⑩SC	府	8	—
	⑪SSW	府	3	—
	⑫市町村教育センター	市町村	8	8
	⑬適応指導教室	市町村	8	8
	⑭学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施の団体等	市町村	7	7
高校生	⑮高校関係者（学校長等）・SSW（注）	府	13	—
支援学校	⑯支援学校関係者	府	8	—
高校学齢	⑰若者サポートステーション	府	1	—
	⑱OSAKA しごとフィールド （JOB カフェ・働くママ応援）	府	2	—
	⑲子ども・若者自立支援センター登録団体	府	4	—
共通	⑳母子・父子自立支援員	市町村	21	20
	㉑生活保護相談	市町村	16	16
	㉒生活困窮者自立支援相談	市町村	15	15
	㉓子ども家庭センター	府	6	—
	㉔家庭児童相談室	市町村	22	22
	㉕CSW	市町村	19	18
	㉖民生委員・児童委員	市町村	20	20
	㉗地域コミュニティ・NPO 法人等	市町村	25	14
	㉘女性相談センター	府	1	—
計			445	—

注）SSW（高校）の回答は府立高校と合わせて分析を行っており、その結果も府立高校の項に合わせて示している。

II 分析結果

本章では、実施したアンケート調査の質問項目ごとに分析結果を示す。また各節では、「保育・教育機関」（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）、小学校、中学校、府立高校、支援学校）と「行政機関、その他」（保健センター、スクールカウンセラー（小中学校）、スクールソーシャルワーカー（小中学校）、市町村教育センター、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援、若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センター、母子・父子自立支援員、生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、子ども家庭センター、家庭児童相談室、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO 法人等、女性相談センター）に大きく分けた上で、分析結果を示すこととする。なお以下では、スクールソーシャルワーカーを SSW、スクールカウンセラーを SC、コミュニティソーシャルワーカーを CSW と表記している。

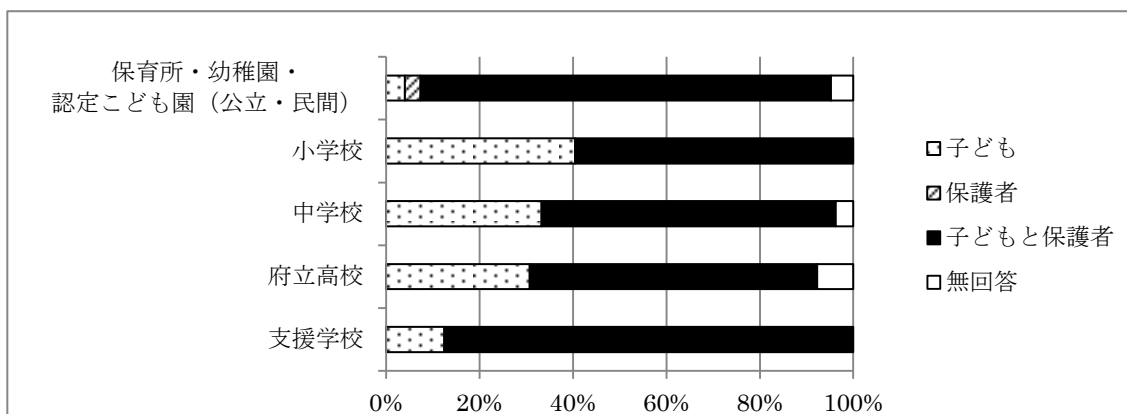
1. 子ども・保護者に対して各機関が実施している支援内容について

1) 保育・教育機関

(1) 支援の対象

問1「支援の対象は子どもですか、保護者ですか」（選択肢回答）に対する保育・教育機関の回答を図2-1-1に示す。全体として「子どもと保護者」両方を支援対象としている保育・教育機関が多い。特に保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）でその傾向が強い。

図2-1-1 支援の対象（保育・教育機関）



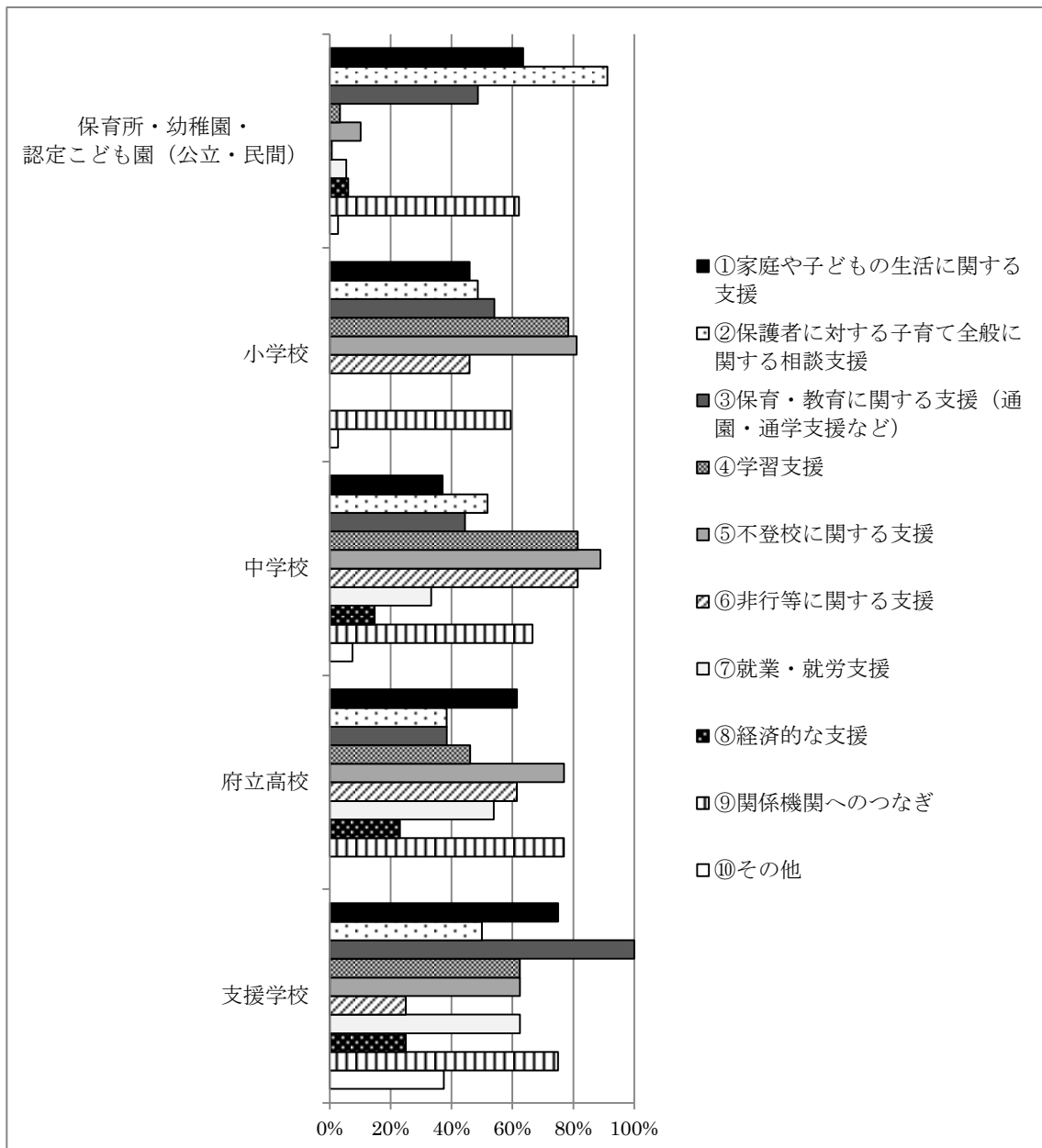
注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）：148、小学校：37、中学校：27、府立高校：13（SSW（高校）の回答を含む、以下同様）、支援学校：8。

(2) 支援の工夫点

i. 支援の工夫点（選択肢回答）

問2「あなた（あなたの所属機関）が行っている支援で工夫されている内容を教えてください」（選択肢回答）に対する保育・教育機関の回答を図2-1-2に示す。全体としては「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多い傾向にある。小学校では、「④学習支援」「⑤不登校に関する支援」が多く、中学校では、それらに加えて「⑥非行等に関する支援」が多いのに対し、支援学校では「③保育・教育に関する支援（通園・通学支援など）」が多くなっており、校種による違いもみられた。また、「①家庭や子どもの生活に関する支援」においては、保育所・幼稚園・認定子ども園と同様に、府立高校や支援学校でも多い傾向にある。

図2-1-2 支援の工夫点（複数回答）（保育・教育機関）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保育所・幼稚園・認定子ども園（公立・民間）：148、小学校：37、中学校：27、府立高校：13、支援学校：8。

ii. 支援の工夫点（自由記述形式）

問2「あなた（あなたの所属機関）が行っている支援で工夫されている内容を教えてください」への自由記述の回答を分析し、その内容が「i. 支援の工夫点（選択肢回答）」の選択肢①～⑩のいずれに対応するか検討した。その結果を機関ごとに整理したものを示す。なお回答数が多い項目は、回答を適宜分類し、＜小見出し＞を付けて示している。また、表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表2-1-1は保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）における支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」や「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多く、図2-1-2でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表2-1-1 支援の工夫点（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

①家庭や子どもの生活に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> 家庭で洗濯してもらえない子どもの衣服を洗濯（4） 沐浴（2） 用品を準備できない人へ貸し出し（2） 居場所のない子どもに宿泊先提供（1） 家庭の掃除を職員が手伝う（2） 家庭の食事づくりを職員が手伝う（1） 子どもが自分で生活していける力をつけられるようにする（3） 	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援 <p>＜誰が相談にあたるか＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士等を配置（5） 育児相談員やスマイルサポーター（地域貢献支援員）を配置（8） 家庭支援保育士を配置（2） 顧問弁護士、正看護師、管理栄養士、薬剤師、養護教諭の専門家を配置（1） 地域子育て支援拠点事業所の医師や助産師・作業療法士と連携（1） 相談には園長がすぐに対応（1） 教職員全員で相談対応（1） 相談スキルを高める研修を受ける（4） <p>＜相談のスタイル＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な保護者カウンセリングを実施（9） 園庭解放時等に相談対応（2） 随時面談を実施（1） 相談には園長がすぐに対応（1） 電話相談（1） 相談時間を個別にとる（1） <p>＜相談しやすくするための工夫＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 気軽に相談できる雰囲気づくり（15） 随時保護者に声かけ（9） 保護者の話を丁寧に聞く（12） 保護者と積極的に連絡をとる（7） 保護者に共感を示しほめる（1） 未就園児にも相談を周知（1） 	
③保育・教育に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの送迎（18） 一時預かり保育を実施（2） 保育時間の融通（2） 講演会開催（1） 育児教室（4） 生活習慣促進に関するプリントを配布（1） 子育てに関するプリントを配布（5） 	
④学習支援 <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいの子どもの就学の際は作業療法を実施（1） 	
⑤不登校（不登園）に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> 欠席が続くと連絡（13） 送迎（18） 家庭訪問（14） 	
⑥非行等に関する支援	
⑦就業・就労支援 （該当する記述なし）	
⑧経済的な支援 <ul style="list-style-type: none"> 保育料の分割支払いに応じる（4） 一時預かり保育の利用料軽減（1） 無料で1時間延長保育（1） 	

⑨関係機関へのつなぎ

<連携先（行政機関等）>

- ・ 保健センターと連携（4）
- ・ 保健センターと情報共有（2）
- ・ 保健センターにつなぐ（2）
- ・ 教育センターと連携（1）
- ・ キンダーカウンセラー・SCへつなぐ（7）
- ・ 子育て支援課と連携（2）
- ・ 子育て支援室を紹介（1）
- ・ 子ども家庭センターと連携（1）
- ・ 子ども家庭相談室と連携（2）
- ・ 総合センターと連携（1）
- ・ 保健医療福祉センターと連携（1）
- ・ 保健医療福祉センターにつなぐ（1）
- ・ 未来室・地域保健課と連携（1）
- ・ ひとり親サポート支援（1）
- ・ 健康福祉課と連携（1）
- ・ 民生委員・児童委員と連携（2）
- ・ 子ども発達支援センターにつなぐ（1）
- ・ 教育委員会と連携（2）
- ・ 行政機関と情報共有（1）
- ・ 行政機関と連携（3）

<連携先（保育・教育機関）>

- ・ 小学校と連携（5）
- ・ 小学校につなぐ（1）
- ・ 中学校と連携（1）

<連携先（その他）>

- ・ 子育てサロンと交流（1）
- ・ 社会福祉協議会と連携（1）
- ・ 児童発達支援センターと連携（1）
- ・ 療育園と情報共有（1）
- ・ 療育園につなぐ（1）
- ・ 地域子育て支援拠点事業所の医師や助産師・作業療法士と連携（1）
- ・ 関係機関からの情報を周知（1）
- ・ 関係機関と連携（20）
- ・ 関係機関につなぐ（10）
- ・ 関係機関について知る（2）

<どのような場合に連携するか>

- ・ 障がいのある子どもについては教育委員会と連携（1）
- ・ 保育料の滞納等が続く場合は市役所の相談窓口につなぐ（2）
- ・ 身体にあざがあるときは子育て支援課につなぐ（1）
- ・ 無断欠席が続いた場合は子育て支援課に連絡（1）
- ・ 保健センターと連携し、健診未受診の家庭への声かけ（1）
- ・ 経済的な問題を抱えている家庭は福祉事務所と連携（1）
- ・ 子育て支援室へ保育所訪問を依頼（1）
- ・ 行政機関と連携して発達検査を行う（1）
- ・ 発達面で支援が必要なときは専門機関につなぐ（1）

<どのように連携しているか>

- ・ ケース会議を定期的に開催（1）
- ・ 定期的に連携（1）
- ・ ケース会議を開催（5）
- ・ 関係機関と日常的にやりとり（2）
- ・ 関係機関と積極的に関わる（2）
- ・ タイムリーな連携（1）

⑩その他

<支援の必要な子ども・家庭の発見方法>

- ・ 欠席が続くと連絡（13）
- ・ 朝食を欠いている場合は保護者と話す（1）
- ・ 世帯の状況を把握する（7）
- ・ 入園時に世帯の状況を把握する（1）
- ・ 児童虐待防止の為の研修を受ける（5）
- ・ 親子の様子をつぶさに観察（8）

<子ども・保護者への対応>

- ・ 子どもに丁寧に対応する（2）
- ・ 障がい児、配慮児の保育の質を高める研修（1）
- ・ 子どもについて保護者と話し合い（10）
- ・ 普段から子どもの様子を伝える（9）
- ・ 発達障がいの子どもの保護者に対しては、保護者の気持ちにゆとりがうまれるような支援を行う（1）

<園内での情報共有>

- ・ 園内で情報共有（16）
- ・ 一人で抱え込まない（1）
- ・ 園内で支援方法検討（2）
- ・ 園内で情報を記録（1）

<保護者の交流の機会の提供>

- ・ 保護者が交流する場の提供（2）
- ・ 園庭開放（6）
- ・ 保護者をつなぐPTA活動や連絡網を確立（1）

注) 表中の（ ）内の数字は、当該回答が何件あったかを表している。以下同様。

【小学校】

表 2-1-2 は小学校における支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」や「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多い。図 2-1-2 でみた傾向とは少し異なるが、「④学習支援」「⑤不登校に関する支援」に対応する回答も多かった。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-2 支援の工夫点（小学校）

<p><u>①家庭や子どもの生活に関する支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で用品を準備（1） ・ 欠食の場合、水分・糖分の補給をさせる（1） 	
<p><u>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</u></p> <p><誰が相談にあたるか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員を配置（2） ・ SCを活用、SSWを活用（2） ・ 職員の相談スキルのアップのための研修を実施（1） <p><相談しやすくするための工夫・その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丁寧に話を聞く（1） ・ 気軽に相談できる雰囲気づくり（2） ・ 世帯の状況を把握する（1） <p><相談のスタイル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の構築（4） ・ 相談窓口の設置（1） ・ 定期的な面談（2） 	
<p><u>③保育・教育に関する支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に課題がある児童を理解するための自主研修（1） ・ 通級指導教室で支援（1） 	
<p><u>④学習支援</u></p> <p><誰が支援するか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生ボランティアを活用（2） ・ 有償のサポーターを配置（1） ・ 学習ボランティアを活用（1） ・ スクールサポーターを活用（1） <p><支援のスタイル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後の指導（2） ・ 個別指導（3） ・ 休憩時間の指導（1） 	
<p><u>⑤不登校に関する支援</u></p> <p><支援方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習の手引を配布（1） ・ 不登校の児童に対し別室指導（1） ・ 保護室登校（1） ・ 登校前の家庭訪問（2） ・ 登校していない児童は毎朝保護者と連絡（1） ・ 毎朝の登校支援を実施（1） <p><関係機関との連携による支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSWや中学校に配置されているSCを活用して対応（1） ・ 不登校の児童に対しカウンセラー等の外部の専門家と連携（1） ・ 関係機関をまじえた不登校児童のケース会議を開催（1） <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校になる前に手立てを打つ（1） ・ 不登校対策のためチーム支援体制を整えている（1） 	
<p><u>⑥非行等に関する支援</u></p> <p><u>⑦就業・就労支援</u></p> <p><u>⑧経済的な支援</u> （該当する記述なし）</p>	
<p><u>⑨関係機関へのつなぎ</u></p> <p><連携先（行政機関等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSWと連携（7） ・ SCと連携（5） ・ 健康福祉課と連携（1） ・ 教育センターと連携（1） ・ 巡回相談と連携（1） ・ 民生委員・児童委員と連携（1） ・ 教育委員会と連携（1） ・ 教育委員会児童生徒課と連携（1） ・ 子ども家庭センターと連携（2） ・ 警察署と連携（2） ・ 子ども相談センターと連携（1） ・ 少年サポートセンターと連携（1） ・ 家庭児童相談室と連携（3） ・ 子育て支援課と連携（1） ・ 区役所と連携（1） <p><連携先（保育・教育機関）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校と連携（1） ・ 保育所と連携（1） <p><連携先（その他）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年文化館と連携（1） ・ 関係機関と連携（4） ・ 関係機関につなぐ（1） ・ PTAや地域等と連携（1） <p><どのような場合に連携するか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母親との関係を構築するため、教育委員会の家庭教育支援サポーターと連携（1） <p><どのように連携しているか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議を頻繁に開催（1） ・ ケース会議を開催（5） ・ 生徒指導部会に参加（2） ・ 地域会議への参加（1） ・ 定期的に連携（4） ・ 日常的に連携（1） 	

<p>⑩その他</p> <p><支援の必要な子ども・家庭の発見方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 (6) 子どもの生活状況、登校状況を把握 (1) 地域と情報共有 (1) <p><校内での情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 校内で情報共有 (4) 担任が報告する先を明確にする (1) 児童の個別カルテを作成 (1) 		<p><子ども・保護者への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの様子を保護者にこまめに伝える (1) 早期支援 (1) 配布物で情報提供 (1) 子ども支援コーディネーターの配置 (1) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 夏休みのサマースクールを実施 (1)
---	--	---

【中学校】

表 2-1-3 は中学校における支援の工夫点を示したものである。「④学習支援」や「⑤不登校に関する支援」に対応する回答が多く、図 2-1-2 でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-3 支援の工夫点 (中学校)

<p>①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)</p>	
<p>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</p> <p><誰が相談にあたるか></p> <ul style="list-style-type: none"> SCを活用 (2) <p><相談のスタイル></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者に頻繁に連絡・家庭訪問して相談してもらう (1) 家庭訪問を通して相談してもらう (2) 各学期に懇談を実施 (1) 	
<p>③保育・教育に関する支援 (該当する記述なし)</p>	
<p>④学習支援</p> <p><支援のスタイル></p> <ul style="list-style-type: none"> 学び舎を実施 (1) 長期休業中の学習支援 (2) 個別指導 (1) <p><支援の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 将来に渡って学び続けようとする学習意欲の向上につながる授業づくり (1) 定期テスト前に基礎学力の到達度確認テストを行い、その結果に応じて補充学習支援を実施 (1) ICTの利活用 (1) 「学習の手引き」の配付 (1) 自主学習を行う場所を設置 (1) 	
<p>⑤不登校に関する支援</p> <p><支援方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 校内適応指導教室 (4) 月1回不登校生の情報共有および課題解決に向けての協議 (1) 不登校生徒に担任、学年教師、部活動顧問それぞれが様々な方法でアプローチ (1) 家庭訪問を通して指導 (1) <p><関係機関との連携による支援></p> <ul style="list-style-type: none"> フリースクールと連携 (1) SSW、SCと連携 (1) 	
<p>⑥非行等に関する支援</p> <p><支援方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問を通して指導 (1) <p><関係機関との連携による支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども相談センターと連携 (1) SSW、SCと連携 (1) 警察署と連携 (2) 	
<p>⑦就業・就労支援 (該当する記述なし)</p>	
<p>⑧経済的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学援助制度の説明 (2) 奨学金制度の説明 (2) 	

<p>⑨関係機関へのつなぎ</p> <p><連携先></p> <ul style="list-style-type: none"> SSW と連携 (6) SC と連携 (5) SC につなぐ (1) 警察署と連携 (2) 子ども家庭センターと連携 (1) 子育て支援課と連携 (1) 子ども相談センターと連携 (1) フリースクールと連携 (1) 関係機関につなぐ (2) 		<p><どのように連携しているか></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に連携 (1) 教育委員会を通して関係機関と連携 (1) SSW を通して関係機関と連携 (1) <p><連携で何をしているか></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関について知る (1)
<p>⑩その他</p> <p><支援の必要な子ども・家庭の発見方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもへのアンケート実施 (1) 子どもの変化に気付くスキルを高める研修 (1) 子どもを対象とした相談 (1) 全生徒との面談期間を複数回設定 (1) 子どもの様子をよくみる (3) <p><校内での情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 校内で定期的に情報共有 (1) 校内で情報共有 (3) 		<p><子ども・保護者への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の幸せを一番に考える (1) 子どもの様子を保護者に伝える (1) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の教育諸団体と連携した教育講演会やイベントを開催 (1) 保護者向け講演会・勉強会等の開催 (1)

【府立高校】

表 2-1-4 は府立高校における支援の工夫点を示したものである。「⑤不登校に関する支援」や「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多く、図 2-1-2 でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-4 支援の工夫点（府立高校）

<p>①家庭や子どもの生活に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 遅刻指導 (2) SSW を活用 (1)
<p>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> SC を活用 (1) 保護者・生徒と信頼関係を構築する (1)
<p>③保育・教育に関する支援 (該当する記述なし)</p>
<p>④学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習支援の支援員を配置 (1) 放課後の指導 (1) 校内の生徒サポート委員会で協議し個々の生徒に合わせた学習支援を実施 (1)
<p>⑤不登校に関する支援</p> <p><支援方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 丁寧に話を聞く (1) 夏季休業に長欠や指導の困難な生徒に集中的に関わりを持つ (1) 長期欠席傾向のある生徒に対し家庭訪問する (3) 欠席生徒の保護者へ連絡し長期欠席の防止を図る (1) <p><支援のシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> 別室登校を制度化 (1) 不登校生徒について校内で定期的に情報共有 (1)
<p>⑥非行等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々の身だしなみ指導、遅刻指導 (1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導 (1)
<p>⑦就業・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセラーを活用 (2) 就職支援コーディネーターと連携 (1)
<p>⑧経済的な支援 (該当する記述なし)</p>

⑨関係機関へのつなぎ	
<連携先> <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センターと連携 (2) SSW と連携 (3) SC と連携 (1) SC を紹介 (1) 警察署と連携 (1) 要保護児童対策地域協議会と連携 (1) 地域の NPO 法人と連携 (1) 関係機関と連携 (2) 関係機関と情報共有 (2) 	<どのように連携しているか> <ul style="list-style-type: none"> ケース会議を開催 (1) 定期的に連携 (2) 日常的に連携 (1)
⑩その他	
<校内での情報共有> <ul style="list-style-type: none"> 校内で情報共有のシステムを確立 (1) 校内で定期的に情報共有 (3) 	<子ども・保護者への対応> <ul style="list-style-type: none"> SC による生徒のカウンセリング (1) 全学年複数担任制 (1) 家庭生活から学習に至るまで、幅広く対応 (1) 様々なニーズにこたえる支援を心掛けている (1)

【支援学校】

表 2-1-5 は支援学校における支援の工夫点を示したものである。「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多い。「③保育・教育に関する支援」に対応する回答も比較的多く、図 2-1-2 でみた傾向と重なる。

表 2-1-5 支援の工夫点 (支援学校)

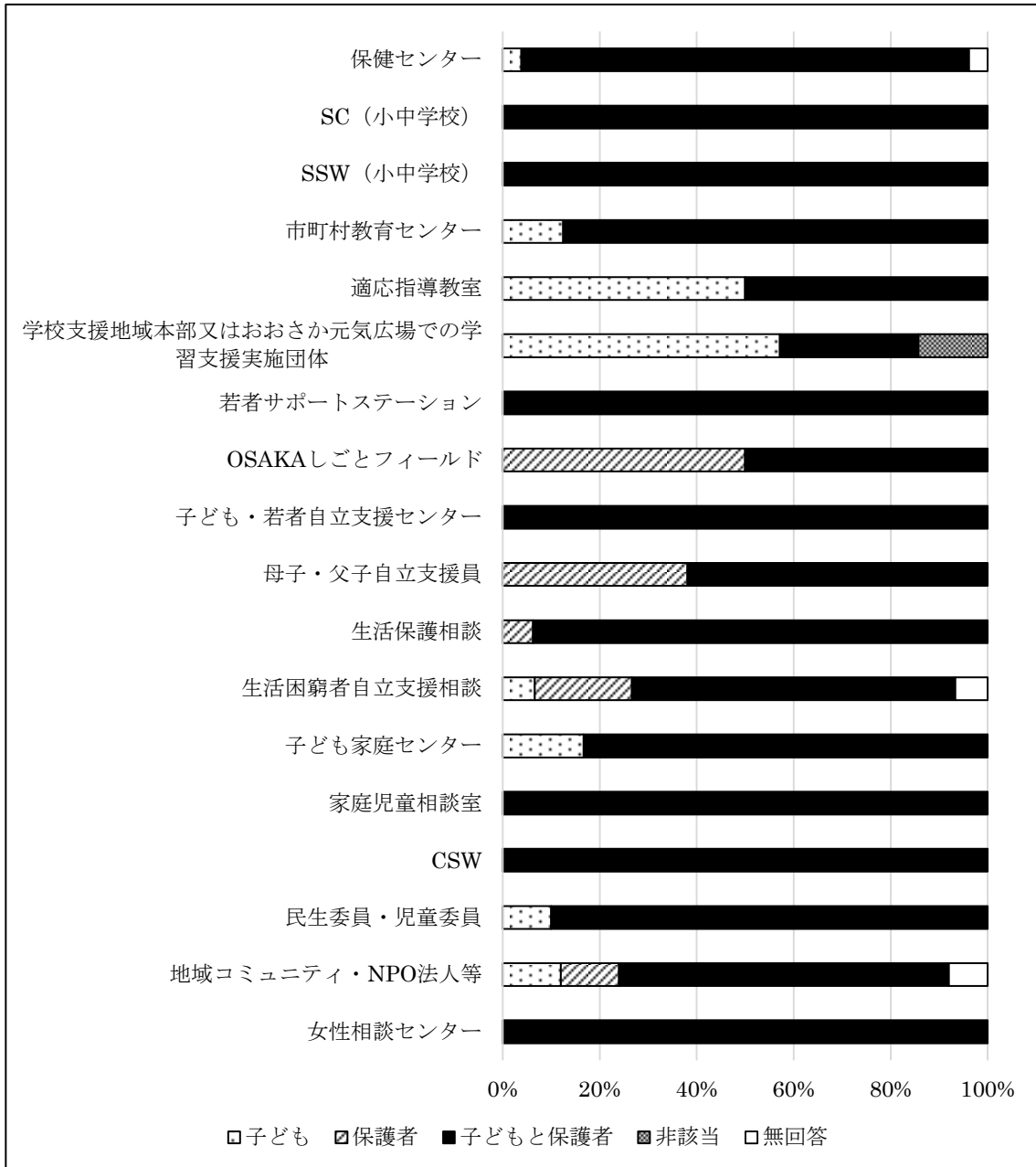
①家庭や子どもの生活に関する支援	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援	
<ul style="list-style-type: none"> 保護者と密にコミュニケーション (1) 	
③保育・教育に関する支援	
<ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画を作成 (4) 	
④学習支援	
<ul style="list-style-type: none"> グループ学習 (1) 	
⑤不登校に関する支援	
<ul style="list-style-type: none"> 不登校について定期的に関係機関とカンファレンス (1) 	
⑥非行等に関する支援	
(該当する記述なし)	
⑦就業・就労支援	
<ul style="list-style-type: none"> 進路相談 (1) 進路先と連携 (1) 	
⑧経済的な支援	
(該当する記述なし)	
⑨関係機関へのつなぎ	
<連携先> <ul style="list-style-type: none"> 就業・生活支援センターやハローワークと連携 (1) 子ども家庭センターと情報交換 (1) 必要に応じて主治医訪問 (1) 前所属先との引継ぎを丁寧に行う (1) 放課後等デイサービスや移動支援につなぐ (1) 関係機関と連携 (3) 	<どのように連携しているか> <ul style="list-style-type: none"> 不登校について、定期的に関係機関とカンファレンス (1) ケース会議を開催 (3)
	<その他> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関・医療機関にも教育支援計画を持参し、活用するよう保護者に働きかけ (1) 通訳ボランティアなどの情報を保護者に提供 (1) 支援の必要な子どものつなぎ先についての研修 (1)
⑩その他	
<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な子どもの発見についての研修 (1) 校内で情報共有 (1) 	

2) 行政機関、その他

(1) 支援の対象

問 1「支援の対象は子どもですか、保護者ですか」、(選択肢回答)に対する行政機関、その他の回答を図 2-1-3 に示す。全体として「子どもと保護者」両方を支援対象としている行政機関、その他が多い。適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体においては、支援対象は「子ども」という回答が半数近くを占めている。また、OSAKA しごとフィールド、母子・父子自立支援員においては、「保護者」という回答が多い。

図 2-1-3 支援の対象 (行政機関、その他)



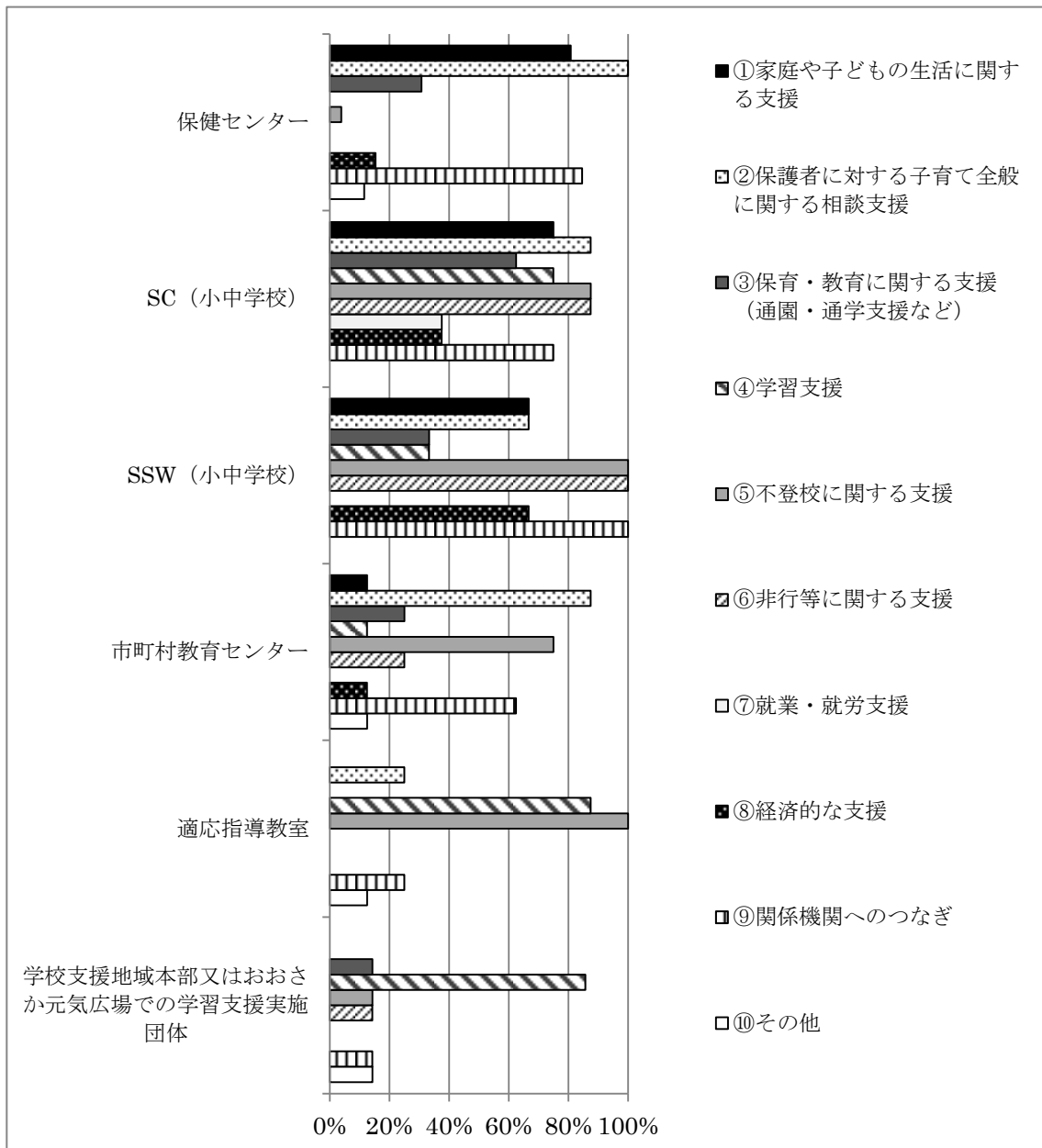
注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保健センター：26、SC (小中学校)：8、SSW (小中学校)：3、市町村教育センター：8、適応指導教室：8、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施の団体等：7、若者サポートステーション：1、OSAKA しごとフィールド：2、子ども・若者自立支援センター：4、母子・父子自立支援員：21、生活保護相談：16、生活困窮者自立支援相談：15、子ども家庭センター：6、家庭児童相談室：22、CSW：19、民生委員・児童委員：20、地域コミュニティ・NPO法人等：25、女性相談センター：1。

(2) 支援の工夫点

i. 支援の工夫点（選択肢回答）

問2「あなた（あなたの所属機関）が行っている支援で工夫されている内容を教えてください」（選択肢回答）に対する保健センター、SC（小中学校）、SSW（小中学校）、市町村教育センター、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体の回答を図2-1-4に示す。保健センター、市町村教育センターにおいては「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」が多く、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体においては当然ながら「④学習支援」が多くなっている。SCとSSWは、ともに幅広い回答がみられるが、SCでは「③保育・教育に関する支援（通園・通学支援など）」「④学習支援」が比較的多く、SSWでは「⑧経済的な支援」「⑨関係機関へのつなぎ」が比較的多いという違いがみられた。

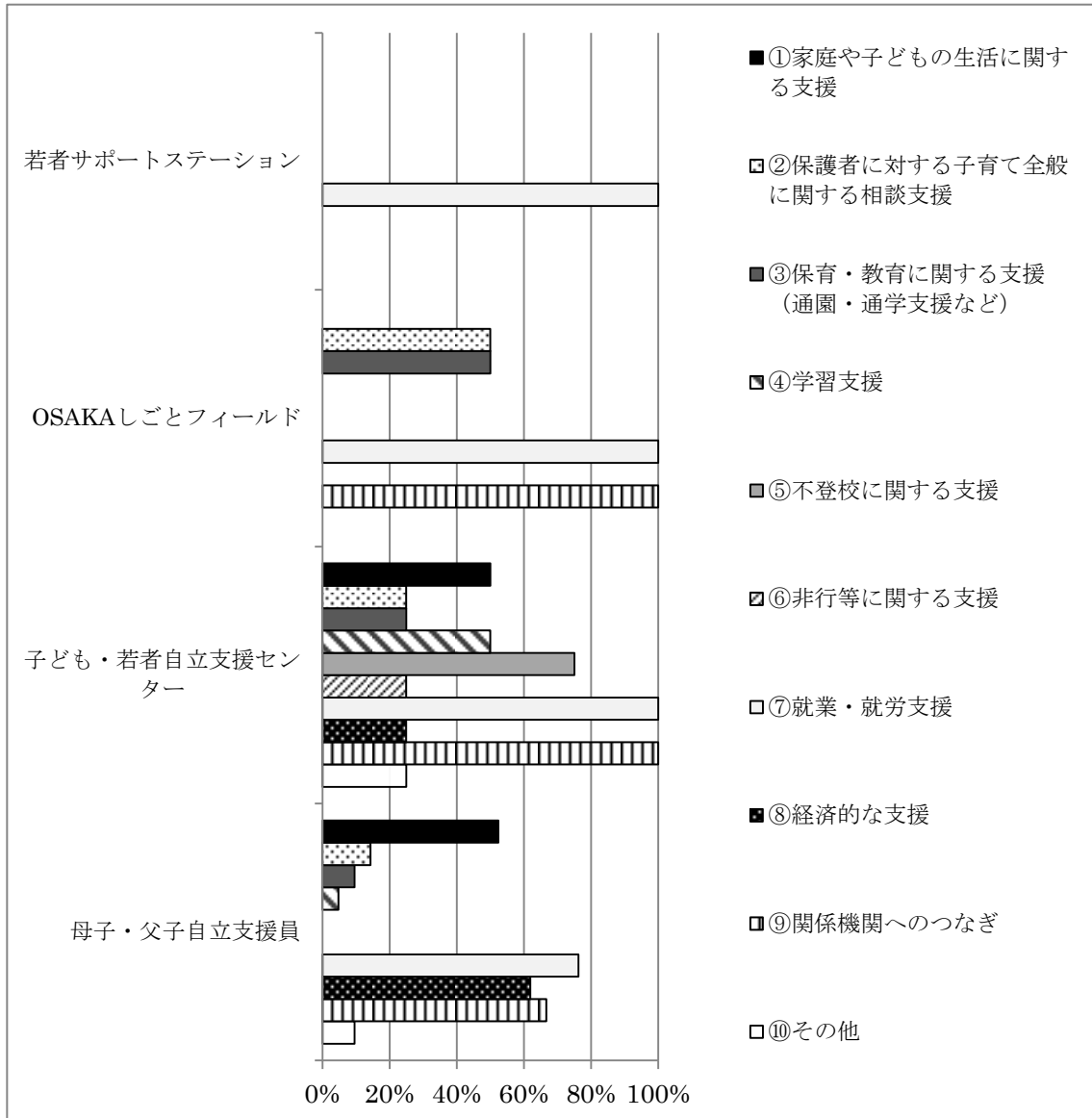
図2-1-4 支援の工夫点（複数回答）（保健センター、SC（小中学校）、SSW（小中学校）、市町村教育センター、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保健センター：26、SC（小中学校）：8、SSW（小中学校）：3、市町村教育センター：8、適応指導教室：8、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施の団体：7。

問2「あなた（あなたの所属機関）が行っている支援で工夫されている内容を教えてください」（選択肢回答）に対する若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センター、母子・父子自立支援員の回答を図2-1-5に示す。全体として「⑦就業・就労支援」が多い傾向にある。OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センターにおいては、同様に「⑨関係機関へのつなぎ」も多く、母子・父子自立支援員においては「⑧経済的な支援」が多くみられた。

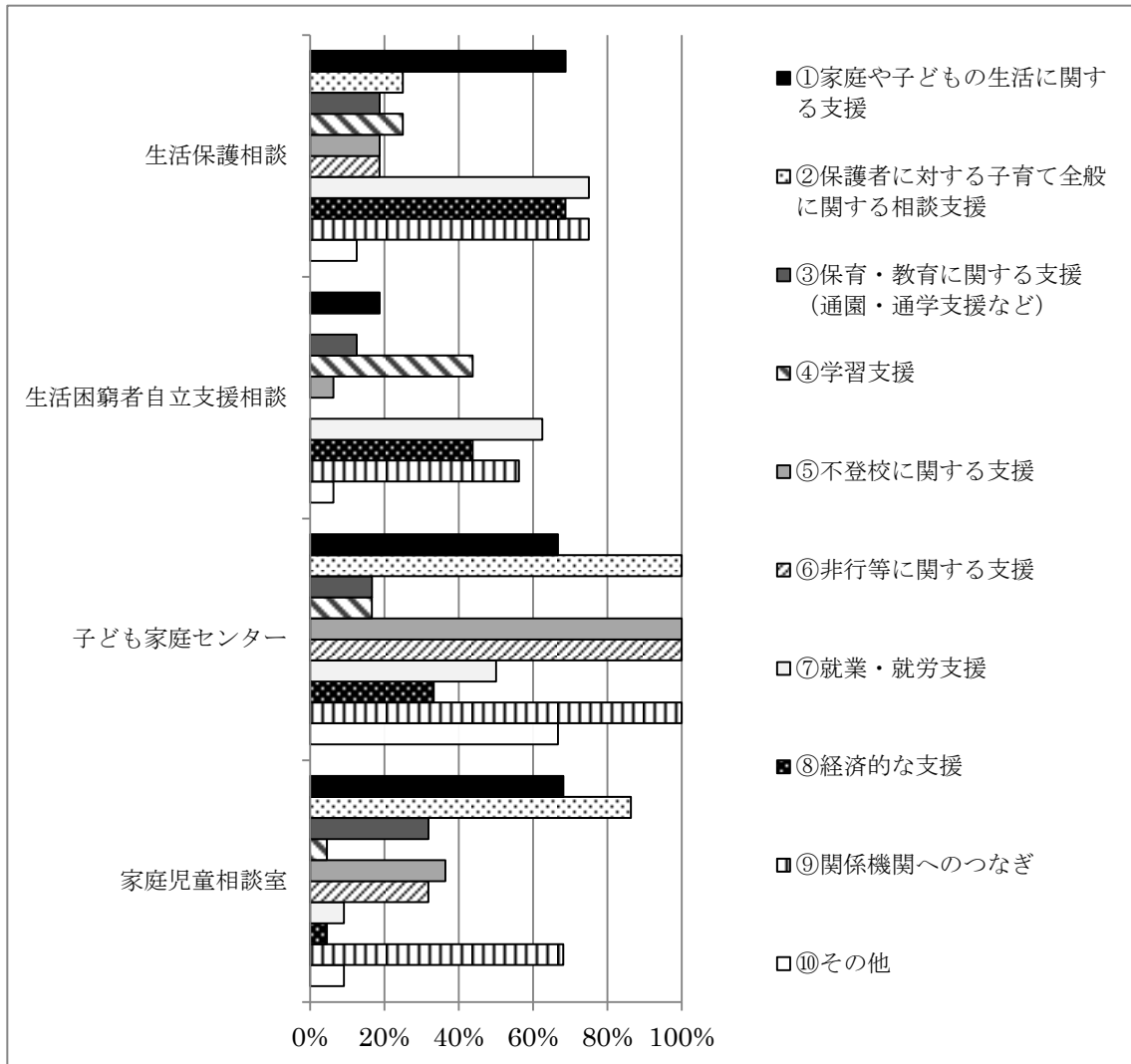
図2-1-5 支援の工夫点（選択肢回答）（若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センター、母子・父子自立支援員）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、若者サポートステーション：1、OSAKA しごとフィールド：2、子ども・若者自立支援センター：4、母子・父子自立支援員：21。

問2「あなた（あなたの所属機関）が行っている支援で工夫されている内容を教えてください」（選択肢回答）に対する生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、子ども家庭センター、家庭児童相談室の回答を図2-1-6に示す。全体として「⑨関係機関へのつなぎ」が多い傾向にある。生活保護相談、生活困窮者自立支援相談では「⑦就業・就労支援」が多く、子ども家庭センター、家庭児童相談室においては「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」が多くみられた。

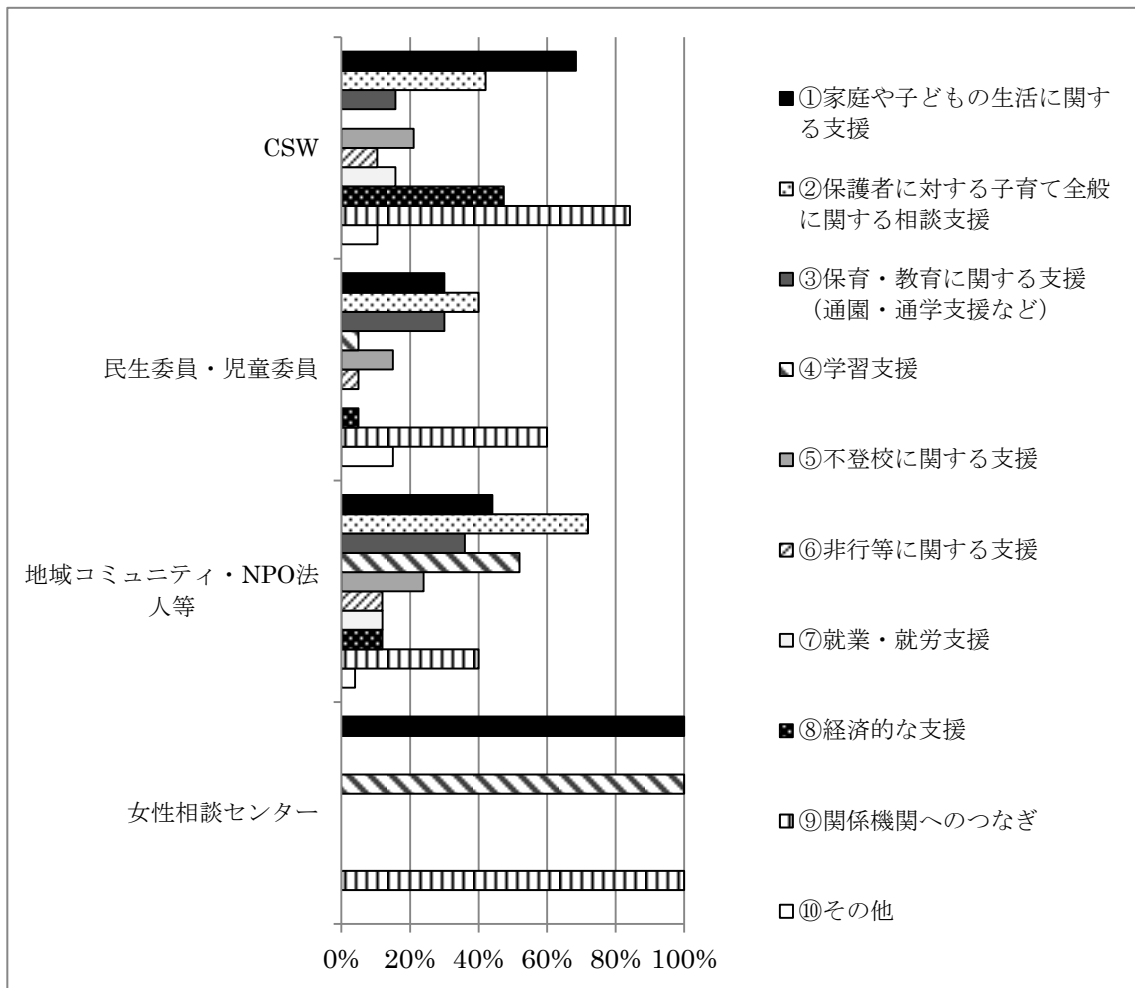
図2-1-6 支援の工夫点（選択肢回答）（生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、子ども家庭センター、家庭児童相談室）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、生活保護相談：16、生活困窮者自立支援相談：15、子ども家庭センター：6、家庭児童相談室：22。

問2「あなた（あなたの所属機関）が行っている支援で工夫されている内容を教えてください」（選択肢回答）に対するCSW、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO法人等、女性相談センターの回答を図2-1-7に示す。全体として「⑨関係機関へのつなぎ」が多い傾向にあり、「①家庭や子どもの生活に関する支援」も比較的多い。民生委員・児童委員では「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」が多く、CSWではそれに加えて「⑧経済的な支援」が多くみられた。地域コミュニティ・NPO法人等、女性相談センターにおいては「④学習支援」も多くみられた。

図2-1-7 支援の工夫点（選択肢回答）（CSW、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO法人等、女性相談センター）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、CSW：19、民生委員・児童委員：20、地域コミュニティ・NPO法人等：25、女性相談センター：1。

ii. 支援の工夫点（自由記述形式）

問2「あなた（あなたの所属機関）が行っている支援で工夫されている内容を教えてください」への自由記述の回答を分析し、その内容が「i. 支援の工夫点（選択肢回答）」の選択肢①～⑩のいずれに対応するか検討した。その結果を機関ごとに整理したものを表に示す。なお回答数が多い項目は、回答を適宜分類し、＜小見出し＞を付けて示している。また、表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

【保健センター】

表2-1-6は保健センターにおける支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」や「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答が多く、図2-1-4でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表2-1-6 支援の工夫点（保健センター）

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠届提出時に全妊婦に面接・相談 (3) ・ 乳幼児健診ですべての子どもの発達・疾患の確認および子育て相談を実施 (1) ・ 乳幼児健診時に、いつでもどこでも気軽に相談してもらえるよう声かけを行っている (1) ・ ライフステージに応じた切れ目ない支援体制づくりとしてワンストップ窓口を開設 (1) ・ 対象者に寄り添う (3) ・ リスクアセスメントシートで客観的に評価 (1) 	
③保育・教育に関する支援	
④学習支援	
⑤不登校に関する支援	
⑥非行等に関する支援	
⑦就業・就労支援	
⑧経済的な支援 (該当する記述なし)	
⑨関係機関へのつながり	
<連携先> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉機関や教育機関と連携 (1) ・ 民間の機関と連携 (1) ・ 関係機関と連携 (4) ・ 関係機関を紹介 (4) 	<どのように連携しているか> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議以外でも連絡をとる (1) ・ 対象者が関係機関に行く際に同行する (1) ・ 要保護児童対策地域協議会のケース会議を活用して連携 (1) ・ 日常的に連携 (1) ・ 直接会って連携 (1) ・ 早期に連携 (1) ・ 連携できる関係づくり (2) ・ 生活困窮等については関係機関との連携を早期に実施 (1)
<連携で何をするか> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の役割についての情報交換や研修を行う (1) ・ 関係機関と支援方法の検討 (1) 	
⑩その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1回関係機関に研修を実施 (1) ・ 市内に子育て世代包括支援センターを2箇所開設 (1) ・ 世帯の状況を聞きとる (3) ・ 継続的に支援 (3) ・ 家庭全体を支援する (1) ・ タイムリーに支援する (1) ・ 課内で情報共有し複数で支援体制を検討 (6) 	

【SC（小中学校）】

表2-1-7はSC（小中学校）における支援の工夫点を示したものである。「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答が多く、図2-1-4と同様の傾向がみられた。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-7 支援の工夫点 (SC (小中学校))

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援 ・ 話を丁寧に聞く (2) ・ 保護者の相談 (2)	
③保育・教育に関する支援 ④学習支援 ⑤不登校に関する支援 ⑥非行等に関する支援 ⑦就業・就労支援 ⑧経済的な支援 (該当する記述なし)	
⑨関係機関へのつながり <連携先> ・ 関係機関と連携 (2) ・ 子ども家庭センターと連携 (1) ・ 家庭児童相談室と連携 (1)	<連携で何をするか> ・ 役割分担の明確化 (1) ・ 効果の検証 (1) <どのように連携しているか> ・ ケース会議を開催 (2) ・ 連携のための定例会議がある (1) ・ 密に連絡する (1)
⑩その他 ・ 自主的に動く (1) ・ 教員の相談 (1) ・ 生徒の相談 (2) ・ 学校内での共有 (3) ・ 研修の実施 (1)	

【SSW (小中学校)】

表 2-1-8 は SSW (小中学校) における支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答がみられ、図 2-1-4 と同様の傾向がみられた。

表 2-1-8 支援の工夫点 (SSW (小中学校))

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援 ・ 話を丁寧に聞く (2) ・ 保護者の相談 (2)	
③保育・教育に関する支援 ④学習支援 ⑤不登校に関する支援 ⑥非行等に関する支援 ⑦就業・就労支援 ⑧経済的な支援 (該当する記述なし)	
⑨関係機関へのつながり ・ 随時外部機関とケース会議を開催 (1) ・ 機関の紹介だけでなく、適切な関係機関へのつながりのために面談を行い、また関係機関へつなぐ際に対象者に同行し、対象者の代弁、機関からの説明の理解のための解説を行う (1)	
⑩その他 (該当する記述なし)	

【市町村教育センター】

表 2-1-9 は市町村教育センターにおける支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答が多く、図 2-1-4 でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-9 支援の工夫点（市町村教育センター）

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援 ・ 臨床心理士による相談 (1) ・ 電話による受付で詳細に相談内容を聞きとり、最も適した相談員に振り分ける (1) ・ 継続的な相談 (1) ・ 保護者の相談 (3)	
③保育・教育に関する支援 (該当する記述なし)	
④学習支援 ・ 市費人材による学習支援 (1)	
⑤不登校に関する支援 ・ 市費人材による不登校生徒への登校支援 (1) ・ 不登校児童の保護者への丁寧な支援 (1)	
⑥非行等に関する支援 ・ 警察署・福祉部局等関係機関との連携 (1)	
⑦就業・就労支援	
⑧経済的な支援 (該当する記述なし)	
⑨関係機関へのつなぎ	
<連携先>	<どのようにして連携しているか>
・ 子育て支援課と連携 (1)	・ ケース会議を通して連携 (2)
・ 要保護児童対策地域協議会と連携 (1)	・ SC・SSWを通して連携 (2)
・ 福祉部局等との連携 (1)	・ 市内中学校保護者への進路説明会への出席・連携 (1)
・ 障がい者支援センターと連携 (1)	
・ 奨学金取り扱い団体と連携 (1)	
・ 地域支援人権金融公社と連携 (1)	
・ 社会福祉協議会と連携 (1)	
・ 学校と連携 (4)	
・ 園と連携 (1)	
⑩その他	
・ 子どものプレイセラピー (2)	
・ 教員の相談 (1)	
・ 親子の相談者に対し、子ども対応の相談員と、保護者対応の相談員とが連携 (1)	

【適応指導教室】

表 2-1-10 は適応指導教室における支援の工夫点を示したものである。「⑤不登校に関する支援」
「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多く、図 2-1-4 と同様の傾向がみられた。

表 2-1-10 支援の工夫点（適応指導教室）

①家庭や子どもの生活に関する支援	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援	
③保育・教育に関する支援	
④学習支援 (該当する記述なし)	
⑤不登校に関する支援 ・ ソーシャルスキルを身に付けるための時間確保 (1) ・ 一対一で接する (1) ・ 週 1 回のカウンセリングを実施 (1) ・ 臨床心理士を配置 (1) ・ 学生ボランティアを配置 (2) ・ カウンセラーを配置 (1) ・ ICT機器を活用 (1)	
⑥非行等に関する支援	
⑦就業・就労支援	
⑧経済的な支援 (該当する記述なし)	

<u>⑨関係機関へのつなぎ</u>	
<連携先> ・ 学校と連携 (1) ・ SC・SSW と連携 (1)	<どのように連携しているか> ・ スカイプを利用して市内の学校と日常的に交流 (1) ・ 学校への訪問・巡回指導や相談連携のシステム化を試みている (1) ・ 学校とケース会議 (1)
<連携で何をするか> ・ 在籍校と連携をとり、教材やプリントを送ってもらう (1)	
<u>⑩その他</u>	
・ 野外での体験活動の実施 (1)	

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-1-11 は学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体における支援の工夫点を示したものである。「④学習支援」に対応する回答が多く、図 2-1-4 でみた傾向と重なる。

表 2-1-11 支援の工夫点（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

<u>①家庭や子どもの生活に関する支援</u> (該当する記述なし)	
<u>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</u> ・ 保護者に対する相談支援 (1)	
<u>③保育・教育に関する支援</u> (該当する記述なし)	
<u>④学習支援</u>	
<人員配置> ・ 学習サポーターの配置 (1)	<その他> ・ 支援を必要とする生徒に関する相談 (1) ・ 学校長から支援対象の推薦を受ける (1)
<学習する場の提供> ・ テスト前自主学習室の開設等 (1) ・ 放課後学習を定期的実施 (2) ・ 宿題を指導員のもとでする場を提供 (1)	
<u>⑤不登校に関する支援</u> ・ 不登校生徒に対する別室指導 (1)	
<u>⑥非行等に関する支援</u>	
<u>⑦就業・就労支援</u>	
<u>⑧経済的な支援</u> (該当する記述なし)	
<u>⑨関係機関へのつなぎ</u> ・ 関係機関と連携 (1)	
<u>⑩その他</u> (該当する記述なし)	

【若者サポートステーション】

表 2-1-12 は若者サポートステーションにおける支援の工夫点を示したものである。「⑦就業・就労支援」に対応する回答がみられ、図 2-1-5 でみた傾向と重なる。

表 2-1-12 支援の工夫点（若者サポートステーション）

<u>①家庭や子どもの生活に関する支援</u>	
<u>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</u>	
<u>③保育・教育に関する支援</u>	
<u>④学習支援</u>	
<u>⑤不登校に関する支援</u>	
<u>⑥非行等に関する支援</u> (該当する記述なし)	

<p><u>⑦就業・就労支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループワーク等を通じて相互に応援しあえる関係性づくり (1) ・ カウンセリングや職場体験などの就労準備段階の支援 (1) ・ ボランティア等も含めた社会体験の場の提供 (1)
<p><u>⑧経済的な支援</u></p> <p><u>⑨関係機関へのつなぎ</u></p> <p><u>⑩その他</u></p> <p>(該当する記述なし)</p>

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-1-13 は OSAKA しごとフィールドにおける支援の工夫点を示したものである。支援の工夫点に該当する記述はなかった。

表 2-1-13 支援の工夫点 (OSAKA しごとフィールド)

<p>①～⑩</p> <p>(該当する記述なし)</p>

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-1-14 は子ども・若者自立支援センターにおける支援の工夫点を示したものである。「⑤不登校に関する支援」「⑦就業・就労支援」「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答がみられた。図 2-1-5 でみた傾向と重なる。

表 2-1-14 支援の工夫点 (子ども・若者自立支援センター)

<p><u>①家庭や子どもの生活に関する支援</u></p> <p><u>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</u></p> <p><u>③保育・教育に関する支援</u></p> <p><u>④学習支援</u></p> <p>(該当する記述なし)</p>			
<p><u>⑤不登校に関する支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者には本人対応の心理教育・本人には認知行動療法を行う (1) ・ ひきこもりの子ども、その保護者に対して、臨床心理士によるカウンセリングを実施 (1) 			
<p><u>⑥非行等に関する支援</u></p> <p>(該当する記述なし)</p>			
<p><u>⑦就業・就労支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに対し少人数でのグループ活動を実施 (1) ・ 保護者には本人対応の心理教育・本人には認知行動療法を行う (1) ・ ひきこもりの子ども、その保護者に対して、臨床心理士によるカウンセリングを実施 (1) 			
<p><u>⑧経済的な支援</u></p> <p>(該当する記述なし)</p>			
<p><u>⑨関係機関へのつなぎ</u></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><連携先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携 (1) </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><連携で何をするか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方法に関する情報収集 (1) ・ 当事者と支援機関がつながる中継ぎの役割を果たす (1) </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><どのように連携しているか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に連携 (1) </td> </tr> </table>	<p><連携先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携 (1) 	<p><連携で何をするか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方法に関する情報収集 (1) ・ 当事者と支援機関がつながる中継ぎの役割を果たす (1) 	<p><どのように連携しているか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に連携 (1)
<p><連携先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携 (1) 	<p><連携で何をするか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方法に関する情報収集 (1) ・ 当事者と支援機関がつながる中継ぎの役割を果たす (1) 	<p><どのように連携しているか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に連携 (1) 	
<p><u>⑩その他</u></p> <p>(該当する記述なし)</p>			

【母子・父子自立支援員】

表 2-1-15 は母子・父子自立支援員における支援の工夫点を示したものである。「⑦就業・就労支援」「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答がみられた。図 2-1-5 でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-15 支援の工夫点（母子・父子自立支援員）

<p>①家庭や子どもの生活に関する支援</p> <p>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</p> <p>③保育・教育に関する支援</p> <p>④学習支援</p> <p>⑤不登校に関する支援</p> <p>⑥非行等に関する支援 (該当する記述なし)</p>																	
<p>⑦就業・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークと連携 (3) ・ 就労相談担当であるプログラム策定員と連携 (1) ・ 就職後も定期的に見守り (1) 																	
<p>⑧経済的な支援 (該当する記述なし)</p>																	
<p>⑨関係機関へのつなぎ</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th><連携先></th> <th><連携で何をするか></th> <th><どのように連携しているか></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 社会福祉協議会や保護課に相談 (1)</td> <td>・ 支援方法の情報収集 (3)</td> <td>・ 関係機関への事前連絡 (1)</td> </tr> <tr> <td>・ ハローワークと連携 (3)</td> <td>・ 担当窓口の案内 (1)</td> <td>・ 連携できる関係づくり (2)</td> </tr> <tr> <td>・ 関係機関と相談 (1)</td> <td>・ サービスの紹介 (4)</td> <td>・ 小中学校、保育所等に見守りを依頼 (1)</td> </tr> <tr> <td>・ 小学校、保育所と連携 (1)</td> <td>・ 児童扶養手当の認定時に、ひとり親施策を紹介 (1)</td> <td>・ 対象者が関係機関へ行く際に同行 (1)</td> </tr> </tbody> </table>			<連携先>	<連携で何をするか>	<どのように連携しているか>	・ 社会福祉協議会や保護課に相談 (1)	・ 支援方法の情報収集 (3)	・ 関係機関への事前連絡 (1)	・ ハローワークと連携 (3)	・ 担当窓口の案内 (1)	・ 連携できる関係づくり (2)	・ 関係機関と相談 (1)	・ サービスの紹介 (4)	・ 小中学校、保育所等に見守りを依頼 (1)	・ 小学校、保育所と連携 (1)	・ 児童扶養手当の認定時に、ひとり親施策を紹介 (1)	・ 対象者が関係機関へ行く際に同行 (1)
<連携先>	<連携で何をするか>	<どのように連携しているか>															
・ 社会福祉協議会や保護課に相談 (1)	・ 支援方法の情報収集 (3)	・ 関係機関への事前連絡 (1)															
・ ハローワークと連携 (3)	・ 担当窓口の案内 (1)	・ 連携できる関係づくり (2)															
・ 関係機関と相談 (1)	・ サービスの紹介 (4)	・ 小中学校、保育所等に見守りを依頼 (1)															
・ 小学校、保育所と連携 (1)	・ 児童扶養手当の認定時に、ひとり親施策を紹介 (1)	・ 対象者が関係機関へ行く際に同行 (1)															
<p>⑩その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズについてアンケートを実施 (1) ・ 丁寧な相談対応 (4) ・ 相談者のニーズを把握しながら、深入りしすぎることのないようバランスをとっている (1) ・ 給付金や貸付制度の案内を関係機関から配布してもらう (1) ・ 対象者に寄り添う (2) 																	

【生活保護相談】

表 2-1-16 は生活保護相談における支援の工夫点を示したものである。「④学習支援」「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多く、図 2-1-6 と同様の傾向がみられた。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-16 支援の工夫点（生活保護相談）

<p>①家庭や子どもの生活に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健全育成相談員を配置 (1) ・ ケースワークに必要なスキル向上のために毎月、事務研修会を開催 (1)
<p>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健全育成相談員を配置 (1)
<p>③保育・教育に関する支援 (該当する記述なし)</p>
<p>④学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習・生活支援員を配置 (1) ・ 学習会（勉強会）の案内を送る (1) ・ 他課の「青少年の居場所づくり事業」と連携 (1) ・ 生活困窮者自立支援事業の学習支援と連携 (1)
<p>⑤不登校に関する支援</p> <p>⑥非行等に関する支援 (該当する記述なし)</p>
<p>⑦就業・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所内ハローワークとの連携 (1) ・ 就労支援プログラムを活用 (1) ・ 就労支援員 (1)

⑧経済的な支援		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居確保給付金の利用 (1) ・ 一時扶助が必要な場合は支給 (1) 		
⑨関係機関へのつながり		
<連携先>	<連携で何をするか>	<どのように連携しているか>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他課の「青少年の居場所づくり事業」と連携 (1) ・ 福祉事務所内ハローワークとの連携 (1) ・ 生活困窮者自立支援事業の学習支援と連携 (1) ・ ハローワークと連携 (1) ・ 子育て支援課と連携 (1) ・ 関係機関と連携 (4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容把握のため他機関と情報共有 (1) ・ 学校等と情報を共有 (1) ・ つなぎ先に同行 (1) ・ 支援に関する情報収集 (1) ・ 関係機関と支援体制構築 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSW や保健師と一緒に訪問 (1)
⑩その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況を聞きとる (3) ・ 家庭訪問や電話、窓口応対等を反復して信頼関係を構築 (1) ・ 保護者の話を丁寧に聞く (1) ・ 定期的に家庭訪問し、生活実態を把握 (1) ・ 収入・支出の状況を必要に応じて確認 (1) ・ 中学生、高校生向けの対象者に通信を郵送して、啓発 (1) ・ 同僚と共有する (1) 		

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-1-17 は生活困窮者自立支援相談における支援の工夫点を示したものである。「④学習支援」「⑦就業・就労支援」「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答が多く、図 2-1-6 でみた傾向と重なる。また、「⑧経済的な支援」「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-17 支援の工夫点 (生活困窮者自立支援相談)

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援 (該当する記述なし)	
③保育・教育に関する支援 (該当する記述なし)	
④学習支援	
<学習する場の提供>	<その他>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮家庭の中学生を対象に、毎週土曜日に教員経験者を配置した自習教室を開催 (1) ・ 福祉系大学と提携して、学生ボランティアによる中学生を対象に学習支援 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーカーから呼びかけ (1) ・ 対象者の課題を把握 (3) ・ 個別・集合型にて対応 (1)
⑤不登校に関する支援	
⑥非行等に関する支援 (該当する記述なし)	
⑦就業・就労支援	
<支援方法>	<他機関と連携して支援>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場見学・職場体験やグループワーク・活動などを活用し、相談者の就労希望や能力などを整理 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークと連携して就労支援 (1) ・ 社会福祉協議会と連携 (2) ・ 公共職業安定所と連携 (1) ・ 民間職業紹介・内職斡旋所と連携 (1)
⑧経済的な支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事業と連携 (1) ・ 住居確保給付金の相談受付、子どもの教育費用等の貸付相談 (1) 	

⑨関係機関へのつながり	
<連携先>	<連携で何をするか>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会と連携 (1) ・ 社会保険労務士会と連携 (1) ・ 法テラスにつなぐ (1) ・ 消費者生活センターにつなぐ (1) ・ 公共職業安定所と連携 (1) ・ 民間職業紹介・内職斡旋所と連携 (1) ・ 社会福祉協議会と連携 (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークと連携して就労支援 (1)
⑩その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者の家族の課題も支援する (1) ・ 子どもの居場所づくり事業の後方支援 (1) ・ 相談内容把握のため他機関と情報共有 (1) 	

【子ども家庭センター】

表 2-1-18 は子ども家庭センターにおける支援の工夫点を示したものである。「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答が多く、図 2-1-6 と同様の傾向がみられた。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-18 支援の工夫点 (子ども家庭センター)

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)				
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての相談を対象に要保護性についての初期アセスメントを実施 (1) 				
③保育・教育に関する支援 (該当する記述なし)				
④学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援事業が効果的に実施できるように、委託一時保護の情報を集約 (1) 				
⑤不登校に関する支援				
⑥非行等に関する支援				
⑦就業・就労支援				
⑧経済的な支援 (該当する記述なし)				
⑨関係機関へのつながり <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署と密な連携を進めている (1) ・ 関係機関と連携 (2) ・ 支援方法に関する情報収集 (1) 				
⑩その他				
<table border="0"> <tr> <td><ケースへの対応方法></td> <td><機関内での会議></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速・適切なケースアセスメント (1) ・ 対応方法のシステム化、マニュアル化、ツール化 (1) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な機関内共有 (1) ・ 機関内での共有、支援計画の検討に努めている (1) ・ 通告管理台帳を2か月に1回会議で点検し進行管理している (1) </td> </tr> </table>	<ケースへの対応方法>	<機関内での会議>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速・適切なケースアセスメント (1) ・ 対応方法のシステム化、マニュアル化、ツール化 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な機関内共有 (1) ・ 機関内での共有、支援計画の検討に努めている (1) ・ 通告管理台帳を2か月に1回会議で点検し進行管理している (1)
<ケースへの対応方法>	<機関内での会議>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速・適切なケースアセスメント (1) ・ 対応方法のシステム化、マニュアル化、ツール化 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な機関内共有 (1) ・ 機関内での共有、支援計画の検討に努めている (1) ・ 通告管理台帳を2か月に1回会議で点検し進行管理している (1) 			

【家庭児童相談室】

表 2-1-19 は家庭児童相談室における支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答がみられ、図 2-1-6 でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-19 支援の工夫点 (家庭児童相談室)

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)

<p><u>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</u></p> <p><誰が相談にあたるか></p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士等が相談対応する (1) 研修に参加して相談員のスキル向上 (2) 臨床心理士にスーパーバイズを依頼し、対応についての助言を受けている (1) <p><相談しやすくするための工夫></p> <ul style="list-style-type: none"> 気軽に相談してもらえるようにする (1) 保護者と信頼関係構築 (1) 		<p><相談のスタイル></p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て出張相談、メール相談 (1) 子どもが相談しやすいように電話を子ども専用のフリーダイヤル化 (1) 早期の相談 (1) 継続的な相談 (2) 	
<p><u>③保育・教育に関する支援</u></p> <p><u>④学習支援</u></p> <p><u>⑤不登校に関する支援</u></p> <p><u>⑥非行等に関する支援</u></p> <p><u>⑦就業・就労支援</u></p> <p><u>⑧経済的な支援</u></p> <p>(該当する記述なし)</p>			
<p><u>⑨関係機関へのつなぎ</u></p> <p><連携先></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携 (5) 関係機関につなぐ (2) 要保護児童対策地域協議会実務者委員と情報共有 (1) 保健センターと連携 (1) SSW と連携 (1) CSW と連携 (1) 臨床心理士と連携 (1) 保育・教育機関・学童保育と情報共有 (1) <p><どのような場合に連携するか></p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童については保育・教育機関・学童保育と情報共有 (1) 		<p><どのように連携しているか></p> <ul style="list-style-type: none"> ケース会議を頻繁に開催 (1) 要保護児童対策地域協議会実務者委員と密に情報共有 (1) 日常的に連携 (1) 直接会って連携 (1) 直接会って情報共有 (1) タイムリーに連携 (1) タイムリーに情報共有 (1) 関係機関と協働できる関係づくり (2) 子ども・保護者と関係がとれている機関から対応してもらうようにする (1) 	
<p><u>⑩その他</u></p> <p><情報収集></p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の情報を収集する (5) 町内の全保育所・幼稚園・小中学校・学童保育を年3回巡回訪問し予防的に情報共有 (1) <p><居場所づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> 長期休みに被虐待児を対象に居場所・昼食おやつを提供 (1) 夏休み・冬休みに、子ども向けの料理教室と学習会を開催し、家庭児童相談担当が支援を継続している家庭に参加を呼び掛けている (1) 		<p><育児教室等></p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てのスキルを学べるプログラム、子どもの社会性や自尊心を育むプログラム (1) 家庭訪問の中で、コモンセンスペアレンティングプログラムを参考に、子育てとしつけの方法等をアドバイス (1) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 機関内会議 (4) 関係機関に研修を毎年開催 (1) 	

【CSW】

表 2-1-20 は CSW における支援の工夫点を示したものである。「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多く、図 2-1-7 でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-20 支援の工夫点 (CSW)

<p><u>①家庭や子どもの生活に関する支援</u></p> <p>社会福祉協議会の生活福祉資金をツールのひとつにしながら世帯への介入を模索 (1)</p>
<p><u>②保護者に対する子育て全般に関する相談支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てサロンで相談してもらう (1) 月に1回「子ども食堂」に参加して交流 (1)
<p><u>③保育・教育に関する支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 通園、通学支援 (1)

④学習支援		
⑤不登校に関する支援		
⑥非行等に関する支援		
⑦就業・就労支援 (該当する記述なし)		
⑧経済的な支援		
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭相談員と連携して生活福祉資金を貸付 (1) 共同募金助け合い資金や生活困窮者レスキュー事業等を活用し、非生活保護世帯に対し緊急支援金を給付 (1) 		
⑨関係機関へのつなぎ		
<連携先>	<連携で何をするか>	<どのように連携しているか>
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携 (2) 日常的に連携 (1) 民生委員・児童委員と連携 (1) 市教育委員会や子ども部局、社会福祉協議会の生活福祉資金事業、との連携を強化 (1) ひとり親家庭相談員と連携 (1) 関係機関につなぐ (2) 	<ul style="list-style-type: none"> 連携できる関係づくり (1) 支援方法に関する情報収集 (1) 子どもがひきこもりの場合、症状に応じて保護者に病院受診を提案 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議等への参加 (2) ケース会議を開催 (1) 他機関との定期的な会議 (1)
⑩その他		
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員との連携を密にして支援の必要性をキャッチ (1) 子育て講座 (1) 地域のボランティアや当事者同士のつながりをつくる (1) 世帯の状況を把握する (2) 保護者への支援の役割を担っている (1) 継続的に支援 (1) 面談や訪問により信頼関係を構築する (2) 支援機関を頼ることは恥ずかしいことではないとわかってもらうことから始める (1) 		

【民生委員・児童委員】

表 2-1-21 は民生委員・児童委員における支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」「⑨関係機関へのつなぎ」に対応する回答が多く、図 2-1-7 でみた傾向と重なる。また、「⑩その他」の回答も多い。

表 2-1-21 支援の工夫点 (民生委員・児童委員)

①家庭や子どもの生活に関する支援 (該当する記述なし)	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援	
<誰が相談にあたるか>	<相談しやすくするための工夫>
<ul style="list-style-type: none"> 子育てサロン「ニコニコ」を企画運営。育児相談 (1) 子育てサロン等で保護者の相談を受ける (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て広場を運営 (1) 親子の居場所(広場)に参画して関係を構築する (1) 親子イベントで活動を紹介 (1)
<相談のスタイル>	
<ul style="list-style-type: none"> 対象者に寄り添う (1) 	
③保育・教育に関する支援	
<ul style="list-style-type: none"> 小学生の登下校の見守り・送迎 (1) 	
④学習支援	
⑤不登校に関する支援	
⑥非行等に関する支援	
⑦就業・就労支援	
⑧経済的な支援 (該当する記述なし)	

⑨関係機関へのつなぎ		
<連携先>	<連携で何をするか>	<どのように連携しているか>
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な連携 (2) 学校と連携 (2) 地域包括支援センターと連携 (1) 健康推進課につなぐ (1) 子ども福祉課につなぐ (1) 関係機関につなぐ (2) 社会福祉士につなぐ (1) CSWにつなぐ (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談室と情報共有 (1) 学校と情報共有 (3) 支援方法に関する情報収集 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関を主任児童委員連絡会に呼び、関係づくり (1) 地域と行政のパイプ役になる (1) 研修会等を通じて、関係機関の役割などを紹介 (1) 学校訪問、学校行事への参加 (2)
⑩その他		
<ul style="list-style-type: none"> 親子イベント (3) 放課後や休日の子どもの見守り (1) 乳幼児全戸家庭訪問を実施 (2) 継続的な見守り (2) NPO 法人の子ども食堂の運営に協力 (1) 子どもをとり巻く問題について研修会 (1) 		

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表 2-1-22 は地域コミュニティ・NPO 法人等における支援の工夫点を示したものである。「②保護者に対する子育て全般に関する相談支援」「④学習支援」に対応する回答が多く、図 2-1-7 でみた傾向と重なる。また、「⑨関係機関へのつなぎ」の回答も多い。

表 2-1-22 支援の工夫点 (地域コミュニティ・NPO 法人等)

①家庭や子どもの生活に関する支援	
<ul style="list-style-type: none"> 不用品交換の場を設けている (1) 学童保育での昼食づくり (1) 家事支援 (1) 夕食を 400 円で提供 (1) 	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援	
<誰が相談にあたるか>	<相談しやすくするための工夫>
<ul style="list-style-type: none"> 心理カウンセラーと月 1 相談 (1) 職員が個人的に相談に乗る (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサロン (1) 保育士等呼んで子育て指導 (1)
<相談のスタイル>	
<ul style="list-style-type: none"> 24 時間対応の相談電話 (1) 対象者に寄り添う (3) 訪問相談 (1) 	
③保育・教育に関する支援	
<ul style="list-style-type: none"> 通園、通学の送迎 (3) 小学校下校時に毎日見守り活動 (1) 	
④学習支援	
<学習する場の提供>	<その他>
<ul style="list-style-type: none"> マンション敷地内の集会所で、中学 1 年生に自習型個別指導方式の塾を開催し、数学と英語をボランティアで教えている (1) 高校の中退予防、18 歳時での進路選択を意識し、継続的に学習をサポート (1) 週 1 回、参加費は月額 1,000 円で実施 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 給付型の奨学金制度を実施 (1) 生活保護費受給家庭は授業料半額補助 (1) 宿題、予習、復習、登校準備 (1) 学校の宿題の指導 (1) 学童保育での宿題の支援 (1)
⑤不登校に関する支援	
(該当する記述なし)	
⑥非行等に関する支援	
<ul style="list-style-type: none"> 非行少年の改善更生を目的に保護観察の面接を月 2 回実施 (1) 	
⑦就業・就労支援	
<ul style="list-style-type: none"> 母親にパート雇用などの情報提供 (1) 	

⑧経済的な支援	
・ 給食費や遠足台等の減免措置 (1)	
⑨関係機関へのつながり	
<連携先>	<どのように連携しているか>
・ 行政のひとり親家庭等相談窓口と連携 (1)	・ ケース会議に出席 (2)
・ 教育委員会へのつながり (1)	
・ 当事者や家族が係わりを持っている関係機関と連携 (1)	
⑩その他	
・ 子ども食堂の運営 (1)	
・ 「みんなの食堂」にも取り組む予定 (1)	
・ 外部の研修に参加 (1)	

【女性相談センター】

表 2-1-23 は女性相談センターにおける支援の工夫点を示したものである。「④学習支援」「⑨関係機関へのつながり」に対応する回答がみられ、図 2-1-7 と同様の傾向がみられた。

表 2-1-23 支援の工夫点 (女性相談センター)

①家庭や子どもの生活に関する支援	
②保護者に対する子育て全般に関する相談支援	
③保育・教育に関する支援 (該当する記述なし)	
④学習支援	
・ 同伴して保護される児童には学習支援員が平日の 3~5 時間学習支援 (1)	
⑤不登校に関する支援	
⑥非行等に関する支援	
⑦就業・就労支援	
⑧経済的な支援 (該当する記述なし)	
⑨関係機関へのつながり	
<連携先>	<連携で何をするか>
・ 福祉制度の担当者へつなぐ (1)	・ 保護解除時には「生活連携応援シート」「児童情報提供書」を作成し地域の関係部署に提出 (1)
	・ 関係機関・サービスの紹介 (1)
⑩その他	
・ 被害者へのカウンセリング (1)	

2. 支援を行っているなかで、足りていないと思うところ

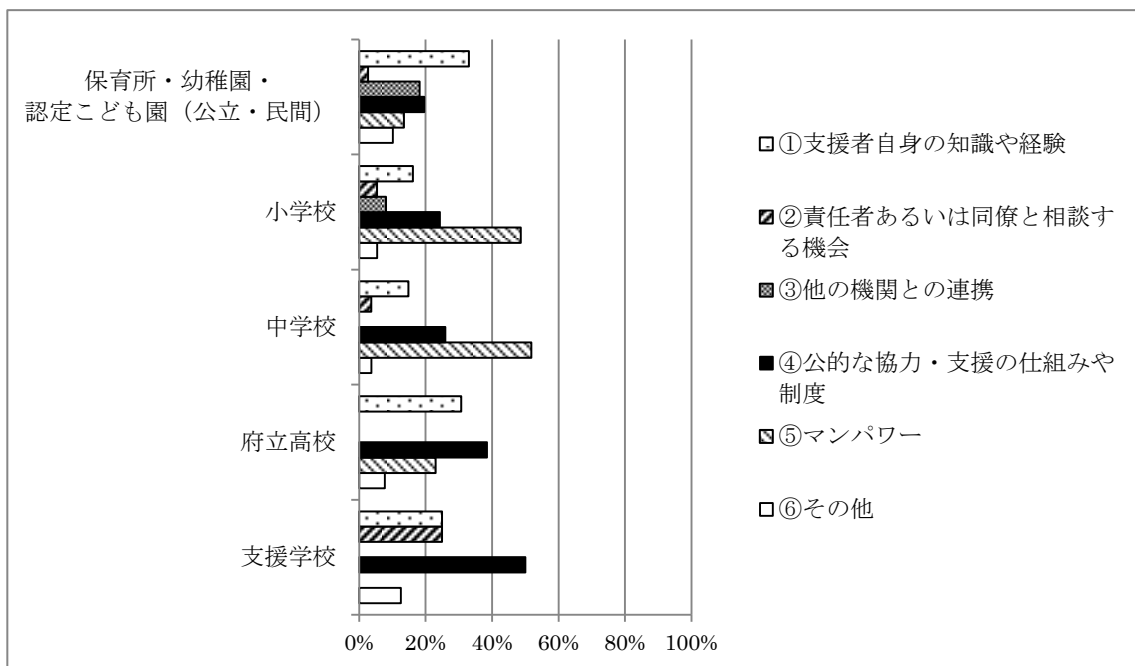
1) 保育・教育機関

(1) 支援における不足点

問3「日頃、支援を行っているなかで、足りていないと思うところを教えてください」（選択肢回答、代表的なものを1つ選択。ただし複数回答している機関も散見された。）に対する保育・教育機関の回答を図2-2-1に示す。

小学校、中学校では「⑤マンパワー」の回答が最も多く、その一方、府立高校、支援学校では「④公的な協力・支援の仕組みや制度」が最も多い。また、保育所・幼稚園・認定子ども園（公立・私立）、府立高校では「①支援者自身の知識や経験」の回答も多い。

図2-2-1 支援の不足点（保育・教育機関）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保育所・幼稚園・認定子ども園（公立・民間）：148、小学校：37、中学校：27、府立高校：13、支援学校：8。

※「⑥その他」の自由回答

保育所・幼稚園・認定子ども園（公立・民間）：「時間的な余裕」、「職員が共通理解する時間の確保」、「一時保育事業が希望者多数のため、制度が機能していない」、「対応する職員」、「特になし」

小学校：「時間」

中学校：「特になし」

府立高校：「人員不足」

支援学校：「教員の支援教育に関する専門性」

(2) 不足の理由

問 4「なぜ、そのように思いますか」への自由記述の回答を分析した結果を機関ごとに示す。なお回答数が多い項目は、回答を適宜分類し、〈小見出し〉を付けて示している。また、表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表 2-2-1 は保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）における不足の理由を示したものである。「(1) 支援における不足点」で割合の高かった「①支援者自身の知識や経験」に関しては、「関係機関の支援内容についての知識が不足」しているとの回答が多くみられた。

表 2-2-1 不足の理由（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

①支援者自身の知識や経験 <不足している知識> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の支援内容についての知識が不足 (8) 支援方法に関する知識が不足 (5) 法律・制度・体制の知識が不足 (2) <不足している経験> <ul style="list-style-type: none"> 支援を受けるための手続きの説明スキルが不足 (1) 緊急時の見極め・対応力が不足 (1) 保護者の思いをくみとるスキルが不足 (6) 虐待疑いの子どもに対して聞きとりを行うスキルが不足 (1) 成功のポイントを知りたい (1) 		<知識や経験が不足する事情> <ul style="list-style-type: none"> 経験の浅い教師が多い (4) 専門的に勉強する機会の不足 (1) 支援の必要な家庭が少なく経験不足 (1) 支援の経験が少ない (3) 育児相談以外の相談がほとんどない (1) 責任を持つべき正職員が少ない (1) <知識を増やす必要を感じる背景> <ul style="list-style-type: none"> 様々な支援方法が必要とされる (3) 家庭が様々な課題を抱えている (6) 社会状況が急激に変化している (1) 関係機関に頼る機会が多い (1)
②責任者あるいは同僚と相談する機会 <ul style="list-style-type: none"> 相談の時間が不足 (2) 密な話し合いの機会が不足 (1) 勤務体制がシフト制で複数の職員が入れ替わり支援を担当するため、引継ぎが不十分になりがち (1) 		
③他の機関との連携 <連携が始まらない理由> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関につなぐべき基準がわからない (1) どこの機関につなげばよいかわからない (5) 多数の機関にケースに関わってもらう方法がわからない (1) 連携先が多忙で支援につなぎにくい (2) 保健センターから情報が来ない (1) 公立と民間の交流がない (2) 関係機関が遠い (1) 時間の不足 (4) 関係機関からの報告が遅い (1) ケース会議を開かないと連携できない (1) 関係機関が保育所任せである (2) 普段から連携できていない (1) 		<連携がスムーズに進まない理由> <ul style="list-style-type: none"> 民間の医療機関と支援方針がかみ合わない (1) 連携機関が多すぎて素早い情報共有・対応ができない (1) 会議をしても具体的な解決策があがらない (1) 情報共有が難しい (1) <どの機関との連携が不足しているか> <ul style="list-style-type: none"> ケースワーカーとの連携が不足 (1) 行政機関以外の機関との連携が不足 (3) <その他> <ul style="list-style-type: none"> いろいろな状況に対応できるように連携が必要 (2) 連携ができていない (1) 支援機関と相談できていない (1)
④公的な協力・支援の仕組みや制度 <関係機関のサービス・支援者に関して> <ul style="list-style-type: none"> 支援の手続きに時間がかかる (1) 制度の狭間の人がいる (1) 自治体によって支援方法が違う (1) 障がい者支援の制度の周知不足 (1) 支援方針にずれがある（障がい児の就学相談） (1) 公的機関の担当者の専門性の不足 (1) 保護者の精神疾患による育児不安等の支援方法がわからない (1) 		<園における人配置・資金の制度に関して> <ul style="list-style-type: none"> 人員不足 (1) 民間の園では障がい児加配がない (1) 私立幼稚園では発達相談員の派遣がない (1) スキルを高める費用が不足 (1) <その他> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の事情を早期に共有できる仕組みが不足 (6) どの機関が中心になって支援をしていくのかが不明確 (11) 支援を拒否する人を支援する仕組みが不足 (1) 1機関だけでは対応できない (1)

<p>⑤マンパワー</p> <p><どのような人員が不足しているか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援・貧困支援担当者がいない (8) ・ 1つの支援に十分な時間関わられる人員がいない (1) ・ 支援体制を構築できない (1) ・ 緊急時に動ける職員がいない (1) ・ 送迎の人手が足りない (1) ・ 関係機関連携や保護者と話す人と時間と場所が不足 (1) 		<p><人員が不足する背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者を支援するためには多くの人、様々な方法が必要 (1) ・ 臨時雇用員が多い (1) ・ 慢性的な保育士不足 (1) ・ 小規模園のため職員数が少ない (1) ・ 定員の弾力化により1クラスの人数が多くなっている (1) ・ ケースが多様化・深刻化している (1) ・ 地域社会のつながりが希薄 (1)
<p>⑥その他</p> <p>(「時間的な余裕」に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務多忙 (1) <p>(「職員が共通理解する時間の確保」に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務体制がシフト制で複数の職員が入れ替わり支援を担当するため、引継ぎが不十分になりがち (1) <p>(「一時保育事業が希望者多数のため、制度が機能していない」に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育の需要過多 (1) <p>(「対応する職員」に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援担当者がいない (1) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭支援保育士が1年雇用で継続した支援が難しい (1) ・ これ以上どうにもならない (1) ・ 子どもの今を大事にしたい部分と、保護者の育児力を見守る部分で悩む (1) ・ 親子をサポートする資源(人や制度など)が少ない (1) ・ 支援を拒否されるため時間を置くと子どもへの対応が遅れる (1) ・ 他の機関と連携しなければならない案件が少ない (1) 		

【小学校】

表 2-2-2 は小学校における不足の理由を示したものである。「(1) 支援における不足点」で割合の高かった「⑤マンパワー」に関しては「支援担当の人材がいない」という回答が多くみられる。また、「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「合致したサービスがない」などがみられる。

表 2-2-2 不足の理由 (小学校)

<p>①支援者自身の知識や経験</p> <p><不足している知識></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の制度に関する知識の不足 (1) ・ 発達に課題がある児童のアセスメントに関する知識の不足 (1) ・ 他機関の支援についての知識の不足 (1) ・ 支援方法についての知識の不足 (1) ・ 専門的な知識をもって子どもや保護者にわかりやすい支援がしたい (1) 		<p><不足している経験></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て相談のスキル不足 (1) <p><知識や経験が不足する事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験の浅い職員が多い (1)
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間の不足 (2) 		
<p>③他の機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関が関わると連携の密度が薄れる (1) 		
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合致したサービスがない (2) ・ 家庭に踏み込める仕組みがない (2) ・ 一週間に一度の巡回相談が必要 (1) ・ 予算を確保する仕組みがない (1) ・ 要保護児童への支援の役割分担があいまい (1) 		

<p>⑤マンパワー</p> <p><支援の必要な児童・家庭の増加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な家庭が増えている (2) ・ 支援の必要な子どもが複数いる (1) <p><人員不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由に動ける人材がほしい (1) ・ 専門的な知識をもった人材がほしい (1) ・ 不登校対応に人員が割かれている (1) ・ 支援に当たる人員が足りない (1) ・ 支援担当の人材がない (4) ・ PTA や地域人材の人数や活用方法が課題 (1) 		<p><支援者の負担・時間的制約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数件数を同時に対応することが多いが、迅速に対応できない (1) ・ 担任の負担が大きい (1) ・ 訪問し、面談する機会が限られがち (1) ・ 1人1人に十分な時間をかけられない (1) ・ 会議の招集もままならない (1)
<p>⑥その他</p> <p>(「時間」の不足に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の招集もままならない (1) ・ 支援の必要な家庭が増えている (1) ・ 複雑なケースが増えている (1) 		

【中学校】

表 2-2-3 は中学校における不足の理由を示したものである。「(1) 支援における不足点」で割合の高かった「⑤マンパワー」に関しては「支援の必要な子ども・家庭が多い」という回答が多くみられる。

表 2-2-3 不足の理由 (中学校)

<p>①支援者自身の知識や経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若い教員が多い (3) ・ 社会・家庭状況が大きく変化している (1)
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談する時間がない (1)
<p>③他の機関との連携</p> <p>(該当する記述なし)</p>
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <p><関係機関のサービス・支援者に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭センターとの連携がうまくいかない (1) ・ 個人情報の取り扱い等で、情報共有が難しい (1) ・ 直接子どもに支援がいきとどく仕組みや制度が必要 (1) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場の意向は、支援機関の枠組みの中で制限されることが多い (1) ・ 家庭支援は学校には限界がある (2) <p><園における人配置・資金の制度に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SC、SSW の増員が必要 (1) ・ SC、SSW の勤務についても常勤化を望む (1)
<p>⑤マンパワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な子ども・家庭が多い (6) ・ 支援を必要とする子どもを発見するためには、支援者側も精神的な余裕が必要 (1) ・ 丁寧な支援ができない (1) ・ 自由に動ける人材が必要 (1) ・ 継続的に取り組む必要のある事業が複数ある (1)
<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部機関との連携の中で、学校の意図が理解されていない (1)

【府立高校】

表 2-2-4 は府立高校における不足の理由を示したものである。「(1) 支援における不足点」で割合の高かった「①支援者自身の知識や経験」に関しては「教職経験年数の少ない教員が多い」という回答がみられる。

表 2-2-4 不足の理由（府立高校）

<p>①支援者自身の知識や経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職経験年数の少ない教員が多い（2） ・ 支援の必要な子どもが増えている（1） ・ 知識不足の為、校内すべての教員が共通の認識をもって生徒・保護者への支援を行えていない（1）
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p>
<p>③他の機関との連携 （該当する記述なし）</p>
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の問題から情報共有ができない（1） ・ 18歳に達した生徒の虐待事案は、子ども家庭相談センターの管轄外（1） ・ 福祉との連携がスムーズにいかない（1） ・ 制度が市町村によって異なる（1）
<p>⑤マンパワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援担当の人材がいない（1） ・ 専門的な知識や資格を持った職員がいない（1） ・ 丁寧な支援をするには人員が必要（1） ・ 相談に乗る時間がない（1） ・ 連携する時間がない（1）
<p>⑥その他 （該当する記述なし）</p>

【支援学校】

表 2-2-5 は支援学校における不足の理由を示したものである。「(1) 支援における不足点」で割合の高かった「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「医療、福祉との協力支援体制が必要」という回答がみられる。

表 2-2-5 不足の理由（支援学校）

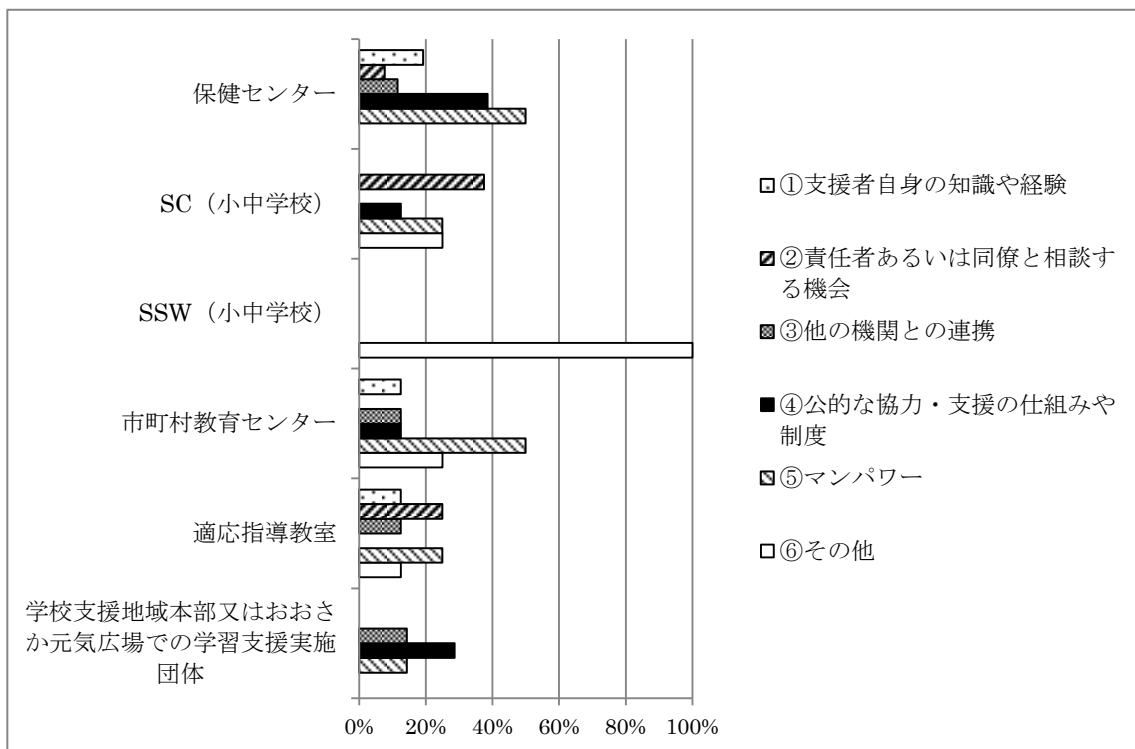
<p>①支援者自身の知識や経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律や制度等の知識の不足（1） ・ 経験の浅い教員やより良いアドバイスを希望する教員が相談できる仕組みが必要（1）
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間が不足（1）
<p>③他の機関との連携 （該当する記述なし）</p>
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担が曖昧（1） ・ 医療、福祉との協力支援体制が必要（1） ・ 医療的ケアが必要な児童への支援体制の拡充が必要（1）
<p>⑤マンパワー （該当する記述なし）</p>
<p>⑥その他 （「教員の支援教育に関する専門性」の不足に対して）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援教育に関する経験が少ない教員が増えた（1）

2) 行政機関、その他

(1) 支援における不足点

問3「日頃、支援を行っているなかで、足りていないと思うところを教えてください」（選択肢回答、代表的なものを1つ選択。ただし複数回答している機関も散見された。）に対する保健センター、SC（小中学校）、SSW（小中学校）、市町村教育センター、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体の回答を図2-2-2に示す。保健センター、市町村教育センターでは「⑤マンパワー」、保健センター、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体では「④公的な協力・支援の仕組みや制度」の回答が多くみられる。また、SC（小中学校）、適応指導教室では「②責任者あるいは同僚と相談する機会」、「⑤マンパワー」への回答が多くみられる。SSW（小中学校）の「⑥その他」の自由記述では、活動日数や時間に関する記述がみられる。

図2-2-2 支援の不足点（保健センター、SC（小中学校）、SSW（小中学校）、市町村教育センター、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保健センター：26、SC（小中学校）：8、SSW（小中学校）：3、市町村教育センター：8、適応指導教室：8、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施の団体：7。

※「⑥その他」の自由回答

SC：「連携の質」

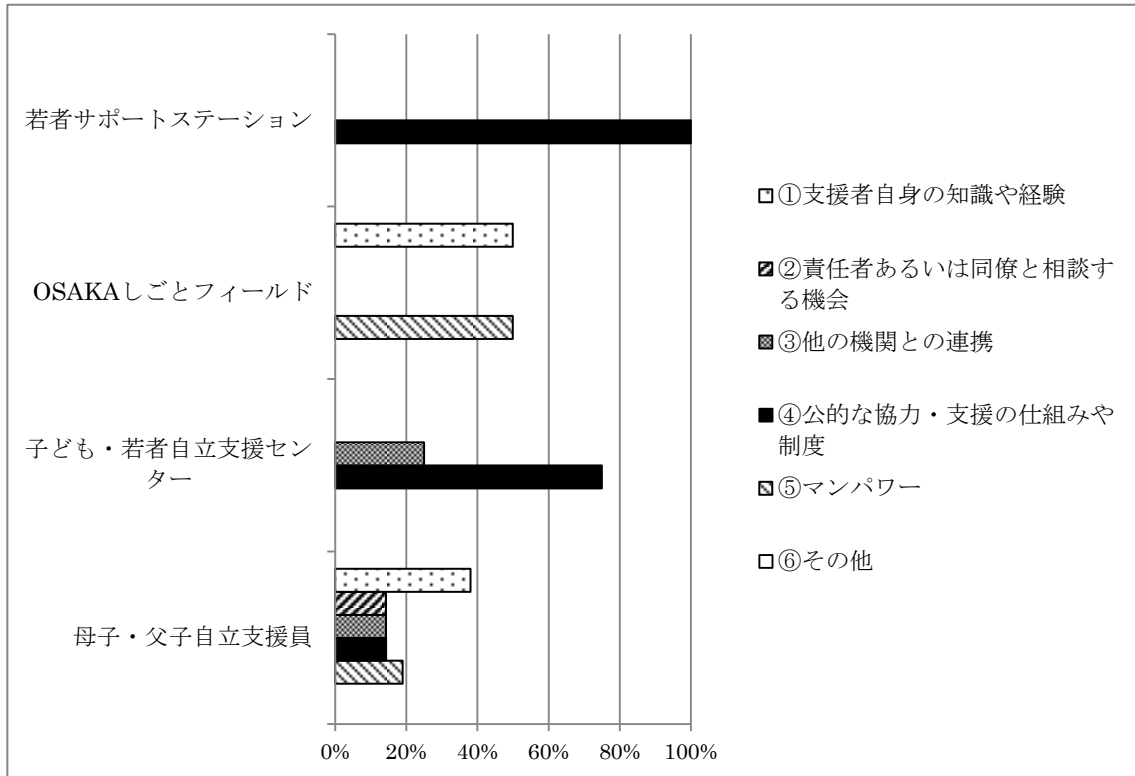
SSW：「SSWとしての活動日数」、「複合的な課題を抱える子どもや家族の支援を行える勤務回数」が確保されていない、「時間」、「虐待対応に関する学校と家庭児童相談室のとらえ方の違いで要保護児童対策地域協議会の動きがとれないため統一した支援に苦勞する」

市町村教育センター：「相談員の確保」「相談員の活動報償費の増額」「十分な予算」

適応指導教室：「活動費」

問 3「日頃、支援を行っているなかで、足りていないと思うところを教えてください」に対する若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センター、母子・父子自立支援員の回答を図 2-2-3 に示す。若者サポートステーション、子ども・若者自立支援センターでは「④公的な協力・支援の仕組みや制度」への回答が多い。また、OSAKA しごとフィールド、母子・父子自立支援員では「①支援者自身の知識や経験」への回答が多いことに加えて、OSAKA しごとフィールドでは「⑤マンパワー」への回答もみられる。

図 2-2-3 支援の不足点（若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センター、母子・父子自立支援員）

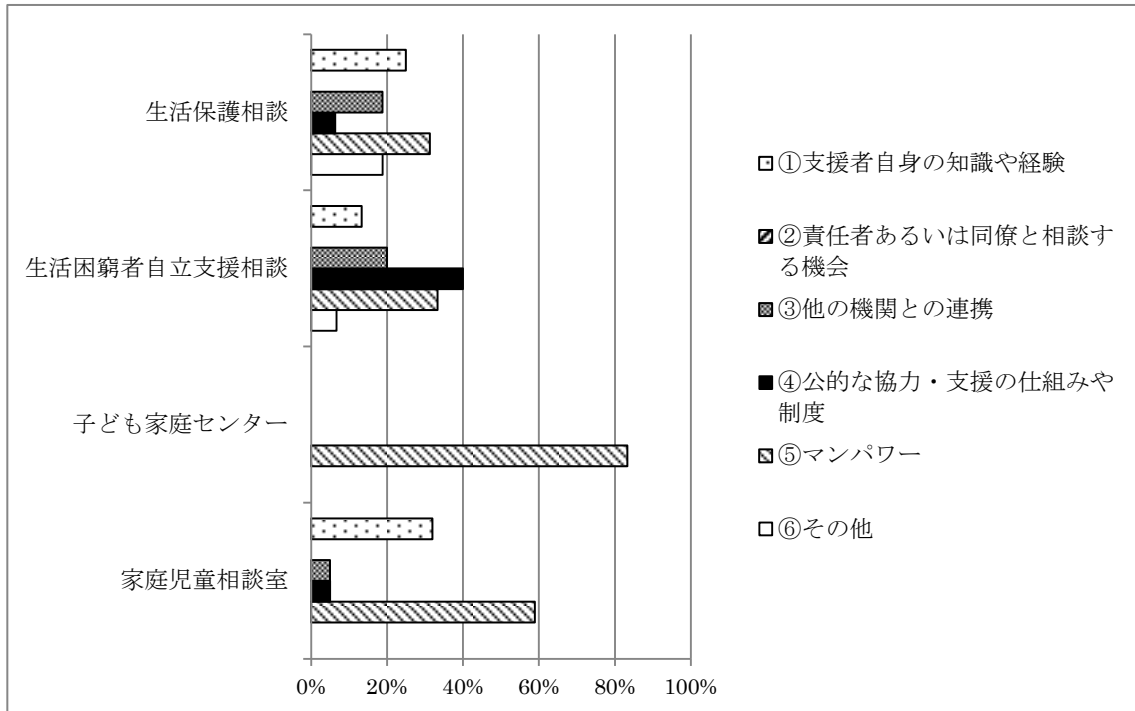


注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、若者サポートステーション：1、OSAKA しごとフィールド：2、子ども・若者自立支援センター：4、母子・父子自立支援員：21。

※「⑥その他」の自由回答はなかった。

問 3「日頃、支援を行っているなかで、足りていないと思うところを教えてください」に対する生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、子ども家庭センター、家庭児童相談室の回答を図 2-2-4 に示す。すべての機関において「⑤マンパワー」が多いが、特に子ども家庭センターや家庭児童相談室でその傾向が強い。また、生活困窮者自立支援相談では、「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関する回答も多い。

図 2-2-4 支援の不足点（生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、子ども家庭センター、家庭児童相談室）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、生活保護相談：16、生活困窮者自立支援相談：15、子ども家庭センター：6、家庭児童相談室：22。

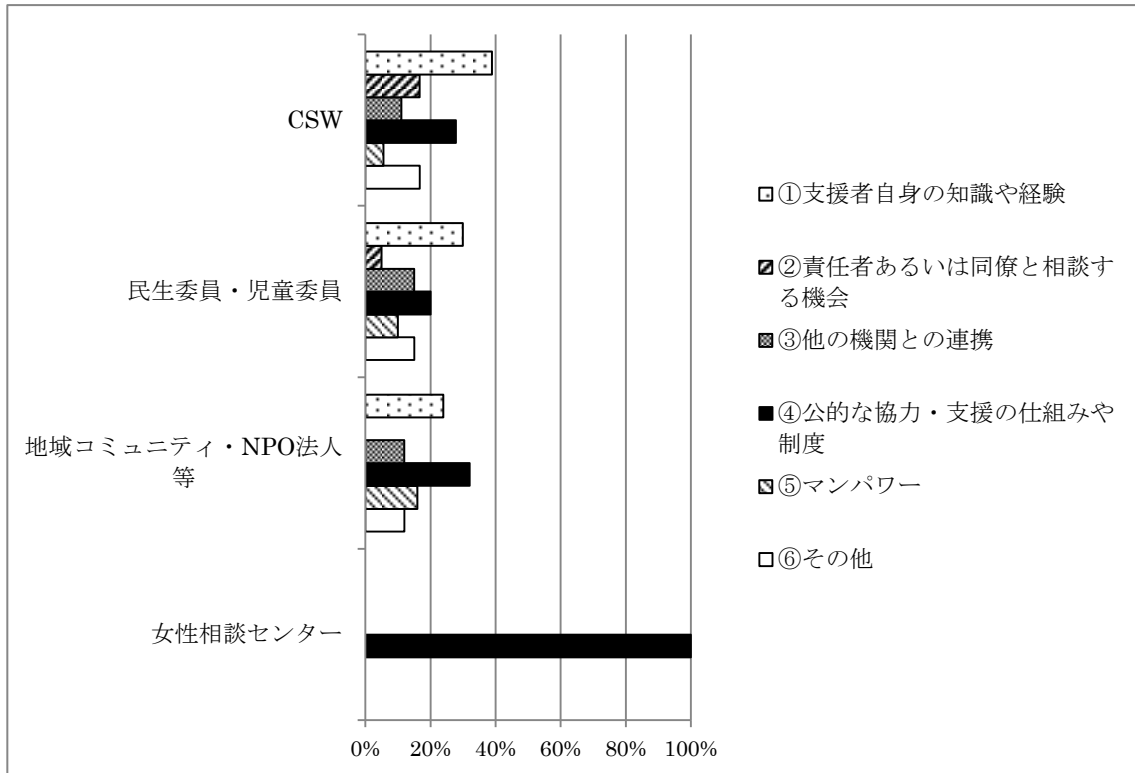
※「⑥その他」の自由回答

生活保護相談：「インフォーマルサービスとの連携とその重要性の理解」、「支援に対する方向性を組織内で共有化する仕組み」、「ケースワーカーの全体業務量の増加」、「インフォーマルサービスとの連携」

生活困窮者自立支援相談：「庁内連携」

問 3「日頃、支援を行っているなかで、足りていないと思うところを教えてください」に対する CSW、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO 法人等、女性相談センターの回答を図 2-2-5 に示す。すべての機関において「④公的な協力・支援の仕組みや制度」が多いほか、CSW、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO 法人等では、「①支援者自身の知識や経験」も比較的多い。

図 2-2-5 支援の不足点 (CSW、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO 法人等、女性相談センター)



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、CSW：19、民生委員・児童委員：20、地域コミュニティ・NPO 法人等：25、女性相談センター：1。

※「⑥その他」の自由回答

CSW：「就労支援機関との連携」、「スーパーバイズ機能」

民生委員・児童委員：「解決のための方法が見つからない」、「特にない」

地域コミュニティ・NPO 法人等：「学校との連携」、「困窮者または困窮に陥る可能性がある子ども・保護者の発見機能が地域の中に足りていない」

(2) 不足の理由

問 4「なぜ、そのように思いますか」への自由記述の回答を分析した結果を機関ごとに示す。なお回答数が多い項目は、回答を適宜分類し、〈小見出し〉を付けて示している。また、表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

【保健センター】

表 2-2-6 は保健センターにおける不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「合致したサービスがない」という回答が多くみられる。

表 2-2-6 不足の理由（保健センター）

①支援者自身の知識や経験
・ 虐待事例の取り扱いに関して、スーパーバイザーがない (1)
・ 保健師の経験が浅い (1)
②責任者あるいは同僚と相談する機会
・ 月 1 回 1 時間しか相談時間がとれない (1)
・ 修得した知識や経験を機関内で共有できていない (1)
③他の機関との連携
・ 問題意識を共有できない (1)
・ 時間が足りず連携が難しい (1)
・ 他機関の支援について理解が不十分 (1)
④公的な協力・支援の仕組みや制度
・ 合致したサービスがない (6)
・ ケースに対し複数の機関がチームで関わる体制が日常的にあるとよい (1)
・ 相談内容が多様化し、適切な相談機関につながるのが難しい (1)
⑤マンパワー
・ 受け持っている担当数が多い (1)
・ 抱えている事業が多い (1)
・ 抱えている業務が多い (1)
・ 要支援のケースが多い (1)
・ 複雑なケースが多い (1)
・ アウトリーチができない (1)
・ 人手が足りず連携が難しい (1)
⑥その他
(該当する記述なし)

【SC（小中学校）】

表 2-2-7 は SC（小中学校）における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「②責任者あるいは同僚と相談する機会」に関しては「職場に相談相手がない」という回答が多くみられる。

表 2-2-7 不足の理由（SC（小中学校））

①支援者自身の知識や経験
(該当する記述なし)
②責任者あるいは同僚と相談する機会
・ 学校教員が忙しい (1)
・ 職場に相談相手がない (2)
③他の機関との連携
(該当する記述なし)
④公的な協力・支援の仕組みや制度
・ 連携の公的な仕組みがない (1)
⑤マンパワー
・ 子どもとの相談時間が週 1 では足りない (1)
・ 教職員間の連携ができていない (1)
・ 相談で詰まっていて時間的余裕がない (1)

⑥その他

- ・ 子どもにしっかり寄り添う機関がない (1)
- ・ 学校が支援方針の決定に至っていない (1)

【SSW（小中学校）】

表 2-2-8 は SSW（小中学校）における不足の理由を示したものである。支援が不足している理由として、勤務時間の少なさや要保護児童対策地域協議会との連携における課題がみられる。

表 2-2-8 不足の理由（SSW（小中学校））

①支援者自身の知識や経験
②責任者あるいは同僚と相談する機会
③他の機関との連携
④公的な協力・支援の仕組みや制度
⑤マンパワー (該当する記述なし)
⑥その他
・ 勤務時間が少なく支援の実行に関われない (1)
・ 要保護児童対策地域協議会との連携に課題がある (1)

【市町村教育センター】

表 2-2-9 は市町村教育センターにおける不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「⑤マンパワー」に関しては「相談件数の増加」が多くみられる。

表 2-2-9 不足の理由（市町村教育センター）

①支援者自身の知識や経験
②責任者あるいは同僚と相談する機会 (該当する記述なし)
③他の機関との連携
・ 関係機関と連携しなければ解決が困難なケースが多い (1)
④公的な協力・支援の仕組みや制度
・ 相談員が非常勤職員 (1)
・ 場所が確保できない (1)
⑤マンパワー
・ 相談件数の増加 (4)
⑥その他
・ 相談件数の増加 (1)

【適応指導教室】

表 2-2-10 は適応指導教室における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「⑤マンパワー」に関しては「ボランティアの確保が困難」という回答がみられる。

表 2-2-10 不足の理由（適応指導教室）

①支援者自身の知識や経験
・ 子どもの理解や支援の仕方について、専門的な知識や指導方法をもっと学ぶ必要がある (1)
②責任者あるいは同僚と相談する機会
・ 非常勤のスタッフが全員揃うのが月 1 回のみ (1)
・ 責任者が兼務のため、報告、相談がタイムリーにしにくい (1)
③他の機関との連携
・ 家庭環境が複雑化しており、当機関のみの対応では限界がある (1)
④公的な協力・支援の仕組みや制度 (該当する記述なし)
⑤マンパワー
・ ボランティアの確保が困難 (1)
・ 個別指導が不可欠だが、子どもの数が増えると指導員が足りなくなる (1)
⑥その他
・ 事業費が不足 (1)
・ 研究員が男性一人のため、女子の相談事に乗りにくい (1)

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-2-11 は学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体における不足の理由を示したものである。「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「教育委員会関係機関との更なる連携が必要」という回答がみられる。

表 2-2-11 不足の理由（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

①支援者自身の知識や経験
②責任者あるいは同僚と相談する機会 (該当する記述なし)
③他の機関との連携 ・ 他のおおさか元気広場と活動状況を共有したい (1)
④公的な協力・支援の仕組みや制度 ・ 施設の不足により対応が遅れる (1) ・ 非行に関して、現状の仕組みでは事後対応になってしまう (1) ・ 教育委員会関係機関との更なる連携が必要 (1)
⑤マンパワー ・ 支援が必要と思われる子どもが来ない (1)
⑥その他 (該当する記述なし)

【若者サポートステーション】

表 2-2-12 は若者サポートステーションにおける不足の理由を示したものである。「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「支援制度の条件に合わない人がいる」という回答がみられる。

表 2-2-12 不足の理由（若者サポートステーション）

①支援者自身の知識や経験
②責任者あるいは同僚と相談する機会
③他の機関との連携 (該当する記述なし)
④公的な協力・支援の仕組みや制度 ・ 支援制度の条件に合わない人がいる (1)
⑤マンパワー
⑥その他 (該当する記述なし)

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-2-13 は OSAKA しごとフィールドにおける不足の理由を示したものである。「①支援者自身の知識や経験」に関しては「支援者のスキルアップは恒常的な課題」という回答がみられる。

表 2-2-13 不足の理由（OSAKA しごとフィールド）

①支援者自身の知識や経験 ・ 支援者のスキルアップは恒常的な課題 (1)
②責任者あるいは同僚と相談する機会
③他の機関との連携
④公的な協力・支援の仕組みや制度 (該当する記述なし)
⑤マンパワー ・ 人手不足により、セミナー集客人数、就職決定者数、新規登録者数に影響が出ている (1)
⑥その他 (該当する記述なし)

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-2-14 は子ども・若者自立支援センターにおける不足の理由を示したものである。「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「制度のはざまにいる人がいる」という回答がみられ

る。

表 2-2-14 不足の理由（子ども・若者自立支援センター）

①支援者自身の知識や経験
②責任者あるいは同僚と相談する機会 (該当する記述なし)
③他の機関との連携 ・ 訪問診療依頼できる医療機関が少ない (1)
④公的な協力・支援の仕組みや制度 ・ 制度のはざまにいる人がいる (1) ・ 予算が少ない (1) ・ 専門性をもった人的資源の配置が必要 (1)
⑤マンパワー
⑥その他 (該当する記述なし)

【母子・父子自立支援員】

表 2-2-15 は母子・父子自立支援員における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「①支援者自身の知識や経験」に関しては「支援制度に関する知識の不足」が多くみられる。また、「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「支援制度の条件に合わない人が多い」が多くみられる。

表 2-2-15 不足の理由（母子・父子自立支援員）

①支援者自身の知識や経験 <不足している知識> ・ 養育費支援に関する知識の不足 (1) ・ 支援制度に関する知識の不足 (2) ・ 就業支援の知識の不足 (1) ・ 離婚前相談の知識の不足 (1) ・ 知識を習得する時間がない (1) ・ 他機関の支援について知識が不十分 (1)	<不足している経験> ・ 自立支援員としての経験が浅い (1) <知識や経験が不足する事情> ・ 職員が定着しない (1)
②責任者あるいは同僚と相談する機会 ・ スーパーバイザーが忙しく相談できない (1) ・ 難しいケースしか相談できていない (1) ・ 専門知識を有するスーパーバイザーがいないため相談できない (1)	
③他の機関との連携 ・ 庁内以外の機関との接点が少ない (2) ・ 日本学生支援機構との連携が必要 (1)	
④公的な協力・支援の仕組みや制度 ・ 支援制度の条件に合わない人が多い (3) ・ 児童扶養手当の担当課と自立支援員の課が違うため、相談者が移動しないといけない (1)	
⑤マンパワー ・ 支援員の役割を実施しきれていない (1) ・ 相談の内容が多様で余裕がもてない (1) ・ いずれの支援機関も人手が不足 (1) ・ 母子・父子自立支援員や就労相談支援員など、専任の専門性の高い人材が必要 (1)	
⑥その他 (該当する記述なし)	

【生活保護相談】

表 2-2-16 は生活保護相談における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「⑤マンパワー」に関しては「ケースワーカーの不足」が多くみられる。また、「①支援者自身の知識や経験」に関しては「業務の範囲が多岐にわたるため、知識、経験の修得に時間を要する」という回答がみられる。

表 2-2-16 不足の理由（生活保護相談）

<p>①支援者自身の知識や経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の範囲が多岐にわたるため、知識、経験の修得に時間を要する (2) ・ 被保護者の抱える問題が複雑化し多岐に渡る知識の不足 (1) ・ 適切な機関につなぐための知識・経験の不足 (1)
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p> <p>(該当する記述なし)</p>
<p>③他の機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 守秘義務等により、思うように必要な情報を得ることができない (1) ・ 当課だけでの対応には限界がある (1) ・ 機関によっては温度差を感じる場所がある (1)
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチによる支援の不足 (1)
<p>⑤マンパワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーカーの不足 (6) ・ ケースワーカーの不足（社会福祉法上の基準数に満たない）(1)
<p>⑥その他</p> <p>(「支援に対する方向性を組織内で共有化する仕組み」の不足に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーカーと子どもの健全育成相談員との間に児童福祉に関する専門性の差があり、支援の方向性が決まらない (1) <p>(「インフォーマルサービスとの連携」の不足に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声を上げることができない者に対する支援が必要である事を地域ぐるみで再確認する必要がある (1)

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-2-17 は生活困窮者自立支援相談における不足の理由を示したものである。「⑤マンパワー」に関しては「相談対応で手いっぱいアウトリーチできない」という回答が多くみられる。

表 2-2-17 不足の理由（生活困窮者自立支援相談）

<p>①支援者自身の知識や経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに関する相談がほとんどなく支援経験がない (1)
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p> <p>(該当する記述なし)</p>
<p>③他の機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校、SSW との連携が困難 (1) ・ 他の機関の支援内容・役割を把握できていない (1) ・ 子育て支援センター、保育所、児童虐待担当課等とは日常的な関係性の構築には至っていない (1)
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生ボランティアでは、学習支援に限界があり、高校受験にも対応できる学習支援の体制が必要 (1) ・ 制度のはざまにある世帯がいる (1) ・ 税金や水道料金の滞納から生活困窮を早期発見する仕組みが必要 (1) ・ 学校や園の子どもにアウトリーチできる仕組みが必要 (1) ・ 庁外の他機関との連携体制を確立する必要がある (1) ・ 他機関と共同で支援する体制が必要 (1)
<p>⑤マンパワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者数の増加 (1) ・ 連携する時間がない (1) ・ 職員が数名しかいない (1) ・ 相談対応で手いっぱいアウトリーチできない (3) ・ 職員が少ない上にそれぞれの得意・不得意分野がある (1)
<p>⑥その他</p> <p>(「庁内連携」の不足に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の部署の支援内容を理解していない (1)

【子ども家庭センター】

表 2-2-18 は子ども家庭センターにおける不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「⑤マンパワー」に関しては「業務量の増加」がみられる。

表 2-2-18 不足の理由（子ども家庭センター）

①支援者自身の知識や経験 ②責任者あるいは同僚と相談する機会 ③他の機関との連携 ④公的な協力・支援の仕組みや制度 （該当する記述なし）
⑤マンパワー ・ 虐待通告件数の激増（1） ・ 研修に参加する時間がない。（1） ・ 業務量の増加（4）
⑥その他 ・ 経験豊富なスーパーバイザーの不足（1）

【家庭児童相談室】

表 2-2-19 は家庭児童相談室における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「⑤マンパワー」に関しては「ケースの複雑化」や「ケース数の増加」が多くみられる。また、「①支援者自身の知識や経験」に関しては「人事異動」や「職員の継続雇用が難しい」が多くみられる。

表 2-2-19 不足の理由（家庭児童相談室）

①支援者自身の知識や経験 <不足している知識> ・ 関係機関に関する知識の不足（1） ・ 支援方策に関する知識の不足（1） ・ 社会福祉士が有する知識の不足（1） ・ 虐待の背景を把握する力の不足（1）	<知識等が不足する事情> ・ 人事異動（3） ・ 相談員が保育士のみである（1） ・ 職員の継続雇用が難しい（2） ・ 主体的に対応できる知識と経験をもつ相談員が配置されていない（1）
②責任者あるいは同僚と相談する機会 （該当する記述なし）	
③他の機関との連携 ・ 医療機関とは個人情報取り扱いの考え方が異なり連携しにくい（1）	
④公的な協力・支援の仕組みや制度 ・ 合致したサービスがない（1）	
⑤マンパワー <どのような問題が生じているか> ・ 継続的なフォローが難しい（1） ・ 相談員が面接等で席をはずすとその間対応できない（1） ・ 夜間対応や緊張対応が必要な場合がある（1） ・ 丁寧な支援ができない（1）	<人員が不足する背景> ・ 職員の継続雇用が難しい（2） ・ ケース数の増加（3） ・ 雇用時間が短い（1） ・ ケースの複雑化（5）
⑥その他 （該当する記述なし）	

【CSW】

表 2-2-20 は CSW における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「①支援者自身の知識や経験」に関しては「子どもに対しては主となって支援をする機関ではない」という回答がみられる。

表 2-2-20 不足の理由（CSW）

①支援者自身の知識や経験 <不足している知識> ・ 他機関の機能・役割についての知識の不足（1） ・ 支援者が、地域包括支援センター業務や障がい福祉担当窓口業務との兼務のため知識が蓄積されない（1） ・ 高齢者施設に配置されている窓口が大半で、子ども分野の知識が乏しい（1） ・ 支援方法、相談者への接し方に関する知識の不足（1）	<知識や経験が不足する事情> ・ 異動や転職が多い（1） <知識を増やす必要がある背景> ・ 子どもに対しては主となって支援をする機関ではない（1） ・ 子どもや保護者の支援内容の範囲が広く複雑だから（1）
--	---

<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育と福祉分野の連携に関するスーパーバイザーがない (1) ・ 一人部署でケースの相談や検討を行う機会が少ない (1)
<p>③他の機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援機関との連携が必要 (1) ・ 関係機関との情報共有の困難さ、温度差、考え方の違い (1) ・ 複雑なケースでは多様な機関の連携が必要 (1)
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な制度では手続に時間がかかる (1) ・ 学校のSSWの配置が十分でない (1) ・ 制度上の制約により支援ができない場合がある (1) ・ 学校は外部に相談をつなげるという意識が低い (1)
<p>⑤マンパワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉委員会が高齢化 (1)
<p>⑥その他</p> <p>(「スーパーバイズ機能」の不足に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者自身へのスーパーバイズがない (1)

【民生委員・児童委員】

表 2-2-21 は民生委員・児童委員における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「①支援者自身の知識や経験」に関しては「変化の多い制度に関する知識の不足」という回答がみられる。

表 2-2-21 不足の理由 (民生委員・児童委員)

<p>①支援者自身の知識や経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもについての知識の不足 (1) ・ 変化の多い制度に関する知識の不足 (1) ・ 経験不足 (1) ・ 見守り活動がマンネリ化 (1) ・ スタッフの高齢化 (1) ・ 育児相談が少ない (1)
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p> <p>(該当する記述なし)</p>
<p>③他の機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関の支援について知識が不十分 (1) ・ 学校と連携できない (1) ・ 他機関との情報交換・相談が十分できていない (1) ・ 関係機関と信頼関係ができていない (1)
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的制度は夜間や休日に使えない (1) ・ 支援の進捗状況の報告がなく、どう関わるべきかが不明確な場合が多い (1) ・ イベントやサロンに参加しない家庭に支援関係の情報を提供できる仕組みが必要 (1)
<p>⑤マンパワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の絆が希薄化している (1) ・ 後任者がいない (1) ・ 活動期間が短い (1)
<p>⑥その他</p> <p>(「解決のための方法が見つからない」に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる保護者に困り感がなく、訪問が難しい (1)

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表 2-2-22 は地域コミュニティ・NPO 法人等における不足の理由を示したものである。支援における不足点として多かった「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「経費の不足」という回答がみられる。

表 2-2-22 不足の理由（地域コミュニティ・NPO 法人等）

<p>①支援者自身の知識や経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい等の対応の経験の不足 (1) ・ スタッフにより知識や経験がさまざまのため、スキルアップ研修をとり入れたい (1) ・ 支援者がさらに経験を積む必要がある (1) ・ 傾聴の知識や経験の不足 (1)
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会 (該当する記述なし)</p>
<p>③他の機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産院とも連携したい (1) ・ 市全体に協働という概念がない (1) ・ 就業につながる作業所を行政機関が運営してほしい (1)
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の不足 (1) ・ 経費の不足 (国の生活困窮者自立支援制度では学習支援事業が自治体の任意事業として位置付けられているため) (1) ・ 公教育の一部として認められておらず予算が少ない (1) ・ 事業所内の定員や契約に制限され、支援できない場合がある (1) ・ 保護者に対し、相談や他者との交流の方法について周知が不十分 (1) ・ 他機関と情報共有が困難 (個人情報の問題) (1) ・ 特徴がない (1)
<p>⑤マンパワー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習サポートに携わる人材が少ない (1) ・ フリースクール、子ども食堂が実施できない (1) ・ 事業が多い (1) ・ 緊急時や専門性を要する支援を担う人員を養成することができない (1)
<p>⑥その他 (「学校との連携」の不足に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と連携して支援することが必要 (1) <p>(「困窮者または困窮に陥る可能性がある子ども・保護者の発見機能が地域の中に足りていない」に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で困窮者を発見、支援していく必要がある (1) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の責任者によって連携の意欲が低い場合がある (1) ・ 支援者に生活の困難さを理解し対応する力量が不足 (1)

【女性相談センター】

表 2-2-23 は女性相談センターにおける不足の理由を示したものである。支援における不足点としてみられた「④公的な協力・支援の仕組みや制度」に関しては「支援を実施するにあたり関係機関との役割分担が難しい」という回答がみられる。

表 2-2-23 不足の理由（女性相談センター）

<p>①支援者自身の知識や経験</p>
<p>②責任者あるいは同僚と相談する機会</p>
<p>③他の機関との連携 (該当する記述なし)</p>
<p>④公的な協力・支援の仕組みや制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助、住居借入資金等の手続きに時間がかかる (1) ・ 支援を実施するにあたり関係機関との役割分担が難しい (1)
<p>⑤マンパワー</p>
<p>⑥その他 (該当する記述なし)</p>

3. 支援がうまくいった事例における成功のポイント

本節では、問 6「経済的な困窮をはじめ複数の課題を抱えたケースで、支援がうまくいった事例についておたずねします。うまくいったポイントは何だったかを教えてください。」に対して回答があった割合を算出したうえで、回答者の自由記述から、以下の点に注目して成功のポイントを抽出した。その結果を機関ごとに表に示す。なお回答数が多い項目は、回答を適宜分類し、〈小見出し〉を付けて示している。また、表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

- ①対象者の発見に関して
- ②支援者と対象者の関係構築に関して
- ③関係機関と連携したか
- ④関係機関との連携内容に関して（問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する）
- ⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか

1) 保育・教育機関

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表 2-3-1 は保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、関係機関等からの報告により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、家庭訪問や日常の会話を積み重ねて信頼関係を構築していることがわかる。また③④からは、多くの保育所・幼稚園・認定こども園が行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-1 成功のポイント（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

①成功例を回答した機関の割合：61%	
①対象者の発見に関して	
<関係機関等からの報告により発見> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関からの報告 (5) ・ 保健師からの報告 (2) ・ 子ども家庭相談室からの報告 (1) ・ 子育て支援担当課・保健センターからの報告 (1) ・ 要保護児童対策地域協議会からの報告 (1) ・ 小学校からの報告 (1) ・ 近隣園からの報告 (1) ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した (2) 	<対象者からの相談> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもからの相談 (2) ・ 保護者からの相談 (9) ・ 保護者との会話から (2)
<地域・対象者の親族等からの報告> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祖母からの相談 (1) ・ 祖父母を通して状況を把握 (1) ・ 地域からの報告 (3) 	<対象者の様子を観察> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの様子を観察 (6) ・ 保護者の様子を観察 (10) ・ 連絡ノート (1)
	<対象者の状況から気付く> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遅刻状況 (1) ・ 登園状況 (8) ・ 保育料の滞納 (3) ・ 忘れ物状況 (1) ・ 保護者と連絡がとれない (1)

②支援者と対象者の関係構築に関して

<相談できる関係をどのようにつくっていったか>

- ・ 家庭訪問して話を聞いた (4)
- ・ 長期的に家庭訪問した (1)
- ・ 日ごろから積極的に会話していた (4)
- ・ 子どもの園での様子を頻りに伝えていた (2)
- ・ 信頼関係をつくった (1)
- ・ 積極的に関係をつくった (1)
- ・ 保護者との関係が良好だった (1)
- ・ 連絡のとりやすい時間を把握するようにした (1)
- ・ 調子の良い日を見極めて支援の話をした (1)
- ・ 送迎支援を実施した (2)
- ・ 園内ケース会議で対応方法を検討し支援した (1)
- ・ 継続的に支援した (1)
- ・ 機関に行く際に付き添った (1)
- ・ 周りの保護者の支えがあった (1)

<どのように相談にあたったか>

- ・ 個人面談を実施した (4)
- ・ 何度も相談に乗った (8)
- ・ 対象者とのコミュニケーションを密にとった (1)
- ・ 保護者及びその家族と話し合いを密に行った (1)
- ・ 信頼関係ができてから支援を提案した (2)
- ・ いろいろな方法を提案しつづけた (1)
- ・ 具体的な解決策を提案した (3)
- ・ 押しばかりでなく母の気持ちに合わせて待った (1)
- ・ 気持ちに寄り添い話をきいた (1)
- ・ 保護者の状況を十分把握して気持ちに寄り添った (1)

<その他>

- ・ 保護者が相談機関に気軽に行けるよう事前に段取りした (1)

<誰が相談に乗ったか>

- ・ 職員が相談に乗った (23)
- ・ 家庭児童相談室が相談に乗った (1)
- ・ 窓口を一本化して相談にあたった (1)
- ・ 保護者も含めて関係機関と相談した (1)
- ・ 保健師、心理判定員、作業療法士などが助言した (1)

③関係機関と連携したか

成功事例を回答した機関の 73%が、成功事例において関係機関と連携していた。

④関係機関との連携内容に関して (問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する)

<連携先 (行政機関等) >

- ・ 行政機関と連携 (4)
- ・ 区役所と連携 (1)
- ・ 要保護児童対策地域協議会と連携 (4)
- ・ 家庭児童相談室と連携 (5)
- ・ 子ども家庭相談室と連携 (2)
- ・ 家庭相談員と連携 (1)
- ・ 子ども相談課と連携 (1)
- ・ 子ども相談センターと連携 (1)
- ・ 子ども家庭センターと連携 (6)
- ・ 児童相談所と連携 (1)
- ・ 子育て支援センターと連携 (1)
- ・ 子育て支援課と連携 (4)
- ・ 保健師と連携 (2)
- ・ 保健センターと連携 (5)
- ・ 保健所と連携 (1)
- ・ ケースワーカーと連携 (3)
- ・ 教育センターと連携 (1)
- ・ 教育委員会と連携 (1)
- ・ 障がい福祉課と連携 (1)
- ・ 生活福祉課と連携 (1)
- ・ 保育課と連携 (1)
- ・ 児童館と連携 (1)
- ・ 民生委員・児童委員と連携 (2)
- ・ CSW と連携 (2)

<連携先 (その他) >

- ・ 社会福祉協議会と連携 (2)
- ・ 幼稚園と連携 (1)
- ・ 保育所と連携 (1)
- ・ 学校と連携 (6)
- ・ 小学校と連携 (5)
- ・ かかりつけの医療機関と連携 (1)
- ・ 医療機関と連携 (1)

<どのように連携したか>

- ・ ケース会議を開催 (19)
- ・ 家庭児童相談室がコーディネートした (1)
- ・ 要保護児童対策地域協議会につなげたことで様々な福祉サービスにつながった (1)
- ・ 要保護児童対策地域協議会がよく連携できていた (1)
- ・ すぐに・スムーズに連携した (5)
- ・ 問題が起こる前から連携していた (3)
- ・ 普段から関係機関との連携があった (3)
- ・ 何かあるたびに各機関に連絡した (1)
- ・ 保護者が普段から行政機関と関わりがあった (1)
- ・ 保護者も含めて関係機関と相談した (1)
- ・ 関係機関と定期的な連絡会(問 9 で回答された連絡会)があった (13)

⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか

<p><DV 被害者 (4) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所につないだ (1) ・ 施設に入所 (1) ・ 母子生活支援施設に入所 (2) 	<p><帰宅が遅い・夜間放置 (2) について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども相談課と見守りを行った (1) ・ 園で見守りをした (1)
<p><ネグレクト (6) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設につないだ (1) ・ 送迎支援、子どもの生活支援を実施した (1) ・ 学習支援につないだ (1) ・ 母子生活支援施設につないだ (1) ・ 幼稚園の就園につないだ (1) 	<p><子どもが病気だが保護者に時間の余裕がない家庭 (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近くて適切な医療機関を紹介した (1) <p><発達に課題がある子ども (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援センターにつないだ (1)
<p><虐待 (3) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護した (1) ・ 生活の立て直しを行った (1) 	<p><子どもの発達に不安がある保護者 (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターにつないだ (1) ・ 療育園につないだ (1)
<p><困窮・失業家庭 (12) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練校につないだ (1) ・ 就労支援を行った (1) ・ 福祉事務所につないだ (1) ・ 一時的な生活資金支給につないだ (1) ・ 保育料軽減手続きを案内した (2) ・ 保育所利用手続きを案内した (1) ・ 行政機関につないだ (2) ・ 生活保護につないだ (1) ・ 制服等を提供した (1) ・ 用品の貸し出しをした (1) ・ 保育時間の融通をはかった (1) ・ 諸費の納入期日を待った (1) ・ 参観日は担任以外が保護者の代行をした (1) 	<p><子どもの発達に不安がある保護者 (精神疾患) (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理士に保育相談してもらった (1) ・ 発達検査につないだ (1) <p><障がいのある子ども (2) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児保育につないだ (1)
<p><借金のある保護者 (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会につないだ (1) 	<p><子育てに大変さを感じている保護者 (2) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家事援助を行った (2) ・ 送迎支援を行った (1) <p><子育て不安のある保護者 (2) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所支援につないだ (1)
	<p><問題行動のみられる子ども (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人懇談を実施した (1) <p><精神不安定な保護者 (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校区の SC につないだ (1)
	<p><精神疾患の保護者 (7) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更正療育センターにつなげた (1) ・ 医療機関につないだ (1) ・ 園で母親の精神面をフォローした (1) ・ 保育時間を調整した (1) ・ 祖父母と共に見守りを行った (1)
	<p><人との関わりが苦手な健診、予防接種未受診の保護者 (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まだ間に合う予防接種を紹介した (1) ・ 巡回相談で健診をしてもらった (1)
	<p><ひきこもりの親子 (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域につないだ (1)

【小学校】

表 2-3-2 は小学校における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、登校状況や持ち物・身だしなみをきっかけに発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、関係機関や教育機関の専門職も交えた、チームでの対応により信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの学校が SSW や行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-2 成功のポイント（小学校）

<p>①成功例を回答した機関の割合：70%</p>	
<p>①対象者の発見に関して</p>	
<p><発見したきっかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸費用の滞納 (1) ・ 用品がそろわない (2) ・ 登校状況 (3) ・ 朝の欠食状況 (1) ・ 子どもの様子・身だしなみ (2) ・ 子どもの問題行動 (1) ・ 子どもからの相談 (2) ・ 保護者からの苦情 (1) ・ 保護者からの相談 (2) ・ 就学时健康診断時の教育相談 (1) ・ 保護者と連絡がとれない (1) ・ 虐待に関する研修を受けていた (1) ・ 学校で行っている生活アンケートへの回答 (1) ・ 専門家に行動観察してもらった (1) 	<p><どのように気付いた情報を共有したか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内ケース会議を開催 (1) ・ すぐに校内で情報共有 (1)
<p>②支援者と対象者の関係構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの声かけを繰り返した (1) ・ チームで対応 (2) ・ 保護者と話しやすい教員が保護者と信頼関係を構築した (1) ・ 面談に SC に参加してもらった (1) ・ 家庭教育支援サポーターと連携して保護者との関係構築を進めた (1) ・ 関係機関からの具体的な支援方法の紹介 (1) ・ 支援者が自由に動ける立場であり、タイムリーな対応ができた (1) ・ 就学援助費の支給日と不登校の登校刺激を兼ねるように行ったところ、反応がよくなった (1) ・ ケースワーカーと連絡をとり合い、保護者と少しずつつながることができてきた (1) ・ 病院付添等で保護者の厚い信頼を得ることができた (1) 	
<p>③関係機関と連携したか</p> <p>成功事例を回答した機関の 81%が、成功事例において関係機関と連携していた。</p>	
<p>④関係機関との連携内容に関して（問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する）</p>	
<p><連携先（行政機関等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所と連携 (1) ・ 外部支援機関と情報を共有 (1) ・ SSW と連携 (3) ・ ケースワーカーと連携 (1) ・ 子育て支援センターと連携 (1) ・ 子育て支援課と連携 (1) ・ 家庭児童相談室と連携 (2) ・ 子育て総合支援センターと情報共有 (1) ・ 子ども家庭センターと連携 (2) ・ SC と情報共有 (1) ・ 生活福祉課と情報共有 (1) ・ 家庭教育支援サポーターと連携 (2) ・ 子ども未来課と連携 (1) ・ 子ども未来室と連携 (1) ・ 子ども相談センターと連携 (1) ・ 教育相談やカウンセリングにつないだ (1) ・ 子ども福祉課と連携 (1) ・ 民生委員・児童委員につないだ (2) ・ 要保護児童対策地域協議会と連携 (1) ・ 総合医療センターと連携 (1) 	<p><どのように連携したか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に情報共有 (1) ・ ケース会議 (2) ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した (6)

⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<困窮家庭（4）に対して> ・ 学校が保護者と市の学務課との窓口になった（1） ・ 就学支援（2） ・ 就学援助制度につないだ（1） ・ 学用品を学校で準備した（1）	<発達に課題がある子どもに対して> ・ 精密検査を実施（1） <登校しぶりの子どもに対して> ・ 相談室登校を実施（1）
<ネグレクトの家庭に対して> ・ 子どもが自分で自分のことができるよう指導した（1）	<学用品がそろわない子どもに対して> ・ 学用品を学校で保管するようにした（1） ・ 学用品を学校で提供した（1）

【中学校】

表 2-3-3 は中学校における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、登校状況や問題行動等、子どもの様子から発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、家庭訪問を積み重ねて信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの学校が行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-3 成功のポイント（中学校）

①成功例を回答した機関の割合：89%	
①対象者の発見に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもからの相談（1） ・ 子どもの問題行動（2） ・ 登校状況（3） ・ 諸費用の滞納（1） ・ 提出物が滞る（1） ・ 保護者からの相談（1） ・ 家庭内の問題を話しやすい空間づくりを行ってきた（1） 	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問を繰り返した（1） 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関の 79%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先（行政機関等）> <ul style="list-style-type: none"> ・ CSW と連携（2） ・ 子ども未来課と連携（1） ・ ケースワーカーと連携（1） ・ 家庭児童相談課と連携（1） ・ 子ども家庭センターと連携（5） ・ 教育委員会と連携（3） ・ 健康福祉部と連携（1） ・ SSW と連携（1） ・ 子育て支援課と連携（3） ・ 教育センターと連携（1） ・ 子育て総合支援センターと連携（1） ・ 民生委員・児童委員と連携（3） ・ 生活福祉課と連携（1） ・ 保健医療課と連携（1） ・ 適応指導教室と連携（1） ・ 福祉関係部署と連携（1） 	<連携先（その他）> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察と連携（1） ・ 社会福祉協議会と連携（1） <どのように連携したか> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議（7） ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した（6） ・ 動きがある前から連携（1）

⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<p><困窮家庭 (7) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への就労支援 (1) ・ 奨学金の説明会を子どもだけでなく保護者にも実施した (1) ・ 奨学金制度について詳細に説明 (1) ・ 学内奨学金制度を持つ他県私学を紹介 (1) ・ 就学援助制度を紹介 (1) ・ 生活保護等を保護者に紹介 (1) ・ 介護の資格をとれる講座を紹介 (1) ・ 医療関係の情報や援助を受ける方法などをアドバイス (1) 	<p><問題行動がみられる子ども (2) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査入院につないだ (1) ・ 医療関係の情報や援助を受ける方法などをアドバイス (1) ・ 児童自立支援施設の入所につないだ (1) <p><発達に課題がある子どもに対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教師派遣型の学習支援 (1) <p><精神疾患のある保護者に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師が投薬指導 (1) <p><夜間放置されている子どもに対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所につないだ (1) <p><不登校の子どもに対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室を紹介 (1)

【府立高校】

表 2-3-4 は府立高校における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、登校状況より発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、定期的な訪問や複数の支援者で関わることにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの学校が SSW や行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-4 成功のポイント (府立高校)

①成功例を回答した機関の割合：85%	
①対象者の発見に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登校状況 (5) ・ 子どもの事故発生 (1) ・ 子どもの様子 (1) ・ 欠席時の電話連絡 (1) ・ 子どもからの相談 (2) ・ 親族からの相談 (1) ・ 保護者からの相談 (1) 	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な訪問を基幹相談支援センターの担当や SSW、担任が行いながら関係性を深めた (1) ・ 支援機関には担任や SSW が付き添い (1) ・ SSW と担任、通訳とで面談 (1) ・ 校内教職員が連携 (1) 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関の 91% が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して (問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する)	
<p><連携先 (行政機関等) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSW と連携 (3) ・ 福祉課と連携 (1) ・ 基幹相談支援センターと連携 (1) ・ 子ども家庭センターと連携 (2) ・ 児童相談所と連携 (1) ・ 障がい福祉課と連携 (1) ・ 青少年課と連携 (1) ・ 保健所と連携 (1) ・ 保健師と連携 (1) ・ 子育て支援課と連携 (1) ・ ケースワーカーと連携 (1) ・ ハローワークと連携 (1) ・ 子ども相談センターと連携 (1) 	<p><連携先 (その他) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関と連携 (2) ・ 他の学校と連携 (1) ・ 社会福祉協議会と連携 (1) <p><どのように連携したか> (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 (4) ・ SSW がコーディネーター (1) ・ 基幹相談支援センターがコーディネーター (1) ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した (3) ・ 継続して連携 (1)

⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<困窮家庭 (2) に対して> ・ 教科書の貸し出し (1) ・ 学習支援 (1)	<DV 被害者の母子に対して> ・ 生活保護支給 (1)
<虐待 (2) に対して> ・ ケースワーカーから保護者への指導 (1) ・ 他の保護者による支援につないだ (1)	<精神疾患、不登校の子どもに対して> ・ 医療機関につないだ (1)

【支援学校】

表 2-3-5 は支援学校における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、子どもの様子や引き継ぎ・相談により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、保護者に方針を示していくことにより信頼関係を構築していることが窺える。

また③④からは、多くの学校が行政関係機関や地域資源と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-5 成功のポイント (支援学校)

①成功例を回答した機関の割合：100%	
①対象者の発見に関して	
・ 子どもの様子 (1) ・ 登校状況 (1) ・ 入学時の引継ぎ資料 (1) ・ 保護者からの相談 (1) ・ 基幹相談センターからの相談 (1)	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
・ 担当が子どもの今後の経過を予想し保護者に示した (1) ・ 各機関が同じ方針を保護者に示した (1)	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関の 88%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して (問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する)	
<連携先 (行政機関等) > ・ 障がい福祉課と連携 (1) ・ 子育て支援室と連携 (1) ・ 子育て支援課と連携 (2) ・ ケースワーカーと連携 (1) ・ 子ども相談センターと連携 (1) ・ 民生委員・児童委員と連携 (1) ・ 要保護児童対策地域協議会と連携 (2) ・ 福祉課と連携 (1) ・ 福祉推進課と連携 (1) ・ 地域生活支援センターと連携 (1) ・ 放課後デイサービスと連携 (1) ・ 地域支援と連携 (1) ・ 基幹相談センターと連携 (1)	<連携先 (その他) > ・ 小学校と連携 (1) ・ 移動支援事業所と連携 (1) ・ 社会福祉協議会と連携 (1)
<どのように連携したか>	
・ ケース会議 (3) ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した (3)	
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<困窮家庭に対して> ・ 退学と勤労を強要するのは虐待であることを子育て支援課から指導 (1)	<子どもに障がいがあり、保護者は育児に困難を感じている家庭に対して> ・ 放課後デイサービスにつないだ (1)
<子どもの送迎が難しい家庭に対して> ・ 移動支援事業所につないだ (1) ・ 特例の移動支援を実施できるよう調整した (1)	<子どもの発達に課題があり、保護者が精神不安定な家庭に対して> ・ 子どもを手帳の取得・福祉サービス活用・医療機関につないだ (1) ・ 保護者を就労支援につないだ (1)

2) 行政機関、その他

【保健センター】

表 2-3-6 は保健センターにおける成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、医療機関からの報告や妊娠届に来所した時に発見していることが多いことが読みとれる。

②の分析結果からは、定期的な家庭訪問や対象者が他機関に行く際に同伴することにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くのセンターが行政関係機関や医療機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-6 成功のポイント（保健センター）

①成功例を回答した機関の割合：96%	
①対象者の発見に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関からの報告（5） ・ 定期的な連絡会のある機関からの報告（1） ・ 生活困窮者窓口からの報告（1） ・ 他府県からの転入時の面接（1） ・ 他市からの転入ケースで支援依頼があった（2） ・ 保護者からの相談（3） ・ 妊娠届で来所した時（5） ・ 乳幼児健康診断（1） ・ 保健師の地区活動（1） 	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中より定期的に訪問（1） ・ 毎週訪問や電話を、継続的（2、3年）に実施（1） ・ 対象者が他機関に行く際に保健師が同伴した（3） ・ 保護者に近い学校、保育園等から就学援助制度等、利用できる支援を案内、丁寧に説明してもらった（1） ・ 第2子出産予定日が近づき経済的問題を具体的にイメージしやすくなってきた頃に、指導が入りやすくなった（1） ・ 保護者のニーズに応じた支援を積み重ねた（2） ・ 話をよく聞いた（1） 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関の88%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<ul style="list-style-type: none"> <連携先（行政機関等）> ・ 生活保護相談課と連携（5） ・ 虐待関係の対応課と連携（1） ・ 障がい福祉課と連携（1） ・ 子ども家庭センターと連携（1） ・ 家庭児童相談室と連携（3） ・ 子育て支援室と連携（1） ・ 民生委員・児童委員と連携（1） ・ 福祉機関と連携（1） ・ 生活福祉と連携（1） ・ 生活福祉課と連携（1） ・ 生活困窮者自立支援制度の相談窓口と連携（2） ・ 母子保健の担当課と連携（1） ・ 要保護児童対策地域協議会と連携（7） ・ 助産制度担当課と連携（1） 	<ul style="list-style-type: none"> <連携先（その他）> ・ 保育所等と連携（3） ・ 小学校と連携（1） ・ 社会福祉協議会と連携（2） ・ 医療機関と連携（6） ・ 助産制度のある医療機関と連携（1） <p><どのように連携したか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議（5） ・ 早急に連携（2） ・ 妊娠早期に連携（1） ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した（5） ・ 課題に対する役割分担をした（1） ・ 保護者支援と児支援を関係機関で役割分担（1） ・ 対象者が他機関に行く際に同伴した（2）

⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<p><困窮家庭 (9) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助産制度の手続きの支援 (3) ・ 生活保護の支給 (2) ・ 生活保護相談課と連携 (2) ・ 子ども家庭センターと連携 (1) ・ 家庭児童相談室と連携 (1) ・ 医療機関と連携 (1) ・ 住居の手配や、当座の資金や生活物品を支給 (1) ・ 社会貢献制度を利用し、現物支給 (1) ・ 要保護児童等対策地域協議会の要保護児童台帳へ掲載し、見守り (1) ・ つなぎ資金の貸付の紹介、生活保護申請へのつなぎ (1) ・ 就労支援 (1) 	<p><子どもの発達に課題があり、保護者の子育てに困難を感じている家庭に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所入所、発達に関しては小学校で対応した (1) <p><ハイリスク妊婦に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員へつなぎ、見守り体制を構築 (1) <p><借金のある家庭 (2) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給 (1) ・ 借入先を整理し、借入の金利を安くした (1)

【SC (小中学校)】

表 2-3-7 は SC (小中学校) における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、登校状況により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、継続的な相談により信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの SC が学校や SSW と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催し、連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-7 成功のポイント (SC (小中学校))

①成功例を回答した機関の割合：88%	
①対象者の発見に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員からの報告 (1) ・ 養護教諭からの報告 (1) ・ 子どもからの相談 (1) ・ 保護者からの相談 (1) ・ 登校状況 (3) ・ ケース会議 (1) ・ 報告してくれた機関 (人) と日常的に連携していた (1) 	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ SC が子どもの相談に乗った (1) ・ SC が保護者の相談に乗った (2) ・ 養護教諭が子どもの相談に乗った (2) ・ 継続的に相談に乗った (3) 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関の 100% が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して (問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する)	
<p><連携先 (行政機関等) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関と連携 (1) ・ 市と連携 (1) ・ 要保護児童対策地域協議会と連携 (1) ・ 教育委員会と連携 (1) ・ 市役所子ども未来課と連携 (1) ・ SSW と連携 (2) ・ 不登校支援員と連携 (1) 	<p><連携先 (その他) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と連携 (2) ・ 小学校と連携 (1) ・ 中学校と連携 (1) ・ NPO 法人と連携 (1) <p><どのように連携したか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議を開催 (3)
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<p><困窮家庭 (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的支援 (1) <p><不登校の子ども (3) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一緒に買い物に行き、食事をつくるなどした (1) ・ 健康診断などの理由で子どもの登校を促した (1) ・ 子どもに具体的な生活に関するアドバイスをした (1) ・ 学習支援・不登校支援 (1) 	<p><問題行動のある子ども (1) に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレイセラピーを実施した (1) <p><両親は不仲で子どもが知的障がいの家庭に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担任、クラブ顧問、養護教諭、SC が、子どもの精神面の支援を行った (1)

【SSW（小中学校）】

表 2-3-8 は SSW（小中学校）における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、教員からの報告により発見していることが多いことが読みとれる。②の分析結果からは、SSW が対応することにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、SSW が行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催し、連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-8 成功のポイント（SSW（小中学校））

①成功例を回答した機関の割合：100%
①対象者の発見に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員からの報告（2） ・ SSW から「貧困とネグレクトの関係」に関する教職員研修を行ったことで教職員からの報告があった（1） ・ 意図的に、学校で研修が実施できるようにはたらきかけていた（1） ・ 教員と密にコミュニケーションをとっていた（1） ・ 教育委員会が SSW 派遣依頼を学校から受ける仕組みをつくっていた（1）
②支援者と対象者の関係構築に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ SSW が対応した（1）
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関の 100%が、成功事例において関係機関と連携していた。
④関係機関との連携内容に関して（問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する） <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会と連携（1） ・ 夜間放置が確認されてすぐに校内ケース会議を開催し、市と連携した（1） ・ 要保護児童通告に関する正しい制度的な知識を共有（1） ・ 教育委員会から参加者に市の個人情報保護条例を確認する時間をとり、ケース会議で情報連携をした（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか <困窮、子どもの発達に課題がある家庭に対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に経済的支援、ヘルパーにつないだ。SSW が保護者に同行してつないだ。子どもは発達検査、居場所提供を行った。（1）

【市町村教育センター】

表 2-3-9 は市町村教育センターにおける成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、保護者からの相談により発見していることが読みとれる。②の分析結果からは、保護者と支援方法を共有することにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くのセンターが学校と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催し、連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-9 成功のポイント（市町村教育センター）

①成功例を回答した機関の割合：50%
①対象者の発見に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの相談（1）
②支援者と対象者の関係構築に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育センターが保護者と支援方法を共有（1）
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関の 100%が、成功事例において関係機関と連携していた。
④関係機関との連携内容に関して（問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する） <連携先> <どのように連携したか> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSW と連携（1） ・ ケース会議（2） ・ 家庭児童相談課と連携（1） ・ 学校との連携から SSW につなぐことができた（1） ・ 障がい者地域生活支援センターと連携（1） ・ 学校と連携（5）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか （該当する記述なし）

【適応指導教室】

表 2-3-10 は適応指導教室における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、学

校のケース会議に参加することにより発見していることが読みとれる。②の分析結果からは、個別に話を聞くことにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの適応指導教室が教育機関やSC・SSWと連携して支援を行っていること、ケース会議を開催し、連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-10 成功のポイント（適応指導教室）

①成功例を回答した機関の割合：100%	
①対象者の発見に関して	
・ 学校のケース会議に参加することで家庭状況を把握できた（1）	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
・ 個別に話を聞いた（1）	
・ 子どもが適応指導教室に通室することで、保護者の気持ちにもゆとりができた（1）	
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関の100%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかを確認する）	
<連携先>	<どのように連携したか>
・ ケースワーカーと連携（1）	・ ケース会議（1）
・ 学校と連携（2）	
・ SSWと連携（1）	
・ 教育委員会と連携（1）	
・ SCと連携（2）	
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<不登校の子どもに対して>	<不登校の子どもの保護者に対して>
・ 学習支援を行った（1）	・ SCにつないだ（1）
・ 少人数での指導や体験活動を行った（1）	

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-3-11 は学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体における成功のポイントを示したものである。③④の分析結果から、行政関係機関と連携して支援を行っていることがわかる。

表 2-3-11 成功のポイント（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

①成功例を回答した機関の割合：29%	
①対象者の発見に関して	
②支援者と対象者の関係構築に関して （該当する記述なし）	
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関の50%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかを確認する）	
・ 子ども相談センターと情報共有（1）	
・ 子育て支援室と情報共有（1）	
・ 事態が生じる前からの情報共有（1）	
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<DV被害の家庭に対して>	<その他>
・ 一時保護（1）	・ 子どもに対する学習・生活支援を通じて、保護者の意識も変化した（1）

【若者サポートステーション】

表 2-3-12 は若者サポートステーションにおける成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、保護者からの相談により発見していることが読みとれる。②の分析結果からは、継続的につながることにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、ケース会議を開催し、連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-12 成功のポイント（若者サポートステーション）

①成功例を回答した機関の割合：100%
①対象者の発見に関して ・ 保護者からの相談（1）
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 本人と継続的につながるようにした（1）
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関の100%が、成功事例において関係機関と連携していた。
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する） ・ ケース会議（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか （該当する記述なし）

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-3-13 は OSAKA しごとフィールドにおける成功のポイントを示したものである。成功例を回答した機関はみられず、該当する回答はなかった。

表 2-3-13 成功のポイント（OSAKA しごとフィールド）

①成功例を回答した機関の割合：0%

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-3-14 は子ども・若者自立支援センターにおける成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、保護者からの相談により発見していることが読みとれる。②の分析結果からは、相談に乗ることを積み重ねて信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、センターが機関や学校と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催し、連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-14 成功のポイント（子ども・若者自立支援センター）

①成功例を回答した機関の割合：100%
①対象者の発見に関して ・ 保護者からの相談（1）
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 何度も相談に乗った（3） ・ 家庭内での問題の実態把握に努めた（1）
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関の50%が、成功事例において関係機関と連携していた。
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する） ・ 進学先の学校と連携（1） ・ 対象者と機関に出向く前にその機関と情報共有（1） ・ ケース会議（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか <子どもが発達障がいひきこもりの家庭に対して> <困窮、不登校の子どもに対して> ・ 母親へ発達障がいの心理教育を行い子どもへの対応を助言した（1） ・ 不登校支援にかかる通所・活動費等の助成事業につないだ（1） <高校中退者に対して> ・ 進学につないだ（1）

【母子・父子自立支援員】

表 2-3-15 は母子・父子自立支援員における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、対象者からの相談により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、丁寧に関わることにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの支援員が行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催し、連携したケース支援を

行っていることなどがわかる。

表 2-3-15 成功のポイント（母子・父子自立支援員）

①成功例を回答した機関の割合：81%	
①対象者の発見に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの相談（8） ・ 要保護児童対策地域協議会からの報告（1） ・ 他の自治体からの報告（2） 	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の生計に対するこだわりを受容した（1） ・ 面談や電話などを重ねた（1） ・ ハローワークで丁寧な対応をした（1） ・ 保健師と共に相談に乗った（1） ・ 生活支援課と共に本人のに寄り添い（1） ・ 本人も交えてケース会議（1） 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関の77%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先（行政機関等）>	<連携先（その他）>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーカーと連携（1） ・ 保健師と連携（2） ・ 家庭児童相談室と連携（1） ・ マザーズハローワークと連携（1） ・ 生活福祉課と連携（1） ・ 子ども家庭センターと連携（1） ・ 生活支援課と連携（1） ・ 生活困窮窓口と連携（1） ・ 困窮者自立支援係と連携（1） ・ 要体協と連携（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府母子寡婦福祉連合会につないだ（1） ・ 社会福祉協議会と連携（1） ・ 母子生活支援施設と連携（1） ・ 高齢者施設と連携（1） ・ 医療機関と連携（2）
<どのように連携したか>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議（2） ・ 前市での状況を事前に子ども相談から伺っていたため、ハローワークとの調整がすぐにできた（1） ・ 関係機関に迅速につないだ（1） 	
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<困窮家庭（2）に対して>	<失業・無職の保護者（2）に対して>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習・生活支援事業へつないだ（1） ・ 就労と児童扶養手当、公営住宅等各機関へつないだ（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者給付金のある職業訓練につないだ（1）

【生活保護相談】

表 2-3-16 は生活保護相談における成功のポイントを示したものである。②の分析結果からは、対象者を信用することや丁寧に説明することにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの事務所が行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース検討会議や研修を通して意見交換を行うことにより、連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-16 成功のポイント（生活保護相談）

①成功例を回答した機関の割合：94%	
①対象者の発見に関して	
（該当する記述なし）	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者によっては信用し行動を見守るようにした（2） ・ 懇切丁寧に生活保護の主旨等の説明を繰り返し行い、理解を得た（1） ・ 母に対して支援をする機関、子どもに対して支援する機関という役割分担を対象者にも理解してもらった（1） ・ 金銭管理の助言を通して（1） ・ 家庭内の様子や変化の把握を通して（1） ・ 本人の生活上の相談にタイムリーにのった（1） ・ 就労支援員につなぎ、対象者の希望の職種を聞きとった（1） 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関のうち60%が、成功事例において関係機関と連携していた。	

④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先（行政機関等）> <ul style="list-style-type: none"> 子ども福祉課等と連携（1） 子ども相談室と連携（1） 民生委員・児童委員と連携（1） 区長と連携（1） 福祉委員と連携（1） 要保護児童対策地域協議会と密に連携（1） 	<連携先（その他）> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事業者と連携（1） 学校と連携（1） <どのように連携したか> <ul style="list-style-type: none"> ケース検討会議や研修会を通じて処遇困難ケースについて共有し、様々な意見の交換を行った（1） 要保護児童対策地域協議会と密に連携（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<無職のひとり親家庭（2）に対して> <ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介を活用し、託児所付きの就労を紹介（1） 自発的な求職活動のみをするよう指示（1） 	<保護者が精神疾患の家庭（2）に対して> <ul style="list-style-type: none"> 居宅生活困難と考へ、救護施設の入所につないだ（1） 居宅訓練を実施した（1） 障がい者枠での求職活動を勧めた（1） ヘルパーを導入した（1）

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-3-17 は生活困窮者自立支援相談における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、保護者からの相談により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、きめ細かく接することにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、生活困窮者自立支援相談が定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-17 成功のポイント（生活困窮者自立支援相談）

①成功例を回答した機関の割合：80%	
①対象者の発見に関して	
<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談（2） 関係機関からの紹介（1） 生活保護担当からの紹介（1） 	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> きめ細かく接した（1） 初回相談時点で対象者が弁護士から助言を得られた（1） 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関のうち33%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士と連携（1） 学校と連携（1） ハローワークと連携（1） 	<どのように連携したか> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な連絡会のある機関と連携した（1） 支援調整会議で共有（1） 対象者が抱えている課題と背景を事前に共有（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<失業、就労が困難な対象者（3）に対して> <ul style="list-style-type: none"> 貸付や就活の支援を実施（1） 採用後、正社員になるまで、定着支援として本人に電話をかけ状況把握に努めた（1） 仕事の定着性を高めるという観点から、パート求人にてまず生活を支える基盤づくりをし、その後パートからフルタイムへのステップアップも可能な求人を紹介した（1） まず就労訓練を通じて就労の習慣や定着、自身の回復を図った（1） 	<保護者の腰痛により減収・困窮に陥った家庭に対して> <ul style="list-style-type: none"> 父親には無料低額診療所事業を実施し、母親に対して就労支援を行った（1） 食料支援と社会貢献事業からミルク代を支給した（1）

【子ども家庭センター】

表 2-3-18 は子ども家庭センターにおける成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、親族からの相談により発見していることが読みとれる。②の分析結果からは、関わりを積み重ねて信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くのセンターが行政関係機関と連携して支援を行っていること、要保護児童対策地域協議会や定期的な連絡会を活用して、連

携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-18 成功のポイント（子ども家庭センター）

①成功例を回答した機関の割合：100%	
①対象者の発見に関して ・ 親族からの相談（1）	
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 関わりを積み重ねた（1）	
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関のうち 83%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先>	<どのように連携したか>
・ 家庭児童相談室と連携（2）	・ 要保護児童対策地域協議会で情報共有（1）
・ 保健センターと連携（1）	・ 定期的な連絡会のある機関と連携した（2）
・ 生活保護と連携（2）	
・ 訪問看護と連携（1）	
・ 障がい福祉と連携（1）	
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<金銭管理ができない対象者に対して>	<保護者に知的障がいがある困窮家庭に対して>
・ 地域での見守りを実施（1）	・ 保護者の障がい手帳取得（1）
・ 保護費の分割支給を実施（1）	
<保護者が死亡し、親族が困窮しているケースに対して>	<家事育児に課題を抱えている保護者に対して>
・ 子どもは児童心理司、精神科医の支援につなぎケアを行った（1）	・ 児童相談所・家庭児童相談室による指導、就労指導・家計管理指導、養育訪問支援事業利用、支援学級利用、医療機関受診同行を実施（1）
・ 子ども家庭センターにつなぎ、親族里親の認定を受けた（1）	

【家庭児童相談室】

表 2-3-19 は家庭児童相談室における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、通告や連絡会での情報により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、相談に乗ることを積み重ねて信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの家庭児童相談室が行政関係機関や教育機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-19 成功のポイント（家庭児童相談室）

①成功例を回答した機関の割合：96%	
①対象者の発見に関して ・ 関係機関からの情報提供（1） ・ 小学校と地域住民からの報告（1） ・ 通告（3） ・ 保健師からの報告（1） ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した（3）	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<誰が対応したか>	<どのように対応したか>
・ 初期から関わっていた機関が面接や訪問を行った（1）	・ 何度も相談に乗った（3）
・ 家庭児童相談室が相談に乗った（3）	・ 出産前から支援した（1）
・ 保健師が相談に乗った（2）	・ 一時保護を視野に入れる状況であることをケースに説明した（1）
・ 保健センター担当者や家庭児童相談所担当者で家庭訪問した（1）	・ 対象者以外の者に直接機関から支援を依頼した時、対象者の認識に変化があった（1）
・ 母が一番信頼している医師が対応した（1）	・ 第 3 子出産にあたり、産科病院を通して保護者と関わった（1）
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関のうち 86%が、成功事例において関係機関と連携していた。	

④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<p><連携先（行政機関等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーカーと連携（2） ・ 医療ソーシャルワーカーと連携（2） ・ SSWと連携（1） ・ 子ども相談センターと連携（1） ・ 家庭児童相談室と連携（1） ・ 教育指導課と連携（1） ・ 子ども家庭センターと連携（1） ・ 障がい福祉課と連携（1） ・ 生活保護と連携（2） ・ 保健所と連携（1） ・ 要保護児童対策地域協議会のケース会議（3） 	<p><連携先（その他）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校と連携（1） ・ 学校と連携（3） ・ 医療機関と連携（3） ・ 社会福祉協議会と連携（1） <p><どのように連携したか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議を開催（5） ・ 関係機関と密に情報共有（1） ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した（3） ・ 日常的に関係機関と連携（2） ・ 問題が起こる前から連携（3） ・ 複数機関でケースに関わるためのシフト等の体制をとった（1） ・ 連携先に事前に説明しておいた（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<p><困窮家庭（3）に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護につないだ（1） ・ 生活支援（養育支援家庭訪問事業）につないだ（1） ・ 進学に関する資金の支援を行った（1） <p><DV被害者（2）に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護、転居支援、食料援助につないだ（1） ・ 子どもを学校の支援につないだ（1） ・ 保護者・子どもを一時保護した（1） <p><精神疾患のある保護者に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所入所支援を実施した（1） <p><特定妊婦（2）に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児支援を実施した（1） ・ 障がい福祉課、生活福祉課へつないだ（1） 	<p><困窮かつネグレクトの家庭（2）に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護につないだ（2） ・ 社会福祉協議会につないだ（1） ・ 保護者を障がい福祉サービスにつないだ（1） ・ 子どもに登校支援を実施し、放課後児童クラブの利用につないだ（1） <p><虐待の家庭（2）に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの居場所支援を実施し、学校が休みの間の子ども・家庭の状況の把握に努めた（1） ・ 発育、発達確認を行った（1） ・ 保育所入所支援を実施した（1） ・ 育児支援を実施した（1）

【CSW】

表 2-3-20 は CSW における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、SSW や学校からの報告により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、対象者の視点に立った、生活リズムに合わせた関わりにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、多くの CSW が行政関係機関や SSW・学校と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-20 成功のポイント（CSW）

①成功例を回答した機関の割合：89%	
①対象者の発見に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ SSW からの報告（3） ・ 学校からの相談（2） ・ 定期的な連携のある機関からの報告（1） ・ 関係機関からの報告（1） ・ 地域からの報告（2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの相談（1） ・ 子ども食堂で発見（1） ・ 家族からの相談（1）
②支援者と対象者の関係構築に関して	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼関係がとれている機関と一緒に面接した（1） ・ 手紙やメールのやりとりを通じ、本人とコミュニケーションがとれるようになった（1） ・ 手当が入る前の一番経済的に厳しい時期に、少し踏み込んだ話をした（1） ・ 電気代滞納のために電気が止まる当日の朝一番に電話相談をした（1） 	
③関係機関と連携したか	
成功事例を回答した機関のうち 69%が、成功事例において関係機関と連携していた。	

④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関と連携（1） SSWと連携（5） 教育委員会と連携（1） 子ども部局と連携（1） 障がい部局と連携（1） 社会貢献支援員と連携（2） 地域包括支援センターと連携（3） ケースワーカーと連携（1） 生活支援課と連携（1） 学校と連携（3） 	<どのように連携したか> <ul style="list-style-type: none"> SSWとお互いの活動内容を理解していたため、スムーズに役割分担できた（1） SSWがコーディネーターとなった（2） 関係機関と具体的な役割分担を行った（1） 福祉的な視点から支援方法や保護者への声のかけ方などをアドバイスした（1） ケース会議を開催（5） 事前に情報共有、支援計画を検討していた（1） 定期的な連絡会のある機関と連携した（3） 支援機関へ迅速につないだ（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<困窮家庭（5）に対して> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護の支給につないだ（2） 住宅確保給付金、社会貢献事業につないだ（1） 社会福祉協議会貸付・生活困窮事業・社会貢献事業・施設CSW・社会福祉協議会CSWが電気代支払支援を実施した（1） 共同募金たすけあい資金を支給した（1） 転居支援を実施した（1） 子ども食堂を実施した（1） フードバンクから食料を提供した（1） 出産準備品を提供した（1） 	<不登校の子どもがいる家庭（3）に対して> <ul style="list-style-type: none"> 保護者に社会参加の場所を提供した（1） 生活面でのサポートを実施した（1） CSWが関わり中学卒業後も支援を継続した（1） <保護者が精神疾患で、子どもの発達に不安も感じているケース（1）に対して> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援とその後のフォローを実施した（1） 子どもを教育センター、教育支援ルーム、その他居場所へつないだ（1）
<困窮かつ保護者に障がいのあるケースに対して> <ul style="list-style-type: none"> 債務整理を実施した（1） 生活保護を支給した（1） 障がい者手帳取得支援、就労支援を実施した（1） 子どもを放課後等デイサービスにつないだ（1） 	<祖母へのDVがあった家庭（1）に対して> <ul style="list-style-type: none"> 祖母支援のサービスを導入した（1）

【民生委員・児童委員】

表2-3-21は民生委員・児童委員における成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、地域からの報告により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、話をしたり、顔をあわせたりすることを積み重ねて信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、民生委員・児童委員が学校や社会福祉協議会と連携して支援を行っていること、日常的な関わりにより連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表2-3-21 成功のポイント（民生委員・児童委員）

①成功例を回答した機関の割合：70%
①対象者の発見に関して <ul style="list-style-type: none"> 子どもの様子から（1） 子ども食堂で発見（1） 保護者からの相談（1） 地域からの報告（3） 社会福祉協議会からの報告（1） 学校からの報告（1）
②支援者と対象者の関係構築に関して <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員が保護者と話をした（2） 生活保護受給通知書を毎月、民生委員・児童委員が訪問手渡ししていたため、母親と顔を合わせる機会が多かった（1） 法律相談や生活保護などの情報提供をした（1） 民生委員・児童委員が精神的に不安定な方への対応に慣れていた（1） 子どもと密にコミュニケーションをとった（1）
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関のうち50%が、成功事例において関係機関と連携していた。

④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先> ・ 家庭児童相談室と連携（1） ・ CSWと連携（2） ・ 社会貢献員と連携（1） ・ 自立支援担当課と連携（1） ・ 学校と連携（2） ・ 社会福祉協議会と連携（2）	<どのように連携したか> ・ 地域包括支援者を通して連携（1） ・ ケース会議を開催（1） ・ 関係機関と日常的に連携（1） ・ 他機関と顔なじみの関係にあった（1）
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<不登校の子ども（1）に対して> ・ 居場所を提供した（1）	<ネグレクト疑いのある家庭（1）に対して> ・ 子どもが自分で自分のことができるよう支援をした（1）

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表2-3-22は地域コミュニティ・NPO法人等における成功のポイントを示したものである。

①の分析結果から、関係機関等からの報告により発見している場合が多いことが読みとれる。②の分析結果からは、面談や日常の会話を積み重ねて信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、地域コミュニティ・NPO法人等が行政関係機関と連携して支援を行っていること、ケース会議を開催して連携していること、定期的に関わりのある機関と連携してケースの支援を行っていることなどがわかる。

表2-3-22 成功のポイント（地域コミュニティ・NPO法人等）

①成功例を回答した機関の割合：72%	
①対象者の発見に関して	
・ 子どもからの相談（1） ・ 対象者からの相談（1） ・ 関係機関からの紹介（2） ・ 地域住民からの報告（1） ・ 社会福祉協議会からの紹介（1） ・ 地域包括支援センターからの紹介（1）	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
・ SCが相談に乗った（1） ・ 子どもは担任が対応した（1） ・ 教室と学校とが一緒に子どもを支えた（1） ・ 子ども食堂で関係をつくった（1） ・ 定期的に面談した（1） ・ 長い期間をかけてアプローチし続けた（1） ・ スタッフがひたすら母親に寄り添った（1） ・ 来館できない場合も何度も電話し、雑談をした（1） ・ 保護者と良好な関係を保った（1）	
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関のうち50%が、成功事例において関係機関と連携していた。	
④関係機関との連携内容に関して（問9の連絡会と関連があるかどうかも確認する）	
<連携先（行政機関等）> ・ 児童育成課と情報共有（1） ・ 教育委員会と連携（1） ・ 子育て相談支援センターと連携（1） ・ 子ども家庭センターと連携（3） ・ 生活福祉課ケースワーカーと連携（1） ・ 青少年自立支援機関と連携（1） ・ 地域包括支援センターと連携（1）	<連携先（その他）> ・ 園と連携（1） ・ 小学校と連携（1） ・ 学校と連携（1） ・ 税理士事務所と連携（1）
<どのように連携したか> ・ ケース会議（2） ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した（2） ・ 市の担当課を通して子ども家庭センターと連携（1）	

⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか	
<DVのある家庭 (2) に対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父親と養育方針について協議し支援した (1) ・ 子どもを保護した (1) ・ 夜間保育、送迎、食事提供をして母子の自立を図った (1) 	<育児にしんどさを抱えている保護者に対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保護者との交流機会を提供した (1) ・ 子どもの遊び場を提供した (1)
<不登校の子どもと保護者 (2) に対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年自立支援機関へつないだ (1) ・ 子どもに人と関わる機会を提供した (1) ・ 保護者を専門家のアドバイスにつないだ (1) ・ 子どもにボランティア活動を紹介した (1) ・ 学習支援を実施した (1) 	<発達に課題がある子どもに対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と市と園とで就学前相談を実施した (1)
	<子どもの発達に課題があるが、保護者は帰宅後の子どものケアが時間的に難しいケースに対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの保育、送迎の実施 (1)
	<学力に不安のある保護者と子どもに対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集会所で学習塾を開催した (1)

【女性相談センター】

表 2-3-23 は女性相談センターにおける成功のポイントを示したものである。①の分析結果から、対象者からの相談や警察からの報告により発見していることが読みとれる。②の分析結果からは、地域の支援者とながれる場を設定することにより信頼関係を構築していることが窺える。また③④からは、女性相談センターが地域の支援者や警察と連携して支援を行っていること、定期的な関わりにより連携したケース支援を行っていることなどがわかる。

表 2-3-23 成功のポイント (女性相談センター)

⑩成功例を回答した機関の割合：100%
①対象者の発見に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者からの相談 (1) ・ 警察からの報告 (1)
②支援者と対象者の関係構築に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地の DV 担当と女性相談センターが同席する面接を速やかに設定した (1)
③関係機関と連携したか 成功事例を回答した機関のうち 100%が、成功事例において関係機関と連携していた。
④関係機関との連携内容に関して (問 9 の連絡会と関連があるかどうかも確認する) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な連絡会のある機関と連携した (1) ・ 居住地の DV 担当と連携 (1) ・ 警察署と連携 (1)
⑤どのような対象者にどのようなサービスを提供したか
<DV 被害の親子に対して> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護した (1) ・ 転居支援を実施した (1) ・ 母子生活支援施設への入所へつないだ (1)

4. 支援がうまくいかなかった事例における原因

問 8「経済的な困窮をはじめ複数の課題を抱えたケースで、支援がうまくいかなかった事例についておたずねします。うまくいかなかった原因は何だったかを教えてください。」に対する回答者の自由記述から、以下の点に注目して原因を抽出した。その結果を機関ごとに表に示す。なお回答数が多い項目は、回答を適宜分類し、＜小見出し＞を付けて示している。また、表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

- | |
|-------------------|
| ①対象者の発見に関して |
| ②支援者と対象者の関係構築に関して |
| ③関係機関との連携に関して |
| ④サービスの実施に関して |

1) 保育・教育機関

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表 2-4-1 は保育所・幼稚園・認定子ども園（公立・民間）における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「③関係機関との連携に関して」、課題があったことが読みとれる。特に「②支援者と対象者の関係構築に関して」では、コミュニケーションに課題があることが多く、「③関係機関との連携に関して」では、つなぎ先がないことが多いことがわかる。

表 2-4-1 支援がうまくいかなかった原因（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

①対象者の発見に関して	
・ 発見が遅すぎた (2)	
②支援者と対象者の関係構築に関して	
＜コミュニケーションに課題がある＞	＜積極的にアプローチできない＞
・ 保護者と問題意識を共有できなかった (7)	・ 対象者からの連絡がなくなった (4)
・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (9)	・ 家庭事情に踏み込めなかった (4)
・ 性格・障がい・精神疾患等によりコミュニケーションがうまくとれなかった (4)	・ 対象者が SOS を出さず踏み込めなかった (2)
・ 保護者とコミュニケーションがうまくとれなかった (2)	・ 支援・つながりを拒否 (5)
・ 信頼関係が築けなかった (2)	＜信頼関係が崩れる＞
・ 家庭内の意見不一致により相談を進めるのが困難だった (1)	・ 関係機関の行動で当機関と保護者の信頼関係が崩れた (2)
・ 通報により関係が壊れ支援が難しくなった (1)	
③関係機関との連携に関して	
＜つなぎ先がない＞	＜関係機関へつなぐかどうかの判断が難しい＞
・ 休日・夜間のつなぎ先がなかった (1)	・ 保護の見極めが難しかった (1)
・ つなぐべきサービスがなかった・思いつかなかった (DV 案件、重度の精神疾患患者への支援、生活支援、保育支援、保育料滞納者への支援) (7)	＜関係機関間での共有不足＞
	・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分だった (個人情報問題より) (1)
	・ 関係機関間での対象者の抱える課題の共有が不十分だった (1)

④サービスの実施に関して	
<支援方法が対象者に合致していない>	<支援が継続できない>
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを利用しなかった (1) ・ 支援をしても変化がなかった (2) ・ 声かけをしても行動の変化につながらなかった (4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居により支援を継続できなかった (2)
	<サービスに欠点がある>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の受給により就労の意欲が失われていた (1) ・ 機関の活動に制約があった (1)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が 7 件。

【小学校】

表 2-4-2 は小学校における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「③関係機関との連携に関して」、課題があったことが読みとれる。特に「②支援者と対象者の関係構築に関して」では、「支援・つながりを拒否」、「③関係機関との連携に関して」では、「関係機関の情報共有・役割分担が不十分」が多くみられる。

表 2-4-2 支援がうまくいかなかった原因（小学校）

①対象者の発見に関して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発見が遅すぎた (1)
②支援者と対象者の関係構築に関して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援・つながりを拒否 (3) ・ 支援・つながりを拒否（就学援助）(4) ・ 性格・障がい・精神疾患等によりコミュニケーションがうまくとれなかった (1) ・ 子どもとコンタクトがとれなかった (1) ・ 保護者とコンタクトがとれなかった (1) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (1) ・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (2) ・ 担当者が変わって継続して関係構築できなかった (1)
③関係機関との連携に関して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の共有が困難 (2) ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分（個人情報の問題）(1) ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分（時間がない） ・ 連携できる機関がなかった (1) ・ SC や SSW 等と連携する機会がなかった (1)
④サービスの実施に関して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (1) ・ どうしようもなかった (1) ・ 金銭管理の指導に限界があった・管理サービスがなかった (1) ・ 経済的支援を受けられる条件からあぶれていた（就学援助）(1)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が 5 件。

【中学校】

表 2-4-3 は中学校における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。特に、「支援・つながりを拒否」が多くみられる。

表 2-4-3 支援がうまくいかなかった原因（中学校）

①対象者の発見に関して
(該当する記述なし)

<p>②支援者と対象者の関係構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援・つながりを拒否 (8) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (2) ・ 保護者とコミュニケーションがうまくとれなかった (1) ・ 対象者とコンタクトがとれなかった (1)
<p>③関係機関との連携に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (1) ・ 関係機関の間で支援方針のずれがあった (1)
<p>④サービスの実施に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (1) ・ 支援をしても変化がなかった (1)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が2件。

【府立高校】

表 2-4-4 は府立高校における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「③関係機関との連携に関して」、課題があったことが読みとれる。特に「②支援者と対象者の関係構築に関して」では、「保護者と問題意識を共有できなかった」が多くみられる。

表 2-4-4 支援がうまくいかなかった原因（府立高校）

<p>①対象者の発見に関して (該当する記述なし)</p>
<p>②支援者と対象者の関係構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援・つながりを拒否 (2) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (4) ・ 対象者とコンタクトがとれなかった (3)
<p>③関係機関との連携に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つなぐべき機関がなかった (18歳以上のため) (1) ・ 支援機関にタイムリーにつなげられなかった (SSWの勤務回数が少ない) (1) ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (1) ・ 関係機関間での対象者の抱える課題の共有が不十分 (1)
<p>④サービスの実施に関して (該当する記述なし)</p>

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が1件。

【支援学校】

表 2-4-5 は支援学校における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「④サービスの実施に関して」、課題があったことが読みとれる。

表 2-4-5 支援がうまくいかなかった原因（支援学校）

<p>①対象者の発見に関して (該当する記述なし)</p>
<p>②支援者と対象者の関係構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援・つながりを拒否 (2) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (1) ・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (1) ・ 制度の仕組みを上手に伝えることができなかった (就学奨励費制度) (1)
<p>③関係機関との連携に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関間での対象者の抱える課題の共有が不十分 (1)
<p>④サービスの実施に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (1) ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (移動支援事業所) (1) ・ 金銭管理の指導に限界があった・管理サービスがなかった (1)

2) 行政機関、その他

【保健センター】

表 2-4-6 は保健センターにおける支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「④サービスの実施に関して」において課題があったことが読みとれる。特に、「②支援者と対象者の関係構築に関して」では「支援・つながりを拒否」、「④サービスの実施に関して」では「経済的支援を受けられる条件からあぶれていた」が多くみられる。

表 2-4-6 支援がうまくいかなかった原因（保健センター）

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 支援・つながりを拒否 (4) ・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (1) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (1) ・ 家庭内の意見不一致により支援方針が定まらなかった (1)
③関係機関との連携に関して ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (1) ・ 関係機関との連携がうまくいかなかった (1)
④サービスの実施に関して ・ 経済的支援を受けられる条件に該当しなかった (5) ・ 経済的支援を受けられる条件に該当しなかった (家を手放したくない) (1) ・ 合致したサービスがなかった (1) ・ 合致したサービスがなかった (園の送迎) (1) ・ 支援をしても変化がなかった (2)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が 2 件。

【SC（小中学校）】

表 2-4-7 は SC（小中学校）における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。特に、「保護者と問題意識を共有できなかった」や「保護者とうまくコミュニケーションがとれなかった」がみられる。

表 2-4-7 支援がうまくいかなかった原因（SC（小中学校））

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (2) ・ 保護者とコンタクトがとれなかった (1) ・ 支援・つながりを拒否 (1) ・ 性格・障がい・精神疾患等によりコミュニケーションがうまくとれなかった (1) ・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (教員の時間がなかった) (1)
③関係機関との連携に関して ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (2)
④サービスの実施に関して ・ 支援の失敗を放置 (1) ・ 転居により支援継続できなかった (1) ・ 難しいケースで支援者が疲れてしまった (1)

【SSW（小中学校）】

表 2-4-8 は SSW（小中学校）における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「③関係機関との連携に関して」課題があったことが読みとれる。

表 2-4-8 支援がうまくいかなかった原因（SSW（小中学校））

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して (該当する記述なし)
③関係機関との連携に関して ・ 関係機関間での対象者の抱える課題の共有が不十分（時間がなかった）(1) ・ 単発型のケース参加で連携機関を見つけることができなかった (1) ・ 関係機関との支援方針のずれ (1)
④サービスの実施に関して (該当する記述なし)

【市町村教育センター】

表 2-4-9 は市町村教育センターにおける支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。

表 2-4-9 支援がうまくいかなかった原因（市町村教育センター）

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 支援・つながりを拒否 (1) ・ 保護者とコンタクトがとれなかった (1)
③関係機関との連携に関して ・ つなぐべき機関がなかった (1)
④サービスの実施に関して ・ 状況が改善しなかった (1)

【適応指導教室】

表 2-4-10 は適応指導教室における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「④サービスの実施に関して」課題があったことが読みとれる。

表 2-4-10 支援がうまくいかなかった原因（適応指導教室）

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 保護者とコンタクトがとれなかった (2) ・ 支援・つながりを拒否 (1) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (1)
③関係機関との連携に関して (該当する記述なし)
④サービスの実施に関して ・ 職員数の都合で複数対応にしたところ、通室できなくなってしまった (1) ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (1)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が 1 件。

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-4-11 は学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。

実際に支援を行うにあたって、「④サービスの実施に関して」課題があったことが読みとれる。

表 2-4-11 支援がうまくいかなかった原因（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

①対象者の発見に関して
②支援者と対象者の関係構築に関して
③関係機関との連携に関して (該当する記述なし)
④サービスの実施に関して ・ サービスが合致しなかった（対象者の抱える課題が重度かつ複雑であり、通所型の学習支援にはつながらなかった）(1)

【若者サポートステーション】

表 2-4-12 は若者サポートステーションにおける支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたっての課題に該当する記述はなかった。

表 2-4-12 支援がうまくいかなかった原因（若者サポートステーション）

①～④ (該当する記述なし)

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-4-13 は OSAKA しごとフィールドにおける支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたっての課題に該当する記述はなかった。

表 2-4-13 支援がうまくいかなかった原因（OSAKA しごとフィールド）

①～④ (該当する記述なし)

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-4-14 は子ども・若者自立支援センターにおける支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。

表 2-4-14 支援がうまくいかなかった原因（子ども・若者自立支援センター）

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 支援・つながりを拒否 (2)
③関係機関との連携に関して (該当する記述なし)
④サービスの実施に関して ・ 転居により支援継続できなかった (1)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が 1 件。

【母子・父子自立支援員】

表 2-4-15 は母子・父子自立支援員における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「④サービスの実施に関して」課題があったことが読みとれる。特に「②支援者と対象者の関係構築に関して」では、「対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった」「支援・つながりを拒否」が、「④サービスの実施に関して」では、「合致したサービスがなかった・思いつかなかった」が多くみられる。

表 2-4-15 支援がうまくいかなかった原因（母子・父子自立支援員）

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援・つながりを拒否 (3) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (1) ・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (3)
③関係機関との連携に関して (該当する記述なし)
④サービスの実施に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (3) ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (経済的支援) (2) ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (DV 相談者を継続して支援する体制) (1) ・ 外国籍の対象者への児童扶養手当支給に時間がかかった (1)

【生活保護相談】

表 2-4-16 は生活保護相談における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。特に「保護者と問題意識を共有できなかった」が多くみられる。

表 2-4-16 支援がうまくいかなかった原因（生活保護相談）

①対象者の発見に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ みえない困窮に対するアウトリーチが困難 (1)
②支援者と対象者の関係構築に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (4) ・ 対象者とコンタクトがとれなかった (2) ・ 支援を拒否 (3) ・ 性格・障がい・精神疾患等によりコミュニケーションがうまくとれなかった (1)
③関係機関との連携に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (1) ・ 関係機関間での対象者の抱える課題の共有が不十分 (1)
④サービスの実施に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りが不十分 (1) ・ 金銭管理の指導に限界があった・管理サービスがなかった (1)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が 2 件。

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-4-17 は生活困窮者自立支援相談における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「③関係機関との連携に関して」課題があったことが読みとれる。「③関係機関との連携に関して」では、「つなぐべき機関がわからなかった」がみられる。

表 2-4-17 支援がうまくいかなかった原因（生活困窮者自立支援相談）

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者からの連絡がなくなった (1) ・ 家庭内の意見不一致により支援方針が定まらなかった (1) ・ 支援・つながりを拒否 (1) ・ 性格・障がい・精神疾患等によりコミュニケーションがうまくとれなかった (1) ・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (1)
③関係機関との連携に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ つなぐべき機関がわからなかった (2) ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (1)

④サービスの実施に関して

- ・ 経済的支援を受けられる条件からあぶれていた (1)
- ・ 金銭管理の指導に限界があった・管理サービスがなかった (1)

【子ども家庭センター】

表 2-4-18 は子ども家庭センターにおける支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。

表 2-4-18 支援がうまくいかなかった原因 (子ども家庭センター)

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 支援を拒否 (1) ・ 保護者と支援者が問題意識を共有することが難しかった (3)
③関係機関との連携に関して
④サービスの実施に関して (該当する記述なし)

【家庭児童相談室】

表 2-4-19 は家庭児童相談室における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」及び「④サービスの実施に関して」課題があったことが読みとれる。特に、「②支援者と対象者の関係構築に関して」では、「支援・つながりを拒否」、「対象者に寄り添えなかった」、「保護者と問題意識を共有できなかった」、「コミュニケーションがうまくとれなかった」が多くみられる。

表 2-4-19 支援がうまくいかなかった原因 (家庭児童相談室)

①対象者の発見に関して (該当する記述なし)
②支援者と対象者の関係構築に関して ・ 支援・つながりを拒否 (11) ・ 対象者に寄り添えなかった (4) ・ 保護者とコンタクトがとれなかった (1) ・ 保護者とコンタクトがとれなかった (転居が多い) (1) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (4) ・ 性格・障がい・精神疾患等によりコミュニケーションがうまくとれなかった (4)
③関係機関との連携に関して (該当する記述なし)
④サービスの実施に関して ・ 金銭管理の指導に限界があった・管理サービスがなかった (3) ・ 経済的支援を受けられる条件からあぶれていた (2)

【CSW】

表 2-4-20 は CSW における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。特に、「支援・つながりを拒否」が多くみられる。

表 2-4-20 支援がうまくいかなかった原因 (CSW)

①対象者の発見に関して ・ 発見が遅すぎた (1)

<p>②支援者と対象者の関係構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援・つながりを拒否 (3) ・ 対象者に寄り添えていなかった・意見が合わなかった (2) ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (2) ・ 性格・障がい・精神疾患等によりコミュニケーションがうまくとれなかった (1) ・ 言語の違いによりコミュニケーションがうまくとれなかった (1) ・ 保護者の同意を得るためのアプローチ方法が乏しかった (学校頼み) (1)
<p>③関係機関との連携に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (個人情報の制限により) (2) ・ 関係機関間での対象者の抱える課題の共有が不十分 (1)
<p>④サービスの実施に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (1) ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (離婚後の転居資金の支給) (1)

※その他、対象者の課題のみを指摘する回答が1件。

【民生委員・児童委員】

表 2-4-21 は民生委員・児童委員における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「②支援者と対象者の関係構築に関して」課題があったことが読みとれる。特に、「保護者と問題意識を共有できなかった」が多くみられる。

表 2-4-21 支援がうまくいかなかった原因 (民生委員・児童委員)

<p>①対象者の発見に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の発見が十分でなかった (1)
<p>②支援者と対象者の関係構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と問題意識を共有できなかった (3) ・ 対象者とコンタクトがとれなかった (1) ・ 支援・つながりを拒否 (1)
<p>③関係機関との連携に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (1)
<p>④サービスの実施に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合致したサービスがなかった・思いつかなかった (3)

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表 2-4-22 は地域コミュニティ・NPO 法人等における支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「④サービスの実施に関して」課題があったことが読みとれる。特に、「サービスが合致しなかった」、「居住地域が支援場所と離れているため継続困難」が多くみられた。また、「③関係機関との連携に関して」では「つなぐべき機関がなかった」も多くみられる。

表 2-4-22 支援がうまくいかなかった原因 (地域コミュニティ・NPO 法人等)

<p>①対象者の発見に関して</p> <p>(該当する記述なし)</p>
<p>②支援者と対象者の関係構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関内での支援方針の不一致 (1) ・ 家庭事情に踏み込めなかった (1) ・ 支援・つながりを拒否 (1)
<p>③関係機関との連携に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つなぐべき機関がなかった (1) ・ つなぐべき機関がなかった (高校進学以降) (2) ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分 (1)

④サービスの実施に関して

- ・ サービスが合致しなかった (1)
- ・ サービスが合致しなかった (精神障がいのあるひきこもり) (1)
- ・ サービスが合致しなかった (保育支援) (1)
- ・ 支援をしても変化がなかった (1)
- ・ 居住地域が支援場所と離れているため継続困難 (2)

【女性相談センター】

表 2-4-23 は女性相談センターにおける支援がうまくいかなかった原因を示したものである。実際に支援を行うにあたって、「④サービスの実施に関して」課題があったことが読みとれる。

表 2-4-23 支援がうまくいかなかった原因 (女性相談センター)

①対象者の発見に関して

②支援者と対象者の関係構築に関して

③関係機関との連携に関して

(該当する記述なし)

④サービスの実施に関して

- ・ サービスが合致しなかった (母子生活支援施設) (1)

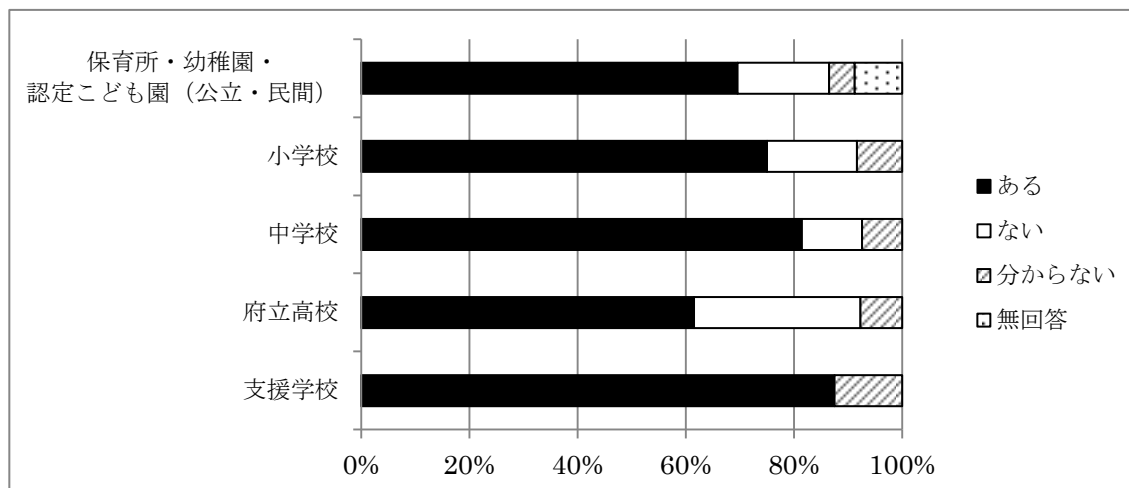
5. 関係機関との連絡会

1) 保育・教育機関

(1) 連絡会の有無（選択肢回答）

問9「他機関との連絡会などがありますか」（選択肢回答）に対する保育・教育機関の回答を図2-5-1に示す。多くの保育・教育機関が他機関との連絡会が「ある」と回答している。その中で府立高校は「ある」の割合が最も低く、支援学校は最も高い。

図2-5-1 連絡会の有無（保育・教育機関）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）：148、小学校：37、中学校：27、府立高校：13、支援学校：8。

(2) 連絡会の内容

問10「『1. ある』場合、その内容、頻度、参加機関名を教えてください（主なもの1つ）」に対する回答者の自由記述から、以下の点を抽出した。その結果を機関ごとに整理して表に示す。

- ①何に関する連絡会か
 1. 個別のケースについて話し合う
 2. その他
 3. 不明
- ②「2. その他」の内容
- ③連絡会の開催頻度（複数の連絡会が回答されている場合は、そのうち最も頻度が高い連絡会の開催頻度を記載する）

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表2-5-1は保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）における連絡会の内容・頻度を示したものである。個別のケースについて話し合う連絡会が最も多い。また、研修や各機関の活動内容を知るものが多い。開催頻度は年に数回や1、2か月に1回が多い。

表2-5-1 連絡会の内容・頻度（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

- ①何に関する連絡会か
 1. 個別のケースについて話し合う（85）
 2. その他（12）
 3. 不明（6）

<p>②「2. その他」の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの計画 (1) ・ 各機関の活動内容を知る (5) ・ 交流 (4) ・ 研修 (6) (うち虐待に関する研修 (1)、障がいのある子ども、虐待家庭、貧困家庭、子育て全般に関する研修 (1)) ・ 家庭への支援方法の学習会 (1) ・ 地域の課題を話し合う (1) ・ 保護者に支援機関を周知する (1) ・ 地域の子育て情報を共有 (1)
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (1)</p> <p>月に数回 (4)</p> <p>1、2 か月に 1 回 (15)</p> <p>年に数回 (37)</p> <p>年 1 回以下 (4)</p> <p>随時 (39)</p>

【小学校】

表 2-5-2 は小学校における連絡会の内容・頻度を示したものである。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、開催頻度は 1、2 か月に 1 回や年に数回が多い。

表 2-5-2 連絡会の内容・頻度 (小学校)

<p>①何に関する連絡会か</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別のケースについて話し合う (26) 2. その他 (0) 3. 不明 (1)
<p>②「2. その他」の内容</p> <p>(該当する記述なし)</p>
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (1)</p> <p>月に数回 (4)</p> <p>1、2 か月に 1 回 (8)</p> <p>年に数回 (8)</p> <p>年 1 回以下 (0)</p> <p>随時 (6)</p>

【中学校】

表 2-5-3 は中学校における連絡会の内容・頻度を示したものである。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、開催頻度は 1、2 か月に 1 回が多い。

表 2-5-3 連絡会の内容・頻度 (中学校)

<p>①何に関する連絡会か</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別のケースについて話し合う (17) 2. その他 (1) 3. 不明 (4)
<p>②「2. その他」の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と警察等の関係諸機関の連携を図る
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (0)</p> <p>月に数回 (0)</p> <p>1、2 か月に 1 回 (11)</p> <p>年に数回 (6)</p> <p>年 1 回以下 (0)</p> <p>随時 (5)</p>

【府立高校】

表 2-5-4 は府立高校における連絡会の内容・頻度を示したものである。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、開催頻度は年に数回が多い。

表 2-5-4 連絡会の内容・頻度（府立高校）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (7) 2. その他 (1) 3. 不明 (0)
②「2. その他」の内容 ・ 支援方法についての講演とワークショップ
③連絡会の開催頻度 毎日 (0) 月に数回 (1) 1、2 か月に 1 回 (0) 年に数回 (2) 年 1 回以下 (0) 随時 (5)

【支援学校】

表 2-5-5 は支援学校における連絡会の内容・頻度を示したものである。個別のケースについて話し合う連絡会が多い。開催頻度は 1、2 か月に 1 回や、年に数回が多い。

表 2-5-5 連絡会の内容・頻度（支援学校）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (5) 2. その他 (2) 3. 不明 (1)
②「2. その他」の内容 ・ 支援体制の整備 ・ 地域の課題を検討
③連絡会の開催頻度 毎日 (0) 月に数回 (0) 1、2 か月に 1 回 (3) 年に数回 (3) 年 1 回以下 (0) 随時 (2)

(3) 連絡会の参加機関

問 10 「『1. ある』場合、その内容、頻度、参加機関名を教えてください」に対する回答者の自由記述から、まず、回答のあったすべての連絡会を対象に参加機関を整理した。次に、定期的な連絡会（(2) の開催頻度の分析にて「毎日」「月に数回」「1、2 か月に 1 回」「年に数回」「年 1 回以下」のいずれかであった連絡会）に限定して、連絡会の参加機関を整理した。その結果を機関ごとに表に示す。なお、表中の参加機関名は、自由記述回答における表現を適宜修正して記載している（例：「子育て支援室」「子育て支援課」等→「子育て支援担当課」）。

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表 2-5-6 は、保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）における連絡会の参加機関を示したものである。市町村児童家庭相談担当課、市町村保健担当課、児童相談所などが参加している場合が多い。

表 2-5-6 連絡会の参加機関（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

連絡会（全体）の参加機関					
行政機関	4	警察	2	要保護児童対策地域協議会	5
市区町村役所（場）	6	医療機関	3	セーフティネットワーク協議会	1
市町村児童家庭相談担当課	36	ハローワーク	1	子育て支援団体連絡会	1
市町村子育て支援担当課	26	弁護士	1	家庭支援推進保育事業連絡会	1
市町村保育担当課	14	市町村社会福祉協議会	9	青少年指導会	2
市町村保健担当課	42	放課後児童クラブ	1		
市町村生活福祉担当課	11	障がい児通園施設	1		
市町村障がい福祉担当課	2	児童発達支援センター	2		
市町村高齢福祉担当課	1	放課後デイサービス	2		
市町村人権担当課	3	作業所	1		
児童相談所	38	事業所	2		
保健所	14	児童福祉施設	1		
市町村教育委員会	7	社会福祉施設	1		
市町村教育センター	1	介護施設	1		
SC	1	介護事業所	1		
園	40	自治会	2		
学校	41	人権まちづくり協会	2		
支援学校	2	青少年会館	1		
市町村立図書館	3	児童館	1		
市町村立公民館	1	少年文化館	1		
		保育センター	1		
		保護センター	1		
		民生委員・児童委員	11		
		人権擁護委員	1		
		福祉委員	2		
		NPO 法人	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関					
行政機関	4	警察署	2	要保護児童対策地域協議会	5
市町村市区町村役所（場）	6	医療機関	3	セーフティネットワーク協議会	1
市町村児童家庭相談担当課	30	ハローワーク	1	子育て支援団体連絡会	1
市町村子育て支援担当課	21	弁護士	1	家庭支援推進保育事業連絡会	1
市町村保育担当課	10	市町村社会福祉協議会	9	青少年指導会	2
市町村保健担当課	40	放課後デイサービス	2		
市町村生活福祉担当課	8	作業所	1		
市町村障がい福祉担当課	2	社会福祉施設	1		
市町村高齢福祉担当課	1	介護施設	1		
市町村人権担当課	3	自治会	2		
児童相談所	34	人権まちづくり協会	2		
保健所	14	児童館	1		
市町村教育委員会	7	保育センター	1		
市町村教育センター	1	保護センター	1		
SC	1	民生委員・児童委員	11		
園	40	人権擁護委員	1		
学校	41	福祉委員	1		
支援学校	2				
市町村立図書館	3				
市町村立公民館	1				

注) 表中の数字は、連絡会に当該機関の参加が確認された機関の数を表す。以下同様。

【小学校】

表 2-5-7 は、小学校における連絡会の参加機関を示したものである。市町村子育て支援担当課、市町村児童家庭相談担当課、児童相談所、市町村教育委員会などが参加している場合が多い。

表 2-5-7 連絡会の参加機関（小学校）

連絡会（全体）の参加機関			
福祉部	2	保育所	1
市町村児童家庭相談担当課	8	小学校	3
市町村子育て支援担当課	15	中学校	2
市町村保健担当課	1	学校	1
市町村生活福祉担当課	3	支援学校	1
児童相談所	8	警察	1
保健所	3	市町村社会福祉協議会	1
市町村教育委員会	7	社会福祉法人通所施設	1
教育委員会（家庭教育支援サポーター）	1	児童発達支援センター	1
SSW	3	フリールーム	1
SC	3	民生委員・児童委員	4
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
福祉部	1	保育所	1
市町村児童家庭相談担当課	8	小学校	2
市町村子育て支援担当課	13	中学校	2
市町村保健担当課	1	支援学校	1
市町村生活福祉担当課	2	警察	1
児童相談所	5	市町村社会福祉協議会	1
保健所	2	児童発達支援センター	1
市町村教育委員会	5	フリールーム	1
家庭教育支援サポーター(教育委員会)	1	民生委員・児童委員	4
SSW	3		
SC	3		

【中学校】

表 2-5-8 は、中学校における連絡会の参加機関を示したものである。児童相談所、市町村教育委員会、学校、警察などが参加している場合が多い。

表 2-5-8 連絡会の参加機関（中学校）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村子育て支援担当課	3	警察	7
福祉事務所	2	民生委員・児童委員	1
児童相談所	12	要保護児童対策地域協議会	1
市町村教育委員会	12	青少年健全育成連絡協議会	1
SSW	5	地域教育協議会	1
SC	1		
学校	10		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村子育て支援担当課	2	警察	6
福祉事務所	2	主任児童委員	1
児童相談所	11	要保護児童対策地域協議会	1
市町村教育委員会	10	青少年健全育成連絡協議会	1
SSW	4	地域教育協議会	1
学校	9		

【府立高校】

表 2-5-9 は、府立高校における連絡会の参加機関を示したものである。市町村子育て支援担当課、児童相談所などが参加している場合が多い。

表 2-5-9 連絡会の参加機関（府立高校）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村子育て支援担当課	3	学校	1
市町村障がい福祉担当課	1	支援学校	1
児童相談所	3	医療機関	1
保健所	1	障がい者就業・生活支援センター	1
小学校	2	基幹相談支援センター	1
中学校	2	要保護児童対策地域協議会	2
高校	2		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村子育て支援担当課	2	学校	1
市町村障がい福祉担当課	1	支援学校	1
児童相談所	2	医療機関	1
保健所	1	障がい者就業・生活支援センター	1
小学校	2	要保護児童対策地域協議会	2
中学校	2		
高校	2		

【支援学校】

表 2-5-10 は、支援学校における連絡会の参加機関を示したものである。市町村子育て支援担当課、学校などが参加している場合が多い。

表 2-5-10 連絡会の参加機関（支援学校）

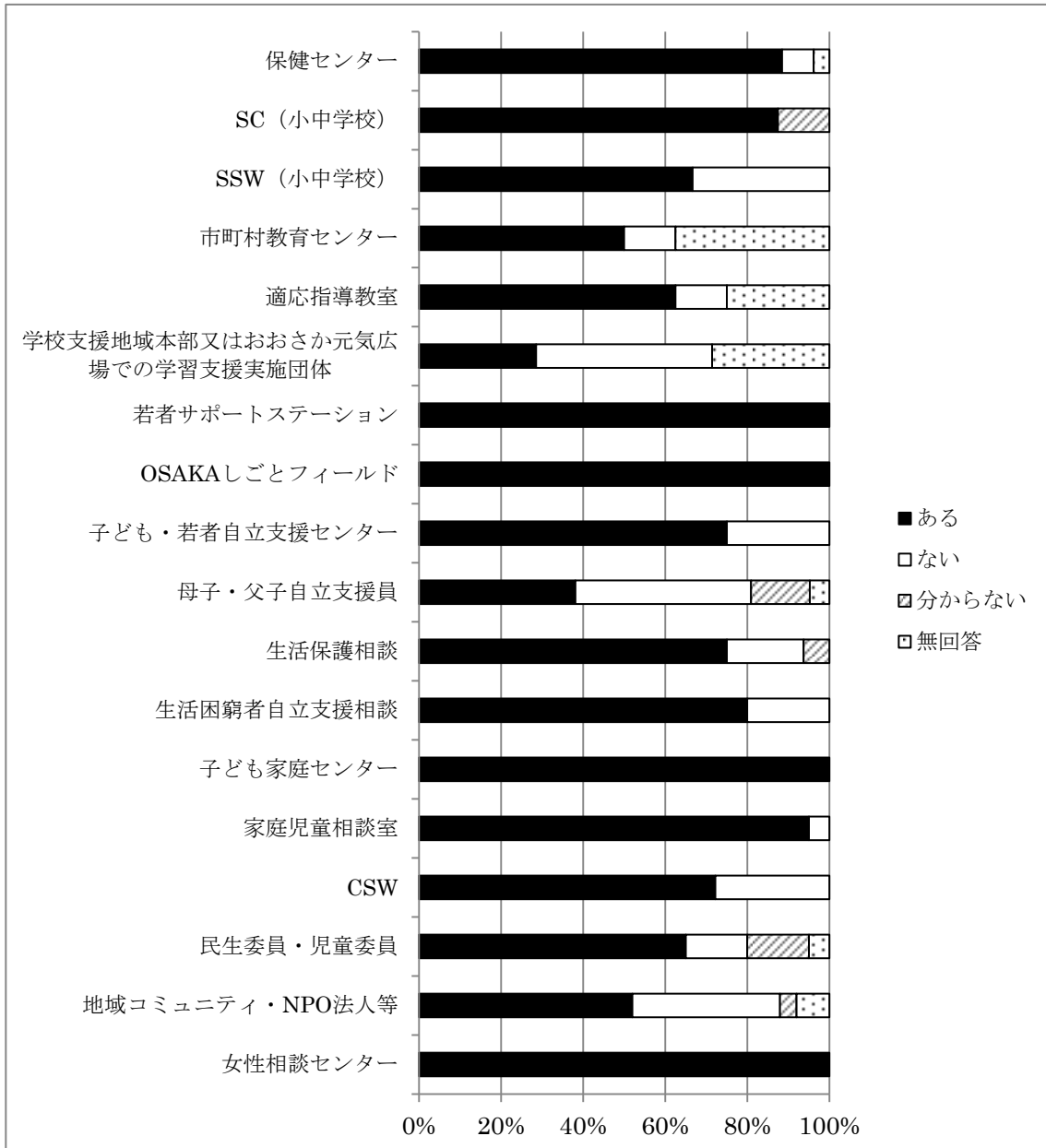
連絡会（全体）の参加機関			
市町村児童家庭相談担当課	1	医療機関	1
市町村子育て支援担当課	6	看護師	1
市町村保健担当課	2	訪問看護ステーション	1
市町村生活福祉担当課	1	市町村社会福祉協議会	1
市町村障がい福祉担当課	2	就学前施設	1
児童相談所	1	相談支援事業所	1
保健所	1	障がい児・者支援機関	1
市町村教育委員会	1	高齢者施設	1
小学校	1	療育園	1
中学校	1	基幹相談支援センター	1
高校	1	民生委員・児童委員	1
学校	3	少年補導員連絡会	1
支援学校	1		
高等支援学校	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村児童家庭相談担当課	1	市町村社会福祉協議会	1
市町村子育て支援担当課	4	就学前施設	1
市町村保健担当課	1	相談支援事業所	1
市町村生活福祉担当課	1	障がい児・者支援機関	1
市町村障がい福祉担当課	2	高齢者施設	1
児童相談所	1	療育園	1
保健所	1	民生委員・児童委員	1
市町村教育委員会	1	少年補導員連絡会	1
小学校	1		
中学校	1		
高校	1		
学校	2		
高等支援学校	1		

2) 行政機関、その他

(1) 連絡会の有無

問9「他機関との連絡会などがありますか」(選択肢回答)に対する行政機関等の回答を図2-5-2に示す。多くの行政機関等で他機関との連絡会が開催されている。「ある」の割合は若者サポートステーションやOSAKAしごとフィールド、子ども家庭センター、家庭児童相談室、女性相談センターで特に高い一方、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体や母子・父子自立支援員の割合は低い傾向にある。

図2-5-2 連絡会の有無(行政機関等)



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保健センター：26、SC(小中学校)：8、SSW(小中学校)：3、市町村教育センター：8、適応指導教室：8、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施の団体：7、若者サポートステーション：1、OSAKAしごとフィールド：2、子ども・若者自立支援センター：4、母子・父子自立支援員：21、生活保護相談：16、生活困窮者自立支援相談：15、子ども家庭センター：6、家庭児童相談室：22、CSW：19、民生委員・児童委員：20、地域コミュニティ・NPO法人等：25、女性相談センター：1。

(2) 連絡会の内容（問 10、自由記述形式）

問 10 「『1. ある』場合、その内容、頻度、参加機関名を教えてください（主なもの 1 つ）」、に対する回答者の自由記述から、以下の点を抽出した。その結果を機関ごとに整理して表に示す。

- | |
|---|
| ①何に関する連絡会か
1. 個別のケースについて話し合う
2. その他
3. 不明 |
| ②「2. その他」の内容 |
| ③連絡会の開催頻度（複数の連絡会が回答されている場合は、そのうち最も頻度が高い連絡会の開催頻度を記載する） |

【保健センター】

表 2-5-11 には保健センターにおける連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、頻度は 1、2 か月に 1 回または年に数回の連絡会が多い。

表 2-5-11 連絡会の内容・頻度（保健センター）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う（22） 2. その他（2） 3. 不明（0）
②「2. その他」の内容 ・ 事業概要や目的等事業理解を深める ・ 支援のシステムの検討
③連絡会の開催頻度 毎日（0） 月に数回（2） 1、2 か月に 1 回（10） 年に数回（5） 年 1 回以下（0） 随時（9）

【SC（小中学校）】

表 2-5-12 は SC（小中学校）における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、頻度は年に数回が多い。

表 2-5-12 連絡会の内容・頻度（SC（小中学校））

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う（5） 2. その他（2） 3. 不明（0）
②「2. その他」の内容 ・ 各機関の仕事内容の紹介 ・ 交流
③連絡会の開催頻度 毎日（0） 月に数回（0） 1、2 か月に 1 回（0） 年に数回（5） 年 1 回以下（0） 随時（2）

【SSW（小中学校）】

表 2-5-13 は SSW（小中学校）における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が随時開催されている。

表 2-5-13 連絡会の内容・頻度（SSW（小中学校））

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (1) 2. その他 (0) 3. 不明 (1)
②「2. その他」の内容 (該当する記述なし)
③連絡会の開催頻度 毎日 (0) 月に数回 (0) 1、2 か月に 1 回 (0) 年に数回 (0) 年 1 回以下 (0) 随時 (1)

【市町村教育センター】

表 2-5-14 は市町村教育センターにおける連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、頻度は月に数回または年に数回の連絡会が多い。

表 2-5-14 連絡会の内容・頻度（市町村教育センター）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (3) 2. その他 (1) 3. 不明 (1)
②「2. その他」の内容 ・ 関係機関の事業紹介
③連絡会の開催頻度 毎日 (0) 月に数回 (2) 1、2 か月に 1 回 (0) 年に数回 (2) 年 1 回以下 (0) 随時 (0)

【適応指導教室】

表 2-5-15 は適応指導教室における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、頻度は月に数回や 1、2 か月に 1 回などである。

表 2-5-15 連絡会の内容・頻度（適応指導教室）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (4) 2. その他 (0) 3. 不明 (1)
②「2. その他」の内容 (該当する記述なし)

③連絡会の開催頻度

- 毎日 (0)
- 月に数回 (1)
- 1、2 か月に 1 回 (1)
- 年に数回 (1)
- 年 1 回以下 (0)
- 随時 (2)

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-5-16 は学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体における連絡会の内容・頻度を示している。年に数回、スタッフ確保の検討や他校の活動状況の共有を行う連絡会が開催されている。

表 2-5-16 連絡会の内容・頻度（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

①何に関する連絡会か

- 1. 個別のケースについて話し合う (0)
- 2. その他 (2)
- 3. 不明 (0)

②「2. その他」の内容

- ・ 学習・生活支援スタッフ確保の検討
- ・ 他校の活動状況の共有

③連絡会の開催頻度

- 毎日 (0)
- 月に数回 (0)
- 1、2 か月に 1 回 (0)
- 年に数回 (1)
- 年 1 回以下 (0)
- 随時 (0)

【若者サポートステーション】

表 2-5-17 は若者サポートステーションにおける連絡会の内容・頻度を示している。年に数回、個別のケースについて話し合う連絡会が開催されている。

表 2-5-17 連絡会の内容・頻度（若者サポートステーション）

①何に関する連絡会か

- 1. 個別のケースについて話し合う (1)
- 2. その他 (0)
- 3. 不明 (0)

②「2. その他」の内容

(該当する記述なし)

③連絡会の開催頻度

- 毎日 (0)
- 月に数回 (0)
- 1、2 か月に 1 回 (0)
- 年に数回 (1)
- 年 1 回以下 (0)
- 随時 (0)

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-5-18 は OSAKA しごとフィールドにおける連絡会の内容・頻度を示している。1、2 か月に 1 回、ネットワーク構築などに関する連絡会が開催されている。

表 2-5-18 連絡会の内容・頻度（OSAKA しごとフィールド）

<p>①何に関する連絡会か</p> <p>1. 個別のケースについて話し合う (0)</p> <p>2. その他 (2)</p> <p>3. 不明 (0)</p>
<p>②「2. その他」の内容</p> <p>・ ネットワーク構築、各施設概要把握、連携手法の模索</p>
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (0)</p> <p>月に数回 (0)</p> <p>1、2 か月に 1 回 (2)</p> <p>年に数回 (0)</p> <p>年 1 回以下 (0)</p> <p>随時 (0)</p>

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-5-19 は子ども・若者自立支援センターにおける連絡会の内容・頻度を示している。1、2 か月に 1 回程度、個別のケースについて話し合う連絡会が開催されている。

表 2-5-19 連絡会の内容・頻度（子ども・若者自立支援センター）

<p>①何に関する連絡会か</p> <p>1. 個別のケースについて話し合う (1)</p> <p>2. その他 (1)</p> <p>3. 不明 (1)</p>
<p>②「2. その他」の内容</p> <p>(該当する記述なし)</p>
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (0)</p> <p>月に数回 (0)</p> <p>1、2 か月に 1 回 (1)</p> <p>年に数回 (1)</p> <p>年 1 回以下 (0)</p> <p>随時 (1)</p>

【母子・父子自立支援員】

表 2-5-20 は母子・父子自立支援員における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多く、開催頻度は 1、2 か月に 1 回や年に数回が多い。

表 2-5-20 連絡会の内容・頻度（母子・父子自立支援員）

<p>①何に関する連絡会か</p> <p>1. 個別のケースについて話し合う (5)</p> <p>2. その他 (3)</p> <p>3. 不明 (1)</p>
<p>②「2. その他」の内容</p> <p>・ 学習・生活支援事業に関する情報交換</p> <p>・ 他市の支援員との情報交換</p>
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (0)</p> <p>月に数回 (0)</p> <p>1、2 か月に 1 回 (2)</p> <p>年に数回 (2)</p> <p>年 1 回以下 (0)</p> <p>随時 (3)</p>

【生活保護相談】

表 2-5-21 は生活保護相談における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が最も多く、開催頻度は1、2か月に1回が多い。

表 2-5-21 連絡会の内容・頻度（生活保護相談）

<p>①何に関する連絡会か</p> <p>1. 個別のケースについて話し合う (10)</p> <p>2. その他 (3)</p> <p>3. 不明 (0)</p>
<p>②「2. その他」の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強会 ・ 制度改正等の情報共有 ・ 子どもの貧困対策に関する施策の推進等
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (0)</p> <p>月に数回 (0)</p> <p>1、2か月に1回 (5)</p> <p>年に数回 (2)</p> <p>年1回以下 (0)</p> <p>随時 (5)</p>

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-5-22 は生活困窮者自立支援相談における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多いほか、取り組むべき支援に関する意見交換なども行われている。開催頻度は月に数回や1、2か月に1回が多い。

表 2-5-22 連絡会の内容・頻度（生活困窮者自立支援相談）

<p>①何に関する連絡会か</p> <p>1. 個別のケースについて話し合う (7)</p> <p>2. その他 (5)</p> <p>3. 不明 (1)</p>
<p>②「2. その他」の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組むべき支援に関する意見交換 ・ 生活困窮者自立支援の活動実績報告 ・ 生活困窮者に対する支援策の検討 ・ 地域ネットワークの構築
<p>③連絡会の開催頻度</p> <p>毎日 (0)</p> <p>月に数回 (3)</p> <p>1、2か月に1回 (4)</p> <p>年に数回 (2)</p> <p>年1回以下 (0)</p> <p>随時 (5)</p>

【子ども家庭センター】

表 2-5-23 は子ども家庭センターにおける連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が、月に数回から1、2か月に1回開催されることが多い。

表 2-5-23 連絡会の内容・頻度（子ども家庭センター）

<p>①何に関する連絡会か</p> <p>1. 個別のケースについて話し合う (6)</p> <p>2. その他 (0)</p> <p>3. 不明 (0)</p>

②「2. その他」の内容 (該当する記述なし)
③連絡会の開催頻度 毎日 (0) 月に数回 (2) 1、2か月に1回 (4) 年に数回 (0) 年1回以下 (0) 随時 (5)

【家庭児童相談室】

表 2-5-24 は家庭児童相談室における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多い。開催頻度は1、2か月に1回や年に数回が多い。

表 2-5-24 連絡会の内容・頻度（家庭児童相談室）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (21) 2. その他 (5) 3. 不明 (0)
②「2. その他」の内容 ・ 実務者会議 ・ 研修活動・啓発活動の計画 ・ 代表者会議・実務者会議 ・ 実務者会議 ・ 関係機関の連携・協力に関すること
③連絡会の開催頻度 毎日 (0) 月に数回 (1) 1、2か月に1回 (11) 年に数回 (4) 年1回以下 (0) 随時 (11)

【CSW】

表 2-5-25 はCSWにおける連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多いほか、各機関の業務内容や抱えている課題の共有などが行われている。開催頻度は1、2か月に1回や年に数回が多い。

表 2-5-25 連絡会の内容・頻度（CSW）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (6) 2. その他 (6) 3. 不明 (1)
②「2. その他」の内容 ・ 各機関の業務内容や抱えている課題を共有 ・ 生活困窮レスキュー事業の情報共有 ・ 支援体制に関する意見交換、合同研修 ・ 地域の課題共有 ・ 支援のしくみづくり ・ これまでの取り組みの報告 ・ 日頃の活動内容の情報共有

③連絡会の開催頻度

- 毎日 (0)
- 月に数回 (2)
- 1、2 か月に1回 (6)
- 年に数回 (3)
- 年1回以下 (0)
- 随時 (0)

【民生委員・児童委員】

表 2-5-26 は民生委員・児童委員における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が最も多く、開催頻度は年に数回が最も多い。

表 2-5-26 連絡会の内容・頻度（民生委員・児童委員）

①何に関する連絡会か

- 1. 個別のケースについて話し合う (9)
- 2. その他 (2)
- 3. 不明 (1)

②「2. その他」の内容

- ・ 子どもフォーラムを開催
- ・ 昨年度の実績と今年度の方向性を話し合う

③連絡会の開催頻度

- 毎日 (0)
- 月に数回 (1)
- 1、2 か月に1回 (0)
- 年に数回 (7)
- 年1回以下 (0)
- 随時 (2)

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表 2-5-27 は地域コミュニティ・NPO 法人等における連絡会の内容・頻度を示している。個別のケースについて話し合う連絡会が多いほか、交流や制度に関する情報共有が行われている。開催頻度は1、2 か月に1回が多い。

表 2-5-27 連絡会の内容・頻度（地域コミュニティ・NPO 法人等）

①何に関する連絡会か

- 1. 個別のケースについて話し合う (7)
- 2. その他 (5)
- 3. 不明 (2)

②「2. その他」の内容

- ・ イベントの案内など
- ・ 制度に関する情報共有
- ・ 交流
- ・ 機関の取り組みの紹介
- ・ 地域の障がい福祉に関する支援システムの検討

③連絡会の開催頻度

- 毎日 (1)
- 月に数回 (1)
- 1、2 か月に1回 (6)
- 年に数回 (1)
- 年1回以下 (0)
- 随時 (5)

【女性相談センター】

表 2-5-28 は女性相談センターにおける連絡会の内容・頻度を示している。年に数回、個別のケ

ースについて話し合う連絡会が開催されている。

表 2-5-28 連絡会の内容・頻度（女性相談センター）

①何に関する連絡会か 1. 個別のケースについて話し合う (1) 2. その他 (0) 3. 不明 (0)
②「2. その他」の内容 (該当する記述なし)
③連絡会の開催頻度 毎日 (0) 月に数回 (0) 1、2 か月に 1 回 (0) 年に数回 (1) 年 1 回以下 (0) 随時 (0)

(3) 連絡会の参加機関（問 10、自由記述形式）

問 10 「『1. ある』場合、その内容、頻度、参加機関名を教えてください。」に対する回答者の自由記述から、まず、回答のあったすべての連絡会を対象に参加機関を整理した。次に、定期的な連絡会（(2) の開催頻度の分析にて「毎日」「月に数回」「1、2 か月に 1 回」「年に数回」「年 1 回以下」のいずれかであった連絡会）に限定して、連絡会の参加機関を整理した。その結果を機関ごとに表に示す。

【保健センター】

表 2-5-29 は保健センターにおける連絡会の参加機関を示したものである。市町村子育て支援担当課、市町村教育委員会、保健所などが参加している場合が多い。

表 2-5-29 連絡会の参加機関（保健センター）

連絡会（全体）の参加機関					
市町村市区町村役所（場）	1	児童相談所	17	歯科医師会	1
市町村児童家庭相談担当課	3	保健所	10	消防本部	1
市町村子育て支援担当課	20	税務関係	1	ハローワーク	1
市町村保育担当課	1	市町村教育委員会	12	法務局	1
市町村保健担当課	9	SSW	2	児童虐待防止協会	1
市町村生活福祉担当課	9	市町村教育センター	1	アドバイザー	1
市町村障がい福祉担当課	2	保育所・幼稚園	8	民生委員・児童委員協議会	2
市町村高齢福祉担当課	1	小中学校	1	主任児童委員	1
市町村地域福祉担当課	1	学校	3	要保護児童対策地域協議会事務局	1
市町村国民年金担当課	1	警察	3	人権擁護委員協議会	1
市町村人権担当課	2	医療機関	2		
市町村青少年支援担当課	1	医師会	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2) にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関					
市町村市区町村役所（場）	1	児童相談所	15	歯科医師会	1
市町村児童家庭相談担当課	3	保健所	9	消防本部	1
市町村子育て支援担当課	18	税務関係	1	ハローワーク	1
市町村保育担当課	1	市町村教育委員会	12	法務局	1
市町村保健担当課	9	SSW	2	児童虐待防止協会	1
市町村生活福祉担当課	7	市町村教育センター	1	アドバイザー	1
市町村障がい福祉担当課	2	保育所・幼稚園	7	民生委員・児童委員協議会	2
市町村高齢福祉担当課	1	小中学校	1	主任児童委員	1
市町村地域福祉担当課	1	学校	2	人権擁護委員協議会	1
市町村国民年金担当課	1	警察署	3		
市町村人権担当課	2	医療機関	2		
市町村青少年支援担当課	1	医師会	1		

【SC（小中学校）】

表 2-5-30 は SC（小中学校）における連絡会の参加機関を示したものである。市町村教育センター、適応指導教室などが参加している場合が多い。

表 2-5-30 連絡会の参加機関（SC（小中学校））

連絡会（全体）の参加機関			
市町村児童家庭相談担当課	2	小学校	2
市町村子育て支援担当課	2	中学校	1
市町村保育担当課	1	適応指導教室	3
市町村保健担当課	2	いじめ電話相談	1
児童相談所	2	青少年サポートセンター	1
市町村教育センター	3	教職員メンタルヘルス相談	1
SSW	1		
SC	3		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村児童家庭相談担当課	1	いじめ電話相談	1
市町村子育て支援担当課	2	青少年サポートセンター	1
市町村保育担当課	1	教職員メンタルヘルス相談	1
市町村保健担当課	2		
児童相談所	1		
市町村教育センター	3		
SC	2		
適応指導教室	3		

【SSW（小中学校）】

表 2-5-31 は SSW（小中学校）における連絡会の参加機関を示したものである。市町村児童家庭福祉担当課が参加している。

表 2-5-31 連絡会の参加機関（SSW（小中学校））

連絡会（全体）の参加機関	
市町村児童家庭福祉担当課	1
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関	
（上に同じ）	

【市町村教育センター】

表 2-5-32 は市町村教育センターにおける連絡会の参加機関を示したものである。市町村教育委員会、市町村子育て支援担当課、児童相談所などが参加している場合が多い。

表 2-5-32 連絡会の参加機関（市町村教育センター）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村子育て支援担当課	2	SC	1
市町村保育担当課	1	支援学校	1
市町村保健担当課	1	医療機関	1
市町村生活福祉担当課	1	療育園	1
市町村障がい福祉担当課	1	保育センター	2
児童相談所	2	地域支援センター	1
保健所	2	子ども発達支援センター	1
市町村教育委員会	3		
市町村教育センター	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
（上に同じ）			

【適応指導教室】

表 2-5-33 は適応指導教室における連絡会の参加機関を示したものである。市町村教育委員会、市町村子育て支援担当課、学校などが参加している場合が多い。

表 2-5-33 連絡会の参加機関（適応指導教室）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村福祉部	1	小学校	1
市町村子育て支援担当課	2	中学校	1
市町村生活福祉担当課	1	学校	2
児童相談所	1	民生委員・児童委員	1
市町村教育委員会	2		
SSW	2		
SC	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村子育て支援課	1	小学校	1
		中学校	1

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-5-34 は学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体における連絡会の参加機関を示したものである。市町村関係各課、委託事業所が参加している。

表 2-5-34 連絡会の参加機関（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

連絡会（全体）の参加機関	
市町村関係各課	1
委託事業所	1
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）	
（上に同じ）	

【若者サポートステーション】

表 2-5-35 は若者サポートステーションにおける連絡会の参加機関を示したものである。ひきこもり等地域支援ネットワークが参加している。

表 2-5-35 連絡会の参加機関（若者サポートステーション）

連絡会（全体）の参加機関	
ひきこもり等地域支援ネットワーク	1
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関	
（上に同じ）	

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-5-36 は OSAKA しごとフィールドにおける連絡会の参加機関を示したものである。ドーンセンター、福祉人材センターなどが参加している。

表 2-5-36 連絡会の参加機関（OSAKA しごとフィールド）

連絡会（全体）の参加機関	
ドーンセンター	2
福祉人材支援センター	2
労働局雇用環境・均等部	2
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関	
（上に同じ）	

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-5-37 は子ども・若者自立支援センターにおける連絡会の参加機関を示したものである。若者サポートステーションなどが参加している。

表 2-5-37 連絡会の参加機関（子ども・若者自立支援センター）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村役所（場）	1	子ども・若者自立支援センター	1
市町村青少年担当課	1	市町村社会福祉協議会	1
若者サポートステーション	2	障がい関係福祉施設	1
ハローワーク	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
（上に同じ）			

【母子・父子自立支援員】

表 2-5-38 は母子・父子自立支援員における連絡会の参加機関を示したものである。市町村子育て支援担当課、市町村生活福祉担当課などが参加している場合が多い。

表 2-5-38 連絡会の参加機関（母子・父子自立支援員）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村市区町村役所（場）	2	警察	1
市町村子育て支援担当課	3	ハローワーク	1
市町村家庭支援担当課	1	市町村社会福祉協議会	2
母子・父子自立支援員	1	就労支援センター	1
市町村保育担当課	1	母子生活支援施設	1
市町村生活福祉担当課	3	生活困窮者自立支援センター	1
福祉事務所	1	民生委員・児童委員	1
児童相談所	2	青少年指導センター	1
保健所	2	NPO 法人	1
		要保護児童対策地域協議会	1
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村子育て支援担当課	3	警察	1
市町村家庭支援担当課	1	社会福祉協議会	2
母子・父子自立支援員	1	生活困窮者自立支援センター	1
市町村保育担当課	1	民生委員・児童委員	1
市町村生活福祉担当課	3	青少年指導センター	1
児童相談所	2	NPO 法人	1
保健所	2	市町村圏域会議	1

【生活保護相談】

表 2-5-39 は生活保護相談における連絡会の参加機関を示したものである。児童相談所、市町村教育委員会などが参加している場合が多い。

表 2-5-39 連絡会の参加機関（生活保護相談）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村市区町村役所（場）	4	学校	1
市町村子育て支援担当課	4	医療機関	1
市町村保健担当課	2	精神科医療機関	1
市町村生活福祉担当課	1	社会福祉協議会	1
福祉事務所	2	障がい事業所	1
児童相談所	5	民生委員・児童委員	1
保健所	2	CSW	1
市町村教育委員会	5	自治会長	1
SSW	1	人権街づくりセンター	1
保育所	2	地域包括支援センター	1
小学校	3	相談支援センター（障がい）	1
中学校	1		

そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村市区町村役所（場）	3	精神科医療機関	1
市町村子育て支援担当課	3	障がい事業所	1
市町村生活福祉担当課	1	民生委員・児童委員	1
福祉事務所	2	CSW	1
児童相談所	3	自治会長	1
保健所	1	地域包括支援センター	1
市町村教育委員会	3	相談支援センター（障がい）	1
SSW	1		
保育所	1		
小学校	1		

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-5-40 は生活困窮者自立支援相談における連絡会の参加機関を示したものである。CSW や市町村社会福祉協議会などが参加している場合が多い。

表 2-5-40 連絡会の参加機関（生活困窮者自立支援相談）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村市区町村役所（場）	2	警察	1
市町村福祉部	3	医療機関	1
市町村子育て支援担当課	3	市町村社会福祉協議会	4
市町村保健担当課	2	府社会福祉協議会	2
市町村生活福祉担当課	1	自立相談支援機関	1
市町村障がい福祉担当課	2	CSW	5
市町村高齢福祉担当課	2	人権担当各団体	1
市町村地域福祉担当課	2	地域包括支援センター	2
保険等徴収部局	1	若者サポートセンター	1
福祉事務所	4	障がい者就業・生活支援センター	1
保健所	1	生活支援相談センター	1
税務関係	1	地域福祉サポーター	1
市町村教育委員会	3	就労支援関係機関	1
市町村教育センター	1	子ども若者支援法人	1
学校	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村市区町村役所（場）	1	医療機関	1
市町村福祉部	3	市町村社会福祉協議会	2
市町村子育て支援担当課	3	府社会福祉協議会	2
市町村保健担当課	2	自立相談支援機関	1
市町村生活福祉担当課	1	CSW	4
市町村障がい福祉担当課	2	人権担当各団体	1
市町村高齢福祉担当課	2	地域包括支援センター	2
市町村地域福祉担当課	1	若者サポートセンター	1
保険等徴収部局	1	障がい者就業・生活支援センター	1
福祉事務所	3	地域福祉サポーター	1
保健所	1	就労支援関係機関	1
税務関係	1		
市町村教育委員会	2		
市町村教育センター	1		

【子ども家庭センター】

表 2-5-41 は子ども家庭センターにおける連絡会の参加機関を示したものである。市町村児童家庭相談担当課や市町村保健担当課などが参加している場合が多い。

表 2-5-41 連絡会の参加機関（子ども家庭センター）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村児童家庭相談担当課	6	保健所	2
市町村保育担当課	1	市町村教育委員会	4
市町村保健担当課	5	保育所	1
市町村生活福祉担当課	1	中学校	1
福祉事務所	1	警察	1
児童相談所	2	サポートセンター	1
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関 （上に同じ）			

【家庭児童相談室】

表 2-5-42 は家庭児童相談室における連絡会の参加機関を示したものである。市町村保健担当課、児童相談所、保育所・幼稚園・認定こども園、市町村教育委員会などが参加している場合が多い。

表 2-5-42 連絡会の参加機関（家庭児童相談室）

連絡会（全体）の参加機関					
市町村市区町村役所（場）	3	市町村教育委員会	14	弁護士	2
市町村福祉部	2	SSW	2	市町村社会福祉協議会	2
市町村児童家庭相談担当課	4	市町村教育センター	4	消防署	4
市町村子育て支援担当課	13	保育所・幼稚園・認定こども園	16	児童虐待防止協会	1
市町村ひとり親支援担当課	1	小学校	3	児童養護施設	1
市町村保育担当課	6	中学校	5	児童発達支援センター	1
市町村保健担当課	16	学校	3	民生委員・児童委員	7
市町村生活福祉担当課	8	校舎長会	1	NPO 法人	1
市町村障がい福祉担当課	7	支援学校	1	要保護児童対策地域協議会	1
市町村水道部	1	法務局	1	人権擁護委員会	2
市町村地域福祉担当課	1	警察	6	生涯学習機関	1
市町村人権担当課	6	医療機関	3	所長会	1
市町村青少年支援担当課	2	医師会	5	障がい者虐待防止センター	1
福祉事務所	2	精神科医療機関	1	ヘルパー等相談支援事業所	1
児童相談所	16	歯科医師会	2		
保健所	12	助産師会	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関					
市町村市区町村役所（場）	3	市町村教育委員会	13	弁護士	1
市町村福祉部	1	SSW	2	市町村社会福祉協議会	2
市町村児童家庭相談担当課	2	市町村教育センター	4	法務局	1
市町村子育て支援担当課	10	保育所・幼稚園・認定こども園	12	消防署	3
市町村ひとり親支援担当課	1	小学校	2	児童虐待防止協会	1
市町村保育担当課	6	中学校	4	児童養護施設	1
市町村保健担当課	12	学校	2	児童発達支援センター	1
市町村生活福祉担当課	7	校舎長会	1	民生委員・児童委員	6
市町村障がい福祉担当課	5	支援学校	1	NPO 法人	1
市町村水道部	1	警察	5	人権擁護委員会	2
市町村地域福祉担当課	1	医療機関	1	生涯学習機関	1
市町村人権担当課	5	医師会	4	所長会	1
市町村青少年支援担当課	2	歯科医師会	2	障がい者虐待防止センター	1
福祉事務所	2	助産師会	1		
児童相談所	13				
保健所	11				

【CSW】

表 2-5-43 は CSW における連絡会の参加機関を示したものである。市町村社会福祉協議会、市町村生活福祉担当課などが参加している場合が多い。

表 2-5-43 連絡会の参加機関 (CSW)

連絡会 (全体) の参加機関			
市区町村役所 (場)	1	市町村社会福祉協議会	6
市町村子育て支援担当課	2	府社会福祉協議会	1
市町村保健担当課	1	施設連絡会加入施設 (高齢、障がい、保育、救護)	1
市町村生活福祉担当課	5	障がい相談支援事業所	1
市町村高齢福祉担当課	2	介護事業所	1
保健所	1	生活困窮者自立相談支援機関	1
家庭教育支援サポーター (市町村教育委員会)	1	民生委員・児童委員	2
SSW	2	CSW	6
SC	1	要保護児童対策地域協議会事務局	1
小学校	1	地域包括支援センター	2
中学校	1	若者サポートステーション	1
学校	1	地域住民	1
医療機関	2		
そのうち、定期的な連絡会 ((2) にて頻度が確認された (「随時」ではない) 連絡会) の参加機関			
(上に同じ)			

【民生委員・児童委員】

表 2-5-44 は民生委員・児童委員における連絡会の参加機関を示したものである。民生委員・児童委員、保育所・幼稚園などが参加している場合が多い。

表 2-5-44 連絡会の参加機関 (民生委員・児童委員)

連絡会 (全体) の参加機関			
市町村市区町村役所 (場)	3	警察	3
市町村児童家庭相談担当課	1	医師会	3
市町村生活福祉担当課	1	市町村社会福祉協議会	3
児童相談所	2	消防署	1
保健所	1	児童福祉施設	1
保育所・幼稚園	4	民生委員・児童委員	5
小学校	2	NPO 法人	1
中学校	1	自治会	1
学校	1	要保護児童対策地域協議会	2
P T A 役員	1	人権擁護委員協議会	1
支援学校	1	地域子育て支援拠点	1
		子ども子育て会議	1
そのうち、定期的な連絡会 ((2) にて頻度が確認された (「随時」ではない) 連絡会) の参加機関			
(上に同じ)			

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表 2-5-45 は地域コミュニティ・NPO 法人等における連絡会の参加機関を示したものである。NPO 法人等や保育・教育機関などが参加している場合が多い。

表 2-5-45 連絡会の参加機関 (地域コミュニティ・NPO 法人等)

連絡会 (全体) の参加機関			
市町村市区町村役所 (場)	1	施設	1
市町村福祉部	1	生活困窮者自立相談支援機関	1
市町村子育て支援担当課	2	民生委員・児童委員	2
市町村家庭支援担当課	1	青少年交流センター	1
市町村保健担当課	1	NPO 法人	4
SSW	1	公益活動団体	1
SC	1	要保護児童対策地域協議会	2
市町村教育センター	1	商工会議所	1
保育所・幼稚園	3	地域自立支援協議会	1
小学校	3	障がい者地域包括支援センター	1

中学校	3	フリースクール全国ネットワーク	1
学校	1	子ども情報研究センター	1
P T A 役員	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
市町村市区町村役所（場）	1	施設	1
市町村福祉部	1	生活困窮者自立相談支援機関	1
市町村子育て支援担当課	2	民生委員・児童委員	2
市町村家庭支援担当課	1	青少年交流センター	1
市町村保健担当課	1	NPO 法人	3
SSW	1	要保護児童対策地域協議会	1
市町村教育センター	1	商工会議所	1
SC	1	地域自立支援協議会	1
保育所・幼稚園	2	フリースクール全国ネットワーク	1
小学校	3		
中学校	3		
P T A 役員	1		

【女性相談センター】

表 2-5-46 は女性相談センターにおける連絡会の参加機関を示したものである。市町村子育て支援担当課や児童相談所などが参加している。

表 2-5-46 連絡会の参加機関（女性相談センター）

連絡会（全体）の参加機関			
市町村子育て支援担当課	1	市町村生活保護相談課	1
市町村障がい支援担当課	1	児童相談所	1
市町村高齢者担当課	1		
そのうち、定期的な連絡会（(2)にて頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）の参加機関			
（上に同じ）			

6. 他の機関と連携する際の課題・工夫していること・望む施策

問 11「他の機関と連携する際の課題を教えてください」、問 12「他の機関と連携する際に工夫することがあれば教えてください」、問 13「関係機関と連携した施策として、どんなものがあるか教えてください」への自由記述の回答を分析した結果を、機関ごとに整理する。なお回答数が多い項目は、回答を適宜分類し、〈小見出し〉を付けて示している。また、表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

1) 保育・教育機関

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表 2-6-1 に、保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関間で「それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分」であることや、「個人情報の取り扱いが難しい」ことを挙げる保育所・幼稚園・認定こども園が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「日常的に関わりを持つ」「情報共有に努める」などを挙げる保育所・幼稚園・認定こども園が多い。他の機関との連携に関して望む施策としては、「関係機関との関係づくりを務めるコーディネーターを配置」「複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築」などがある。

表 2-6-1 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

①他の機関と連携する際の課題	
<p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が難しい (5) ・ 定期的な情報共有の場がない (3) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (13) ・ 情報共有に時間がかかる (7) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (11) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (5) ・ 連携の目的が不明確 (2) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (15) ・ ケースのコーディネーターが不明確 (6) ・ 対象者と関係機関をつなぐのが難しい (2) 	<p><連携が始まらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待通告の判断が難しい (4) ・ 連携先がわからない (3) <p><特定の機関との連携が難しい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医者との連携が難しい (1)
②他の機関と連携する際の工夫	
<p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ (16) ・ 個人的つながりを活用して関係機関と連携する (2) ・ 連携の窓口を明確にする (4) ・ 関係機関と連携できる関係を構築する (4) <p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接会って情報共有・役割分担する (5) ・ 共通のフォーマットを用いてアセスメントを行う (1) ・ 個人情報の共有方法を改善する (1) ・ 自身の機関の目的・支援方針を明確にしておく (3) ・ 情報共有に努める (10) ・ 迅速に連携する (1) 	<p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関に向けた研修を行う (3) ・ 各機関の役割と限界を理解する (7) ・ 情報収集する (1) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関とのやりとりを記録しておく (1) ・ 個人情報の取り扱いに気を付ける (1) ・ 柔軟に対応する (1)

<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築 (3) ・ 簡単に意見交換ができるシステムの構築 (2) ・ 申し送りの共通フォーマットを活用 (1) ・ ケースの担当者の配置 (1) <p><特定の機関との連携を強化・改善する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の機関と連携できる体制の構築 (2) ・ 警察署との連携の見直し (1) ・ 地域での見守り体制の構築 (1) 		<p><対象者を関係機関にスムーズにつなぐための施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方法に関する研修を合同で実施 (3) ・ 事例をつかった研修の実施 (2) ・ 関係機関につなぐ判断基準となるガイドラインの作成 (4) ・ 様々な機関が参加する連絡会議を実施 (1) ・ 機関同士の関係づくりを務めるコーディネーターを配置 (4) ・ ネットワークを組織図で明確化 (1) ・ 手続きの簡略化 (1)
---	--	---

【小学校】

表 2-6-2 に、小学校の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「日程調整が困難」であることや、「関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分」であることを挙げる学校が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「日常的に関わりを持つ」を挙げる小学校が多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「ケース会議や連絡会の定例化」「合同研修会のような日頃から関わりの持てる場の設定」などがある。

表 2-6-2 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（小学校）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有に時間がかかる (2) ・ 日程調整が困難 (13) ・ ケースのコーディネーターが不明確 (2) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (3) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (2) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (7) 	<p><連携が始まらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携先がわからない (1) <p><特定の機関との連携が難しい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭児童相談室や子ども家庭センターに連絡しても家庭に働きかけができない (1) ・ 子ども家庭センターとの連携が困難 (1)
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ (4) ・ お互いの顔を知る (1) ・ 直接会って情報共有 (1) ・ 何か事象があった後は定期的に連絡会を行う (1) ・ 担当窓口を設定する (1) ・ 機関同士の調整役の育成 (1) 	<p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後指導の共有 (1) ・ 初期段階で情報を共有する (1) ・ 原則、同じ担当者との対応を意識する (1) ・ 機密保持の原則にたった情報共有 (1) ・ 関係機関の連絡に関するマニュアルチェックシートを活用 (1) ・ 他機関との窓口となる者を増やす (1)
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議や連絡会の定例化 (2) ・ 学校にとって踏み込むことが難しいケースについて迅速なケース会議の実施 (1) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの量の充実 (2) ・ SC の常駐 (1) ・ 公的な巡回相談 (1) ・ 職員の増員 (1) 	<p><対象者を関係機関にスムーズにつなぐための施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者と連絡がとれない場合に強制的に対象者と接触できる権限 (1) ・ 多方面からアプローチできる強制力を持った機関の設置 (1) ・ 合同研修会のような日頃から関わりの持てる場の設定 (2) ・ 関係機関それぞれの業務内容を知る研修 (1) ・ スムーズに他機関の制度を利用できるシステムの構築 (2) ・ 広報活動の充実 (1) ・ 現状の制度を柔軟に活用することができるシステムの構築 (1)

【中学校】

表 2-6-3 に、中学校の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「日程調整が困難」であることや、「連携先がわからない」ことを挙げる学校が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「日常的に関わりを持つ」「それぞれの立場や支援方針の違いを理解する」などを挙げる学校が多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「教育や福祉などの機能を併せ持つ機関の設置」がある。

表 2-6-3 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（中学校）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有に時間がかかる (2) ・ 日程調整が困難 (4) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (2) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (3) ・ 関係機関の温度差 (2) ・ 人的資源の不足 (3) ・ 継続的な連携ができていない (1) ・ 連携しても具体策がでない (2) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (2) 		<p><連携が始まらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携が必要な状態の判断がわからない (1) ・ 連携先がわからない (4) <p><特定の機関との連携が難しい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市行政の福祉との連携が困難 (1)
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ (4) ・ お互いの顔を知る (1) ・ 教育委員会にコーディネーター役を任せる (1) ・ SSW・SC・教育委員会と連絡を密にとる (1) ・ 関係機関の会議以外の関わりの場の設定 (1) ・ それぞれの立場や支援方針の違いを理解する (2) 		<p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早めに日程調整を行う (1) ・ 情報共有の目的を各機関が考える (1) ・ 資料作成等による情報共有の円滑化 (1) ・ ポイントをしぼった会議の実施 (1)
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議や連絡会の定例化 (1) ・ 機関が共同で支援事業を実施する (1) ・ 支援方法に関する研修を合同で実施 (1) ・ 職員の増員 (1) ・ サービスの量の充実 (1) ・ 学校のための相談機関の設置 (1) ・ 教育や福祉などの機能を併せ持つ機関の設置 (2) ・ 事案に沿った専門性を持つ専門家の派遣制度 (1) ・ 子ども家庭センターや市の福祉課と一緒に家庭訪問・保護者面談 (1) 		

【府立高校】

表 2-6-4 に、府立高校の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「連携先がわからない」ことや、生徒の通学区域が広いという「地理的制約」があることを挙げる学校が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「それぞれの立場や支援方針の違いを理解する」「各機関のキーパーソンを決める」などを挙げる学校が多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「サービスの量の充実」「ワンストップサービスの窓口の設置」などがある。

表 2-6-4 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（府立高校）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が困難 (1) ・ 地理的制約 (2) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (2) ・ 関係機関の活動時間の違い (1) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (1) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1) ・ 継続的な連携ができていない (1) ・ 担当者によって対応が異なる (1) ・ 担当者変更の際の引継ぎが不十分 (1) 		<p><連携が始まらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の連携への躊躇 (1) ・ 連携先がわからない (2)
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接会って情報共有 (1) ・ 要保護児童対策地域協議会との定期的な情報共有 (1) ・ 他機関との窓口となる者を増やす (1) ・ 各機関のキーパーソンを決める (2) 		<p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関に情報共有することの承諾を対象者にとる (2) ・ 学校から子ども家庭センター、子ども支援機関等へ連絡し、資料を用いて情報共有 (1) <p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの立場や支援方針の違いを理解する (3)
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築 (1) ・ ケース会議や連絡会の定例化 (1) ・ ワンストップサービスの窓口の設置 (2) ・ 関係機関の業務内容を知る研修 (1) ・ サービスの量の充実 (3) 		

【支援学校】

表 2-6-5 に、支援学校の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「個人情報の取り扱いが難しい」ことや、「対象者が抱える課題の共有が不十分」であることを挙げる学校が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「関係機関で課題を 1 つ設定し、それぞれの立場からアプローチする」などを挙げている。他の機関と連携に関して望む施策としては、「ケース会議や連絡会の定例化」などがある。

表 2-6-5 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（支援学校）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が困難 (1) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (2) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (2) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (1) 		<p><特定の機関との連携が難しい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関との連携が難しい (1)
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お互いの顔を知る (1) ・ 何か事象があった後は定期的に連絡会を行う (1) ・ 個人情報保護の原則に立った情報共有 (1) ・ 関係機関で課題を 1 つ設定し、それぞれの立場からアプローチする (1) 		
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議や連絡会の定例化 (1) ・ 各病院にケース会議に出席できるスタッフを設置 (1) ・ スムーズに他機関の制度を利用できるシステムの構築 (1) ・ 複数機関での家庭訪問 (1) ・ 生活保護課・社会福祉協議会と連携した子どもが安心して通学できる体制 (1) 		

2) 行政機関、その他

【保健センター】

表 2-6-6 に、保健センターの自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分」であることや、「関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分」であることを挙げるセンターが多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「各機関の役割と限界を理解する」「日常的に関わりを持つ」などを挙げるセンターが多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「高齢・障がい・児童といった縦割りの制度にとられない支援」などがある。

表 2-6-6 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（保健センター）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有に時間がかかる (1) ・ 日程調整が困難 (1) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (5) ・ 機関内の情報共有・支援方針の共有が不十分 (1) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (6) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (9) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1) 	
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ (6) ・ 直接会って情報共有 (2) ・ 直接会って情報共有・役割分担する (1) ・ 全体を把握するコーディネーターを置く (1) <p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の機関の目的・支援方針を明確にしておく (1) ・ 共通のフォーマットを用いてアセスメントを行う (1) ・ 個人情報共有の了承を得る (1) <p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の役割と限界を理解する (8) 	
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築 (1) <p><特定の機関との連携を強化・改善する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の機関と連携できる体制の構築 (1) ・ 地域での見守り体制の構築 (1) <p><対象者を関係機関にスムーズにつなぐための施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関同士の関係づくりコーディネーターの配置 (1) ・ 高齢・障がい・児童といった縦割りの制度にとられない支援 (2) 	

【SC（小中学校）】

表 2-6-7 に、SC（小中学校）の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「日程調整が難しい」ことを挙げるカウンセラーが多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「考え方が違うときに、接点や折衷案などを見出す」などを挙げている。他の機関と連携に関して望む施策としては、「日常的・定期的に関わりを持つ」などがある。

表 2-6-7 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（SC（小中学校））

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が難しい (5) ・ 情報共有に時間がかかる (1) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (1) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1)

②他の機関と連携する際の工夫	
<スムーズに情報共有等を行う>	<連携しやすい関係をつくる>
<ul style="list-style-type: none"> 学校としての見立てや課題を報告できるようにまとめておく (1) それぞれの役割を明確にする (1) 考え方が違うときに、接点や折衷案などを見出す (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人的つながりを活用して関係機関と連携 (1)
	<その他>
	<ul style="list-style-type: none"> 連絡会の情報を積極的に集める (1)
③他の機関と連携に関して望む施策	
<情報共有等をスムーズに行う施策>	<特定の機関との連携を強化・改善する施策>
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の共有方法の改善 (1) ケースの担当者の配置 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的・定期的に関わりを持つ (2)

【SSW（小中学校）】

表 2-6-8 に、SSW（小中学校）の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、「他機関連絡会への参加が業務として認められていない」ことなどを挙げている。他の機関と連携する際の工夫としては、「連携の目的を会議の初めに確認する」ことを挙げている。他の機関と連携に関して望む施策に関しては、該当する回答はなかった。

表 2-6-8 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（SSW（小中学校））

①他の機関と連携する際の課題
<ul style="list-style-type: none"> 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1) 連携の目的が不明確 (1) 他機関連絡会への参加が業務として認められていない (1)
②他の機関と連携する際の工夫
<ul style="list-style-type: none"> 連携の目的を会議の初めに確認する (1)
③他の機関と連携に関して望む施策
(該当する回答なし)

【市町村教育センター】

表 2-6-9 に、市町村教育センターの自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、「有意義な解決策が見つけれないことがある」ことなどを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、該当する回答はなかった。他の機関と連携に関して望む施策としては、「個人情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築」がある。

表 2-6-9 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（市町村教育センター）

①他の機関と連携する際の課題
<ul style="list-style-type: none"> 日程調整が困難 (1) 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1) 有意義な解決策が見つけれないことがある (1)
②他の機関と連携する際の工夫
(該当する回答なし)
③他の機関と連携に関して望む施策
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築 (1)

【適応指導教室】

表 2-6-10 に、適応指導教室の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「日程調整が困難」であることや、「対象者が抱える課題の共有が不十分」であることを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「学校と日常的に関わりを持つ」ことを挙げる。他の機関と連携に関して望む施策としては、該当する回答はなかった。

表 2-6-10 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（適応指導教室）

①他の機関と連携する際の課題
・ 日程調整が困難 (1)
・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1)
②他の機関と連携する際の工夫
・ 日常的に関わりを持つ (学校) (1)
③他の機関と連携に関して望む施策
(該当する回答なし)

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-6-11 に、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関間で「関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分」であることを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、該当する回答はなかった。他の機関と連携に関して望む施策としては、「合同研修会のような日頃から関わりの持てる場の設定」がある。

表 2-6-11 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

①他の機関と連携する際の課題
・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (1)
②他の機関と連携する際の工夫
(該当する回答なし)
③他の機関と連携に関して望む施策
・ 合同研修会のような日頃から関わりの持てる場の設定 (1)

【若者サポートステーション】

表 2-6-12 に、若者サポートステーションの自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、「個人でつながっているが、機関としてはつながりがない」ことなどを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、該当する回答はなかった。他の機関と連携に関して望む施策としては、「複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築」などがある。

表 2-6-12 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（若者サポートステーション）

①他の機関と連携する際の課題
・ 情報共有に時間がかかる (1)
・ 個人でつながっているが、機関としてはつながりがない (1)
②他の機関と連携する際の工夫
(該当する回答なし)
③他の機関と連携に関して望む施策
・ 複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築 (1)
・ 関係機関の業務内容を知る研修 (1)

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-6-13 に、OSAKA しごとフィールドの自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題・他の機関と連携する際の工夫・他の機関と連携に関して望む施策に関しては、該当する回答はなかった。

表 2-6-13 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（OSAKA しごとフィールド）

①～③
(該当する回答なし)

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-6-14 に、子ども・若者自立支援センターの自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「個人情報の取り扱いが難しい」ことなどを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「各機関の役割と限界を理解する」ことを挙げる子ども・若者自立支援センターが多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「機関が共同で支援事業を実施する」などがある。

表 2-6-14 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（子ども・若者自立支援センター）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取り扱いが難しい (1) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (1)
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の役割を明確にする (1) ・ 各機関の役割と限界を理解する (2) ・ ツールを用いて共通理解を図る (1)
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関が共同で支援事業を実施する (1) ・ 地域での見守り体制の構築 (1)

【母子・父子自立支援員】

表 2-6-15 に、母子・父子自立支援員の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分」であることや、「個人情報の取り扱いが難しい」ことを挙げる支援員が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「各機関の役割と限界を理解する」「個人情報共有の了承を得る」などを挙げる母子・父子自立支援員が多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「各機関が参加する連絡会議を実施」などがある。

表 2-6-15 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（母子・父子自立支援員）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有に時間がかかる (2) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (2) ・ 機関内の情報共有・支援方針の共有が不十分 (2) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (2) ・ 各機関の役割と限界を理解する (1) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (1) <p><特定の機関との連携が難しい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の機関との連携が難しい (1)
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ (2) ・ 直接会って情報共有 (1) <p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報共有の了承を得る (2) <p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の役割を明確にする (1) ・ 各機関の役割と限界を理解する (3) ・ 各機関の聞きとり項目を把握しておく (1)
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築 (1) <p><特定の機関との連携を強化・改善する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関が参加する連絡会議を実施 (2) ・ 機関同士の関係づくりコーディネーター (1) ・ 機関が共同で支援事業を実施する (1) ・ 高齢・障がい・児童といった縦割りの制度にとらわれない支援 (1) ・ 地域での見守り体制の構築 (1)

【生活保護相談】

表 2-6-16 に、生活保護相談の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分」であることや、「情報共有に時間がかかる」ことを挙げる事務所が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「日常的に関わりを持つ」「各機関の役割と限界を理解する」などを挙げる事務所が多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「簡単に意見交換ができるシステムの構築」などがある。

表 2-6-16 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（生活保護相談）

①他の機関と連携する際の課題	
＜連携がスムーズに進まない＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有に時間がかかる (2) ・ ケースのコーディネーターが不明確 (1) ・ 連携の目的が不明確 (1) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (1) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (3) 	
②他の機関と連携する際の工夫	
＜連携しやすい関係をつくる＞	＜スムーズに情報共有等を行う＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ (4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議資料の事前配布 (1) ・ 連携の目的を明確にする (1)
＜関係機関への理解を深める＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の役割と限界を理解する (3) 	
③他の機関と連携に関して望む施策	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単に意見交換ができるシステムの構築 (1) ・ 保健所や子ども家庭センターは対応を拒否するだけでなく、その解決策を検討すべき (1) 	

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-6-17 に、生活困窮者自立支援相談の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「日程調整が困難」「ケースのコーディネーターが不明確」であることなどを挙げている。他の機関と連携する際の工夫・他の機関と連携に関して望む施策に関しては、該当する回答はなかった。

表 2-6-17 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（生活困窮者自立支援相談）

①他の機関と連携する際の課題	
＜連携がスムーズに進まない＞	＜特定の機関との連携が難しい＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が困難 (2) ・ ケースのコーディネーターが不明確 (1) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (1) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (1) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校との連携が不十分 (1)
②他の機関と連携する際の工夫	
③他の機関と連携に関して望む施策	
(該当する回答なし)	

【子ども家庭センター】

表 2-6-18 に、子ども家庭センターの自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「個人情報の取り扱いが難しい」ことなどを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「共通のフォーマットを用いてアセスメントを行う」などを挙げている。他の機関と連携に関して望む施策としては、「個人情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築」などがある。

表 2-6-18 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（子ども家庭センター）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取り扱いが難しい（守秘義務の徹底）（1） ・ 関係機関の情報共有・役割分担が不十分（1） ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分（1） ・ 連携の目的が不明確（1）
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接会って情報共有（1） ・ 共通のフォーマットを用いてアセスメントを行う（1） ・ 各機関の役割と限界を理解する（1）
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築（1） ・ 高齢・障がい・児童といった縦割りの制度にとらわれない支援（1）

【家庭児童相談室】

表 2-6-19 に、家庭児童相談室の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関間で「情報共有に時間がかかる」ことなどを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「日常的に関わりを持つ」「関係機関に向けた研修を行う」などを挙げている。他の機関と連携に関して望む施策としては、「他機関につなぐ判断基準となるガイドライン」「複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築」などがある。

表 2-6-19 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（家庭児童相談室）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整（1） ・ 情報共有に時間がかかる（2） ・ ケースのコーディネーターが不明確（1） ・ 個人情報の取り扱いが難しい（1） ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分（1） 	<p><連携が始まらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が通告をためらう（1）
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ（1） ・ 直接会って情報共有・役割分担する（1） <p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議資料の事前配布（1） 	<p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関に向けた研修を行う（1） ・ 各機関の役割と限界を理解する（1）
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築（1） ・ 申し送りの共通フォーマットを活用（1） 	<p><特定の機関との連携を強化・改善する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方法に関する研修を合同で実施（1） ・ 機関が協同で支援事業を実施する（1） <p><対象者を関係機関にスムーズにつなぐための施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関につなぐ判断基準となるガイドライン（1）

【CSW】

表 2-6-20 に、CSW の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関間で「個人情報の取り扱いが難しい」ことや、「それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分」であることを挙げるワーカーが多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「日常的に関わりを持つ」「直接会って情報共有・役割分担する」などを挙げるワーカーが多い。他の機関と連携に関して望む施策としては、「各機関が参加する連絡会議を実施」などがある。

表 2-6-20 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（CSW）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が困難（1） ・ 情報共有に時間がかかる（1） ・ 個人情報の取り扱いが難しい（6） ・ 定期的な情報共有の場がない（1） ・ 他機関連絡会への参加が認められない（2） ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分（5） ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分（3） ・ 機関内の情報共有・支援方針の共有が不十分（2） 	
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ（4） ・ 直接会って情報共有・役割分担する（2） ・ 自身の機関の目的・支援方針を明確にしておく（1） <p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関の現状を把握しておく（1） ・ 各機関の役割を明確にする（1） ・ 各機関の役割と限界を理解する（1） 	
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を安全にスムーズに共有するシスの構築（1） ・ 相談内容によって窓口を分離（1） ・ 申し送りの共通フォーマットを活用（1） <p><特定の機関との連携を強化・改善する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関が参加する連絡会議を実施（2） ・ 支援方法に関する研修を合同で実施（1） ・ 各機関の役割と限界を理解する（1） ・ 休日や夜間も対応できるネットワークの構築（1） ・ 地域での見守り体制の構築（1） 	

【民生委員・児童委員】

表 2-6-21 に、民生委員・児童委員の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関の間で「個人情報の取り扱いが難しい」ことや、「日程調整が困難」であることを挙げる委員が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「各機関の役割と限界を理解する」などを挙げている。他の機関と連携に関して望む施策としては、「個人情報の共有方法の改善」「機関が共同で支援事業を実施する」などがある。

表 2-6-21 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（民生委員・児童委員）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が困難（2） ・ 情報共有に時間がかかる（2） ・ 定期的な情報共有の場がない（1） ・ 個人情報の取り扱いが難しい（4） ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分（1） ・ 機関内の情報共有・支援方針の共有が不十分（1） ・ 各機関の役割と限界の理解が不十分（2） <p><連携が始まらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携先がわからない（1） 	
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に関わりを持つ（1） <p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関が共同で支援事業を実施する（1） ・ 記録を作成し整理しておく（1） <p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の役割と限界を理解する（2） ・ 各機関の役割を明確にする（1） 	
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の共有方法の改善（1） <p><特定の機関との連携を強化・改善する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関が参加する連絡会議を実施（1） ・ 機関が共同で支援事業を実施する（1） ・ 高齢・障がい・児童といった縦割りの制度にとらわれない支援（1） 	

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表 2-6-22 に、地域コミュニティ・NPO 法人等の自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、機関間で「個人情報の取り扱いが難しい」ことや、「ケースのコーディネーターが不明確」であることを挙げる団体が多い。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「インフォーマルな場での交流の機会を設ける」などを挙げている。他の機関と連携に関して望む施策としては、「支援方法に関する研修を合同で実施」「教育や福祉などの機能を併せ持つ機関の設置」などがある。

表 2-6-22 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（地域コミュニティ・NPO 法人等）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <p><連携がスムーズに進まない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整が困難 (1) ・ ケースのコーディネーターが不明確 (2) ・ 個人情報の取り扱いが難しい (4) ・ 連携の目的が不明確 (1) ・ 対象者が抱える課題の共有が不十分 (2) ・ 関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分 (2) ・ それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分 (1) ・ 連携しても具体策が出ない (1) ・ 担当者変更の際の引継ぎが不十分 (1) ・ 担当者によって対応が異なる (1) 		<p><連携が始まらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携先がわからない (1)
<p>②他の機関と連携する際の工夫</p> <p><連携しやすい関係をつくる></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お互いの顔を知る (1) ・ インフォーマルな場での交流の機会を設ける (1) 		<p><スムーズに情報共有等を行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関に情報共有することの承諾を対象者にとる (1) ・ ネットの活用による情報共有等の時間短縮 (1) <p><関係機関への理解を深める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの立場や支援方針の違いを理解する (1)
<p>③他の機関と連携に関して望む施策</p> <p><情報共有等をスムーズに行う施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数機関が情報を安全にスムーズに共有するシステムの構築 (1) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益活動団体や企業の社会貢献活動を助ける資金や広報の補助を行う (1) ・ 対象者を施策運営用の場に入れる (1) ・ サービスの量の充実 (2) 		<p><特定の機関との連携を強化・改善する施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方法に関する研修を合同で実施 (2) ・ 教育や福祉などの機能を併せ持つ機関の設置 (2) ・ 連携を促す人材の配置などの施策 (1) ・ コーディネーターの配置 (1) ・ 要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関の幅を広げる (1) ・ 市の子ども課等のケース会議に参加できる機会の設置 (1) ・ 追指導のための連携ネットワークの構築 (1) ・ 困窮家庭に焦点を当てた連絡会の設置 (1)

【女性相談センター】

表 2-6-23 に、女性相談センターの自由記述回答の分析結果を示す。他の機関と連携する際の課題に関しては、「ケースのコーディネーターが不明確」であることを挙げている。他の機関と連携する際の工夫に関しては、「正確な情報の把握と共有」「ツールを用いて DV に関する共通理解を図る」を挙げている。他の機関と連携に関して望む施策としては、「関係機関の役割を明確にした施策」がある。

表 2-6-23 他機関との連携における課題・工夫・望む施策（女性相談センター）

<p>①他の機関と連携する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースのコーディネーターが不明確 (1)
--

②他の機関と連携する際の工夫

- ・ 正確な情報の把握と共有 (1)
- ・ ツールを用いて DV に関する共通理解を図る (1)

③他の機関と連携に関して望む施策

- ・ 関係機関の役割を明確にした施策 (1)

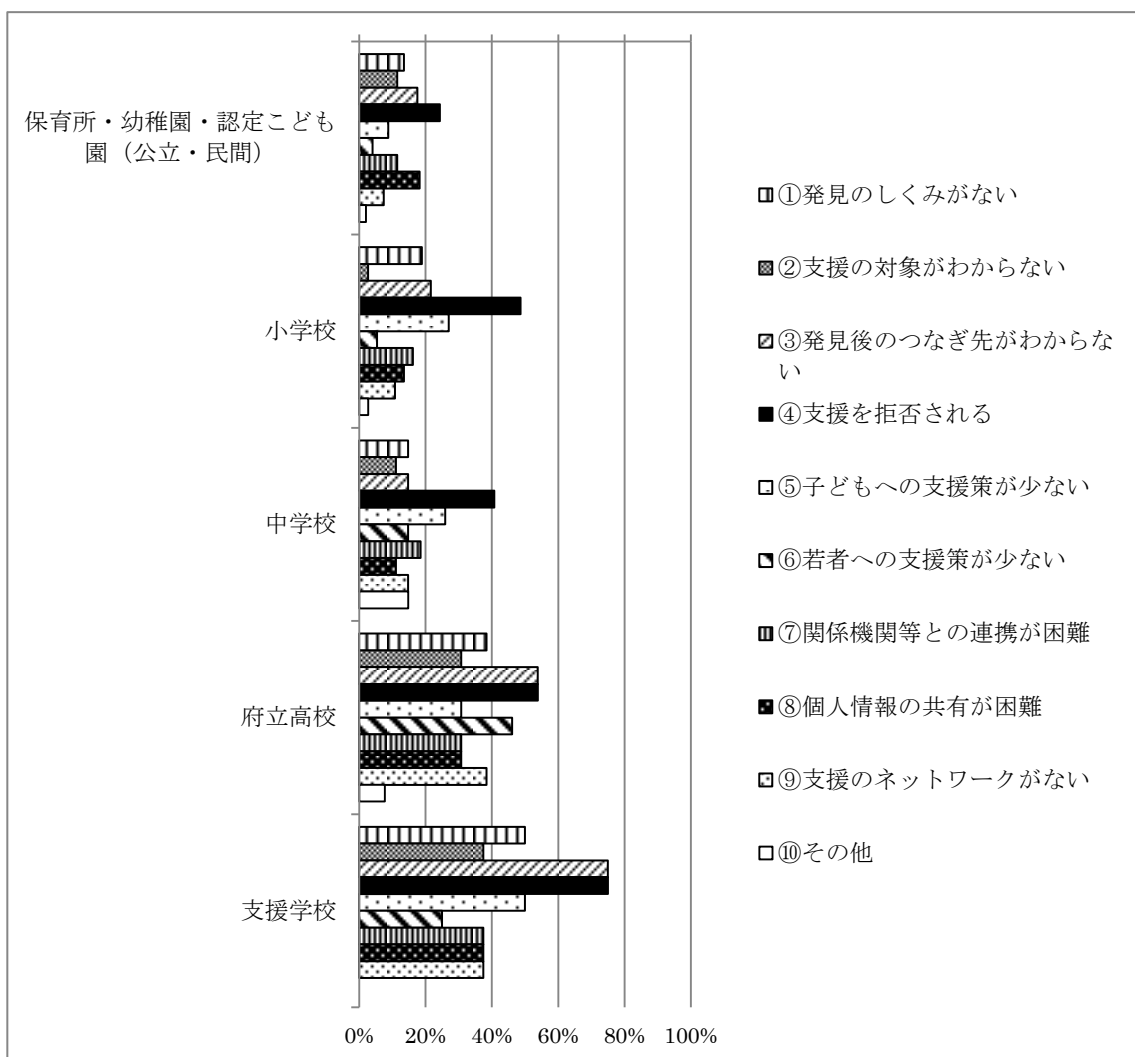
7. 経済的困窮をはじめ複数の課題を抱えるケースに対応する中で課題に感じること、およびその改善策

1) 保育・教育機関

(1) ケースに対応する中で課題に感じること

問 14「経済的困窮をはじめ複数の課題を抱えるケースに対応されていて、課題があると思われることはありますか」（選択肢回答）に対する保育・教育機関の回答を図 2-7-1 に示す。保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）、小学校、中学校では全体的に課題を感じている割合は低いですが、「④支援を拒否される」は比較的割合が高い。府立高校、支援学校は、「④支援を拒否される」とともに「③発見後のつなぎ先がわからない」の割合が高い。

図 2-7-1 ケースに対応する中で課題に感じること（保育・教育機関）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）：148、小学校：37、中学校：27、府立高校：13、支援学校：8。

※「⑩その他」の自由回答

保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）：「地域内での駆け込み寺がない」「きょうだいの情報を得られない」

小学校：「どの機関がリーダーシップをとって解決するのか不明確」

中学校：「担当だけでは十分対応ができない現状です」「マンパワーの不足」「学校はあらゆる多様な課題に対応しなければならないたくさんの機関との連携が必要であるが、課題の大きい生徒が1人いるとその生徒に時間をとられ、十分に全体がみえないところがある→SSW等常置が必要」

府立高校：「一時保護できる施設の拡充」

(2) 課題に対する改善策

問 14「考えられる改善策がありましたらご回答ください」への自由記述の回答を分析した結果を、機関ごとに整理する。なお表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

【保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）】

表 2-7-1 は、保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「信頼関係をつくる」を改善策として挙げる保育所・幼稚園・認定こども園が多い。

表 2-7-1 課題に対する改善策（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題発見のための研修会を開催する (2) ・ 問題発見のためのマニュアルをつくる (2) ・ アンケートを実施する (2) ・ 子ども・保護者の様子を観察する (4) ・ 家庭訪問をする (1) ・ 地域と連携する (2) ・ 関係機関と連携する (1)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要か判断するマニュアルをつくる (3) ・ 発見の体制を構築する (1) ・ 研修会を開催する (3) ・ 支援の対象を広げる (1) ・ 各機関の支援内容を明確化する (1) ・ 情報交換する (4)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つなぎ先の相談窓口を設置する (5) ・ 関係機関の連携強化のための研修会を開催する (1) ・ つなぎ先のマニュアルをつくる (4) ・ 関係機関について知る (2) ・ 子育て支援課に報告する (2) ・ SSWにつなぐ (1) ・ 子ども相談課に連絡する (1) ・ 保育幼稚園課と教育委員会に報告する (1) ・ 関わりのある機関に連絡する (2)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼関係をつくる (10) ・ 保護者の話に傾聴する (2) ・ 普段からコミュニケーションをとる (2) ・ 丁寧に対応する (1) ・ 特定の機関が対応する (2) ・ 別の機関がアプローチする (4) ・ 支援計画をつくる (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内での子どもの居場所をつくる (2) ・ 子どもにモデルを示す (1) ・ 現在の支援策を改善する (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援を実施する (1) ・ 若者のための相談機関を設置する (1) ・ 居場所をつくる (1) ・ 達成感を体験できる機会を提供する (1) ・ 学校を拠点に若者支援をする (1)

<p><u>⑦関係機関等との連携が困難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が園からの相談に対応できる時間をつくる (2) ・ 連携に人手が回るよう各機関で増員する (2) ・ 連携をスムーズにするために事務手続きを簡素化する (1) ・ 連携窓口を一本化する (1) ・ 定期的な連絡会を設ける (1) ・ SSW を利用する (1) ・ 職員の意識改革を行う (1) ・ 積極的に相手機関に働きかける (1) ・ 関係機関と顔見知りになっておく (1)
<p><u>⑧個人情報の共有が困難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関はすべて登録制にして情報共有する (1) ・ 守秘義務を徹底する (2) ・ 個人情報の共有を可能にするルールをつくる (4) ・ 市が情報を提供するようにする (2) ・ 頻繁に情報共有する (1) ・ 定期的な連絡会を設ける (1) ・ 見学会を実施する (1)
<p><u>⑨支援のネットワークがない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会を設ける (1) ・ 定期的な連絡会を開催する (1) ・ ネットワークのコーディネーターをつくる (1) ・ ネットワークを周知する機会を設ける (1)
<p><u>⑩その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育でのサポートを充実させる (1) ・ 保育所の役割を強化する (1)

【小学校】

表 2-7-2 は、小学校の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「学校と一緒に対象者を説得してくれる人員を配置する」、「民生委員・主任児童委員制度を活用する」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-2 課題に対する改善策（小学校）

<p><u>①発見の仕組みがない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問をする (1) ・ 福祉機関と情報共有する (1) ・ 対象者発見のための客観的な指標をつくる (1) ・ 研修会を開催する (1)
<p><u>②支援の対象がわからない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会を開催する (1)
<p><u>③発見後のつなぎ先がわからない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つなぎ先の一覧をリーフレットにする (1) ・ 教育委員会にコーディネート役割を設ける (2) ・ 教育委員会の他にも連携の窓口を設ける (1) ・ 研修会を開催する (1)
<p><u>④支援を拒否される</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関と連携して信頼関係をつくる (1) ・ 福祉課と連携して信頼関係をつくる (1) ・ 学校と一緒に対象者を説得してくれる人員を配置する (1) ・ 民生委員・児童委員制度を活用する (1) ・ 多方面からアプローチする (1) ・ 各相談機関との連携を強化する (1) ・ 関係機関からの働きかけがあればよい (1) ・ 保護者と懇談する (1)

⑤子どもへの支援策が少ない
<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの支援策に対して予算、人員を拡充する (1) 就学援助を充実させる (2) 放課後の学習をみる教員以外のサポートチームをつくる (1)
⑥若者への支援策が少ない
<ul style="list-style-type: none"> 中学生以上を受け入れる支援機関と連携する (1)
⑦関係機関等との連携が困難
<ul style="list-style-type: none"> 関連機関の連携を強化する (1) 関連機関にケース会議へ参加してもらう (1) 関連機関の連携をスムーズにするために担当の人員を増やす (1) 教育委員会にコーディネートの役割を設ける (1)
⑧個人情報の共有が困難
<ul style="list-style-type: none"> 学内の LAN 設備を充実させる (1)
⑨支援のネットワークがない
⑩その他
(改善策に該当する回答はなし)

【中学校】

表 2-7-3 は、中学校の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「ケース会議でアプローチ方法を検討する」「他機関からアプローチしてもらう」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-3 課題に対する改善策 (中学校)

①発見の仕組みがない
<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会を充実させる (1) 学校教職員の意識改革を図る (1) 相談会を実施する (1) SSW とのケース会議を活用する (1) 定期的にアンケートを行う (1)
②支援の対象がわからない
<ul style="list-style-type: none"> 研修会を開催する (1) 校内委員会を充実させる (1)
③発見後のつなぎ先がわからない
<ul style="list-style-type: none"> ケース会議を実施する (1) 研修会を開催する (1) SSW を活用する (1)
④支援を拒否される
<ul style="list-style-type: none"> 保護者に強力に指導できる権限を持つ機関を設置する (1) 多方面からアプローチする (1) 他機関からアプローチしてもらう (2) 保護者の話を傾聴する (1) ケース会議でアプローチ方法を検討する (2)
⑤子どもへの支援策が少ない
<ul style="list-style-type: none"> 中学校卒業後の居場所をつくる (1)
⑥若者への支援策が少ない
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けの施策を若者に応用する (1)
⑦関係機関等との連携が困難
<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭センターの職員を増やす (1) 日常的に関わりを持つ (1)
⑧個人情報の共有が困難
(改善策に該当する回答はなし)
⑨支援のネットワークがない
<ul style="list-style-type: none"> つながりプランを充実させる (1)
⑩その他
(「人員が不足し、すべての子どもに目が行き届かない」に対して)
<ul style="list-style-type: none"> SSW 等を常勤化する (1)

【府立高校】

表 2-7-4 は、府立高校の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かったのは「③発見後のつなぎ先がわからない」と「④支援を拒否される」である。前者については、「SSW を活用する」を改善策として挙げる高校が比較的多い。後者については、「保護者に対して丁寧かつ適切に説明する」、「生活背景を理解する」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-4 課題に対する改善策（府立高校）

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担任から情報を集める (1) ・ 服装や、身辺の状態、体重の変化等に気を付ける (1) ・ 学校納付金未納者へアプローチする (1) ・ 個別相談の機会を多く持つようしている (1) ・ 教育相談室を常設する (1) ・ SC を常駐する (1)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内会議を積み重ねる (1) ・ 定期的に会議を開催する (1) ・ SSW を活用する (1) ・ ケース会議を開催する (1)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議で検討する (1) ・ SSW を活用する (3) ・ 関係機関の連携をコーディネートする機関を設置する (1)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拒否する原因をアセスメントする (1) ・ SSW を活用する (1) ・ 生活背景を理解する (1) ・ 地域福祉課と連携する (1) ・ 保護者に対して丁寧かつ適切に説明する (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校卒業・中退以降のセーフティーネットを充実させる (1) ・ 子ども食堂を活用する (1) ・ 保護者との懇親会を設ける (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂を活用する (1) ・ 15 歳までが対象の制度を 19 歳まで拡充する (1) ・ 18 歳以上への支援を充実させる (1) ・ 社会資源を活用する (1) ・ 高校卒業・中退以降のセーフティーネットを充実させる (1)
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な連絡会を設ける (1) ・ 各機関が支援内容を開示する (1) ・ 誰がコーディネートするかを明確にする (1) ・ 各機関ができる支援の範囲を知る (1)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みを改善する (1) ・ 最小限の情報共有にとどめる (1) ・ 関係機関の連携をコーディネートする機関を設置する (1) ・ 本人の同意を得る (1)
<p>⑨支援のネットワークがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のトータルケアサポートシステムを構築する (1) ・ SSW を配置する (1) ・ ケース会議を通して連携を強化する (1) ・ ネットワークの中心となる機関や人員を設ける (2)
<p>⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)</p>

【支援学校】

表 2-7-5 は、支援学校の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かったのは「③発見後のつなぎ先がわからない」と「④支援を拒否される」である。前者については、「つなぎ先をコーディネートする窓口を設置する」を改善策として挙げる支援学校が比較的多い。後者については、「日常的に有益な情報を発信する」、「ケース会議でアプローチ方法を検討する」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-5 課題に対する改善策（支援学校）

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気付いたことを報告しあう (1) ・ 発見のためのマニュアルをつくる (1) ・ 教育関係者の気付きのスキルアップを図る (2)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気付いたことを報告しあう (1) ・ 市役所と情報共有する (1) ・ 教育関係者の気付きのスキルアップを図る (1)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携を強化する (1) ・ つなぎ先に関するマニュアルをつくる (1) ・ つなぎ先をコーディネートする窓口を設置する (3)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に有益な情報を発信する (1) ・ 市役所と情報共有する (1) ・ 関係機関と連携してアプローチする (1) ・ ケース会議でアプローチ方法を検討する (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭支援を充実させる (1) ・ 社会福祉協議会と連携する (1) ・ 移動支援を公的サービスとして実施する (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない (改善策に該当する回答はなし)</p>
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性があれば、保護者の同意がなくても連携できるシステムを構築する (1) ・ 関連機関が連携するシステムを構築する (1)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢期に作成した同意書は撤回がない限り有効とする (1) ・ 個人情報を集約する機関を設ける (1)
<p>⑨支援のネットワークがない</p>
<p>⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)</p>

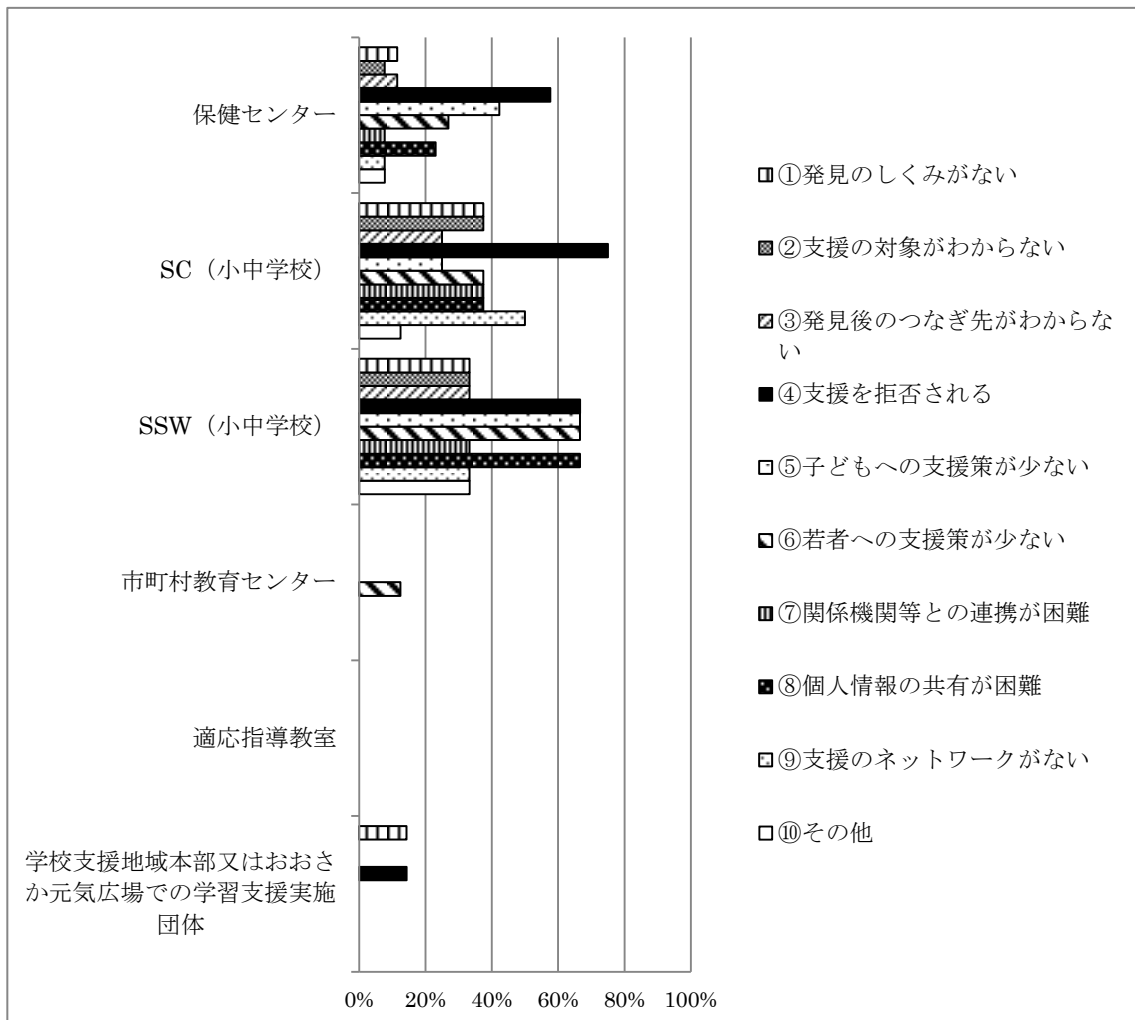
2) 行政機関、その他

(1) ケースに対応する中で課題に感じること

問 14「経済的困窮をはじめ複数の課題を抱えるケースに対応されていて、課題があると思われることはありますか」（選択肢回答）に対する行政機関、その他機関の回答を図 2-7-2～2-7-5 に示す。

図 2-7-2 において、保健センター・SC（小中学校）・SSW（小中学校）では「④支援を拒否される」の割合は比較的高い。SSW（小中学校）については、それに加えて「⑤子どもへの支援策が少ない」、「⑥若者への支援策が少ない」、「⑧個人情報の共有が困難」の割合も同様に高い。また、市町村教育センター、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体については回答が少なく、回答があったのは市町村教育センターでは「⑥若者への支援策が少ない」のみで、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体では「①発見のしくみがない」と「④支援を拒否される」のみであった。適応指導教室については、回答がなかった。

図 2-7-2 ケースに対応する中で課題に感じること（保健センター、SC（小中学校）、SSW（小中学校）、市町村教育センター、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、保健センター：26、SC（小中学校）：8、SSW（小中学校）：3、市町村教育センター：8、適応指導教室：8、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施の団体：7。

※「⑩その他」の自由回答

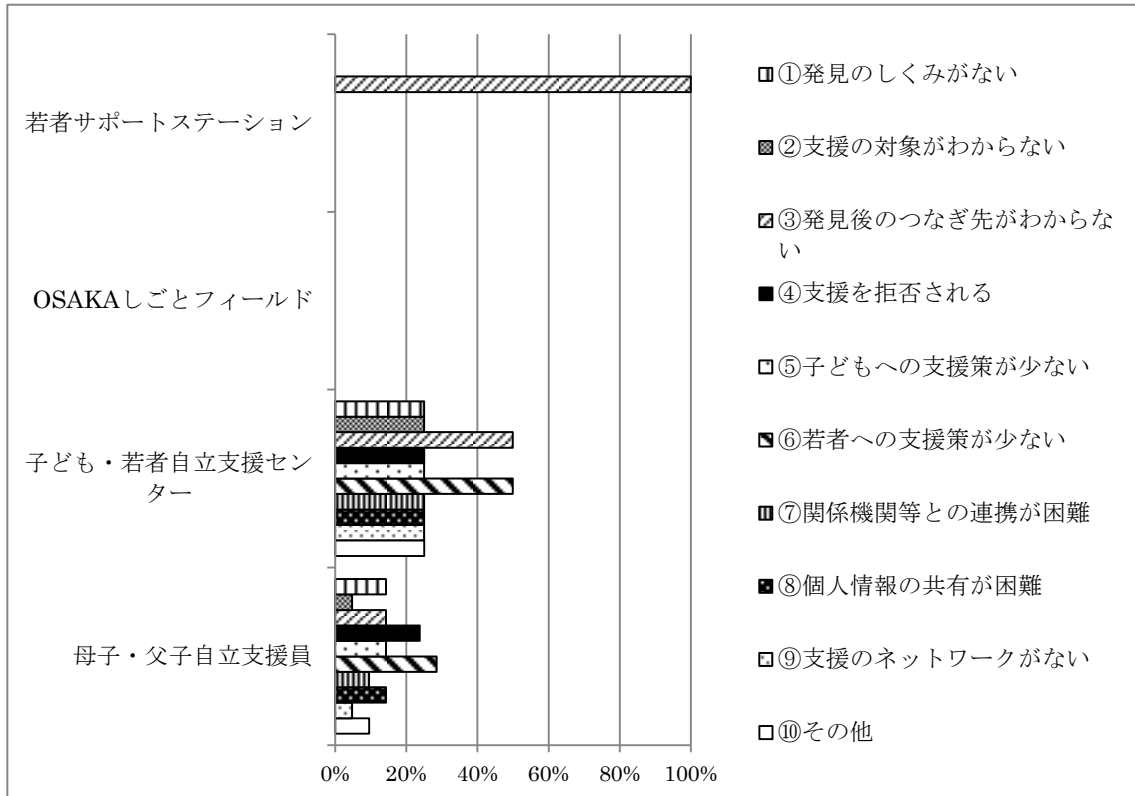
保健センター：「子どもの貧困は、子どもの問題なのか、貧困問題なのか明確にする（問題を主に考える部署が不明確）」

SC：「不登校」

SSW：「非行への移行」「子どもの居場所づくり」

図 2-7-3 において、若者サポートステーションでは「①発見のしきみがない」の割合が 100% となっているが、これは調査先の若者サポートステーションの数が 1 件であることによる。OSAKA しごとフィールドについては、回答がみられなかった。子ども・若者自立支援センターと母子・父子自立支援員については、「⑥若者への支援策が少ない」が比較的割合が高くなっており、子ども・若者自立支援センターについては「③発見後のつなぎ先がわからない」の割合も同程度高い。

図 2-7-3 ケースに対応する中で課題に感じること（若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センター、母子・父子自立支援員）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、若者サポートステーション：1、OSAKA しごとフィールド：2、子ども・若者自立支援センター：4、母子・父子自立支援員：21。

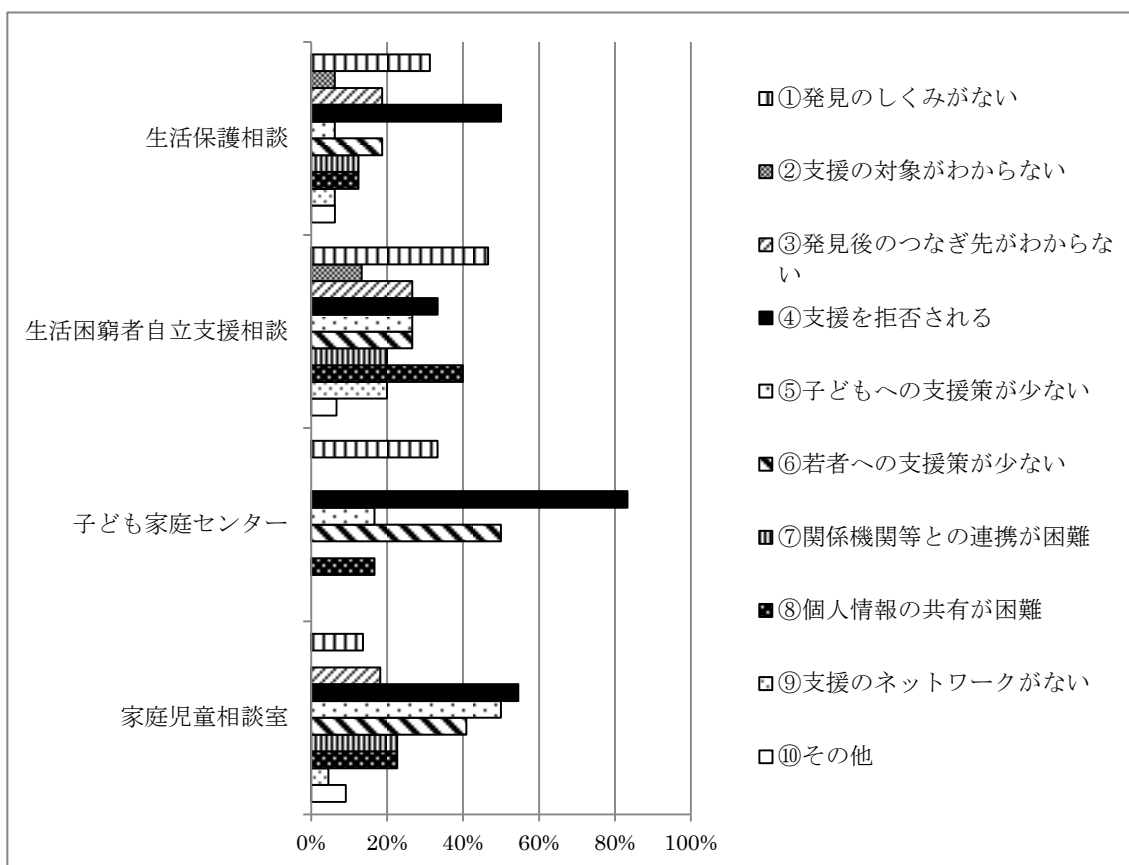
※「⑩その他」の自由回答

母子・父子自立支援員：「相談機関として認識してもらえていない」「専門職の雇用」

子ども・若者自立支援センター：「当事者らが支援のしきみ・制度にたどりつき、支援を得られるまでのプロセスが複雑で長いことが多い」

図 2-7-4 において、生活保護相談・子ども家庭センター・家庭児童相談室では「④支援を拒否される」の割合が比較的高い。生活困窮者自立支援相談では、「①発見のしきみがない」の割合が比較的高い。

図 2-7-4 ケースに対応する中で課題に感じる事（生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、子ども家庭センター、家庭児童相談室）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、生活保護相談：16、生活困窮者自立支援相談：15、子ども家庭センター：6、家庭児童相談室：22。

※「⑩その他」の自由回答

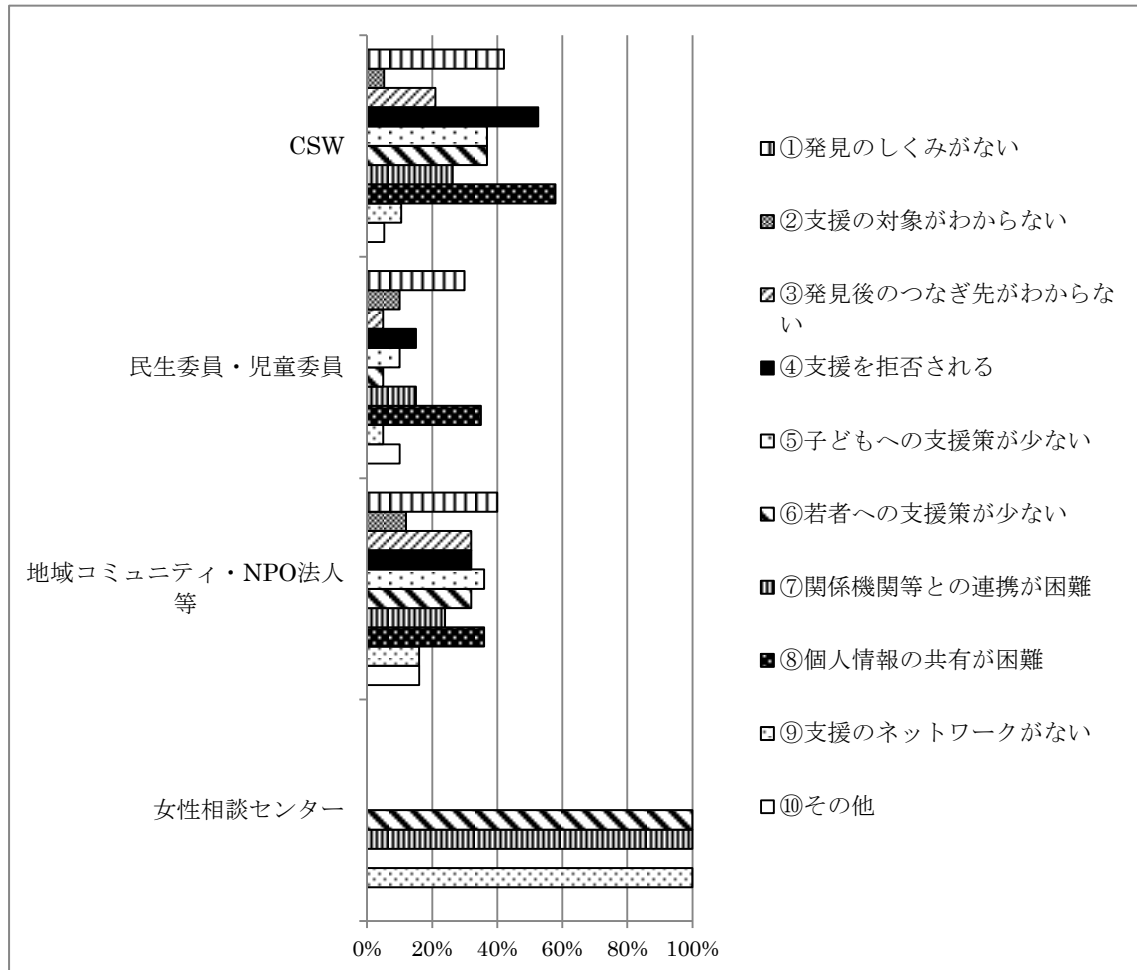
生活保護相談：「障がい者の就労」

生活困窮者自立支援相談：「経済的な支援を行うためのツールが少ない」

家庭児童相談室：「経済困窮者支援策がない」「常に情報共有し目的を一致させること、役割分担の見直し。各機関では関わり内容の見直しをする。」

図 2-7-5 において、CSW、民生委員・児童委員では「⑧個人情報の共有が困難」の割合が比較的高い。地域コミュニティ・NPO 法人等については、「①発見のしくみがない」の割合が比較的高い。女性相談センターについては、「⑥若者への支援策が少ない」、「⑦関係機関等との連携が困難」、「⑨支援のネットワークがない」の割合が 100%になっているが、これは調査先の女性相談センターの数が 1 件であることによる。

図 2-7-5 ケースに対応する中で課題に感じること（CSW、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO 法人等、女性相談センター）



注) %の分母は各機関の回答数である。回答数はそれぞれ、CSW：19、民生委員・児童委員：20、地域コミュニティ・NPO 法人等：25、女性相談センター：1。

※「⑩その他」の自由回答

CSW：「(経験的に高齢分野での連携はよくある取り組みだと感じるが)、子どもの分野では関係機関が連携し合うということ自体がまだまだ定着していないように感じる」

民生委員・児童委員：「支援活動への補助金」「子ども自身が学力をつけ、自分の未来を切り開いていく力をつけることが必要。」

地域コミュニティ・NPO 法人等：「保護者への働きかけ」「一時的緊急避難(シェルター)の整備と夜の居場所づくり(トワイライトステイ事業)の社会福祉法人施設及び地域施設の活用。地域で起こっている社会的課題を地域で解決していこうとするコミュニティソーシャルワーク機能の確立。」「もっと地域の人々に自分ができる支援を考えることのできる工夫をする。セミナー勉強会を町会や自治体単位とする。町内会や自治体の大切さも同時に伝える。」「大阪府子ども家庭センターの数を増やす。近くに相談に行きやすい場所に設置してほしい。職員1名に対する相談・対応件数を減らす。職員の増員を。」

(2) 課題に対する改善策

問 14「考えられる改善策がありましたらご回答ください」への自由記述の回答を分析した結果を、機関ごとに整理する。なお表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

【保健センター】

表 2-7-6 は、保健センターの自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「関係機関で情報共有し、安否や状況を確認する」、「機関で連携し関わる方法を検討する」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-6 課題に対する改善策（保健センター）

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診未受診から発見する (1) ・ 近隣や民生委員・児童委員など、地域から情報を集められる窓口を設ける (1) ・ 発見する視点を養う (1)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子手帳交付時のアンケートや乳幼児健診の間診票等に項目を設け聞きとる (1) ・ 関係機関と情報共有する (1)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関を互いに知るための会議を行う (1) ・ どのようなサービスや窓口があるかを周知する (1) ・ 各分野の専門家が相談できるようスーパーバイザーや相談機関を設ける (1)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な支援サービスがあることを伝える (1) ・ 関係機関で情報共有し、安否や状況を確認する (2) ・ 地域で見守る (1) ・ 機関で連携し関わる方法を検討する (2) ・ 所属機関や関わっている機関に支援を依頼する (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すでにある資源を確認する (1) ・ 保育所・幼稚園の送迎や予防接種の同伴の支援策をつくる (1) ・ 支援を要するケースは早急に保育所に入所できるシステムをつくる (1) ・ 子どもの居場所をつくる (2) ・ 経済的な支援策を設ける (2) ・ 子どもの生活力を育てる支援策として、学校や地域に生活支援員を設置する (1) ・ 足りない支援について地域連携会議で相談する (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援を充実させる (2) ・ ソーシャルスキル・トレーニングを実施する (1) ・ ひきこもりの若者の居場所をつくる (1) ・ 学校や若者の利用頻度の高い施設でニーズ調査、相談窓口の周知を行う (1) ・ 就労支援を充実させる (1)
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丁寧なコミュニケーションを図る (1) ・ 関連機関の支援体制について知る (1)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の共有の必要性について意見交換の場を設ける (1) ・ 法律を整備する (2) ・ 情報共有の法的根拠を周知する (1)
<p>⑨支援のネットワークがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律を整備する (1)
<p>⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)</p>

【SC（小中学校）】

表 2-7-7 は、SC（小中学校）の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「対象者向けの支援資料をつくる」、「ケースワーカーやSSWに介入してもらう」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-7 課題に対する改善策（SC（小中学校））

①発見の仕組みがない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの様子をよく観察する（1） ・ 担当が抱えこまない仕組みづくり（1）
②支援の対象がわからない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援に関する研修会を実施（1） ・ 支援対象に関するマニュアルをつくる（1） ・ 困っている子どもはすべて対象とする（1）
③発見後のつなぎ先がわからない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援先リストをつくる（2）
④支援を拒否される
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーカーやSSWに介入してもらう（1） ・ 具体的な介入を拒まれても、支援の手だてがあることを当事者に伝えておく（1） ・ 行政機関に介入してもらう（1） ・ ケース会議で検討する（1） ・ 対象者向けの支援資料をつくる（1）
⑤子どもへの支援策が少ない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の支援策の質的な向上をめざす（1） ・ SCを常勤化する（1）
⑥若者への支援策が少ない
<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人等の支援団体のリストを作成し周知する（1） ・ 専門職を常勤化する（1）
⑦関係機関等との連携が困難
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に情報を伝える（1） ・ 校内に外部機関とつなぐ支援システムがあることを周知する（1） ・ 行政機関から各機関に、自発的に関係機関と連携するよう指導する（1）
⑧個人情報の共有が困難
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の支援計画ファイルを作成し、義務教育年限の間保管する（1） ・ ケース会議を開催する（1） ・ 守秘義務の共有に関してルールをつくる（1）
⑨支援のネットワークがない
<ul style="list-style-type: none"> ・ SSWを活用する（1） ・ 教育委員会を活用する（1） ・ 経済的支援を行う行政窓口と学校の連携を強化する（1）
⑩その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校者がやり直すための学校をつくる（1）

【SSW（小中学校）】

表 2-7-8 は、SSW（小中学校）の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かった「④支援を拒否される」、「⑤子どもへの支援策が少ない」、「⑥若者への支援策が少ない」、「⑧個人情報の共有が困難」に対しては、それぞれ「対象者をアセスメントする」、「地域にある資源を調査する」、「高校教職員や労働部門がどのような支援策を必要としているか明らかにする」、「個人情報の取り扱いに関する研修会を実施する」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-8 課題に対する改善策（SSW（小中学校））

①発見の仕組みがない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発見のための視点を養う（1）
②支援の対象がわからない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の実務機関内で支援対象者について検討する場を持つ（1）

③発見後のつなぎ先がわからない
・ 要保護児童対策地域協議会の実務者レベルでお互いの組織の仕事をを知る機会をつくる (1)
④支援を拒否される
・ 対象者をアセスメントする (2)
⑤子どもへの支援策が少ない
・ 地域にある資源を調査する (1)
・ 子ども食堂を活用する (1)
⑥若者への支援策が少ない
・ 高校教職員や労働部門がどのような支援策を必要としているか明らかにする (1)
・ 子ども食堂を活用する (1)
⑦関係機関等との連携が困難 (改善策に該当する回答はなし)
⑧個人情報の共有が困難
・ 個人情報の取り扱いに関する研修会を実施する (1)
・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みを改善する (1)
⑨支援のネットワークがない
・ 地域にある資源を調査する (1)
⑩その他
・ 「非行の支援」に対して) 子どもの居場所づくり (1)

【市町村教育センター】

表 2-7-9 は市町村教育センターの自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かった「⑥若者への支援策が少ない」に対しては、「発達障がいのある高校生、大学生、社会人に対する窓口を設置する」が改善策として挙げられている。

表 2-7-9 課題に対する改善策 (市町村教育センター)

①発見の仕組みがない
②支援の対象がわからない
③発見後のつなぎ先がわからない
④支援を拒否される
⑤子どもへの支援策が少ない (改善策に該当する回答はなし)
⑥若者への支援策が少ない
・ 発達障がいのある高校生、大学生、社会人に対する窓口を設置する (1)
⑦関係機関等との連携が困難
⑧個人情報の共有が困難
⑨支援のネットワークがない
⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)

【適応指導教室】

表 2-7-10 は適応指導教室の自由記述回答の分析結果である。適応指導教室については、改善策に該当する回答はみられなかった。

表 2-7-10 課題に対する改善策 (適応指導教室)

①～⑩ (改善策に該当する回答はなし)

【学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体】

表 2-7-11 は、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かったのは「①発見のしくみがない」と「④支援を拒否される」である。前者については、「民生委員・児童委員、CSW を活用する」が、後者については、「家庭訪問をして対象者に寄り添う」が改善策と

して挙げられている。

表 2-7-11 課題に対する改善策（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

①発見の仕組みがない ・ 民生委員・児童委員、CSW を活用する（1）
②支援の対象がわからない ③発見後のつなぎ先がわからない （改善策に該当する回答はなし）
④支援を拒否される ・ 家庭訪問をして対象者に寄り添う（1）
⑤子どもへの支援策が少ない ⑥若者への支援策が少ない ⑦関係機関等との連携が困難 ⑧個人情報の共有が困難 ⑨支援のネットワークがない ⑩その他 （改善策に該当する回答はなし）

【若者サポートステーション】

表 2-7-12 は、若者サポートステーションの自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「③発見後のつなぎ先がわからない」に対しては、「関連機関が顔合わせをする機会を設ける」が改善策として挙げられている。

表 2-7-12 課題に対する改善策（若者サポートステーション）

①発見の仕組みがない ②支援の対象がわからない （改善策に該当する回答はなし）
③発見後のつなぎ先がわからない ・ 関連機関が顔合わせをする機会を設ける（1）
④支援を拒否される ⑤子どもへの支援策が少ない ⑥若者への支援策が少ない ⑦関係機関等との連携が困難 ⑧個人情報の共有が困難 ⑨支援のネットワークがない ⑩その他 （改善策に該当する回答はなし）

【OSAKA しごとフィールド】

表 2-7-13 は、OSAKA しごとフィールドの自由記述回答の分析結果である。OSAKA しごとフィールドについては、改善策に該当する回答はみられなかった。

表 2-7-13 課題に対する改善策（OSAKA しごとフィールド）

①～⑩ （改善策に該当する回答はなし）

【子ども・若者自立支援センター】

表 2-7-14 は、子ども・若者自立支援センターの自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かったのは「③発見後のつなぎ先がわからない」と「⑥若者への支援策が少ない」である。前者については、「関係機関から情報を集める」と「適切なつなぎ先を判断するためスキルアップを図る」が、後者については、「大阪府子ども・若者自立支援センターの登録団体と連携する」、「地域若者サポートステーションを活用する」等

の改善策が挙げられている。

表 2-7-14 課題に対する改善策（子ども・若者自立支援センター）

①発見の仕組みがない
・ 民生委員・児童委員など地域のネットワークを活用する (1)
②支援の対象がわからない
・ アセスメントの能力を高める (1)
③発見後のつなぎ先がわからない
・ 関係機関から情報を集める (1)
・ 適切なつなぎ先を判断するためスキルアップを図る (1)
④支援を拒否される
・ 低姿勢で接する (1)
・ 発達障がいの場合などは理解しやすい資料で説明する (1)
⑤子どもへの支援策が少ない
・ 市役所の相談室・教育センター・子ども家庭センター等と定期的な会議で情報共有する (1)
・ 大阪府子ども・若者自立支援センターの登録団体と連携する (1)
⑥若者への支援策が少ない
・ 民間団体への助成金を充実させる (1)
・ 大阪府子ども・若者自立支援センターの登録団体と連携する (1)
・ 地域若者サポートステーションを活用する (1)
⑦関係機関等との連携が困難
・ 関係機関で連携時に情報共有を徹底する (1)
⑧個人情報の共有が困難
・ 情報共有の必要性を本人に説明して同意を得る (1)
⑨支援のネットワークがない
・ 研修などを受けながら連携機関を自分たちで開拓する (1)
⑩その他
(改善策に該当する回答はなし)

【母子・父子自立支援員】

表 2-7-15 は、母子・父子自立支援員の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じる事」で比較的回答が多かった「⑥若者への支援策が少ない」に対しては、「支援対象を 18 歳～22 歳にも拡大する」、「ニートやひきこもりに対する支援策をつくる」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-15 課題に対する改善策（母子・父子自立支援員）

①発見の仕組みがない
・ 広報活動によって相談が可能であることを周知する (2)
・ 関係機関との連携する (1)
②支援の対象がわからない
(改善策に該当する回答はなし)
③発見後のつなぎ先がわからない
・ 関係機関に関する情報を収集する (1)
・ 研修を実施する (1)
・ ケースに応じたつなぎ方を知るためのマニュアルをつくる (1)
④支援を拒否される
・ 複数の担当者が対応する (1)
・ 継続的に関われる体制を整える (1)
⑤子どもへの支援策が少ない
・ 私立高校を無償化する (1)
・ 18 時以降に集える居場所をつくる (1)
⑥若者への支援策が少ない
・ 学習支援を行う (1)
・ ニートやひきこもりに対する支援策をつくる (1)
・ 支援対象を 18 歳～22 歳にも拡大する (2)

⑦関係機関等との連携が困難
・ 母子父子寡婦福祉資金と社会福祉協議会の貸付の制度を相互に理解できる研修会を開催する (1)
⑧個人情報の共有が困難
・ 学校関係者と行政で個人情報を共有できるシステムをつくる (1)
⑨支援のネットワークがない
・ 関係者会議を開催する。
⑩その他
・ (相談機関として認識されていない) →支援事業のPR活動を行う (1)

【生活保護相談】

表 2-7-16 は、生活保護相談の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「ケースワーカーと同行訪問する」、「各種制度の周知を図る」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-16 課題に対する改善策 (生活保護相談)

①発見の仕組みがない
・ 民生委員・児童委員と連携する (2)
・ 生活保護法を発見が容易になるように修正する (1)
・ 子どもの状態を把握するチェックシートをつくる (1)
・ ケースワーカーに調査してもらう (1)
②支援の対象がわからない
・ 対象者の訴えを把握する技能を身に着ける (1)
③発見後のつなぎ先がわからない
・ 上司に相談する (1)
・ 関係機関のリストをつくる (1)
④支援を拒否される
・ 学校や子ども家庭センターと連携する (1)
・ ケースワーカーと同行訪問する (1)
・ なぜ拒否するのか分析する (1)
・ 信頼関係が構築できている者を介して支援する (1)
・ 各種制度の周知を図る (1)
⑤子どもへの支援策が少ない
・ すでにある資源を活用する (1)
⑥若者への支援策が少ない
・ NPO 法人を育成する (1)
・ ひきこもりの青少年に対して同年代の者が訪問する (1)
⑦関係機関等との連携が困難
・ 支援に向けた建設的な会議を行う (1)
⑧個人情報の共有が困難
・ 学校や子ども家庭センターと連携する (1)
⑨支援のネットワークがない
・ CSW と連携する (1)
⑩その他
(改善策に該当する回答はなし)

【生活困窮者自立支援相談】

表 2-7-17 は、生活困窮者自立支援相談の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かった「①発見のしくみがない」に対しては、「地域の関係機関との連携しながら発見しやすくする」と「支援制度の広報により、支援の志願を促す」が改善策として挙げられている。

表 2-7-17 課題に対する改善策（生活困窮者自立支援相談）

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関との連携しながら発見しやすくする (3) ・ 支援制度の広報により、支援の志願を促す (3)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や関係者にも目を向ける (1) ・ スキルアップのための研修会を開催する (1)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関に助言を求める (1) ・ 小学生以上の対象者に関する連携先を開拓する (1) ・ スキルアップのための研修会を開催する (1)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根気よく見守る (1) ・ 保健師等と連携する (1) ・ 親族の協力を得る (1) ・ 電話や訪問を継続的に行う (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人等を育成する (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども若者支援地域協議会などを設置する (1) ・ NPO 法人等を育成する (1)
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会を活用する (1) ・ 子どもに関する包括的な相談窓口を設置する (1) ・ 各機関の業務を整理して分担を決める (1)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有・保護すべき情報は何かを明確にする (1) ・ 関係機関へ行く対象者に同伴した際に本人の同意を得る (1) ・ 条例等を設定する (1) ・ ネットワーク会議を設置する (1)
<p>⑨支援のネットワークがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会を中心にネットワークをつくる (1)
<p>⑩その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「経済的な支援を行うためのツールが少ない」に対して）柔軟に対応可能な貸付や奨学金の制度、医療費負担低減策などの仕組みを構築する (1)

【子ども家庭センター】

表 2-7-18 は、子ども家庭センターの自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「生活保護を拒否するケースについては、生活困窮者自立支援制度を充実させる」と「拒否されていない機関、支援者を探す」が支援策として挙げられている。

表 2-7-18 課題に対する改善策（子ども家庭センター）

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少しでも気になることがあれば情報を共有する (1) ・ アウトリーチにより把握し、関係機関へ円滑につなぐ (1)
<p>②支援の対象がわからない</p>
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <p>(改善策に該当する回答はなし)</p>
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護を拒否するケースについては、生活困窮者自立支援制度を充実させる (1) ・ 拒否されていない機関、支援者を探す (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護施設を充実させる (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立に向けた支援策を増やす (1)

⑦関係機関等との連携が困難 (改善策に該当する回答はなし)
⑧個人情報の共有が困難 ・ できるだけ法の枠組みにはめる工夫をして会議を行う (1)
⑨支援のネットワークがない
⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)

【家庭児童相談室】

表 2-7-19 は、家庭児童相談室の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「④支援を拒否される」に対しては、「ケース会議でアプローチ方法を検討する」を改善策として挙げる家庭児童相談室が比較的多い。

表 2-7-19 課題に対する改善策（家庭児童相談室）

①発見の仕組みがない ・ SSW 等を活用する (1) ・ アセスメントシートを活用する (1)
②支援の対象がわからない (改善策に該当する回答はなし)
③発見後のつなぎ先がわからない ・ 機関の役割や対応領域などを明確化する (2) ・ CSW と連携する (1) ・ ネットなどを用いて各機関の支援内容が共有できるようにする (1)
④支援を拒否される ・ 様々な支援者がアプローチする (1) ・ ケース会議でアプローチ方法を検討する (3) ・ NPO 法人と連携する (1) ・ CSW と連携する (1)
⑤子どもへの支援策が少ない ・ 民間団体や NPO 法人の支援を活用する (2) ・ ケアマネージャーの役割を持つ人材を配置する (1) ・ 不登校の子どもの居場所をつくる (1) ・ トワイライトやショートステイの送迎支援を行う (1) ・ 夜や休日の居場所をつくる (1) ・ 集団に入れない子どもに対する支援を実施する (1) ・ 送迎支援を実施する (1) ・ 朝食を提供する (1)
⑥若者への支援策が少ない ・ SC を増員する (1) ・ 義務教育後の支援策を増やす (1) ・ 高校生以上の就学・就労支援を充実させる (3) ・ 不登校の子どもの居場所をつくる (1)
⑦関係機関等との連携が困難 ・ SSW を活用する (1) ・ 教育委員会を活用する (1)
⑧個人情報の共有が困難 ・ 子どもや保護者と信頼関係を構築し、情報共有の同意書をもらう (1) ・ 個人情報取り扱いに関する説明をする (1) ・ 法的根拠を示す (1) ・ 要保護児童対策地域協議会以外でも共有できる方法・制度を確立する (1)
⑨支援のネットワークがない ・ ネットワークをつくる (1)
⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)

【CSW】

表 2-7-20 は、CSW の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「⑧個人情報の共有が困難」に対しては、「本人の同意を得る」、「個人情報の取り扱いに関するルールを設ける・法整備を行う」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-20 課題に対する改善策 (CSW)

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問を行う (1) ・ 発達検査を義務化する (1) ・ 子ども食堂などと連携する (1) ・ 子ども食堂など発見できる場をつくる (1) ・ 少しでも気になることがある場合は伝えてもらうようにする (2) ・ CSW と小地域ネットワーク活動と連携する (1)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援活動を周知する (1)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関へのつなぎが必要なのか判断・協議する場を定期的に設ける (1) ・ 支援活動を周知する (1) ・ 関係機関へつないでくれる総合窓口を設ける (1)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントを行う (1) ・ 支援のタイミングを見計らう (2) ・ 本人の思いが変わるタイミングを待つ (1) ・ 会議でアプローチ方法を検討する (1) ・ 別の機関からアプローチしてみる (1) ・ 地域の支援者で本人と関わることができる人を探す (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用可能な資源を把握する (1) ・ 居場所をつくる (1) ・ 送迎可能な放課後等デイサービスを実施する (1) ・ ニーズ調査を実施する (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用可能な資源を把握する (1) ・ 居場所をつくる (1) ・ CSW を活用する (1)
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSW を増員する (1) ・ 互いの支援内容を知る (1) ・ 担当の教員が変わってもつながり続けられる仕組みをつくる (1)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定を結ぶ (1) ・ 本人の同意を得る (2) ・ 個人情報保護法の理解を促す (1) ・ 個人情報の取り扱いに関するルールを設ける・法整備を行う (2)
<p>⑨支援のネットワークがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のボランティア団体と連携する (1)
<p>⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)</p>

【民生委員・児童委員】

表 2-7-21 は、民生委員・児童委員の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じること」で比較的回答が多かった「⑧個人情報の共有が困難」に対しては、「行政の保持する情報を積極的に共有する」、「民生委員・児童委員もケース会議に参加する」等の改善策が挙げられている。

表 2-7-21 課題に対する改善策（民生委員・児童委員）

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見のスキルアップを図る (1) ・ 支援機関で情報を共有する (2) ・ 地域と情報共有する (1)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員が相談に乗ることを周知する (1) ・ 支援機関で情報を共有する (1)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見後のつなぎ先の一覧表をつくる (1)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問を繰り返す (1) ・ 支援を拒否されても動けるよう法律を改正する (1)
<p>⑤子どもへの支援策が少ない (改善策に該当する回答はなし)</p>
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学卒業後の情報を集められるシステムをつくる (1)
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市、小学校と情報共有する (2)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の保持する情報を積極的に共有する (2) ・ 個人名等以外を開示する (1) ・ 民生委員・児童委員もケース会議に参加する (1)
<p>⑨支援のネットワークがない</p>
<p>⑩その他 (改善策に該当する回答はなし)</p>

【地域コミュニティ・NPO法人等】

表 2-7-22 は、地域コミュニティ・NPO 法人等の自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じることで比較的回答が多かった「①発見のしくみがない」に対しては、「学校、行政機関と情報共有する」を改善策として挙げる地域コミュニティ・NPO 法人等が比較的多い。

表 2-7-22 課題に対する改善策（地域コミュニティ・NPO 法人等）

<p>①発見の仕組みがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会を経由するなどして学校との連携を強める (1) ・ 助成金応募のパンフレットを配布してほしい (1) ・ 学校、行政機関と情報共有する (4) ・ 地域と情報共有する (1) ・ イベントの案内などをきっかけとして家庭訪問する (1)
<p>②支援の対象がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ型支援を推進する (1) ・ 必要な個人情報が共有できるようなシステムやルールを設ける (1) ・ 相談に来た人はすべて支援対象とする (1)
<p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つなぎ先をコーディネートする組織を充実させる (1) ・ 関係機関と定期的な交流機会を設ける (1) ・ 窓口を一元化する (1) ・ ネットワークを構築する (2)
<p>④支援を拒否される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多方面からアプローチする (4) ・ 時間をかけて関わる (1) ・ 過去つながりのあった機関・人と連携する (1) ・ 関係機関と連携してアプローチする (1)

<p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂、フリースクールを拡充する (1) フリースクールへの資金補助制度を充実させる公的補助を充実させる (1) 学習支援を充実させる (1) 先進地域の事例を参考にする (1) 希望の有無に関わらず全員が活用できる地域福祉資源を充実させる (相談券、体験利用など) (1) 放課後や朝・夜の生活支援を充実させる (1)
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金などの学費支援を充実させる (1) 奨学金を給付型にする (1) 公的補助を充実させる (1) 18歳以降の支援策を設ける (1) 若者の実態共有と支援のあり方に関する学習会を行う (1) 学校を開放する (1) 義務教育以降の支援策を設ける (1)
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と連携できるよう、学校に教科担当以外の加配を設ける (1) 関係機関の連携を大阪府が促す (1) 新しい支援活動へのサポート体制をつくる (1) 関係機関と信頼関係を構築する (1)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関へ積極的に働きかける (1) 子どもの権利条約に基づき子どもの最善の利益を考えて個人情報も提供可能とする (1) 公的機関との連携会議を行う (1) 関係機関と信頼関係を構築する (1)
<p>⑨支援のネットワークがない</p> <ul style="list-style-type: none"> 各支援活動に関して見学会やシンポジウムを開催する (1) 行政機関だけでなく、NPO 法人や市民活動団体等を活用する (1)
<p>⑩その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保護者への働きかけ」に対して) 保護者が気軽に参加できる場を設定する (1)

【女性相談センター】

表 2-7-23 は女性相談センターの自由記述回答の分析結果である。「(1) ケースに対応する中で課題に感じる事」では「⑥若者への支援策が少ない」、「⑦関係機関等との連携が困難」、「⑨支援のネットワークがない」が挙げられている。それらに対しては、それぞれ「就労支援などの支援策が必要」、「相互理解のための研修会を開催する」、「連携に関して理解を深めるのための研修会を開催する」が改善策として挙げられている。

表 2-7-23 課題に対する改善策 (女性相談センター)

<p>①発見の仕組みがない</p> <p>②支援の対象がわからない</p> <p>③発見後のつなぎ先がわからない</p> <p>④支援を拒否される</p> <p>⑤子どもへの支援策が少ない</p> <p>(改善策に該当する回答はなし)</p>
<p>⑥若者への支援策が少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援などの支援策が必要 (1)
<p>⑦関係機関等との連携が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互理解のための研修会を開催する (1)
<p>⑧個人情報の共有が困難</p> <p>(改善策に該当する回答はなし)</p>
<p>⑨支援のネットワークがない</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携に関して理解を深めるための研修会を開催する (1)
<p>⑩その他</p> <p>(改善策に該当する回答はなし)</p>

8. その他の意見

問 15「その他、ご意見がございましたら記入願います」への自由記述の回答を分析した結果を機関ごとに示す。なお回答は適宜分類し、〈小見出し〉を付けて示している。また表中の関係機関の名称は、基本的には自由記述回答における表現をそのまま用いている（明らかな名称間違いがある場合や、略称であることが明確な場合のみ、修正した。）。

1) 保育・教育機関

保育・教育機関では、表 2-8-1～表 2-8-5 に示したような意見がみられた。

表 2-8-1 その他意見（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間））

〈支援の必要な家庭の発見に関して〉

- ・ どのような家庭が支援の対象となるのかわかりにくい。
- ・ 家庭が経済的にどのくらい困っているのか確実に把握するのが難しい。

〈支援内容に関して〉

- ・ 子ども食堂などの情報をもっと広め、勉強する人を増やしていきたい。
- ・ 子ども食堂などの取り組みは必要。
- ・ 義務教育終了後の子ども達の居場所を把握できていないのではないか。
- ・ 支援を必要とする家庭が卒園後も園を居場所とできるような取り組みが必要。
- ・ 困難を有する子ども・若者の相談事業の拡充・整備が不可欠。
- ・ 傷ついた子どもや若者の心を癒す支援を考える必要がある。
- ・ 支援が必要な人が孤立しないよう、地域のコミュニケーションづくりと公的な訪問支援が必要。
- ・ 安定した生活が送れる雇用条件を推進していくことが大切。
- ・ 正規雇用の拡大と、きちんと生活できる賃金を支払うよう、国の政策の改革が必要。
- ・ 保育料の免除・減額だけでなく、実費徴収分の免除・補助のシステムを整備する必要がある。
- ・ 子どもの貧困に対する行政機関の認識や取り組みが不十分。
- ・ 問題がある保護者のもとにいる子どもの支援が難しい。
- ・ 家庭支援について専門知識を得る機会が必要。

〈関係機関との連携に関して〉

- ・ 関係機関の個人情報の扱い方等に疑問を抱くことが多々ある。
- ・ 関係機関の業務内容等の相互理解が必要。
- ・ 民生委員・児童委員、地域コミュニティ等との連携の大切さを感じる。
- ・ 機関連携を強化していくためにもマンパワー不足を解消する必要がある。

〈支援する側のケアに関して〉

- ・ 困難を抱える家庭を支える側（支援者）に対する支援も手厚くする必要がある。
- ・ 心理カウンセラーを配置するなど、現場職員が疲労困憊しないような対策を講じてほしい。

表 2-8-2 その他意見（小学校）

〈支援内容に関して〉

- ・ 自ら支援を求めない保護者を機関や専門家につなぐのが難しい。
- ・ 教員は放課後忙しく、学習サポートチームの結成が必要。
- ・ 給食がない日（休日）の食事の保障が必要。
- ・ 児童手当等を各家庭に支給するのではなく、自治体が教育や医療の費用をすべてまかなう形にできないか。

表 2-8-3 その他意見（中学校）

<支援の必要な家庭の発見に関して>

- ・ 高校進学しない子どもの状況を把握することが難しい。

<支援内容に関して>

- ・ 放課後の居場所支援や学習支援が必要な生徒、子育て支援が必要な保護者が増えている。
- ・ 自治体担当課職員や若年層向け CSW の増員が求められる。
- ・ 支援を拒否するケースをどのように支援していけばいいのかわからない。

<関係機関との連携に関して>

- ・ 地域のネットワークをどの機関が主導するのか不明確。

表 2-8-4 その他意見（府立高校）

<支援内容に関して>

- ・ SC や SSW の配置拡大を求める。
- ・ SSW の配置拡充。
- ・ SSW を全高校に配置すべき。

<関係機関との連携に関して>

- ・ 市の児童相談所や区役所とは連携ができていますが、府の児童相談所は連携がとりにくい。
- ・ 高校就学年齢の障がい児を支援する機関や枠組みがほしい。
- ・ 自治体内で完結しない支援ネットワークが必要。

<その他>

- ・ 各市町村の支援機関の名称や機構を大阪府が一定統一すべき。

表 2-8-5 その他意見（支援学校）

<支援の必要な家庭の発見に関して>

- ・ 困り感や課題に気づく力を教員がつけていく必要がある。

<支援内容に関して>

- ・ 校内の情報共有体制を整える必要がある。

2) 行政機関、その他

行政機関、その他機関では、表 2-8-6～表 2-8-23 に示したような意見がみられた。

表 2-8-6 その他意見（保健センター）

<支援内容に関して>

- ・ 公的機関よりも垣根の低い民間支援機関を支援拠点とするほうがいいのではないかと（自治体から支援機関への補助金、支援機関と自治体の連携）。

表 2-8-7 その他意見（SC（小中学校））

<関係機関との連携に関して>

- ・ 地域の関係機関とも長く関わられる SC になれば、相互に援助しあえて連携しやすくなると思う。
- ・ 生活環境・背景により、「登校しにくい」「登校する意味を感じない」保護者や子どもが多くなってきていると感じるため、小学校の教職員に、子どもの育ちのために必要なことを徹底して知らせる機会が必要に思う。

<その他>

- ・ SC の常勤化を求める。

表 2-8-8 その他意見（SSW（小中学校））

<支援内容に関して>

- ・ 義務教育段階から学校教育にかかる保護者負担費の見直しが必要。
- ・ 子ども食堂のようなボランティアな活動とは別に、子どもたちの放課後の居場所をつくっていくことが望まれる。
- ・ ニーズのサーチを行わず実施された学習支援事業が多いため、事業目的および、実施対象者の選定、実施方法について学校と連携して検討する必要がある。

表 2-8-9 その他意見（市町村教育センター）

（該当なし）

表 2-8-10 その他意見（適応指導教室）

（該当なし）

表 2-8-11 その他意見（学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体）

<支援内容に関して>

- ・ 学習・生活支援事業の規模を拡大して実施していく。

表 2-8-12 その他意見（若者サポートステーション）

（該当なし）

表 2-8-13 その他意見（OSAKA しごとフィールド）

（該当なし）

表 2-8-14 その他意見（子ども・若者自立支援センター）

<支援内容に関して>

- ・ 子ども食堂を実施しているが、食品衛生法等の規制が多い。

表 2-8-15 その他意見（母子・父子自立支援員）

<支援内容に関して>

- ・ 高校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を検討。(2)
- ・ 教育費の軽減や給付型奨学金の設立・拡大が望まれる。

注) (2) は当該意見を述べた機関が 2 件あったことを意味する。

表 2-8-16 その他意見（生活保護相談）

<支援の必要な家庭の発見に関して>

- ・ 困窮している家庭が発見されない、保護者が支援を拒否する、という問題がある。

<支援内容に関して>

- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の学習支援事業について実施を検討中（教育委員会で類似の事業あり）。
- ・ 保護者が逮捕された子どもなどに対する受け皿の充実（施設の定員増など）。

<関係機関との連携に関して>

- ・ 情報共有や支援を的確に遂行するため、関係機関との連携が欠かせない。

表 2-8-17 その他意見（生活困窮者自立支援相談）

<p><支援内容に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 生活困窮相談窓口の開設以降、相談件数は増加しているが、それに対応するマンパワーが不足している。・ 学習支援事業の拡充。 <p><関係機関との連携に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校との連携が不可欠であり、教育委員会にも「子どもの貧困の支援機関」との認識を持ってほしい。・ 生活困窮者自立支援事業の「学習支援事業」について、市教育委員会・府教育委員会に協力してほしい。・ 市内の社会福祉法人（老人福祉施設）等に、子ども食堂などの場所提供の働きかけが必要。

表 2-8-18 その他意見（子ども家庭センター）

<p>（該当なし）</p>

表 2-8-19 その他意見（家庭児童相談室）

<p><支援内容に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 金銭管理能力に課題があるが、本人が支援を求めない保護者への支援・介入が難しい。・ 保護者の深夜就労により夜間に放置されている子どもがおり、低額で保護者の送迎負担がない預かり支援が必要。・ 朝食や土日の子どもの食の保障を検討する必要がある（月数回の子ども食堂では不十分）。

表 2-8-20 その他意見（CSW）

<p><支援の必要な家庭の発見に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域での見守りが定着してきた高齢者に比べ、子どもや障がい者は発見や見守り体制の構築が困難。 <p><支援内容に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域のニーズに応じた子ども食堂や学習支援、夏休みの居場所などを検討していく。・ 様々な形で子ども食堂の実施（校区福祉委員会によるもの、社会福祉施設におけるもの等）。・ 学習支援や子ども食堂について、経済的困窮者に対象を限定すると、予算はつきやすいが住民が利用しにくい。・ ケガや事故があった場合の補償をネックに感じているため、子どもへの支援が広がりにくい、という面もある。
--

表 2-8-21 その他意見（民生委員・児童委員）

<p><支援の必要な家庭の発見に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 子育てサロンに参加していない親子の課題を把握する必要がある。・ 子どもたちがしんどさをつぶやくことができるツールをたくさんつくっていくことが必要。 <p><関係機関との連携に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 転居が繰り返されるケースに対し、市町村ごとの支援のバラツキ、引き継ぎの難しさ等の課題がある。 <p><支援内容に関して></p> <ul style="list-style-type: none">・ 子ども食堂に補助金を。・ 地域での啓発活動は、中央集約ではなく、各地域での出前・巡回方式を検討すべき。・ どの子どもも確かな学力をつけられるよう、大阪府がもっと予算を投入すべき。 <p><支援する側のケア></p> <ul style="list-style-type: none">・ 教師が生徒に向き合えるよう、雑務に忙しい教師の職場環境の改善も必要。

表 2-8-22 その他意見（地域コミュニティ・NPO 法人等）

<支援内容に関して>

- ・ 学習支援と食事提供をセットで進めていく必要がある。
- ・ 学習支援事業の対象者拡大、ロールモデルとなる大学生とのキャンプを計画中。
- ・ 夜の居場所づくり（子ども食堂＋トワイライトステイ事業）を計画中。
- ・ フリースクールの設立、子ども食堂の設立を計画中。
- ・ 生活保護世帯の子どもがフリースクールに通うための資金の補助が必要。
- ・ ひきこもり状態の若者、施設出身者などを雇い入れる就労支援 B 型事業所（農業と配達）。
- ・ 子育て世代対象の訪問型傾聴ボランティアの実施。
- ・ 母親目線の情報誌を母親がレポーターになり発行。
- ・ 法人のコミュニティ・スペース事業を、困難層に照準を合わせて拡大することを検討。

表 2-8-23 その他意見（女性相談センター）

（該当なし）

Ⅲ 考察

1. 各機関が実施している支援の実態と課題

本節では、「Ⅱ分析結果」に基づき、機関ごとに以下の点についてまとめ、考察する。

- ①支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題
- ②支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題
- ③機関内での情報共有に関する実態と課題
- ④関係機関との連携に関する実態と課題
- ⑤その他の課題

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）（回答数：148）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントについての回答をみると、保育所・幼稚園・認定こども園は、保護者からの相談や会話、登園状況の把握、子どもや保護者の様子の観察、また関係機関からの報告を通して、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-1）。このうち、保護者からの相談や会話を通してという点に関しては、支援の工夫点に関する回答をみると、9割の保育所・幼稚園・認定こども園が保護者の相談支援を実施しており（図 2-1-2）、相談を受け付ける基盤はあるとみられる。ただし支援の工夫点に関する自由記述回答をみると、相談対応における工夫としては、気軽に相談できる雰囲気づくり、保護者の話を丁寧に聞くなどが比較的多く（表 2-1-1）、職員の心がけにとどまっている傾向がある。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答をみると、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる保育所・幼稚園・認定こども園は1割程度となっている（図 2-7-1）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、保育所・幼稚園・認定こども園は、職員が家庭訪問や日常の会話を積み重ねて信頼関係を構築している場合が多い（表 2-3-1）。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる保育所・幼稚園・認定こども園は2割程度と少ない（図 2-7-1）。一方で、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答をみると、支援者と対象者の関係構築が困難であることを挙げる保育所・幼稚園・認定こども園は多い（表 2-4-1）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる保育所・幼稚園・認定こども園は少なく、機関内での情報共有にあまり不足は感じていないとみられる（図 2-2-1）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、保育所・幼稚園・認定こども園の多くが、行政関係機関とケース会議を開催するなどして連携している。連携した関係機関と定期的な連絡会があったという場合も多く、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いていると推察される（表 2-3-1）。支援の工夫点に関する回答では「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる保育所・幼稚園・認定こども園が多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える（表 2-1-1）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる保育所・幼稚園・認定こども園は少なくない（表 2-4-1）。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる保育所・幼稚園・認定こども園は1割強である（図 2-7-1）。また、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、連携の日程調整が困難、関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分、個人情報の取り扱いが難しいということを挙げる保育所・幼稚園・認定こども園は複数存在する（表 2-6-1）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、「支援者自身の知識や経験」の不足を感じている保育所・幼稚園・認定こども園が3割強と少なからずみられる（図 2-2-1）。

(2) 小学校（回答数：37）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、小学校は、子ども・保護者からの相談や、登校状況、子どもや保護者の様子の観察、また学校で行なっている生活アンケートへの回答などを通して、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-2）。このうち、保護者からの相談に関して、支援の工夫点に関する回答をみると、保護者の相談支援を実施している小学校は、保育所・幼稚園・認定こども園ほどは多くないが、5割ある（図 2-1-2）。支援の工夫点に関する自由記述では、相談対応については相談員の配置、SC・SSWの活用などが複数みられ、相談体制が構築されている小学校もあることが窺える（表 2-1-2）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる小学校は2割程度となっている（図 2-7-1）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答では、小学校は、SCや家庭教育支援サポーター、ケースワーカーと連携して信頼関係を構築しているケースがみられる（表 2-3-2）。一方で、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答として「支援を拒否される」を挙げる小学校は5割近くと多い（図 2-7-1）。また支援がうまくいかなかった事例における原因の回答でも、支援者と対象者の関係構築が困難であることを挙げる小学校は多い（表 2-4-2）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる小学校は少なく（図 2-2-1）、機関内での情報共有にあまり不足は感じていないと推察される。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、小学校の多くが行政関係機関と連携し支援にあたっている。連携した関係機関と定期的な連絡会があったという場合も複数みられ、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-2）。支援の工夫点の回答で、「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる小学校も多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える（表 2-1-2）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」の回答として、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる小学校は2割程度である（図 2-7-1）。また支援がうまくいかなかった事例における原因の回答で、関係機関との連携に関することを挙げる小学校は少なくない（表 2-4-2）。さらに、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、連携する日程の調整が困難、関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分、個人情報の取り扱いが難しいなどが挙げられた。（表 2-6-1）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、「マンパワー」を挙げる小学校が多くなっている（図 2-2-1）。

(3) 中学校（回答数：27）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、中学校は、子ども・保護者からの相談、登校状況や諸費用の滞納状況、また子どもの問題行動などから、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-3）。このうち、保護者からの相談に関して、支援の工夫点に関する回答をみると、保護者の相談支援を実施している中学校は 5 割程度である（図 2-1-2）。また子どもの問題行動の把握に関しては、支援の工夫点に関する自由記述の回答から、子どもの様子をよくみるという他、子どもへのアンケートを実施、子どもの変化に気付くスキルを高める研修を受けるなどの工夫をしていることがわかる（表 2-1-3）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答をみると、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる中学校は 2 割程度となっている（図 2-7-1）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

中学校においては、うまくいった事例における成功のポイントの回答からは、どのようにして対象者と信頼関係を構築しているのかという点はほとんどわからない（表 2-3-3）。ただし、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答として「支援を拒否される」を挙げる中学校は 4 割と多く（図 2-7-1）、また支援がうまくいかなかった事例における原因の回答をみても、支援・つながりを拒否される、保護者と問題意識を共有できない、などを挙げる中学校は多く（表 2-4-3）、支援者と対象者の関係構築に課題を感じていると考えられる。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を支援の不足点として挙げる中学校は 1 割に満たず（図 2-2-1）、機関内での情報共有にあまり不足は感じていない可能性がある。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、中学校の多くが、行政関係機関とケース会議等を開催して連携し支援にあたっている。連携した関係機関と定期的な連絡会があったという場合も少なくなく、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-3）。支援の工夫点の回答では「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる中学校が多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える（表 2-1-3）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答で、関係機関との連携に関することを挙げる中学校は少ないが（表 2-4-3）、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答として「関係機関等との連携が困難」などを挙げる中学校は 2 割程度ある（図 2-7-1）。また他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、連携する日程の調整が困難、関係機関の情報共有等が不十分、それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分、などが挙げられた（表 2-6-3）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、小学校と同様に「マンパワー」を挙げる中学校が多くみられる（図 2-2-1）。

(4) 府立高校（回答数：13）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、府立高校は、子ども・保護者・親族からの相談、登校状況などを通して支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-4）。ただしこのうち、保護者からの相談に関しては、支援の工夫点に関する回答をみると、保護者の相談支援を実施している府立高校は4割程度と小学校や中学校よりも少ない（図 2-1-2）。子どもからの相談対応に関しても、工夫点を挙げるところは少なかった（表 2-1-4）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる府立高校は4割弱であり、支援の必要な家庭を発見できているかという点に対して課題を感じているところは多いと考えられる（図 2-7-1）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、府立高校では、SSWと連携しながら対象者と信頼関係を構築しているケースが複数みられる（表 2-3-4）。一方で「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では「支援を拒否される」を挙げる高校は5割と多く（図 2-7-1）、また支援がうまくいかなかった事例における原因の回答からも、支援者と対象者の関係構築は大きな課題と認識されていることが窺える（表 2-4-4）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の工夫点に関する回答では、校内での情報共有を挙げる府立高校が少なからずみられる（表 2-1-4）。一方、支援の不足点に関する回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる府立高校はなく、校内での情報共有には不足を感じていないことが窺える（図 2-2-1）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、府立高校の多くが、行政関係機関とケース会議等を開催して連携し支援にあたっている。連携した関係機関と定期的な連絡会があったというケースも確認され、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-4）。支援の工夫点に関する回答では、「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる府立高校も多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える（表 2-1-4）。

支援の不足点に関する回答では、「他の機関との連携」を挙げる府立高校は皆無ではあるが（図 2-2-1）、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる府立高校は少なくない（表 2-4-4）。また、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見後のつなぎ先がわからない」などを挙げる府立高校が5割強と、小学校、中学校と比較して多い（図 2-7-1）。さらに他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、地理的な制約がある、個人情報の取り扱いが難しい、連携先がわからないなどが挙げられた（表 2-6-4）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答をみると、府立高校においては、「マンパワー」を挙げる割合は小学校、中学校に比べ低い。一方、「支援者自身の知識や経験」や「公的な協力・支援の仕組みや制度」に不足を感じている割合が比較的高い（図 2-2-1）。

(5) 支援学校（回答数：8）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、支援学校は、保護者からの相談、登校状況、関係機関からの報告・申し送り、また子どもの様子の観察から、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-5）。このうち、保護者からの相談に関して、支援の工夫点に関する回答を

みると、保護者の相談支援を実施している支援学校は5割と小学校や中学校と同程度である（図2-1-2）。支援の工夫点に関する自由記述の回答からは、一部の支援学校が支援の必要な子どもの発見について研修を実施していることが確認された（表2-1-5）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる支援学校は5割程度であり、支援の必要な家庭を発見できているかということに対して課題を感じている支援学校は多いと考えられる（図2-7-1）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、支援学校では、担任が子どもの今後の経過を予想し保護者に示したり、各機関が同じ方針を保護者に示したりすることが保護者との信頼関係構築につながっている（表2-3-5）。一方で「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる支援学校は7割強と多く（図2-7-1）、また支援がうまくいかなかった事例における原因の回答からも、支援者と対象者の関係構築は大きな課題と認識されていることが窺える（表2-4-5）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる割合は教育機関の中では最も高いが、それでも2割弱であり、校内での情報共有に不足はあまり感じていない可能性がある（図2-2-1）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、支援学校の多くが、行政関係機関とケース会議等を開催して連携し、支援にあたっている。連携した関係機関と定期的な連絡会があったというケースも少なくなく、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表2-3-5）。支援の工夫点に関する回答では「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる支援学校も多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える（表2-1-5）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる支援学校は少ない（表2-4-5）。また、支援の不足点の回答では、「他の機関との連携」を挙げる支援学校は皆無である（図2-2-1）。しかし、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見後のつなぎ先がわからない」などを挙げる支援学校は7割強と多い（図2-7-1）。この結果の違いの解釈は難しいが、連携は必ずしもスムーズに進んでいないと推測される。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答をみると、支援学校においては、「マンパワー」の不足を感じている割合は皆無である。一方「公的な協力・支援の仕組みや制度」に不足を感じている割合が教育機関の中で最も高い（図2-2-1）。

(6) 保健センター（回答数：26）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、保健センターは、保護者からの相談や、妊娠届提出のために対象者が来所した時、また医療機関からの報告により、支援の必要な家庭を発見している（表2-3-6）。このうち、保護者からの相談に関しては、支援の工夫点に関する回答をみると、すべての保健センターが保護者の相談支援を実施している（図2-1-4）。また、支援の工夫点に関する自由記述の回答をみると、妊娠届提出時にすべての妊婦に面接・相談を実施したり、乳幼児健診ですべての子どもが発達・疾患の確認および子育て相談を実施したりしており、支援の必要な家庭を確実に発見する体制が構築されていることが窺える。またリスクアセスメントシートで対象者を客観的に評価するという回答もある（表2-1-6）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対

象がわからない」を挙げる保健センターは1割となっている（図 2-7-2）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、保健センターは、対象者が他機関に行く際に保健師が同伴するなどして信頼関係を構築している（表 2-3-6）。一方で、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる保健センターは6割近くと、保育所等や学校よりさらに多い（図 2-7-2）。また、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答においても、支援者と対象者の関係構築が困難であることを挙げる保健センターは多い（表 2-4-6）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる保健センターは1割に満たず、機関内での情報共有にあまり不足を感じていないとみられる（図 2-2-2）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、保健センターの多くが、行政関係機関、また医療機関、保育所などと連携し支援にあたっている。連携した関係機関と定期的な連絡会があったという場合も複数みられ、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-6）。支援の工夫点に関する回答では、「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる保健センターも多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える（表 2-1-6）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答をみると、関係機関との連携に関することを挙げる保健センターは複数存在し（表 2-4-6）、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる保健センターは1割ほどある（図 2-7-2）。また、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分、関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分、個人情報取り扱いが難しいなどが挙げられた（表 2-6-6）。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、「マンパワー」の不足を感じている保健センターは5割と多い（図 2-2-2）。その他、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、対象者が経済的支援を受けられる条件に該当しない、合致したサービスがない、などを指摘する保健センターも多い（表 2-4-6）。

(7) SC（小中学校）（回答数：8）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、SCは、子ども・保護者からの相談、子どもの登校状況、教職員からの報告などにより、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-7）。このうち、保護者からの相談に関しては、支援の工夫点に関する回答をみると、SCの9割が保護者の相談支援を実施している（図 2-1-4）。

「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げるSCは4割弱と多くなっている（図 2-7-2）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、SCは、SCが継続的に相談に乗るなどして対象者と信頼関係を構築している（表 2-3-7）。一方で、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」を挙げるSCは7割強と、保育所等や学校よりさらに多い（図 2-7-2）。また支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、支援者と

対象者の関係構築が困難であることを挙げる SC は多い (表 2-4-7)。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる SC は 4 割弱であり、他の機関と比較すると多い (図 2-2-2)。中には、月 1 回 1 時間しか相談時間がとれないという SC もおり、SC によっては大きな課題となっていることが窺える (表 2-2-7)。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例においてはすべての SC が、行政関係機関、また学校などとケース会議を開催するなどして連携し支援にあたっている (表 2-3-7)。支援の工夫点に関する回答では「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる SC も多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える (表 2-1-7)。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる SC は多くない (表 2-4-7)。一方、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる SC は 4 割ほどと、他の機関と比較すると多い (図 2-7-2)。他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、連携の日程の調整が困難などが挙げられた (表 2-6-7)。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、「マンパワー」を挙げる SC は 2 割と少ない (図 2-2-2)。

(8) SSW (小中学校) (回答数 : 3)

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、SSW は学校からの情報提供で支援の必要な家庭を発見しているが、そのような学校から SSW への情報提供を強化するために、SSW が「貧困とネグレクトの関係」に関する教職員研修を行ったり、教育委員会が SSW 派遣依頼を学校から受ける仕組みをつくったりしている (表 2-3-8)。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる SSW は 3 割強と、SSW の配置先である小学校や中学校と比較すると高い (図 2-7-2)。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

SSW に関しては、うまくいった事例における成功のポイントの回答からは、どのようにして対象者と信頼関係を構築しているのかという点はほとんどわからないが (表 2-3-8)、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる SSW は 7 割近くと、保育所等や学校よりさらに多く (図 2-7-2)、対象者との信頼関係構築に大きな課題を感じていることが窺える。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる SSW は皆無であった (図 2-2-2)。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例においてはすべての SSW が、行政関係機関や学校とケース会議を開催するなどして連携し支援にあたっている (表 2-3-8)。またその連携に際しては、要保護児童通告に関する正しい制度的な知識を共有したり、教育委員会が参加者に対し市の個人情報保護条例を確認する時間をとってから情報連携をしたりするなどの工夫がみられる (表 2-3-8)。

一方で、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答をみると、すべての SSW が関係

機関との連携に関することを指摘している（表 2-4-8）。また、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「個人情報の共有が困難」を挙げる SSW は 7 割近くと多い（図 2-7-2）。さらに他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、対象者が抱える課題の共有が不十分、連携の目的が不明確、他機関連絡会への参加が業務として認められていないということが挙げられた（表 2-6-8）。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、支援の不足点として「マンパワー」の不足を挙げる SSW は皆無ではあるが、「その他」の自由記述回答として SSW の勤務回数が少ないことを指摘している（図 2-2-2）。

(9) 市町村教育センター（回答数：8）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

支援の工夫に関する回答をみると、9 割の市町村教育センターが保護者の相談支援を実施しており（図 2-1-4）、うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、市町村教育センターはその保護者の相談により支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-9）。

「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる市町村教育センターは皆無であり、支援の必要な家庭を発見できているかということに対してあまり課題を感じていないと推察される（図 2-7-2）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

市町村教育センターに関しては、うまくいった事例における成功のポイントの回答からは、どのようにして対象者と信頼関係を構築しているのかという点はほとんどわからないが（表 2-3-9）、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる市町村教育センターは皆無である（図 2-7-2）。ただし支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、支援・つながりを拒否された、保護者とコンタクトがとれなかったことを挙げる市町村教育センターもあり、場合によっては支援者と対象者の関係構築に困難を感じていることが窺える（表 2-4-9）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる市町村教育センターは皆無であり、機関内での情報共有にあまり不足は感じていないとみられる（図 2-2-2）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例においてはすべての市町村教育センターが、学校や行政関係機関などと連携し支援にあたっている（表 2-3-9）。支援の工夫点に関する回答では「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げる市町村教育センターも多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える（表 2-1-9）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる市町村教育センターは少ない（表 2-4-9）。また、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる市町村教育センターは皆無である（図 2-7-2）。一方で、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、連携の日程を調整することが困難、対象者が抱える課題の共有が不十分ということを挙げる市町村教育センターもある（表 2-6-9）。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、「マンパワー」の不足を感じている市町村教育センターは

5割と多い(図2-2-2)。

(10) 適応指導教室(回答数:8)

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答からは、どのようにして適応指導教室が支援の必要な家庭を発見しているかということは明確にはわからなかったが、連携先として比較的多い学校などからの紹介で発見していると推測される(表2-3-10)。また「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる適応指導教室は皆無であり、支援の必要な家庭を発見できているかということに対してあまり課題は感じていないことが窺える(図2-7-2)。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

適応指導教室が実際の事例において対象者とどのように信頼関係を構築しているかという点に関しては、うまくいった事例における成功のポイントの回答をみても「個別に話を聞く」という回答しかないため実態はあまりわからないが(表2-3-10)、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる適応指導教室は皆無である。ただし、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、保護者とコンタクトがとれなかった、支援・つながりを拒否された、保護者と問題意識を共有できなかったなどがみられる(表2-4-10)。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる適応指導教室は2割強であり(図2-2-2)、その不足の理由をみると、中には非常勤のスタッフが全員揃うのが月1回のみという厳しい状況にある適応指導教室もある(表2-2-10)。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例を回答した適応指導教室すべてが、学校やSC、SSWなどと連携し支援にあたっている(表2-3-10)。支援の工夫点に関する回答では、「関係機関へのつなぎ」に関する事を挙げる適応指導教室も多く、支援において関係機関との連携が重視されていることが窺える(表2-1-10)。

支援がうまくいかなかった事例における原因をみると、関係機関との連携に関する事を挙げる適応指導教室は皆無である(表2-4-10)。また、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる適応指導教室も皆無である(図2-7-2)。一方で、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、連携の日程を調整することが困難、対象者が抱える課題の共有が不十分ということが挙げられた(表2-6-10)。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、「マンパワー」の不足を感じている適応指導教室は2割と少ない(図2-2-2)。ただし不足の理由の回答からは、ボランティアの確保が困難と感じている適応指導教室もあることがわかる(表2-2-10)。

(11) 学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体(回答数:7)

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答からは、どのようにして学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体(以下、「学校支援地域本部等」とする)が支援の必要な家庭を発見しているかということは、明確にはわからなかった(表2-3-11)。

「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対

象がわからない」を挙げる学校支援地域本部等は 2 割弱となっている（図 2-7-2）。また支援の不足の理由に関する回答では、支援が必要と思われる子どもが来ないという回答があった（表 2-2-11）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

学校支援地域本部等が実際の事例において対象者とどのように信頼関係を構築しているかという点に関しては、うまくいった事例における成功のポイントの回答をみても実態はわからない（表 2-3-11）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答からは、「支援を拒否される」を挙げる学校支援地域本部等は 2 割に満たず、対象者との信頼関係構築に関してあまり課題を感じていないことが窺える（図 2-7-2）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる学校支援地域本部等は皆無であり（図 2-2-2）、機関内での情報共有にあまり不足は感じていないとみられる。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例を回答した学校支援地域本部等の 5 割が、行政機関などと連携し支援にあたっている（表 2-3-11）。ただし、支援の工夫点に関する回答では、他の機関と異なり、「関係機関へのつなぎ」に関する事を挙げる学校支援地域本部等は少なく、支援において関係機関との連携はそれほど意識されていないことが窺える（表 2-1-11）。

支援がうまくいかなかった事例における原因をみると、関係機関との連携に関する事を挙げる学校支援地域本部等は皆無である（表 2-4-11）。また、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる学校支援地域本部等も皆無である（図 2-7-2）。また他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分という回答が 1 件だけあった。他機関との連携に関してはあまり課題を感じていないとみられる（表 2-6-11）。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、「公的な協力・支援の仕組みや制度」を挙げる学校支援地域本部等が複数ある（図 2-2-2）。

(12) 若者サポートステーション（回答数：1）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

支援の工夫点の回答より、若者サポートステーションは就労・就業支援を行っていることがわかるが（図 2-1-5）、うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、その事業における保護者からの相談により、支援の必要な家庭を発見していることがわかる（表 2-3-12）。また若者サポートステーションは、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」は挙げておらず、支援の必要な家庭を発見できているかということに対して課題はあまり感じていないことが窺える（図 2-7-3）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、若者サポートステーションは対象者と継続的に関わりを持つようにして、対象者と信頼関係を構築していることがわかる（表 2-3-12）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」は挙げておらず、対象者との信頼関係構築に関してはあまり課題を感じていないとみられる（図 2-7-3）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、若者サポートステーションは「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げておらず（図 2-2-3）、機関内での情報共有に不足は感じていない可能性がある。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、若者サポートステーションは関係機関とケース会議を開催して連携し支援にあたっている（表 2-3-12）。

若者サポートステーションはうまくいかなかった事例の回答はないが（表 2-4-12）、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見後のつなぎ先がわからない」を挙げている（図 2-7-3）。また他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、情報共有に時間がかかる、個人でつながっているが機関としてはつながりがないという回答があり、機関との連携に課題を感じていることが窺える（表 2-6-12）。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、若者サポートステーションは「公的な協力・支援の仕組みや制度」を挙げており（図 2-2-3）、その不足の理由の回答では、支援制度の条件に合わない人がいるということが挙げられている（表 2-2-12）。

(13) OSAKA しごとフィールド（回答数：2）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

成功事例の回答がなかったため、どのようにして OSAKA しごとフィールドが支援の必要な家庭を発見しているかということとはわからない（表 2-3-13）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、OSAKA しごとフィールドは「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」は挙げておらず、支援の必要な家庭を発見できているかということに対してあまり課題を感じていないとみられる（図 2-7-3）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

成功事例の回答がなかったため、どのようにして OSAKA しごとフィールドが対象者と信頼関係を構築しているかということとはわからない（表 2-3-13）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」も挙げておらず、支援者と対象者の信頼関係構築に対して課題をあまり感じていないとみられる（図 2-7-3）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、いずれの OSAKA しごとフィールドも「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げておらず（図 2-2-3）、機関内での情報共有に不足は感じていないことが窺える。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

成功事例の回答がなかったため、どのようにして OSAKA しごとフィールドが関係機関と連携し支援にあたっているのかはわからないが（表 2-3-12）、支援の工夫点に関する回答では、いずれの OSAKA しごとフィールドも「関係機関へのつなぎ」を挙げており、連携を重視していると推察される（図 2-1-5）。

OSAKA しごとフィールドはうまくいかなかった事例の回答はないが（表 2-4-13）、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げていない（図 2-7-3）。関係機関との連携に関してあまり課題を感じていないことが窺える。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、OSAKA しごとフィールドは「マンパワー」と「支

援者自身の知識や経験」を挙げている（図 2-2-3）。

(14) 子ども・若者自立支援センター（回答数：4）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、子ども・若者自立支援センターは保護者からの相談により支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-14）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる子ども・若者自立支援センターは3割弱である（図 2-7-3）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、子ども・若者自立支援センターは対象者の相談に何度も乗ることで、信頼関係を構築している（表 2-3-14）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる子ども・若者自立支援センターは3割弱であるが（図 2-7-3）、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、半数が支援・つながりを拒否されることを挙げており（表 2-4-14）、支援者と対象者の信頼関係構築に対して少なからず困難を感じている可能性がある。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる子ども・若者自立支援センターは皆無であり（図 2-2-3）、機関内での情報共有にあまり課題は感じていないとみられる。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例において関係機関と連携している子ども・若者自立支援センターは5割であるが（表 2-3-14）、支援の工夫点に関する回答では、すべての子ども・若者自立支援センターが「関係機関へのつなぎ」を挙げており、連携を重視していることが窺える（図 2-1-5）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関する事を挙げる子ども・若者自立支援センターはないが（表 2-4-14）、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見後のつなぎ先がわからない」を挙げるところが5割あり（図 2-7-3）、関係機関との連携に関して課題を抱えているとみられる。また、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、個人情報の取り扱いが難しい、それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分ということが挙げられた（表 2-6-14）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、「公的な協力・支援の仕組みや制度」を挙げる子ども・若者自立支援センターが多い（図 2-2-3）。

(15) 母子・父子自立支援員（回答数：21）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、母子・父子自立支援員は保護者からの相談や他の自治体からの報告により、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-15）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」を挙げる母子・父子自立支援員は2割程度となっている（図 2-7-3）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、母子・父子自立支援員は対象者に

寄り添って相談に乗ったり、他機関と共に保護者の相談に乗ったりして信頼関係を構築している（表 2-3-15）。「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる母子・父子自立支援員は 2 割程度であるが（図 2-7-3）、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、支援・つながりを拒否されたり、対象者に寄り添えていなかったり意見が合わなかったりする場合が少なくなく、支援者と対象者の信頼関係構築に関しては少なからず課題を感じている可能性がある（表 2-4-15）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる母子・父子自立支援員は 2 割弱となっている（図 2-2-3）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、多くの母子・父子自立支援員が行政関係機関、医療機関などと連携して支援にあたっている（表 2-3-15）。支援の工夫点に関する回答では、7 割近くの母子・父子自立支援員が「関係機関へのつながり」を挙げており、連携を重視していることが窺える（図 2-1-5）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関する事を挙げる母子・父子自立支援員はない（表 2-4-15）。ただし「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見後のつながり先がわからない」「関係機関等との連携が困難」などを挙げるところは 2 割ある（図 2-7-3）。また、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、情報共有に時間がかかる、個人情報の取り扱いが難しい、機関内の情報共有・支援方針の共有が不十分など多数の課題が挙がり、少なからず連携の難しさを感じている可能性がある（表 2-6-15）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、6 つの選択肢の中で「支援者自身の知識や経験」が最も多く挙がっている（図 2-2-3）。

(16) 生活保護相談（回答数：16）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答からは、どのようにして生活保護相談が支援の必要な家庭を発見しているかということはわからなかったが（表 2-3-16）、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「発見の仕組みがない」を挙げる生活保護相談は 3 割ある（図 2-7-4）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、生活保護相談は対象者に支援方法を丁寧に説明したり、対象者によっては本人の力を信用し行動を見守るようにしたりして、信頼関係を構築している（表 2-3-16）。一方で、「ケースに対応する中で課題に感じる事」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる生活保護相談は 5 割であり（図 2-7-4）、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、保護者と問題意識を共有できなかつたり、対象者とコンタクトがとれなかつたり、支援を拒否されたりすることが挙げられており、支援者と対象者の信頼関係構築に関しては課題を感じていると推察される（表 2-4-16）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を支援の不足点として挙げる生活保護相談は皆無であり（図 2-2-4）、機関内での情報共有にあまり課題を感じていない可能性がある。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、多くの生活保護相談が行政関係機関と連携して支援にあたっている（表 2-3-16）。支援の工夫点に関する回答では、8割近くの生活保護相談が「関係機関へのつなぎ」を挙げており（図 2-1-6）、連携を重視していることが窺える。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる生活保護相談は少ないが（表 2-4-16）、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げるところは2割ある（図 2-7-4）。また他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、情報共有に時間がかかる、それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分ということをはじめいくつもの課題が挙がり、関係機関との連携に関して少なからず困難を感じている可能性がある（表 2-6-16）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、「マンパワー」を挙げる生活保護相談は3割とそれほど多くないが（図 2-2-4）、不足の理由の回答をみると、マンパワー不足を回答した生活保護相談すべてがケースワーカーの不足を挙げている。

(17) 生活困窮者自立支援相談（回答数：15）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、生活困窮者自立支援相談は、保護者からの相談や、関係機関、生活保護担当者からの紹介によって支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-17）。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」を挙げる生活困窮者自立支援相談は5割近くある（図 2-7-4）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、生活困窮者自立支援相談は対象者にきめ細かく接したり、初回相談時点で対象者に弁護士から助言をしてもらったりすることを通して、対象者と信頼関係を構築している（表 2-3-17）。一方、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる生活困窮者自立支援相談は3割であり（図 2-7-4）、また支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では支援者と対象者の信頼関係構築に関することを挙げており（表 2-4-17）、対象者との信頼関係構築に課題を感じている可能性がある。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる生活困窮者自立支援相談は皆無であり（図 2-2-4）、機関内での情報共有にあまり不足は感じていないとみられる。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、関係機関と連携して支援にあたっている生活困窮者自立支援相談は他機関と比較して少ないが（表 2-3-17）、支援の工夫点に関する回答では、6割近くが「関係機関へのつなぎ」を挙げており、連携を重視していると考えられる（図 2-1-6）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる生活困窮者自立支援相談は少ないが（表 2-4-17）。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げるところは2割ある（図 2-7-4）。また、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、日程調整が困難ということをはじめいくつもの課題が挙がり、関係機関との連携に関して少なからず困難を感じている可能性はある（表 2-6-17）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、「公的な協力・支援の仕組みや制度」を挙げる生活困窮者自立支援相談は比較的多い（図 2-2-4）。

(18) 子ども家庭センター（回答数：6）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答では、どのようにして子ども家庭センターが支援の必要な家庭を発見しているかということに触れられていないが（表 2-3-18）、支援の工夫点の回答をみると、すべての子ども家庭センターが保護者の相談支援を実施しており（図 2-1-6）、その相談によっても支援の必要な家庭を発見していると推測される。そしてこの保護者の相談支援に関して、支援の工夫点の自由記述回答をみると、すべての相談を対象に保護の必要性についての初期アセスメントを実施しているところがあることが確認された（表 2-1-18）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」を挙げる子ども家庭センターは3割強となっている（図 2-7-4）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、子ども家庭センターは対象者と関わりを積み重ねることにより信頼関係を構築している（表 2-3-18）。しかし、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる子ども家庭センターは8割を超え（図 2-7-4）、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答でも、支援・つながりを拒否されたり、保護者と問題意識を共有できなかったりする場合があります、支援者と対象者の信頼関係構築に関して大きな課題を感じていることが窺える（表 2-4-18）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる子ども家庭センターは皆無であり（図 2-2-4）、機関内での情報共有に不足はあまり感じていないとみられる。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、多くの子ども家庭センターが行政関係機関などと連携して支援にあたっている（表 2-3-18）。連携した関係機関と定期的な連絡会があったという場合もあり、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-18）。支援の工夫点に関する回答では、すべての子ども家庭センターが「関係機関へのつなぎ」を挙げており、連携を非常に重視していると推察される（図 2-1-6）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる子ども家庭センターはなく（表 2-4-18）、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答でも、「関係機関等との連携が困難」などを挙げるところは皆無である（図 2-7-4）。しかし、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、関係機関の情報共有・役割分担が不十分など複数の課題が挙がり、少なからず連携の難しさを感じているのではないかと考えられる（表 2-6-18）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、「マンパワー」を挙げる子ども家庭センターが8割を超える（図 2-2-4）。不足の理由の回答をみると、業務量の増加、虐待通告件数の激増などが挙がり、子ども家庭センターが多忙を極めていることが窺い知れる（表 2-2-18）。

(19) 家庭児童相談室（回答数：22）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、家庭児童相談室は、虐待通告や定期的な連絡会のある機関からの報告により、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-19）。また支援の工夫点の回答をみると、9 割近い家庭児童相談室が保護者の相談支援を実施しており（図 2-1-6）、そのような相談を通して支援の必要な家庭を発見することもあると推測される。支援の工夫点の自由記述回答では、子育て出張相談、メール相談を実施したり、子どもが相談しやすいように電話を子ども専用のフリーダイヤル化したりするなど、対象者が相談しやすいような工夫も行われている（表 2-1-19）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答をみると、「発見の仕組みがない」などを挙げる家庭児童相談室は 1 割程度となっている（図 2-7-4）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、家庭児童相談室は、適宜ふさわしい機関に対象者の相談対応を担ってもらうなどしながら、対象者との関係を構築している（表 2-3-19）。しかし、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる家庭児童相談室は 6 割近く（図 2-7-4）、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答でも、支援・つながりを拒否されたり、対象者に寄り添うことができなかつたりするなど多数の問題が挙がっており、支援者と対象者の信頼関係構築に関して大きな課題を感じていると考えられる（表 2-4-19）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げる家庭児童相談室は皆無であり（図 2-2-4）、機関内での情報共有に不足はあまり感じていないと考えられる。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、多くの家庭児童相談室が行政関係機関、学校などとケース会議で連携するなどして支援にあたっている（表 2-3-19）。連携した関係機関と定期的な連絡会があったという場合もあり、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-19）。支援の工夫点に関する回答では、7 割の家庭児童相談室が「関係機関へのつなぎ」を挙げており、連携を重視していることが窺える（図 2-1-6）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる家庭児童相談室はないが（表 2-4-19）、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げるところは 2 割程度ある（図 2-7-4）。また他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、情報共有に時間がかかるなど複数の課題が挙がり、少なからず連携の難しさを感じている可能性がある（表 2-6-19）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、「マンパワー」を挙げる家庭児童相談室が 6 割であり、子ども家庭センターほどではないが多い（図 2-2-4）。

(20) CSW（回答数：19）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、CSW は、保護者やその家族からの相談、また SSW や学校からの情報提供、また地域からの報告などにより、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-20）。支援の工夫点の回答をみると、保護者の相談支援を実施している

CSW は 4 割程度であり（図 2-1-7）、支援の工夫点の自由記述回答をみると、子育てサロンや子ども食堂に参加して対象者から相談してもらえるようにしている（表 2-1-20）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答をみると、「発見の仕組みがない」などを挙げる CSW は 4 割と他の機関と比較して多くなっている（図 2-7-5）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、CSW は、対象者の気持ちが動きやすいタイミングを見計らってアプローチするなどして、対象者との関係を構築している（表 2-3-20）。しかし、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる CSW は 5 割を超え（図 2-7-5）、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答でも、支援・つながりを拒否されたり、保護者と問題意識を共有できなかったりするなどいくつも問題が挙がっており、支援者と対象者の信頼関係構築に関して課題を感じていることが窺える（表 2-4-20）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を支援の不足点として挙げる CSW は 2 割弱となっている（図 2-2-5）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、多くの CSW が SSW をはじめとした行政関係機関と連携して支援にあたっている（表 2-3-20）。連携した関係機関と定期的な連絡会があったという場合もあり、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-20）。支援の工夫点に関する回答では、8 割を超える CSW が「関係機関へのつなぎ」を挙げており、連携を重視していると考えられる（図 2-1-7）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる CSW はそれほど多くない（表 2-4-20）。一方、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる CSW は 3 割あり、また「個人情報の共有が困難」を挙げる CSW は 6 割と多い（図 2-7-5）。他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、個人情報の共有が困難であることその他、それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分であるなど多数の課題が挙がり、連携の難しさを感じていることが窺える（表 2-6-20）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、6 つの選択肢の中で「支援者自身の知識や経験」を挙げる CSW が最も多い（図 2-2-5）。その不足の理由の回答をみると、勤務形態により知識・経験が蓄積されない、子どもの分野が専門ではないなどが挙げられている（表 2-2-20）。

(21) 民生委員・児童委員（回答数：20）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、民生委員・児童委員は、地域からの報告、保護者からの相談、子どもの様子などから、支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-21）。このうち保護者からの相談に関しては、支援の工夫点の回答によれば、4 割の民生委員・児童委員が保護者の相談支援を実施しているとのことであり（図 2-1-7）、また支援の工夫点の自由記述回答からは、子育てサロン等で相談を受けていることがわかる（表 2-1-21）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答をみると、「発見の仕組みがない」などを挙げる民生委員・児童委員は 3 割となっている（図 2-7-5）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、民生委員・児童委員は、保護者と直接話をしたり、時には子どもと密にコミュニケーションをとったりしながら、対象者との関係を構築している（表 2-3-21）。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる民生委員・児童委員は 2 割と、他の機関と比べて少ない（図 2-7-5）。それでもやはり、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、保護者と問題意識を共有できなかったなどの問題が挙がっており、支援者と対象者の信頼関係構築に困難を感じている可能性がある（表 2-4-21）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を支援の不足点として挙げる民生委員・児童委員は 1 割に満たない（図 2-2-5）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例において関係機関と連携していた民生委員・児童委員は他の機関と比べて少ないが、行政関係機関や学校、社会福祉協議会と連携して支援にあたっている場合もある（表 2-3-21）。支援の工夫点に関する回答では、6 割の民生委員・児童委員が「関係機関へのつなぎ」を挙げており（図 2-1-7）、連携を重視していることが窺える。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる民生委員・児童委員は少ない（表 2-4-21）。一方、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる民生委員・児童委員は 2 割弱あり（図 2-7-5）、また他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、個人情報取り扱いが難しいという他、多数の課題が挙がり、連携の難しさを感じている可能性がある（表 2-6-21）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、6 つの選択肢の中では「支援者自身の知識や経験」が最も多く挙がっている（図 2-2-5）。

(22) 地域コミュニティ・NPO 法人等（回答数：25）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、地域コミュニティ・NPO 法人等は、保護者・子どもからの相談、関係機関からの紹介により支援の必要な家庭を発見している（表 2-3-22）。このうち保護者からの相談に関しては、支援の工夫点の回答をみると、7 割の地域コミュニティ・NPO 法人等が保護者の相談支援を実施している（図 2-1-7）。

「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答をみると、「発見の仕組みがない」などを挙げる地域コミュニティ・NPO 法人等は 4 割となっている（図 2-7-5）。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、地域コミュニティ・NPO 法人等は、何度も対象者の相談に乗るなどしながら、対象者との関係を構築している（表 2-3-22）。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」を挙げる地域コミュニティ・NPO 法人等は 3 割と多くはない（図 2-7-5）。それでもやはり、支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、家庭事情に踏み込めない、支援・つながりを拒否されるなどが挙がっており、支援者と対象者の信頼関係構築に困難を感じている可能性がある（表 2-4-22）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、「責任者あるいは同僚と相談する機会」を支援の不足点として挙げる地域コミュニティ・NPO 法人等は皆無である（図 2-2-5）。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、成功事例において関係機関と連携していた地域コミュニティ・NPO 法人等は他の調査対象機関と比べて少ないが、行政関係機関や学校などと連携して支援にあたっている場合もある（表 2-3-22）。定期的な連絡会のある機関と連携したというケースも確認され、定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いている可能性がある（表 2-3-22）。ただし支援の工夫点に関する回答では、「関係機関へのつなぎ」を挙げる地域コミュニティ・NPO 法人等は 4 割と、他の機関と比べて連携を重視する程度は低い（図 2-1-7）。

支援がうまくいかなかった事例における原因の回答では、関係機関との連携に関することを挙げる地域コミュニティ・NPO 法人等は少ないものの、つなぐべき機関がないという回答は複数あった（表 2-4-22）。また、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げる地域コミュニティ・NPO 法人等は 3 割程度あり（図 2-7-5）、他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、個人情報取り扱いが難しいという他、いくつもの課題が挙がり、少なからず連携の難しさを感じていると推察される（表 2-6-22）。

⑤ その他の課題

その他、支援の不足点に関する回答では、6 つの選択肢の中では「公的な協力・支援の仕組みや制度」が最も多く挙がっている（図 2-2-5）。

(23) 女性相談センター（回答数：1）

① 支援の必要な家庭の発見に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、女性相談センターは保護者からの相談や警察からの報告により、支援の必要な家庭を発見していることがわかる（表 2-3-23）。また女性相談センターは「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」は挙げておらず（図 2-7-5）、支援の必要な家庭を発見できているかということに対して課題はあまり感じていないとみられる。

② 支援者と対象者の信頼関係構築に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、女性相談センターは対象者の居住地の DV 担当者と女性相談センターが同席する面接を速やかに設定することにより、対象者と信頼関係を構築していることがわかる（表 2-3-23）。「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「支援を拒否される」も挙げておらず、対象者との信頼関係構築に対してあまり課題は感じていないとみられる（図 2-7-5）。

③ 機関内での情報共有に関する実態と課題

支援の不足点についての回答をみると、女性相談センターは「責任者あるいは同僚と相談する機会」を挙げておらず（図 2-2-5）、機関内での情報共有にあまり不足は感じていない可能性がある。

④ 関係機関との連携に関する実態と課題

うまくいった事例における成功のポイントの回答をみると、女性相談センターは対象者の居住地の DV 担当者や警察署と連携し支援にあたっている（表 2-3-23）。また支援の工夫点に関する回答では、「関係機関へのつなぎ」を挙げており、連携を重視していることが窺える（図 2-1-7）。

うまくいかなかった事例の回答では、女性相談センターは他機関との連携に関することは挙げ

てはないが（表 2-4-23）、「ケースに対応する中で課題に感じること」への回答では、「関係機関等との連携が困難」を挙げている（図 2-7-5）。また他機関との連携における課題を改めて具体的に回答してもらったところ、ケースのコーディネーターが不明確ということが挙げられた（表 2-6-23）。

⑤ その他の課題

支援の不足点に関する回答をみると、女性相談センターは「公的な協力・支援の仕組みや制度」を挙げており（図 2-2-5）、その不足の理由の回答では、医療扶助、住居借入資金等の手続きに時間がかかる、支援を実施するにあたり関係機関との役割分担が難しいということを挙げている（表 2-2-23）。

2. 連絡会の参加機関

表 2-5-6～2-5-10、および表 2-5-29～表 2-5-46 で確認された連絡会の参加機関を、表 3-1 のようにカテゴライズした。その上で、本報告書の調査対象機関それぞれが、どのようなカテゴリーの機関と連絡会を設けているのかということを整理した。その結果を、表 3-2～表 3-4 に示す。

表 3-1 連絡会の参加機関のカテゴリー

カテゴリー	表 2-5-6～2-5-10、および表 2-5-29～表 2-5-46 で確認された連絡会の参加機関
行政機関（担当課不明）	行政機関、市区町村役所（場）、市町村関係各課、市町村圏域会議
保育担当課	市町村保育担当課
生活保護担当課	福祉部、市町村福祉部、福祉事務所、市町村生活福祉担当課、市町村生活保護相談課
高齢福祉担当課	市町村高齢福祉担当課
地域福祉担当課	市町村地域福祉担当課
年金・保険担当課	市町村国民年金担当、保険等徴収部局
人権担当課等	市町村人権担当課、人権まちづくり協会、人権街づくりセンター、人権担当各団体、青少年交流センター、人権擁護委員協議会、人権擁護委員会、子ども情報研究センター
障がい関係担当課	市町村障がい福祉担当課、市町村障がい支援担当課、障がい者就業・生活支援センター、相談支援センター（障がい）、障がい事業所、障がい相談支援事業所、ヘルパー等相談支援事業所、障がい者虐待防止センター、子ども発達支援センター、児童発達支援センター、基幹相談支援センター、作業所、事業所、相談支援事業所、市町村立図書館、市町村立公民館、就学前施設、療育園、放課後デイサービス
保健関係担当課	市町村保健担当課、保健所
困窮関係の機関・組織	生活困窮者自立支援センター、自立相談支援機関、生活困窮者自立相談支援機関、地域自立支援協議会、生活支援相談センター
ひとり親関係の機関・組織	市町村ひとり親支援担当課、母子・父子自立支援員、母子生活支援施設、ドーンセンター、保護センター
児童相談・虐待相談関係の機関・組織	市町村児童家庭相談担当課、市町村児童家庭福祉担当課、市町村子育て支援担当課、市町村家庭支援担当課、要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策地域協議会事務局、子ども子育て会議、家庭支援推進保育事業連絡会、児童相談所、児童虐待防止協会、セーフティネットワーク協議会、子育て支援団体連絡会
保育機関等	保育所、保育園、幼稚園、認定こども園、保育センター、地域支援センター、サポートセンター、地域子育て支援拠点、所長会、放課後児童クラブ、児童館
学校等	小学校、中学校、学校、高校、校園長会、支援学校、高等支援学校
教育関係の機関・組織	市町村教育委員会、市町村教育センター、SSW、SC、青少年指導センター、適応指導教室、いじめ電話相談、青少年サポートセンター、教職員メンタルヘルス相談、フリースクール全国ネットワーク、フリールーム、家庭教育支援サポーター（教育委員会）、生涯学習機関、青少年会館、少年文化館、青少年指導会、青少年健全育成連絡協議会、地域教育協議会、少年補導員連絡会
若者就労関係の機関・組織	市町村青少年担当課、市町村青少年支援担当課、若者サポートステーション、若者サポートセンター、子ども・若者自立支援センター、子ども若者支援法人、ひきこもり等地域支援ネットワーク
就労関係の機関・組織	労働局雇用環境・均等部、ハローワーク、就労支援センター、就労支援関係機関、福祉人材支援センター、商工会議所
税務関係担当課	税務関係
水道部	市町村水道部
警察	警察
医療関係の機関・組織	医療機関、精神科医療機関、医師会、歯科医師会、助産師会、看護師、訪問看護ステーション
消防関係の機関・組織	消防本部、消防署
法律関係の機関・組織	法務局、弁護士
地域福祉・社会福祉協議会・CSW	市町村社会福祉協議会、CSW、府社会福祉協議会、地域福祉サポーター、地域包括支援センター、委託事業所、NPO 法人、公益活動団体
福祉施設	施設、施設連絡会加入施設（高齢、障がい、保育、救護）、児童養護施設、障がい関係福祉施設、療育園、児童福祉施設、社会福祉施設、介護施設、介護事業所、社会福祉法人通所施設、高齢者施設
住民ベースの活動	PTA 役員、自治会、自治会長、アドバイザー、民生委員・児童委員、民生委員・児童委員協議会、主任児童委員、地域住民、福祉委員

表 3-2 連絡会の参加機関（保育所・幼稚園・認定こども園（公立・民間）、小学校、中学校、府立高校、支援学校）

調査対象の機関 連絡会の参加機関	保育所・幼稚園・ 認定こども園 (公立・民間)		小学校		中学校		府立高校		支援学校	
	全体	定例	全体	定例	全体	定例	全体	定例	全体	定例
行政機関（担当課不明）	○	○								
保育担当課	○	○								
生活保護担当課	○	○	○	○	○	○			○	○
高齢福祉担当課	○	○								
地域福祉担当課										
年金・保険担当課										
人権担当課等	○	○								
障がい関係担当課	○	○	○	○			○	○	○	○
保健関係担当課	○	○	○	○			○	○	○	○
困窮関係の機関・組織										
ひとり親関係の機関・組織	○	○								
児童相談・虐待相談関係の機関・組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育機関等	○	○	○	○						
学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育関係の機関・組織	○	○	○	○	○	○			○	○
若者就労関係の機関・組織										
就労関係の機関・組織	○	○								
税務関係担当課										
水道部										
警察	○	○	○	○	○	○				
医療関係の機関・組織	○	○					○	○	○	
消防関係の機関・組織										
法律関係の機関・組織	○	○								
地域福祉・社会福祉協議会・CSW	○	○	○	○					○	○
福祉施設	○	○	○						○	○
住民ベースの活動	○	○	○	○	○	○			○	○

注) 連絡会があることが確認された機関は「○」を記している。「定例」の列では、定期的な連絡会（頻度が確認された（「随時」ではない）連絡会）において参加が確認された機関に「○」を記している。

表 3-3 連絡会の参加機関（保健センター、SC（小中学校）、SSW（小中学校）、市町村教育センター、適応指導教室、学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体、若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールド、子ども・若者自立支援センター、母子・父子自立支援員）

調査対象の機関 連絡会の参加機関	保健センター		SC（小中学校）		SSW（小中学校）		市町村教育センター		適応指導教室		学校支援地域本部又はおおさか元気広場での学習支援実施団体		若者サポートステーション		OSAKA しごとフィールド		子ども・若者自立支援センター		母子・父子自立支援員				
	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例			
行政機関（担当課不明）	○	○									○	○					○	○	○	○			
保育担当課	○	○	○	○			○	○												○	○		
生活保護担当課	○	○					○	○	○											○	○		
高齢福祉担当課	○	○																					
地域福祉担当課	○	○																					
年金・保険担当課	○	○																					
人権担当課等	○	○																					
障がい関係担当課	○	○					○	○															
保健関係担当課	○	○	○	○			○	○													○	○	
困窮関係の機関・組織																					○	○	
ひとり親関係の機関・組織															○	○					○	○	
児童相談・虐待相談関係の機関・組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○	
保育機関等	○	○					○	○															
学校等	○	○	○				○	○	○	○													
教育関係の機関・組織	○	○	○	○			○	○	○													○	○
若者就労関係の機関・組織	○	○												○	○				○	○			
就労関係の機関・組織	○	○													○	○		○	○	○			
税務関係担当課	○	○																					
水道部																							
警察	○	○																				○	○
医療関係の機関・組織	○	○					○	○															
消防関係の機関・組織	○	○																					
法律関係の機関・組織	○	○																					
地域福祉・社会福祉協議会・CSW												○	○					○	○	○	○		
福祉施設							○	○											○	○			
住民ベースの活動	○	○							○													○	○

注) 表 3-2 の注を参照のこと。

表 3-4 連絡会の参加機関（生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、子ども家庭センター、家庭児童相談室、CSW、民生委員・児童委員、地域コミュニティ・NPO 法人等、女性相談センター）

調査対象の機関 連絡会の参加機関	生活保護相談		生活困窮者自立支援相談		子ども家庭センター		家庭児童相談室		CSW		民生委員・児童委員		地域コミュニティ・NPO 法人等		女性相談センター	
	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例	全 体	定 例
行政機関（担当課不明）	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		
保育担当課					○	○	○	○								
生活保護担当課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高齢福祉担当課			○	○												
地域福祉担当課			○	○			○	○								
年金・保険担当課			○	○												
人権担当課等	○		○	○			○	○			○	○	○	○		
障がい関係担当課	○	○	○	○			○	○	○	○					○	○
保健関係担当課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
困窮関係の機関・組織			○	○					○	○			○	○		
ひとり親関係の機関・組織							○	○								
児童相談・虐待相談関係の機関・組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育機関等	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○		
学校等	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
教育関係の機関・組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
若者就労関係の機関・組織			○	○			○	○	○	○						
就労関係の機関・組織			○	○									○	○		
税務関係担当課			○	○												
水道部							○	○								
警察			○		○	○	○	○			○	○				
医療関係の機関・組織	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				
消防関係の機関・組織							○	○			○	○				
法律関係の機関・組織							○	○								
地域福祉・社会福祉協議会・CSW	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		
福祉施設							○	○	○	○	○	○				
住民ベースの活動	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		

注) 表 3-2 の注を参照のこと。

3. 総合考察

本調査では、大阪府内市町村のなかで 445 か所のさまざまな機関から協力を得て調査を実施し回答が得られたものである。ここまでの大規模調査は例をみないであろう。そして、本調査結果は、支援機関の実態を明らかにした点において、大きな意義がある。

実態の明確化の 1 つとして、大きなカテゴリーでくくった各機関が、どんなところと会議をしているのか、定例なのか単発なのかを、機関間の関係表（表 3-2 から表 3-4）に示した。各機関の実態から、発見、支援、組織内連携、組織外連携というキーワード 4 点に沿って総合考察を行う。その際に、機関間の関係表から見える特徴との関連も合わせて述べる。

また分析を進める中で、プライマリな機関（ここでは、子ども家族を主語にしたときに始めに出会うという意味でプライマリという言葉を使用する。保健センター、学校や保育所・幼稚園・認定こども園、地域の意味で民生委員・児童委員と考える）、そこから紹介される機関（なかでも地域に比較的近い機関と重篤な事案に対応している機関にわかれる）、本人や家族からの申請が基本で機関からつながる仕組みをあまり持たない機関、の 3 つに分けこの 3 つで傾向が違ってくることを把握できた。

今後、この 3 ステージも意識して検討する必要もあるであろう。

(1) 発見

発見という視点は、今回の調査協力機関のなかでは、プライマリ・ケアの役割が明確にある保健センターにのみにみられ、ここで分類したプライマリな機関には明確な認識はなかった。これは機関としての位置づけに発見機能が付加されているわけではないため当然の結果である。しかし、第一ステージにある、プライマリを扱う機関は、発見に対して、ある程度、課題認識がみられた。そこから紹介される第二ステージや本人の申請からなる第三ステージの機関には、発見することは難しく、発見への課題認識はみられない。

うまくいった事例には、登園・登校状況の把握、子どもや保護者の様子の観察、子ども・保護者・親族からの相談、生活アンケートの実施、アセスメントシートの活用、申し送りなどを意図的に実行するというような発見への工夫があった。発見への意識付けをすることがうまくいくポイントにもつながると考えられる。最後に掲載した機関間の関連表からは、プライマリ機関は広く様々な機関と連絡会を実施していることもわかった。

発見とは、問題を見つけるという認識ではなく、見えない、声にならない SOS を発見する視点である。貧困問題には、この視点が重要である。プライマリな機関において、うまく拾いあげることができないと必要な人や家族にサービスや支援を届けられない。声にならない SOS であるという認識を浸透させることができないと入口で関係がうまくいかず、その後のトラブルに発展することも考えられる。並行して実施した子どもの生活実態調査から、必要であるにも関わらず、制度を知らない、あるいは拒否している保護者が存在することも明らかになった。現時点では、発見の認識は、当然十分ではないと考えられるが、拾い上げる機能が必要であり、プライマリな機関に発見機能を意味づけていくことも今後の課題といえよう。プライマリな機関で働く専門職である SC や SSW はその意味でも役割が重要で、発見への課題意識は高かった。今後、国において中学校区全校配置や常勤的配置などがうたわれているということは未然防止が意識されており、学校での発見の認識を高める必要がある。

方策として、プライマリ機関に改めて、発見のための具体的方法と仕組みを提案すること、認識を変えるためにも研修を実施することが考えられる。

具体的方法と仕組みづくりでは、機関内で共有するためのシートづくりや保護者相談会など実際の例を参考にすることやチームで検討できるよう保健センターのようにスクリーニングの場を作るなどが考えられる。また、関係機関との連絡会がないとプライマリ機関が抱えてしまい

積極的な発見にならないため、関係機関との連絡会を作ることは行政としての検討事項であろう。

プライマリ機関への研修には、見えない貧困や声に出せない SOS そのものに関する内容、キヤッチの必要性、そのための役割意識に関する内容などが必要であろう。

(2) 支援

第一ステージのプライマリな機関のなかでも明確な保健センター、保育所・幼稚園・認定こども園は、職員が家庭訪問や日常の会話を積み重ねたり、関係機関に同行したりして（アドボケート機能）、信頼関係を構築し支援展開を成功させている。小学校や高校では、SC や SSW を紹介することでうまく機能させている例がみられ、特別支援学校では方針を明確化して示すことが有効に機能している報告があった。これらのそれぞれの手法が、プライマリな機関には活用できるツールとなると思われる。

課題意識として、支援を拒否されることを挙げている機関は、障がい受容などの課題を抱える特別支援学校が最も高く 7 割存在し、同じく SC7 割強、SSW7 割弱とプライマリで難しい事例が集中する機関が高い。そして保護者と初めて出会うという第一線の保健センターが 6 割と次に高く、同じく保護者と出会う学校では校種限らず 5 割ほどと高い。プライマリな機関において、介入の困難な事例に関するノウハウの蓄積が必要であることが明確である。

第二ステージである主に紹介されて動く機関において、課題意識のなかで支援を拒否されることを挙げている最も厳しい機関は、子ども家庭センター（児童相談所）の 8 割である。ほか生活保護相談や CSW が 5 割となっている。重篤な事例が多い子ども家庭センターは、虐待対応も中心機関であり、保護者からの拒否にあうことは推察できる。また、家庭児童相談室についても、児童福祉法整備により虐待事例に多く動いている市町村の機関となっていることが多く、この結果になっていると考えられる。また、第三ステージである本人や家族からの申請が基本である機関として、他機関との連絡会があまりない適応指導教室や市町村教育センターでは拒否による課題意識は存在しなかった。

方策としては、介入困難な事例への介入方法を、研修のみならず、3 ステージごとにまとめ記すことで対応力を高めることなどが考えられる。すべてが子ども家庭センターのような対応が必要なわけではないし、自身の機関がすべてを担うわけではない。3 ステージのどこかのステージの役割を担うことがわかるだけで無理せず健全に機能することができたり、力を入れるべきところが明確になったりするであろう。他機関がどのようなことをしているのか役割や機能がわかり、それぞれのステージの役割も認識されると、何をしていけばいいのか安心して取り組めることができると思われる。

(3) 組織内の共有

機関内での情報共有に、どこの機関もあまり不足点は感じていないことが読み取れる。それはすでにできているためなのか、問題意識にないためなのかは不明である。記述されたところをあげると割合は高くないが、支援の不足点として、責任者や同僚と相談する機会を挙げたところが、最も高く 4 割弱だったのが SC、2 割強だったのが適応指導教室、2 割弱が母子・父子自立支援員、CSW であった。小学校、保健センター、民生委員・児童委員が 1 割に満たなかった。比較的高かった SC や適応指導教室は、非常勤スタッフであるため組織内の共有時間がとれないことや非常勤スタッフが多いためそろそろすることがないことなどが記載されていた。

この組織内共有の項目については、今後さらに見極めていく必要がある。

(4) 関係機関との連携

まず、うまくいった事例の成功ポイントに「関係機関へのつなぎ」はすべての機関に書かれていた。また連携し支援にあたったことがみられ、連携の重要性がすべてに認識されているととらえられる。そのうえで、ステージによる違いもみられる。

プライマリな機関では、うまくいった事例の成功のポイントに、行政機関とケース会議を開催するなどして連携している例が多く、またすべてのプライマリ機関に連携した関係機関と定期的な連絡会があったという記述がみられた。定期的な連絡会がスムーズな連携に有効に働いていることが推察される。

うまくいかなかった例において、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校では「関係機関等との連携が困難」が多いが、高校では5割強、支援学校では7割強にも及ぶ「発見後のつなぎ先がわからない」という数値は、小学校、中学校と比較して多かった。地理的な問題もあり、高校年齢、特に特別支援分野の資源の少なさが連携課題にもつながっていると考えられる。保健センターにおいても「関係機関等との連携が困難」などが1割ほどあり、他機関との連携における課題の具体的な記述では、それぞれの立場や支援方針の違いの理解が不十分、関係機関の情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分、個人情報取り扱いが難しいと感じている保健センターは少なくなかった。

第二ステージのプライマリ機関から紹介される機関のなかでは、連絡会が存在するのは、行政機関で生活保護相談、家庭児童相談室、子ども家庭センターであった。一部、CSW、地域コミュニティ・NPO法人等も連絡会が存在していた。SCやSSWは連絡会というよりは、行政機関や学校の入ったケース会議が焦点になっており、SSWからは連絡会に入ることが課題に挙げられていた。適応指導教室はそのSCやSSWと連携していることが窺えた。

具体的に「ケースに対応する中で課題に感じることで」では、「関係機関等との連携が困難」などを挙げるSCは4割ほどであり、CSW、地域コミュニティ・NPO法人等は3割ほど、母子・父子自立支援員や生活保護相談、生活困窮者自立支援相談、家庭児童相談室、民生委員・児童委員が2割ほど、女性相談センターも挙げていた。

具体的にあげるところでも記述が多く、少なからず課題を感じているところは多い。

「個人情報の共有が困難」を挙げるSSWは7割近く、CSWは6割と多く、女性相談センターはケースのコーディネーターが不明確ということも挙げていた。それぞれ地域や学校との調整、エリアを超えた調整の役割が多いためと考えられる。

「発見後のつなぎ先がわからない」は、子ども・若者自立支援センター5割、母子・父子自立支援員2割、若者サポートステーションも挙げていた。これらは、連絡会の比較的少ないところである。

第三のステージでは、本人家族の申請が基本である機関は、冒頭述べたように、成功事例のポイントに「関係機関へのつなぎ」に関することを挙げていたが、課題に「関係機関等との連携が困難」などを挙げるところはなく、日程調整などを課題に挙げている。連携に関する切実さがあまり感じられず、連携するというよりは、本人家族にダイレクトに機関を紹介していることが多いことも考えられよう。

以上、関係機関との連携では、共通してすべて機関において連携の必要性を感じており、関係機関へのつなぎがポイントと考えていることがわかった。3つのステージによって、日ごろの連携度が違い、連絡会があるなど連携する機会を作りやすい環境にあるところは連携の困難さまで把握している状況であった。連携の機会が少ないところはつなぎ先からわからない状況である。連絡会があることによって、つながりがよくなり、事例に効果をもたらしていることが明らかになった。言い換えると、本人の申請が基本の機関であっても機関間の関係表においてさまざまな機関と連絡会が存在する機関は発見やつながりが持ちやすいといえる。まずは、すべての機関がそれぞれに参画できる連絡会を検討することであろう。

連絡会の意味もステージごとに異なるであろう。第一ステージでは、送り先がみえることで、

プライマリ機関が安心して本人や家族に向き合える状況を作るためである。第二ステージの機関は、機関の機能を知り合うこと、違いを明らかにすることで、機関の都合ではなく子どもの最善の利益のために適切に紹介していくことができるためである。第三のステージでは、自身の機関や活動の意味を広い視点から確認し、子どもや家族のために他の支援の選択肢も知るためである。

また高校年齢になると、プライマリ機関と位置付けた高校や特別支援学校も、サービス資源である子ども・若者自立支援センターや若者サポートステーションも「発見後のつなぎ先がわからない」が記載され、かつ連絡会が少ない。まさに連絡会を立ち上げなどによって、マッチングや通常の連携が機能するような仕掛けが必要であり、かつ急がれる。

並行して実施している子どもの貧困実態調査から、ひとり親家庭の課題が高いにも関わらず、母子・父子自立支援員が「発見後のつなぎ先がわからない」の項目の割合が一定数あることや、学校とつながっていないことなど課題が明らかになり、早急にここをつなぐ必要があるであろう。

以上、子どもに関係する機関が各機関の役割を把握できるよう、また各ステージの役割が理解できるよう、全体像を明らかにすることが求められる。プライマリな機関には発見機能を明確化し、次のステージの機関につなげられるよう、適切な機関と連絡会を作り上げることや個人情報保護のための規定や要綱などの作成なども検討する必要があるだろう。そうすることによって実効性がもたらされることに期待したい。

謝辞

本報告書は、保育現場、学校現場、地域の支援機関、行政の関係機関の皆さまにアンケート調査のご協力をいただきました。ご多忙の中快くお引き受けくださりご協力くださいましたことを、ここに厚くお礼申し上げます。

資料（調査票）



大阪府子どもの生活に関する実態調査（支援機関等調査）票

< 調査の趣旨と協力のお願い >

本調査は、「大阪府子どもの生活に関する実態調査」の一環として実施するものです。子どもや家庭の抱える課題は複雑かつ多様化しています。特に支援を必要とする子どもやその家庭に対する支援の課題、各支援機関の課題や連携体制に関する課題を明らかにし、子どもの貧困に関する課題の背景やその対策を検討するにあたっての参考資料を得ることを目的として実施します。

提出期限 平成 28 年12月19日(月曜日)

問 合 せ 先

◆調査への回答にあたってご不明な点などございましたら、お問い合わせください。

大阪府福祉部子ども室子育て支援課 推進グループ

電話 06-6944-7108（直通）※9:30~18:00 月曜日~金曜日

ファクシミリ 06-6944-3052

住所 大阪府中央区大手前3丁目2-12大阪府庁別館7階

回 答 者

支援機関 等の名称	役職名	
	名 前	

質問への回答方法について

<回答にあたってのお願い>

本調査は、子どもの貧困対策の検討にあたって参考にさせていただくための調査ですので、記入にあたっては、現在の職務上、子どもや家庭に関わってきたなかで経済的な困窮があって、さらに経済的な課題以外にも複数の課題を抱えたケース（※）や過去の経験で特徴的な事例をイメージしてご記入ください（※例えば、DVや健康診断未受診、保育料滞納など）

◆選択肢のある質問については、次のように答えてください。

（例）あなたの好きな花はなんですか。

1. さくら	3. バラ
2. チューリップ	4. その他の花

※ 答えは、あてはまる番号に○をつけてください。

※ ○のつけかたは、質問文の終わりに「あてはまる番号1つに○をつけてください」等と記載していますので、それにしがってください。

◆記述式の質問については、概要がわかる程度の箇条書きで結構です。（個人が特定されないようご注意ください。）

（例）問2 あなた（あなたの機関）が行っている支援で工夫されている点を教えてください。

番号	②、⑨
相談内容を把握するスキルを高めるため、他の機関の相談員と積極的に知り合いになるなど、協働しながら支援が進められる相談体制の構築を常に意識している。	

経済的な困窮をはじめ複数の課題を抱えたケースで、支援がうまくいった事例についておたずねします。

問5 支援の対象は子どもですか、保護者ですか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

1. 子ども 2. 保護者 3. 子ども・保護者の両方

問6 うまくいったポイントは何だったかを教えてください。以下の説明に沿ってご記入ください。

※どのタイミング(①対象者が自身の課題に気付いた時など支援を開始したタイミングと②そのタイミングに至った経過や方法を教えてください。)でどのような支援(要保護児童対策地域協議会や連絡会などの機関連携の会議でのケースの共有、学習支援事業など支援事業、〇〇機関へのつなぎなど具体的に教えてください。)をしたらうまくいったという内容をご記入ください。

経済的な困窮をはじめ複数の課題を抱えたケースで、支援がうまくいかなかった事例についておたずねします。

問7 支援の対象は子どもですか、保護者ですか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

1. 子ども 2. 保護者 3. 子ども・保護者の両方

問8 うまくいかなかった原因は何だったかを教えてください。

※ 例えば、ここ2～3年において、日頃行っている(工夫されている)支援の中で、困難だったと思われる主な事例について記入してください。

経済的な困窮をはじめ複数の課題を抱えたケースで、他機関との連携についておたずねします。

問9 他機関との連絡会（※）などがありますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください）

※「連絡会」とは、相互に情報交換し合う場をいい、その設置形態は問いません。

1. ある 2. ない 3. わからない



問10 「1. ある」場合、その内容、頻度、参加機関名を教えてください。（主なもの1つ）

目的：

内容：

頻度：

参加機関名：

問11 他の機関と連携する際の課題を教えてください。

--

問12 他の機関と連携する際に工夫することがあれば教えてください。

--

問13 関係機関と連携した施策として、どんなものがあればいいか教えてください。

--

問 14 経済的困窮をはじめ複数の課題を抱えるケースに対応されていて、課題があると思われることはありますか。また、考えられる改善策がありましたらご回答ください。(複数回答可)

課題		改善策
1. 発見の仕組みがない	⇒	
2. 支援の対象がわからない	⇒	
3. 発見後のつなぎ先がわからない	⇒	
4. 支援を拒否される	⇒	
5. 子どもへの支援策が少ない	⇒	
6. 若者への支援策が少ない	⇒	
7. 関係機関等との連携が困難 (機関名：)	⇒	
8. 個人情報の共有が困難	⇒	
9. 支援のネットワークがない	⇒	
10. その他 ()	⇒	

問 15 その他、ご意見がございましたら記入願います。

<p>※今後、現在実施している事業の拡大や新規事業の実施など、子どもの貧困問題の解決に向けて、検討されている事業がありましたら、記入ください。また、その他の意見でも結構です。</p>

質問は以上です。調査にご協力いただきありがとうございました。

第Ⅱ部 施設退所児童等の実態調査

I 調査概要

1. 調査の目的

保護者の経済的困難や虐待などを背景に、実家庭から離れ、児童養護施設や里親等で生活する児童の中で、就職・進学を機に自立退所した者には、実家庭からの援助を物質的にも精神的にも望みにくく、その後の自立生活の安定や就学・就業の定着に困難を抱える者がいる。そうした自立退所児童等のおかれた生活状況を検証するため調査を実施し、得られた結果を分析することによって、支援を要する退所児童等に対する支援体制や支援内容を検討することを目的とした。

2. 調査方法

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に、大阪府、大阪市、堺市が所管する児童養護施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム（以下、「児童養護施設等」と言う）から中卒以上で自立退所した者に対して、調査票を郵送し、郵送にて回収を得た。

調査票の郵送に際しては、出身施設等の協力を得て、出身施設等が連絡先等を把握している退所者に対して調査票を発送した。

3. 調査内容

調査票は全10頁で、大きく以下の8つの内容で構成されている。

- (1) 回答者の基本属性（性別、年齢、施設等入所期間、退所時期など）
- (2) 退所に向けた進路決定（進路、相談相手、退所直後に困ったことなど）
- (3) 現在の生活（同居家族、主たる収入）
- (4) 就労（就労の有無、転職経験と理由、給与、就労上の不安など）
- (5) 学校（最終学歴、現在の通学状況、奨学金の利用の有無など）
- (6) 健康（健康保険、公的年金加入状況、ストレスとコーピングなど）
- (7) 困っていることや悩み（困っていること、相談相手、相談結果など）
- (8) 退所後の施設等との交流（出身施設等との交流状況、必要な支援など）

なお詳細は、巻末資料（56頁以降）の調査票を参照されたい。

4. 調査対象者

児童養護施設等から中卒以上で自立退所した者（353人）を対象とし、家庭復帰による退所者については調査対象外とした。

5. 調査期間

平成28年7月21日から同年8月31日までである。

6. 調査配布数・回収数・回収率

353 通の調査票を発送し、155 件の回答を得た。回収率は 43.9%である。

	回収率 (%)	回収数	送付数
施設退所児童等の実態調査	43.9	155	353

7. 調査実施主体

本調査の実施主体は、「施設退所児童等アフターケア体制検討委員会」を構成する以下のメンバーである。

- ・「施設退所児童等アフターケア体制検討委員会」
 - ▽大阪府福祉部子ども室家庭支援課
 - ▽大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課
 - ▽堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
 - ▽大阪府子ども家庭センター
 - ▽大阪市こども相談センター
 - ▽堺市子ども相談所
 - ▽社会福祉法人大阪府社会福祉協議会児童施設部会
 - ▽社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部

なお、調査研究業務受託者は、公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科である。

8. 研究者一覧

担当者 公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科
教授 山野 則子 (業務責任者)
准教授 伊藤 嘉余子

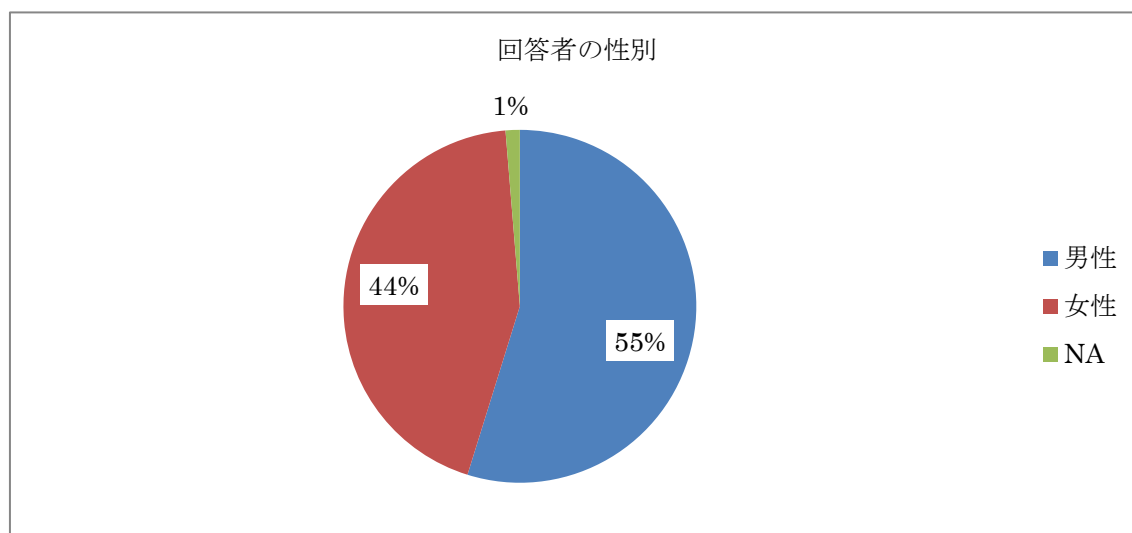
研究協力者 高橋 順一 (調査補助業務担当)
(同志社大学大学院博士後期課程)

Ⅱ-1. 調査結果（単純集計）

1. 回答者の属性

I-① あなたの性別をお答えください。

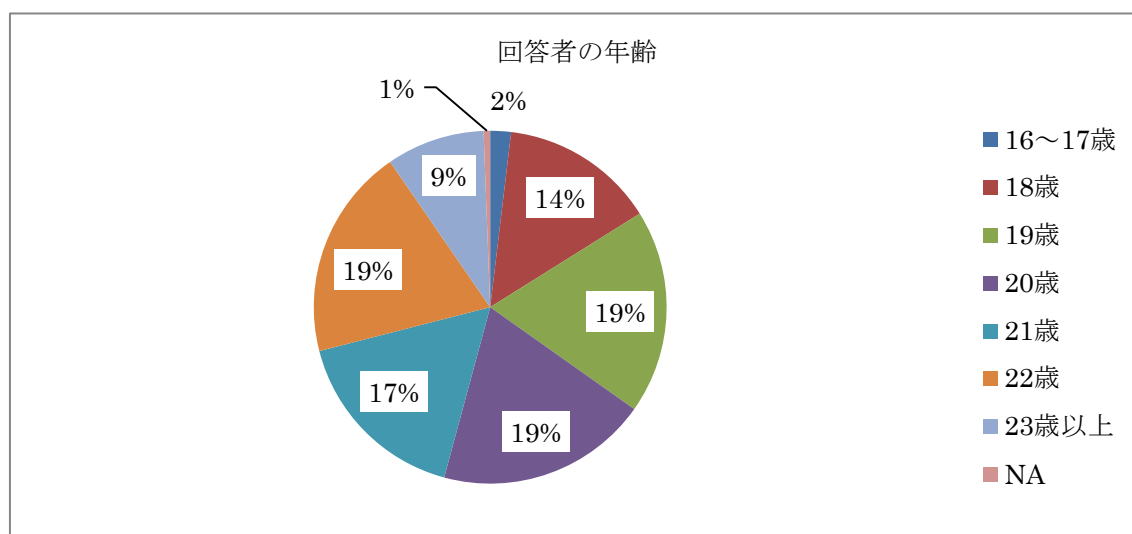
回答者の性別については、男性 85 名（54.8%）、女性 68 名（43.9%）で、男性の方が若干多かった。



I-② あなたの年齢をお答えください。

「20 歳」と「22 歳」が最も多く、30 名（19.4%）であった。次いで「19 歳」18.7%、「21 歳」16.8%であった。

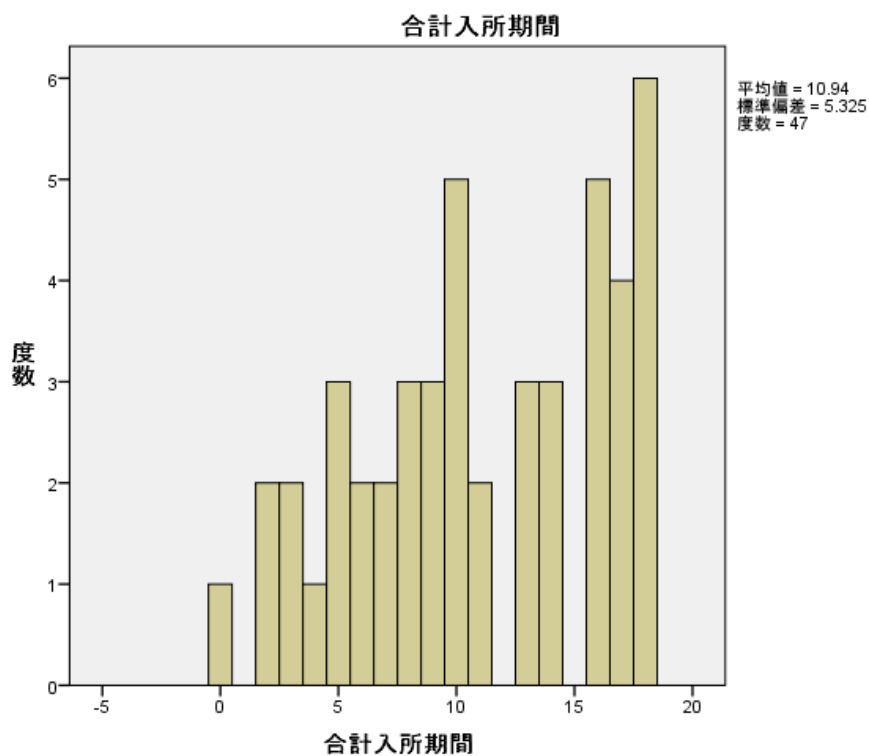
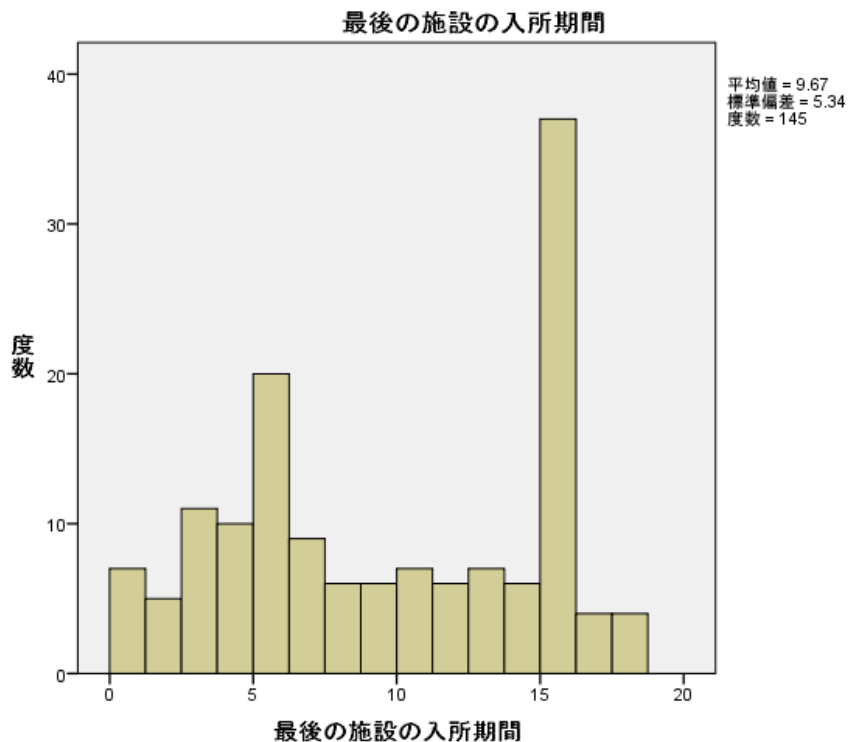
平均年齢は 20.3 歳であった。



I-③ 施設等への入所期間についてわかる範囲でお答え下さい。

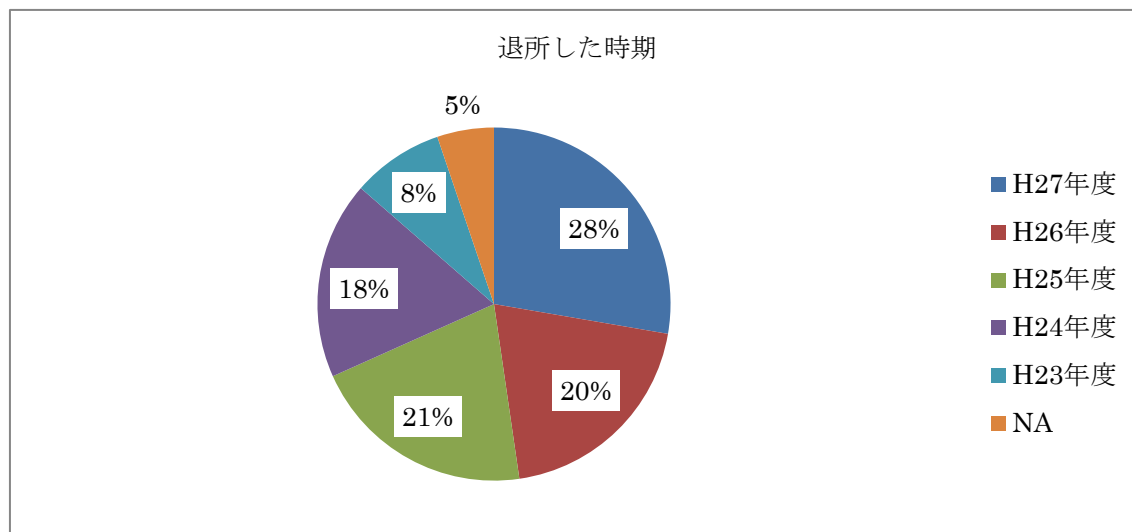
- (1) 最後に入所していた施設の入所期間をお答えください。
- (2) 他の施設に入所していた場合、その期間も合せてお答えください。

最後に入所した施設での平均入所期間は9.7年と、全国における児童養護施設平均入所期間「4.9年」の2倍以上の長さであった。また、12年以上との回答が全体の41.3%を占めた。



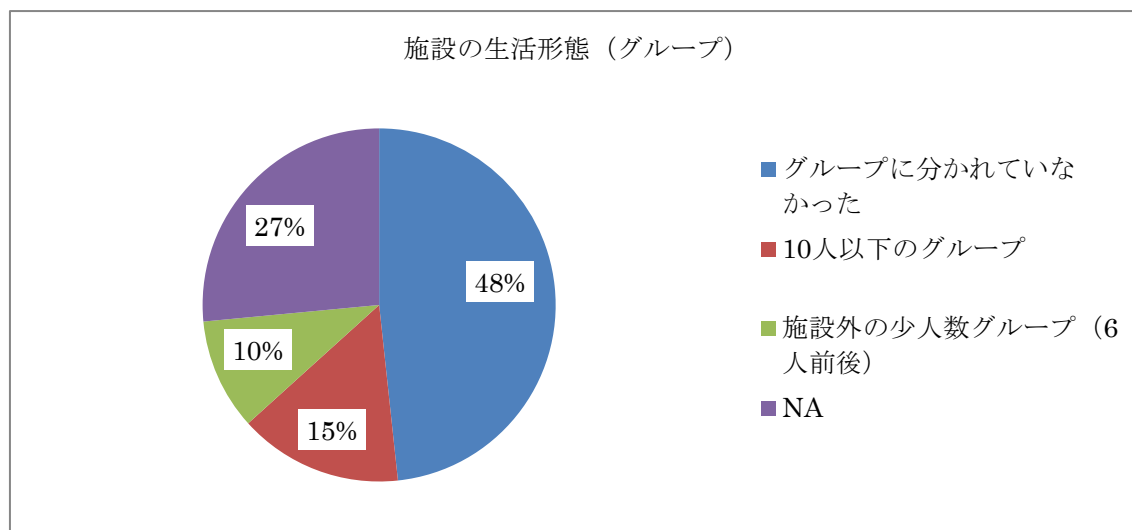
I-④ 施設等を最後に退所した時期についてお答えください。

平成 27 年度が 43 名 (27.7%) と最も多く、過去にさかのぼるごとに人数は減少傾向にある。措置解除後、年数が経過すると、次第に連絡がつかなくなっていることがうかがえる。



I-⑤-1 里親・ファミリーホームで生活していた以外の方にお尋ねします。最後に退所した施設等で生活していたグループについてお答えください。

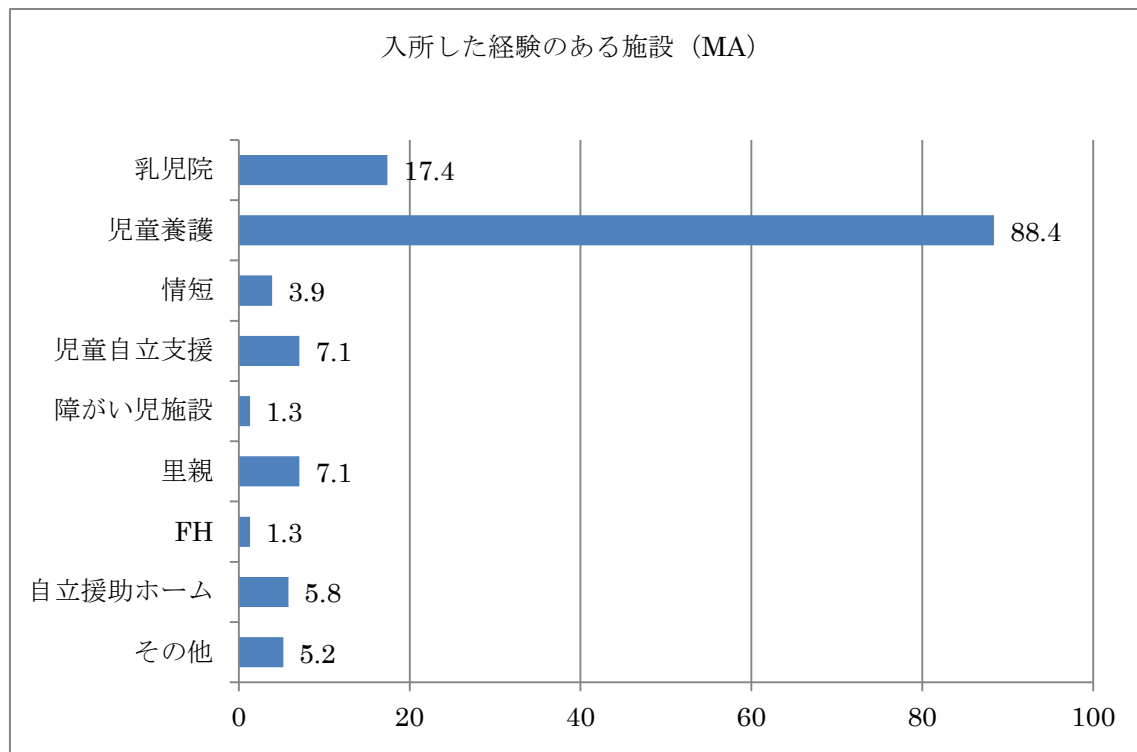
里親・FH 以外で生活していた 147 名の回答者に、最後に生活していた施設の養育形態（グループ）について尋ねたところ、「グループに分かれていなかった」が 71 名 (48.3%) で半数弱を占めた。



I-⑤-2 これまで入所した経験のある施設等についてすべてお答えください。

入所経験のある施設では「児童養護施設」が最も多く 137 名 (88.4%) で、次いで「乳児院」27 名 (17.4%) であった。

「その他」の回答の内訳は、一時保護所、グループホーム等であった。

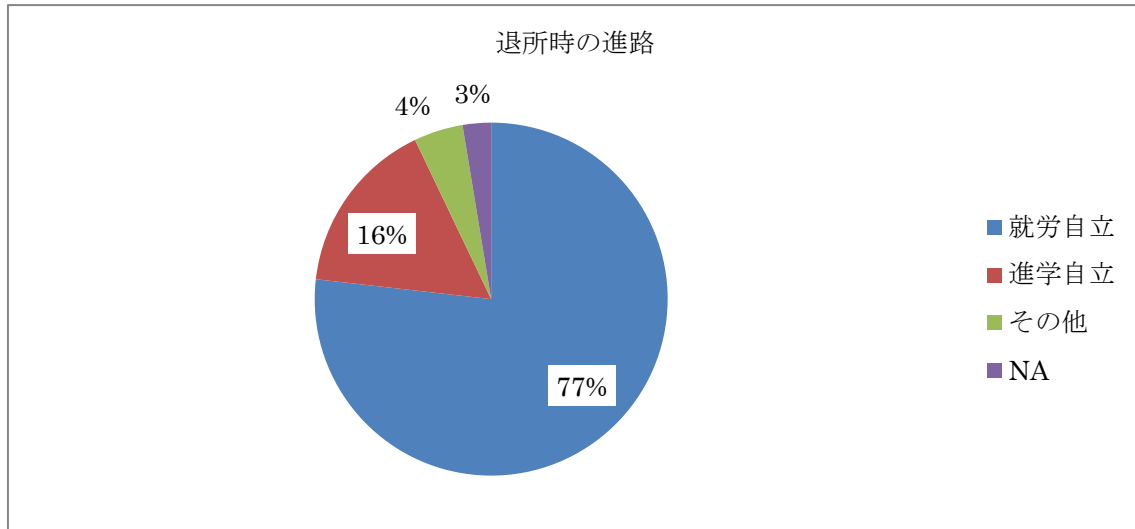


2. 退所に向けた進路設定について

II-⑥ 施設等を退所したときの進路についてお答えください。

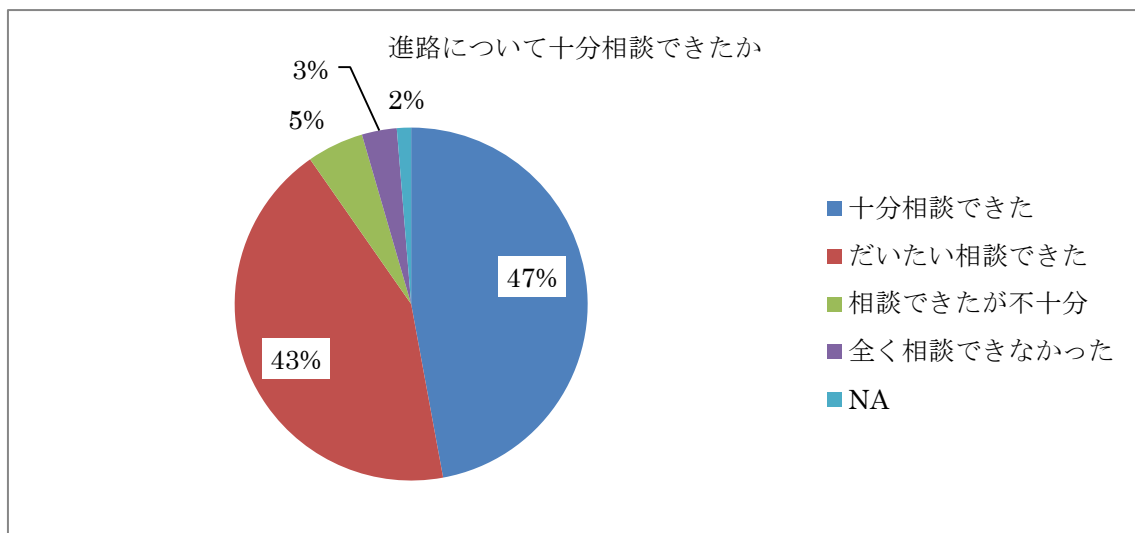
退所時の進路では「就労自立」が最も多く 119 名（76.8%）であった。

「その他」の回答の内訳は「障がいサービス利用」「きょうだい等の親族」等であった。



II-⑦ 施設等で進路（退所後の生活）について十分相談できましたか。

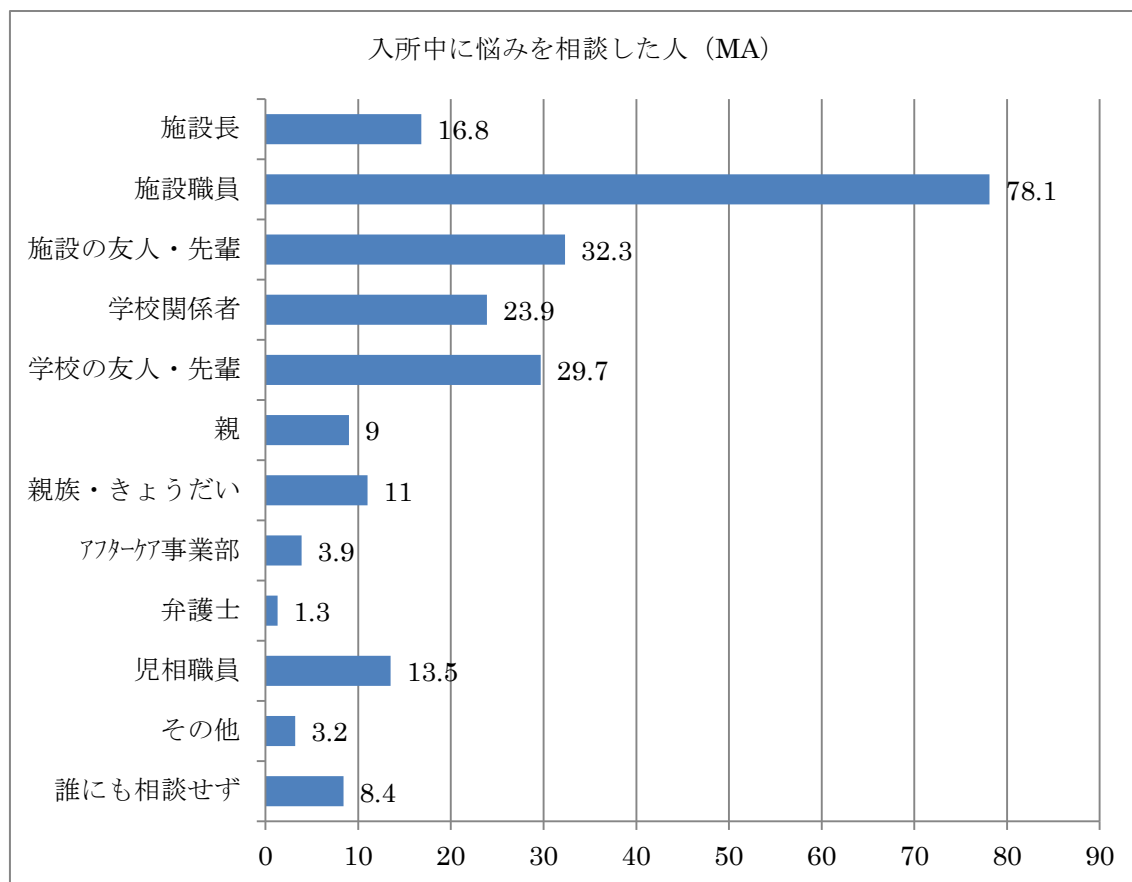
「十分相談できた」47.1%、「だいたい相談できた」43.2%で、9割以上が「相談できた」と受け止めていることがわかった。



Ⅱ-⑧ 施設等入所中に悩んだとき相談した人は誰でしたか。

最も多かったのは「施設の職員」で121名（78.1%）であった。次いで「施設の友人」50名（32.3%）、「学校の友人や先輩」46名（29.7%）であった。

一方「誰にも相談していない」が8.4%であった。



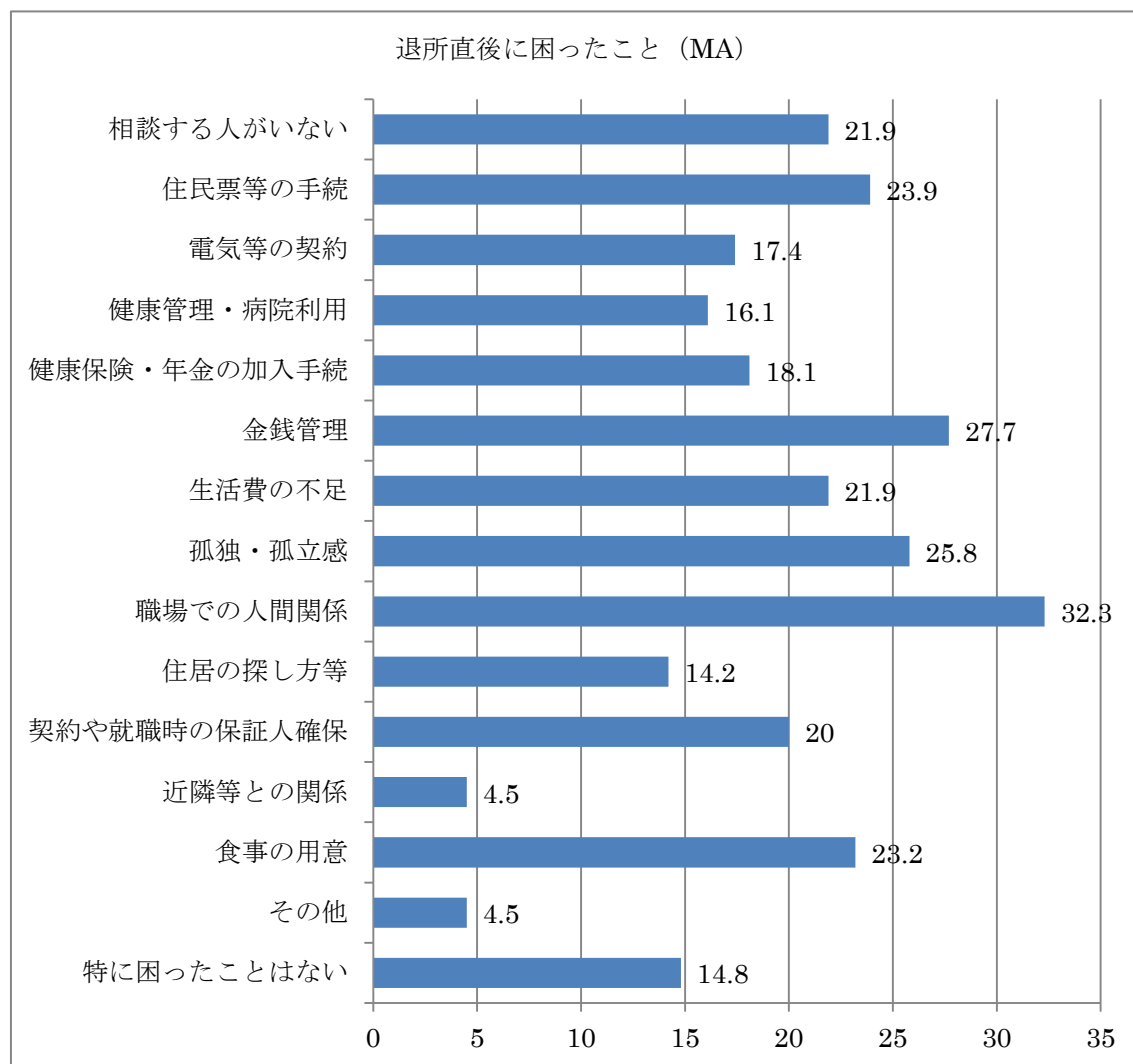
Ⅱ-⑨ 施設等を退所したすぐあとに困ったことについてお答えください。

最も多かったのは「職場での人間関係」50名（32.3%）で、次いで「金銭管理」27.7%、「孤独感・孤立感」25.8%であった。

「金銭管理」や「生活費の不足」と回答した者が2割以上おり、経済面での困難を抱えながら生活している状況がうかがえる。

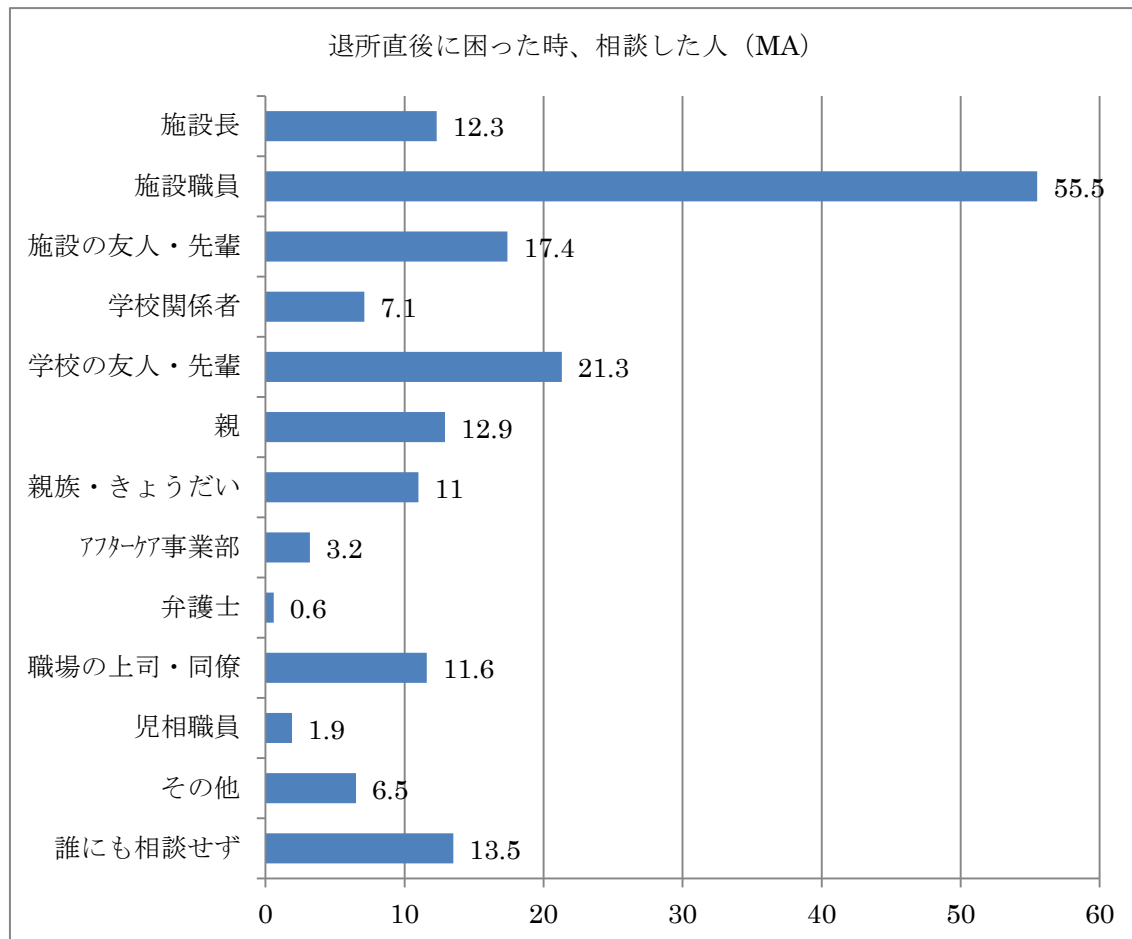
また「住民票等の手続き」「健康保険等の手続き」「保証人の確保」もそれぞれ2割弱の回答があり、社会生活上必要となる手続きで困難を感じている回答者がいることがわかる。

「特に困ったことはない」との回答は15%弱であり、ほとんどの人が何らかの困難を感じながら生活していることが示唆された。



Ⅱ-⑩ 施設等を退所したすぐあとに困ったとき、誰に相談しましたか。

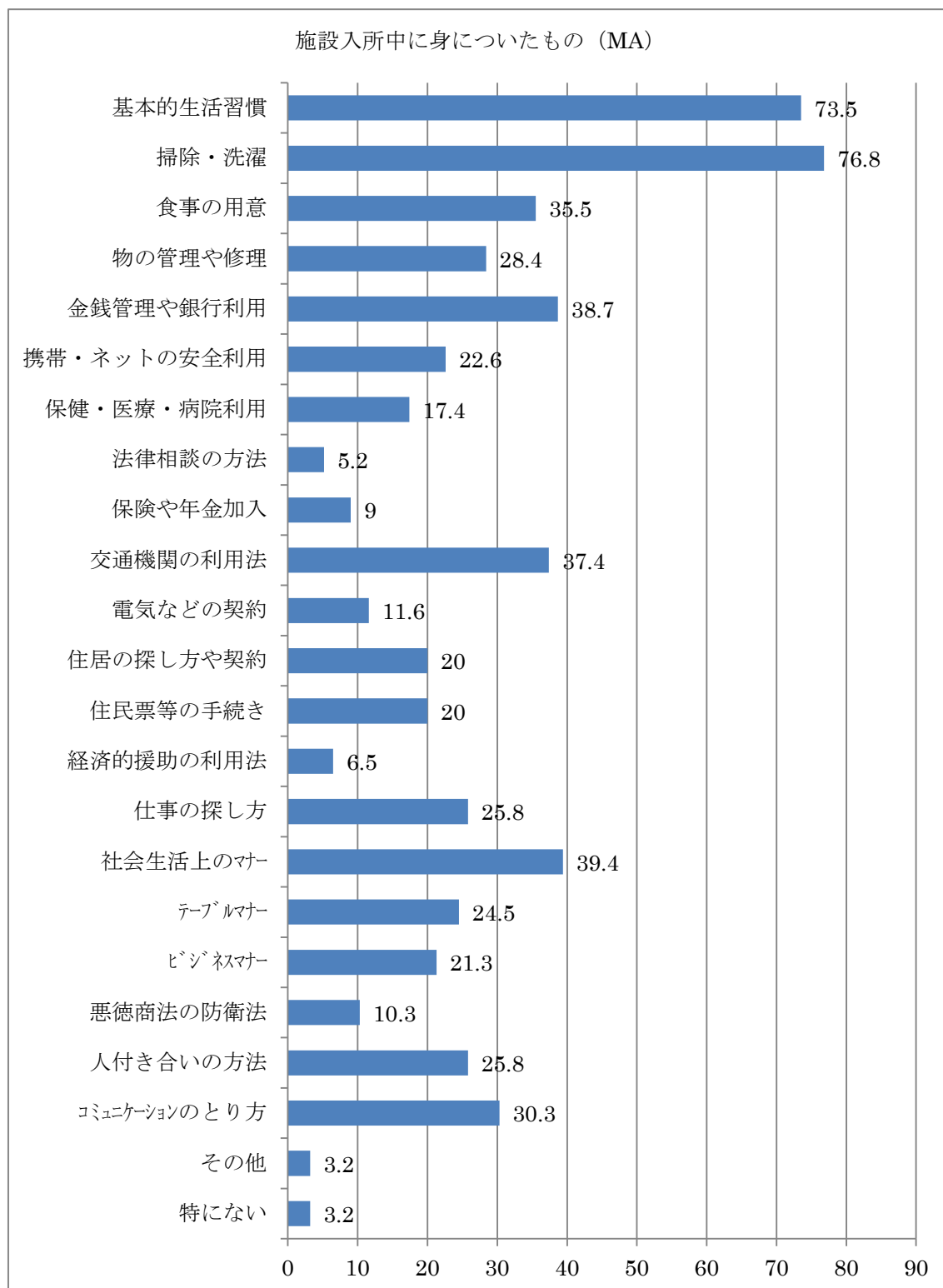
半数以上が「施設の職員」と回答しており、退所後の相談相手として施設職員を頼りにする者が多いことがわかった。また、施設の友人や学校の友人と回答した者が2割前後であった、一方「誰にも相談していない」との回答が13.5%と、施設入所中と比べて1.6倍となっており、退所後に相談できる相手がいないという困難を感じている者が増えることが示唆された。



Ⅱ-⑪ 施設等入所中に身についたと思うものについてお答えください。

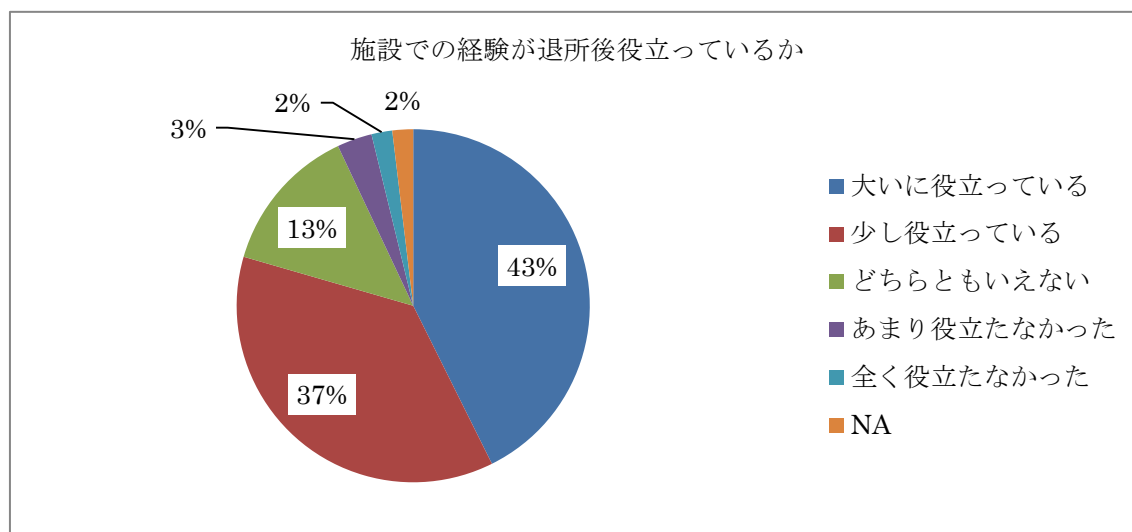
最も多かったのは「掃除・洗濯」で76.8%であった。また「基本的な生活習慣」は約4分の3が「身についた」と回答した。

退所直後に困ったこととして回答の多かった「食事の用意」「コミュニケーションのとり方」「人づきあいの上手な方法」といった対人関係に関する項目については、約3割が「身についた」と回答している。



Ⅱ-⑫ 施設等で経験したことが、退後の生活において役立っていると思いますか。

およそ8割の回答者が「役立っている」と回答した。



Ⅱ-⑬ 施設を退所したときの所持金額についてお答えください。

「自分で貯めた貯金」については、平均54万4千円であった。

「施設などから受け取った金額」は、平均25万円程度であった。

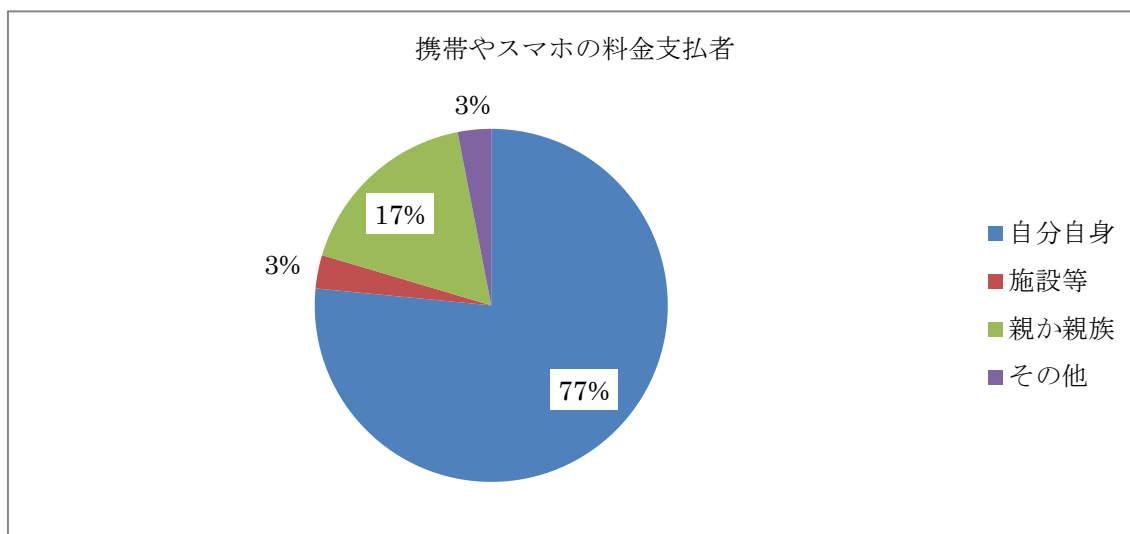
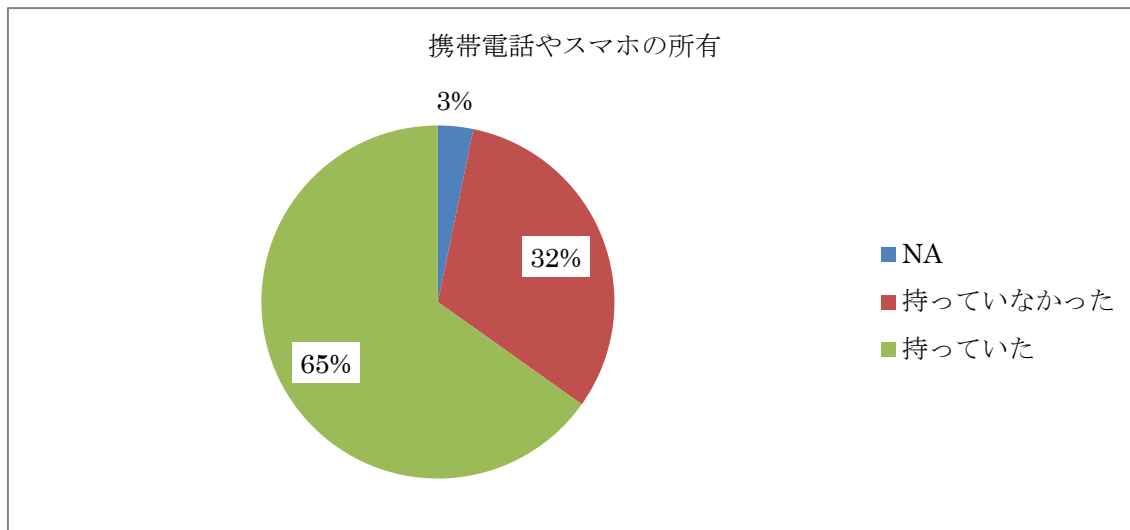
	回答者数	平均額	最高額	最低額	NA
自分で貯めた金額	92	544,773	3,000,000	10,000	63
施設等から受け取った金額	68	254,375	960,000	10,000	87
その他	12	770,007	4,000,000	50,000	143

Ⅱ-⑭-1 施設等を退所する前に携帯電話・スマートフォンを持っていましたか。

Ⅱ-⑭-2 施設退所にあたって、携帯電話・スマートフォンの使用料の支払者は変わりましたか。

施設退所前に、携帯電話やスマートフォンを持っていた者 65.2%であった。そのうちの4分の3が、自分自身で料金を支払っていた。

退所後の支払者の変更については、53.5%が「なかった」と回答した。

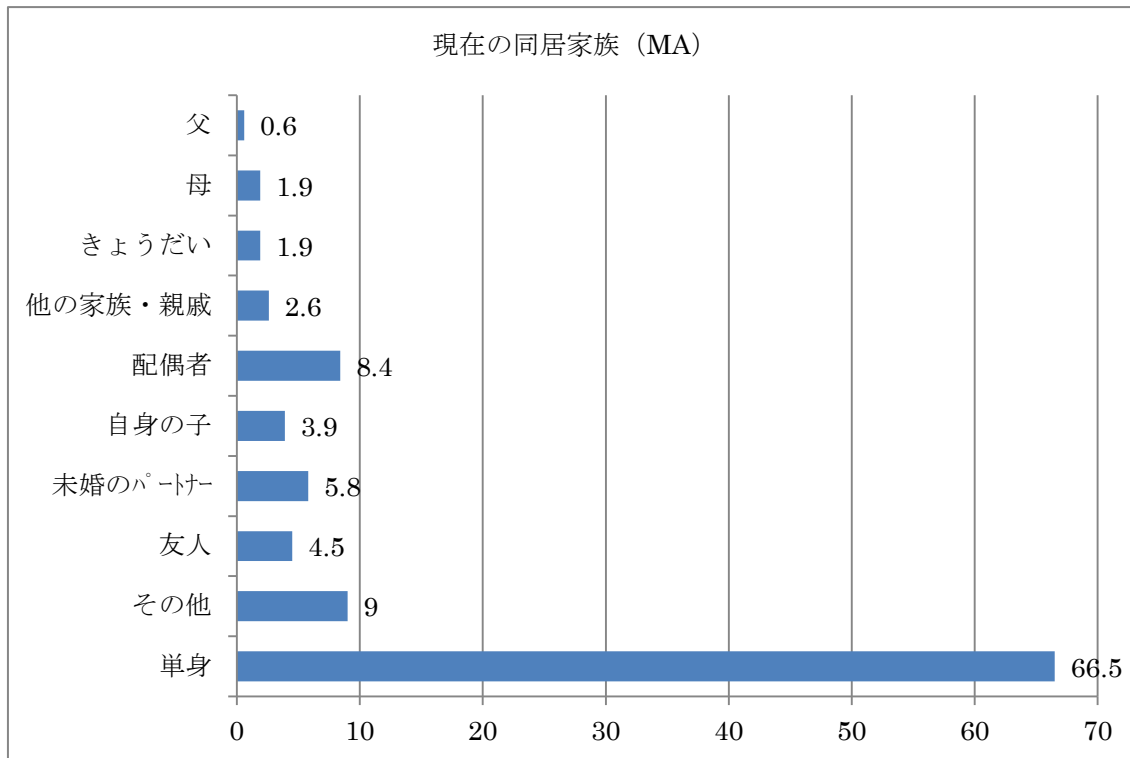


3. 現在の生活について

Ⅲ-⑮ 現在あなたと同居しているご家族に○を付けてください。

単身者が 66.5% と最も多かった。

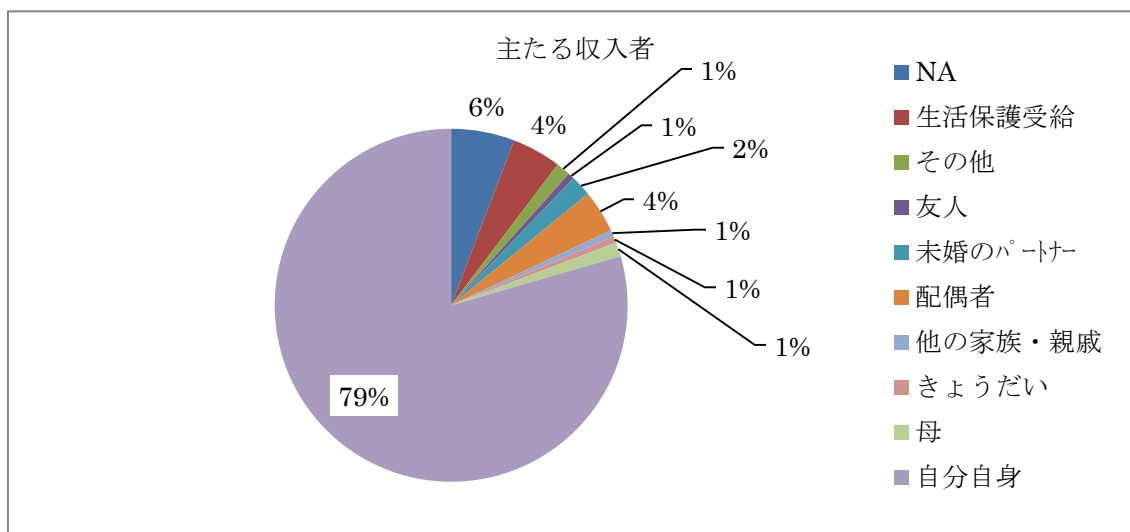
「その他」の内訳は、グループホーム利用、寮、施設に下宿等があった。



Ⅲ-⑯ あなたの家では誰の収入で生活していますか。収入のある人が複数いる場合は、もっとも多く稼いでいる人をお答えください。

主たる収入者については、約 8 割が「自分自身」と回答した。

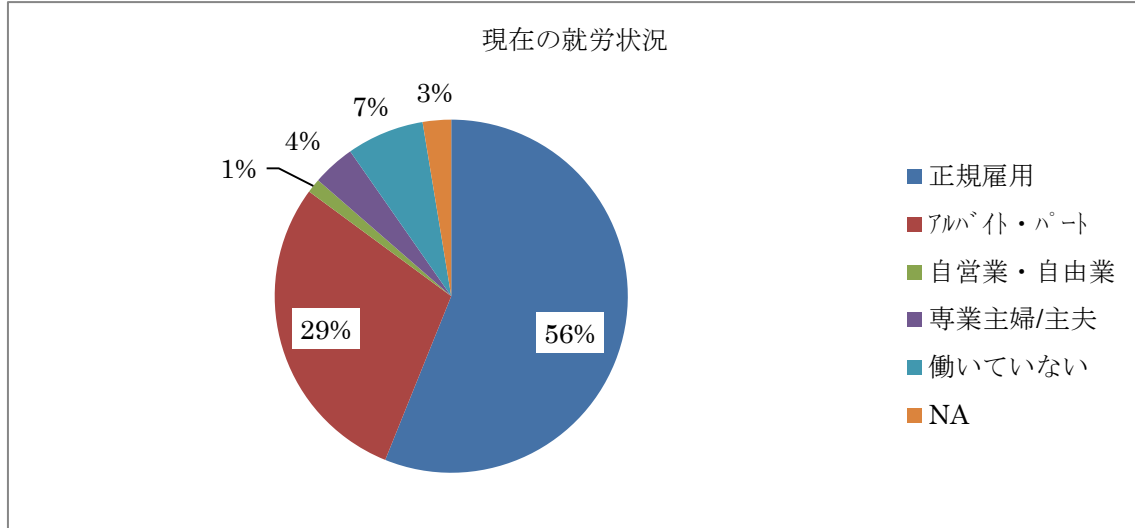
生活保護受給率が 4.5% であり、大阪府全体 (H26 年度 : 0.34%) と比べると 10 倍以上となっている。



4. 就労について

IV-⑰-1 あなたは現在働いていますか。

正規雇用・常勤が最も多く 56.1%であった。その一方で、アルバイト等の非常勤雇用の不安定な雇用形態の者が約 3 割を占めた。



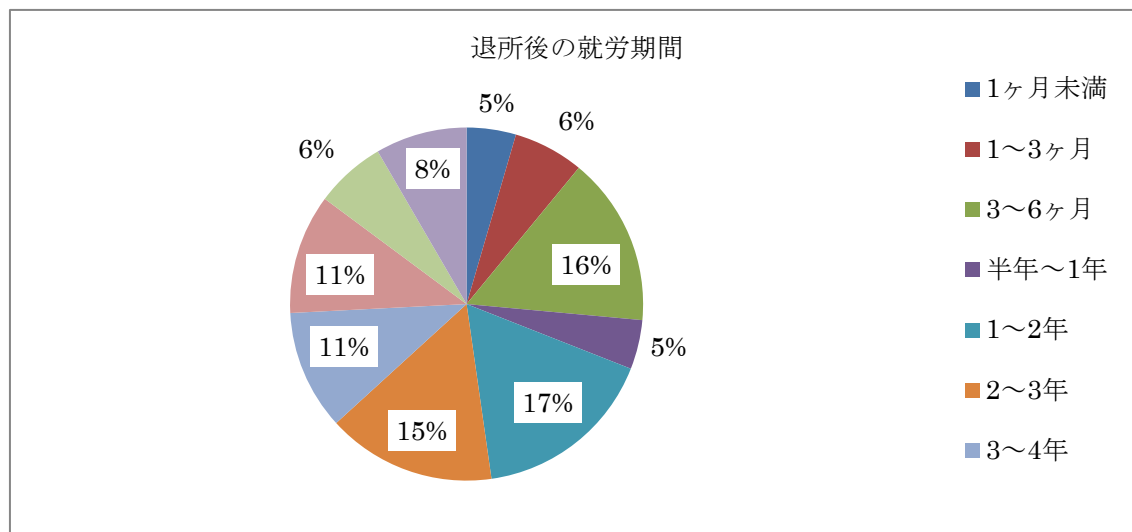
IV-⑰-2 あなたは⑰-1以外に働いていたことはありますか。

現在の職場以外での勤務経験については、約 6 割弱が「ある」と回答しており、転職経験者が 6 割を占めることがわかった。

	正規雇用	バイト・パート	自営業/ 自由業	その他	他で働いた ことはない	NA
度数	38	53	0	0	42	22
指数	24.5%	34.2%	0.0%	0.0%	27.1%	14.2%

IV-⑱ 退所後の就労期間（転職等がある場合は合計期間）についてお答えください。

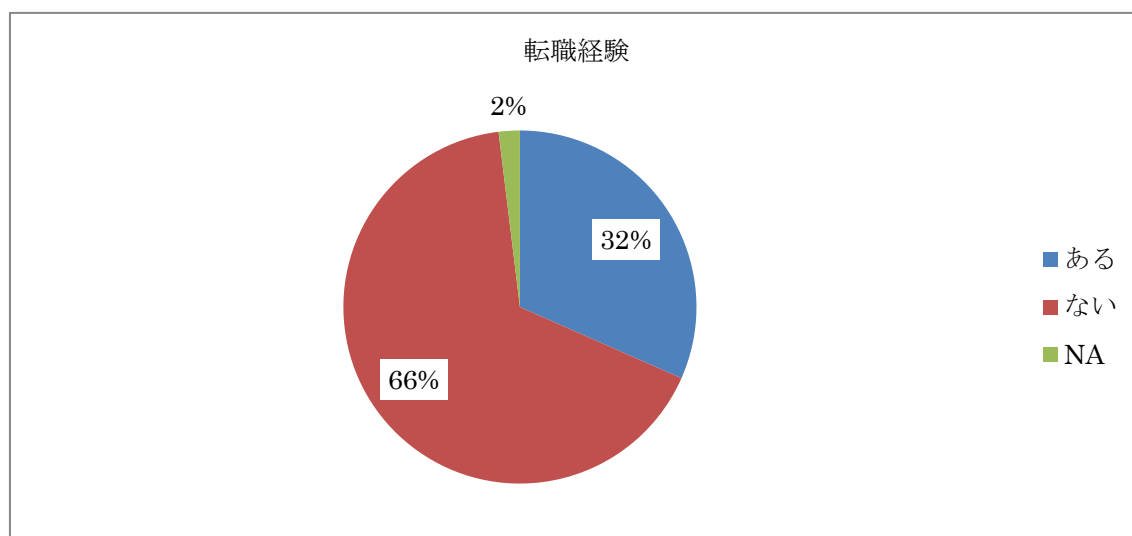
施設退所後の就労期間については「1～2年未満」が16.8%と最も多く、次いで「2～3年未満」15.5%、「3～6ヶ月」15.5%であった。また「就労期間なし」が6.5%を占めた。



IV-⑲-1 あなたはこれまでに転職したことがありますか。

転職経験については「ある」が31.6%であった。

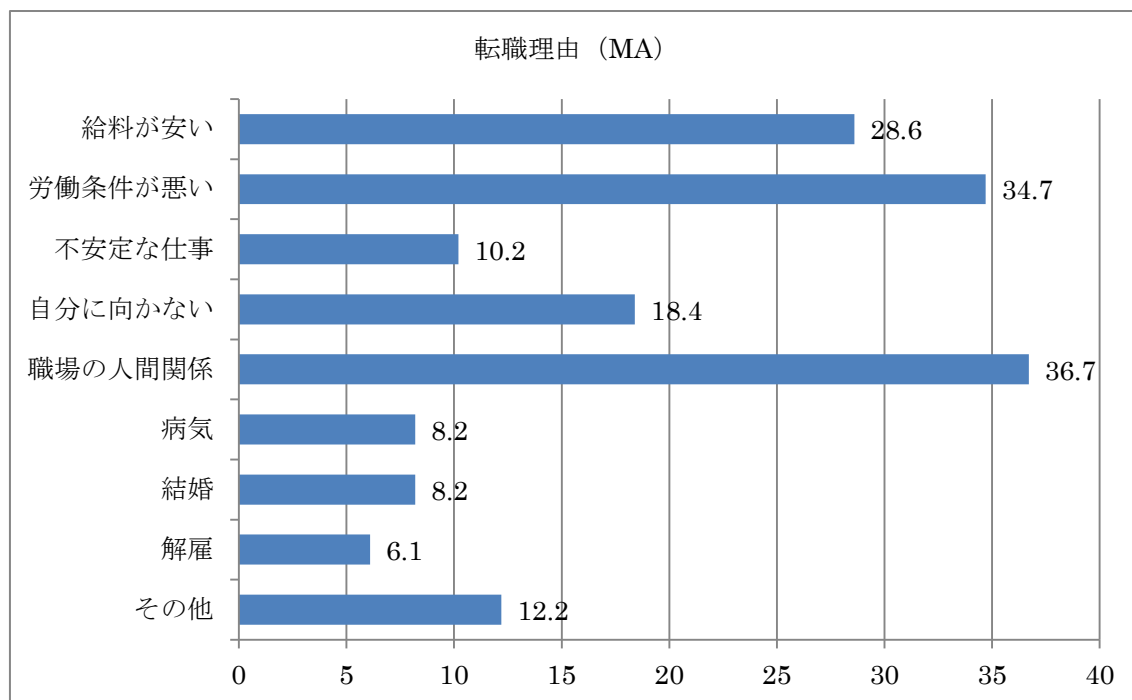
転職回数については、「1回」が53.1%と最も多く、平均1.9回であった。



	1回	2回	3回	4回	5回	6回	NA	平均
度数	26	8	9	1	1	2	1	1.9
指数	53.1%	16.3%	18.4%	2.0%	2.0%	4.1%	2.0%	—

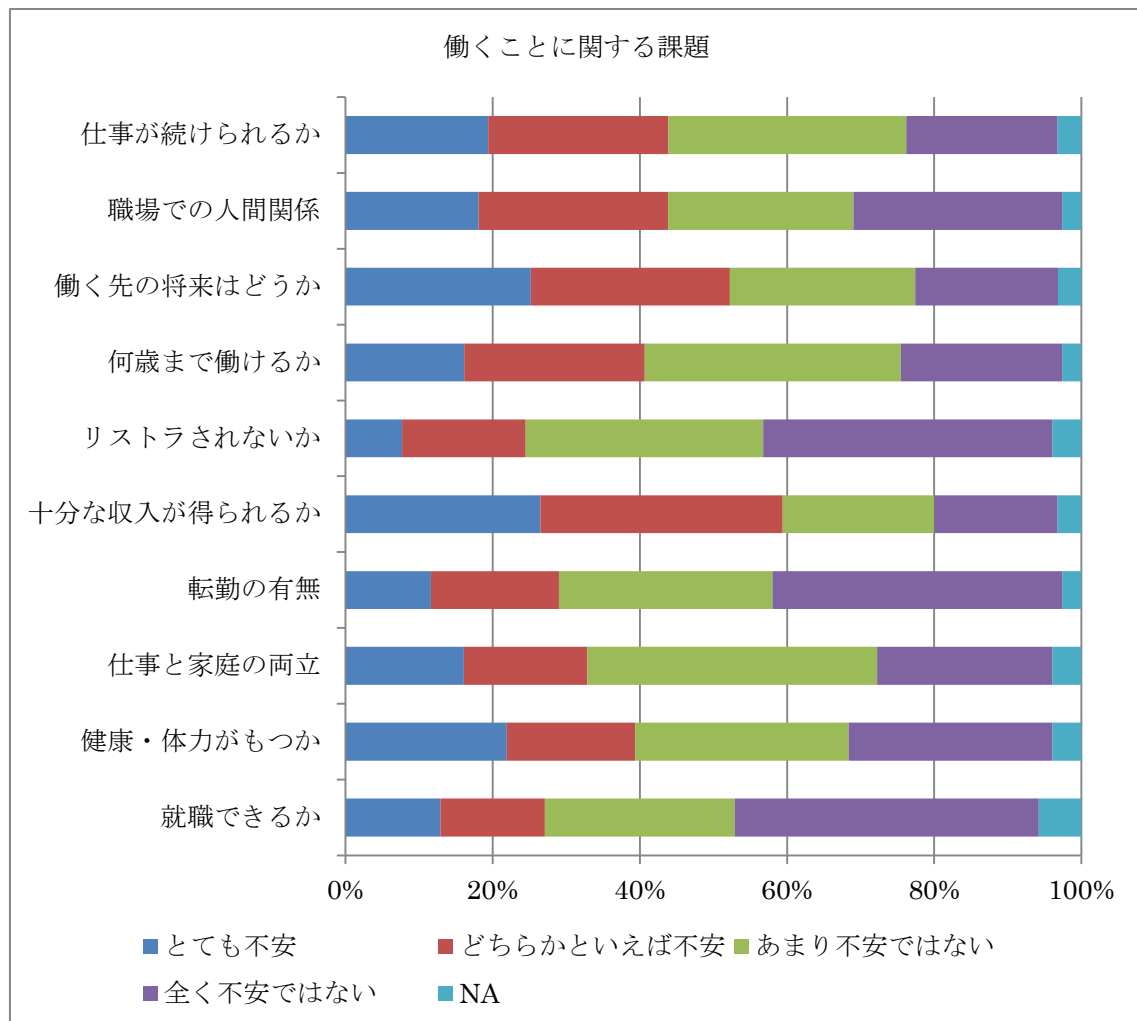
IV-⑱-2 ⑱-1で「1 ある」方にお尋ねします。転職の理由をお答えください。

転職理由については「仕事先での人間関係」が36.7%と最も多かった。次いで「労働条件が悪かった」が34.7%、「給料が少なかったから」28.6%であり、厳しい労働環境の中で働いている者が多いことがうかがえた。



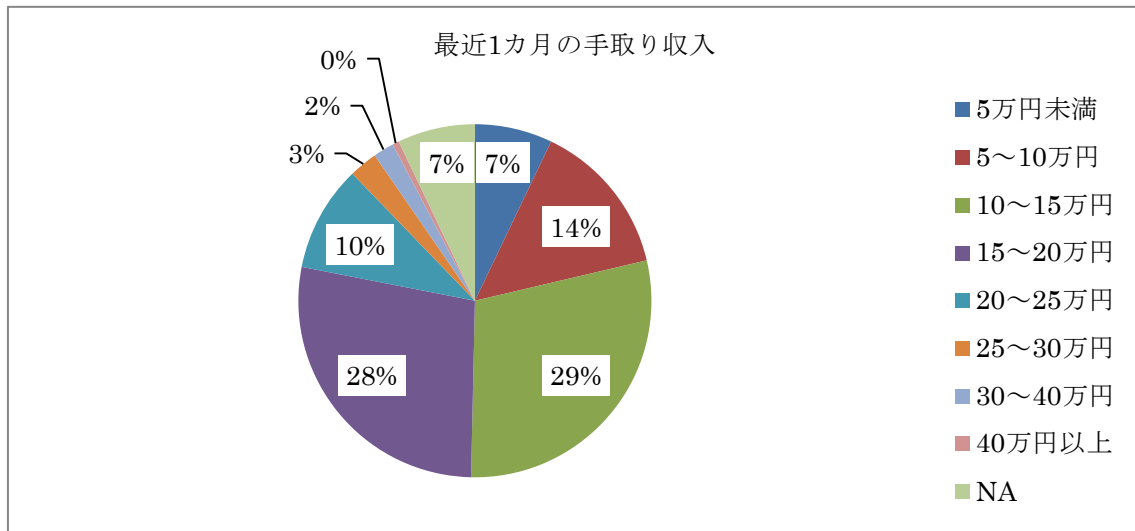
IV-⑳ 働くことに関して、現在、または将来不安に感じることはありますか。

全般的に「不安ではない」という回答が多い傾向にあった一方で、「働く先の将来はどうか」「十分な収入が得られるか」といった、将来の人生や生活に対する内容については「不安」との回答が半数を超えた。



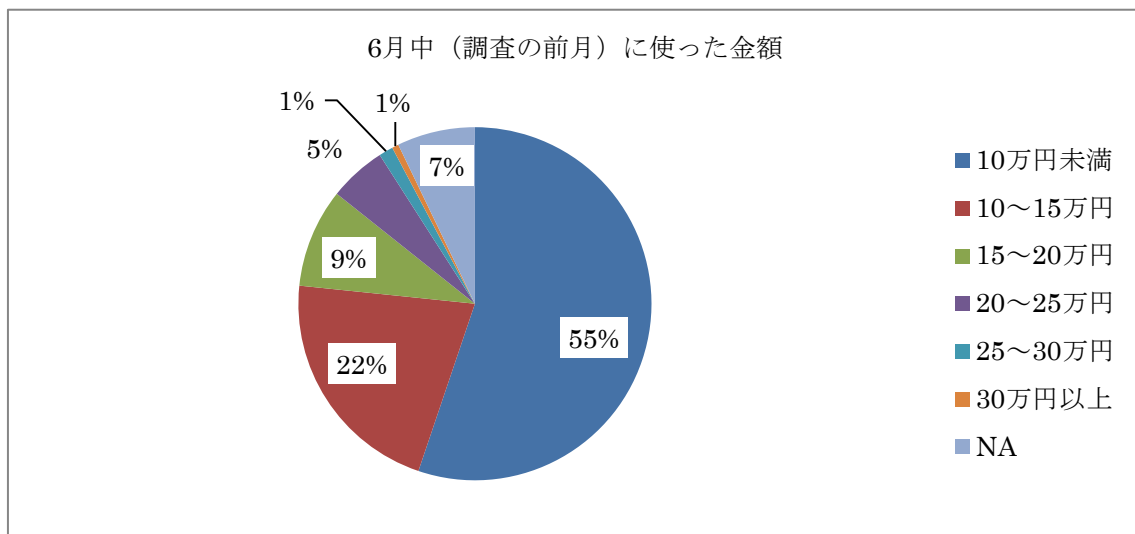
IV-㉑ 最近1か月間の収入（手取り収入）についてお答えください。

「10～15万円未満」が29.9%と最も多く、次いで「15～20万円」であった。



IV-㉒ 6月中に使った金額についてお答えください。

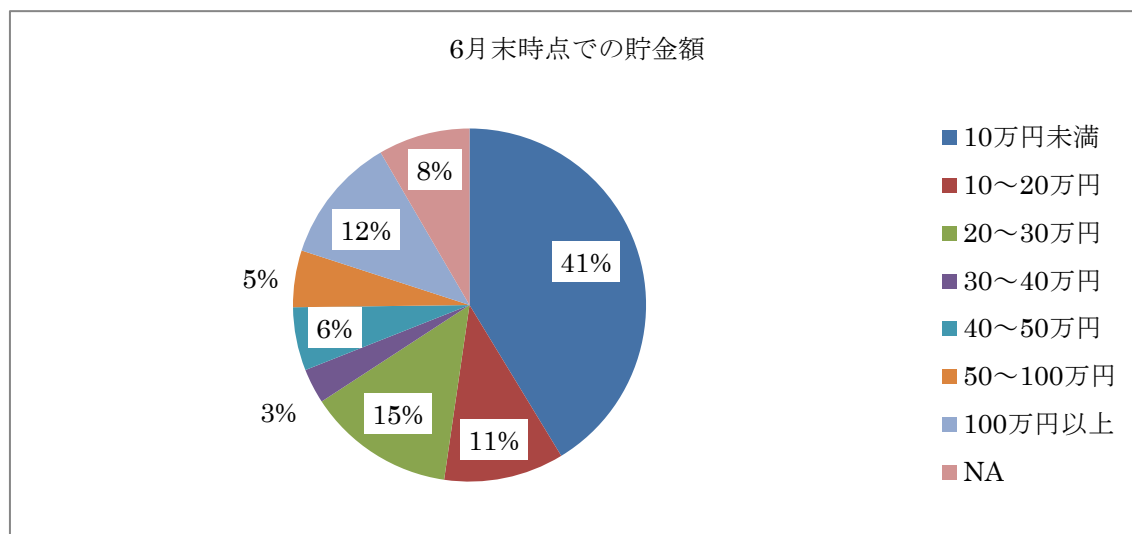
「10万円未満」が54.8%と最も多かった。



IV-㉓ 6月末時点の貯金額についてお答えください。

「10万円未満」が41.3%と最も多く、十分な貯金が困難な厳しい経済状況で生活している者が多いことがうかがえる。

その一方で、100万円以上貯金できていると回答した者が11.6%いた。

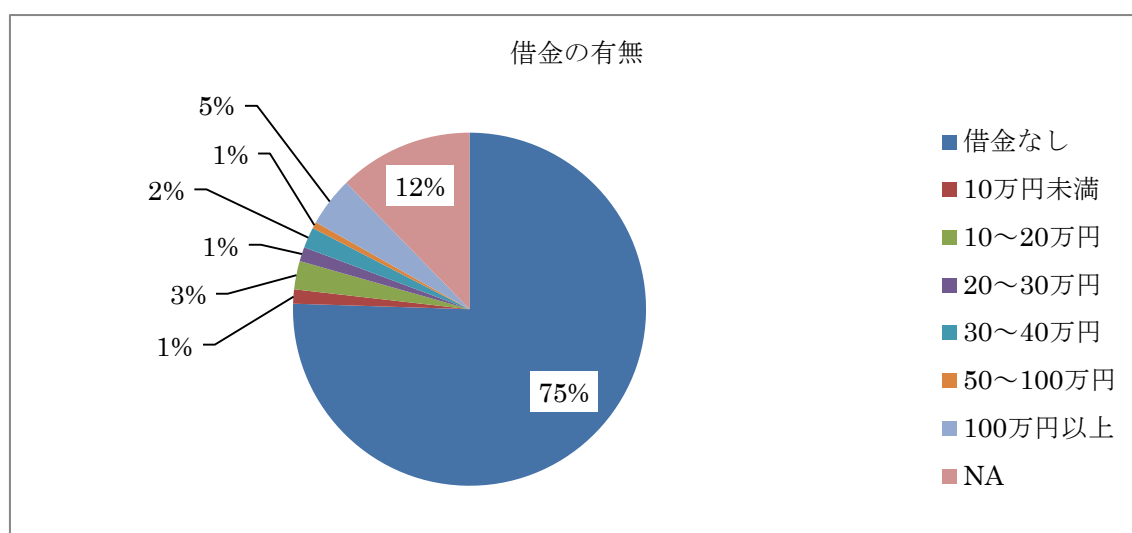


IV-㉔-1 6月末時点の借金の額（金融機関や友人等から借りている合計金額）についてお答えください。

IV-㉔-2 ㉔-1で借金のある方にお尋ねします。借金の理由についてお答えください。

75.5%が「借金はない」と回答した。

借金がある者について、その理由を尋ねたところ「給料が少なかったから・減ったから」が35.3%と最も多く、生活のために借金をする者が多いことがうかがえた。また、借金の理由の「その他」としては、「学費・奨学金」「車やバイクのローン」等が挙げられていた。



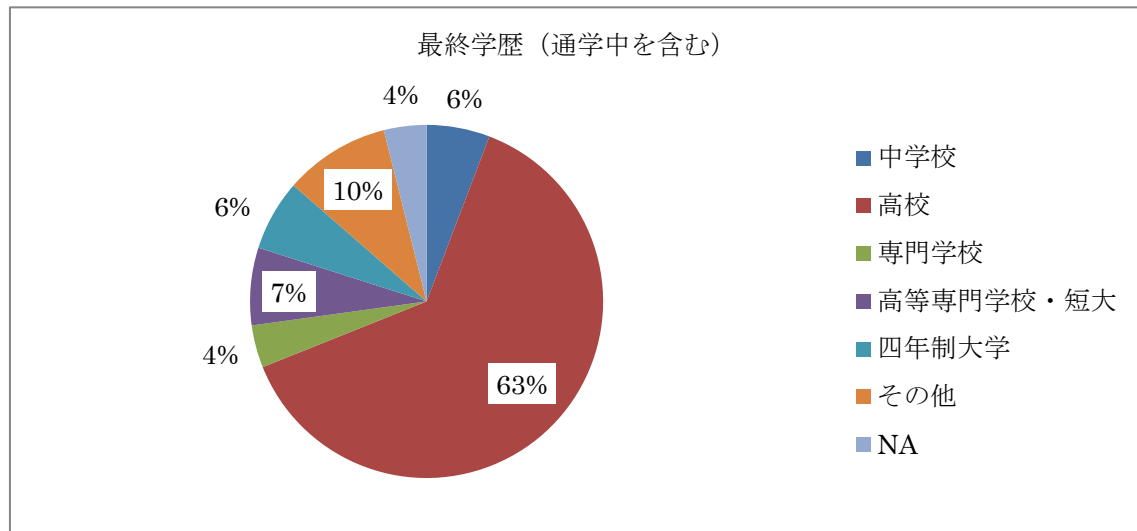
	給料が少なかった	買い物をしたから	遊ぶ金	友人の借金保証人	その他
度数	6	4	1	1	12
指数	35.3%	23.5%	5.9%	5.9%	70.6%

5. 学校について

V-⑳-1 あなたが最後に通っていたもしくは現在通っている（休学中を含む）学校はどれですか。

V-⑳-2 ⑳-1の学校に現在通っていますか。

最も多かったのは「高等学校」63.2%であった。「専門学校」「高等専門学校・短期大学」「四年制大学」の合計が17.5%であり、全国の児童養護施設の大学等進学率よりも高い数値となった。その一方で、最終学歴が「中学校」と、高校に進学していない者が5.8%であった。



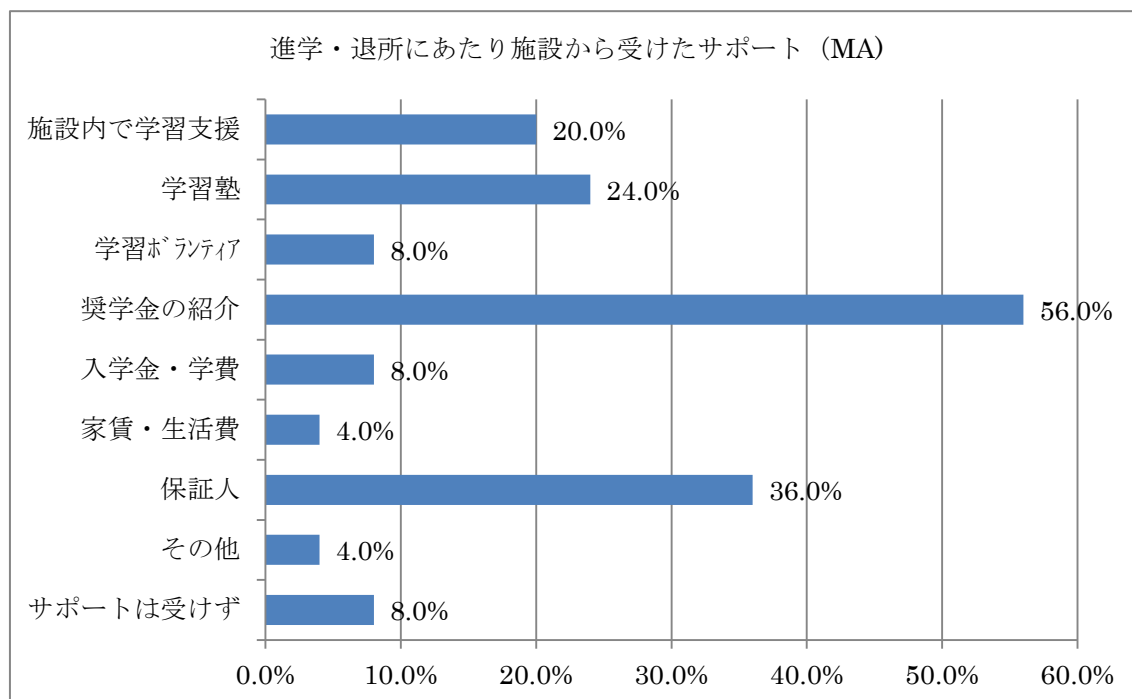
上記で回答した学校への通学状況としては「既に卒業した」が67.7%と最も多かった。その一方で「中途退学した」が9.0%と、大阪府全体（2.2%：H26年度）や全国平均（1.5%）と比べて高くなっている。

	通学中	卒業した	中退した	休学中	NA
度数	17	105	14	1	18
指数	11.0%	67.7%	9.0%	0.6%	11.6%

- V-⑫-1 施設等を退所後に進学するにあたり施設等から受けたサポートについてお答えください。
- V-⑫-2 奨学金の利用についてお答えください。

最も多かったのは「奨学金を紹介してもらった」で56.0%であった。次いで「身元保証人・連帯保証人になってもらった」36.0%であった。

さらに、奨学金の利用状況としては、7割弱が「返還型奨学金」を利用していた。

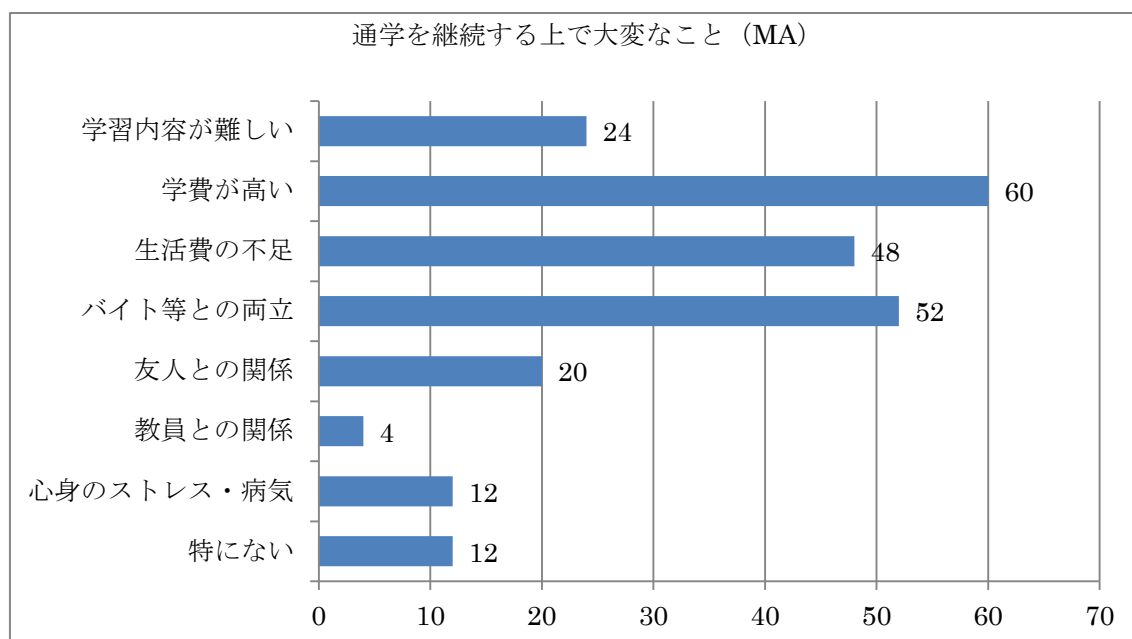


	給付型奨学金	返還型奨学金	利用していない	NA
度数	6	17	5	1
指数	24.0%	68.0%	20.0%	4.0%

指数は、⑫で進学したと回答した者の中の割合。

V-㉗ 学校を続けるうえで大変だと感じることをお答えください。

最も多かったのは「学費が高い」60.0%であった。次いで「アルバイトとの両立」52.0%、「生活費が足りない」48.0%となっており、経済的な困難を感じながら通学している者が多いことがうかがえ、経済的支援の必要性が示唆された。



V-㉘-1 中途退学した学校についてお答えください。

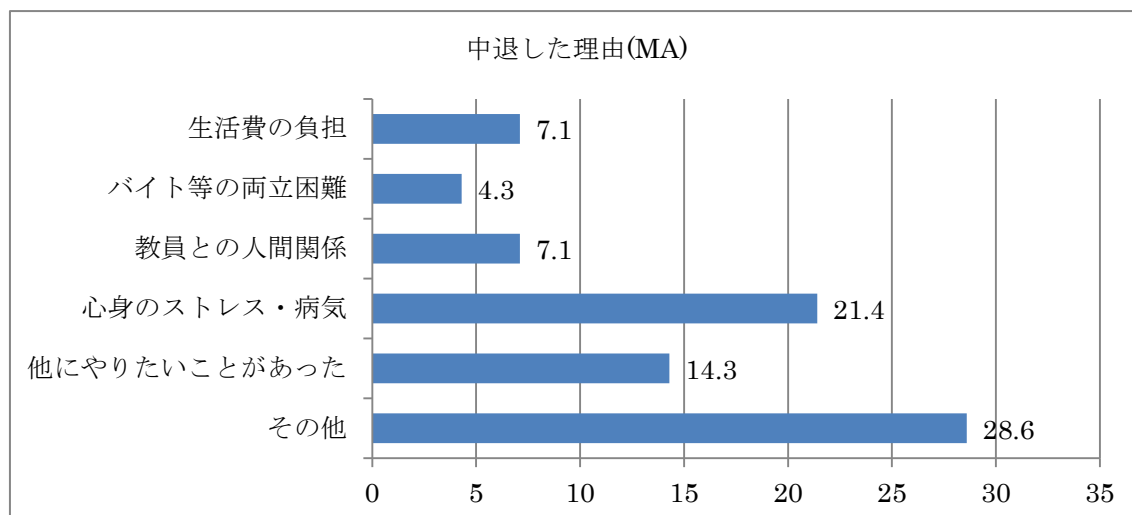
V-㉘-2 中途退学した理由についてお答えください。

学校を中退したことがあると回答した者は14名で、そのほとんどが「高校中退」であった。

	高等学校	四年制大学	NA
度数	12	1	1
指数	85.7%	7.1%	7.1%

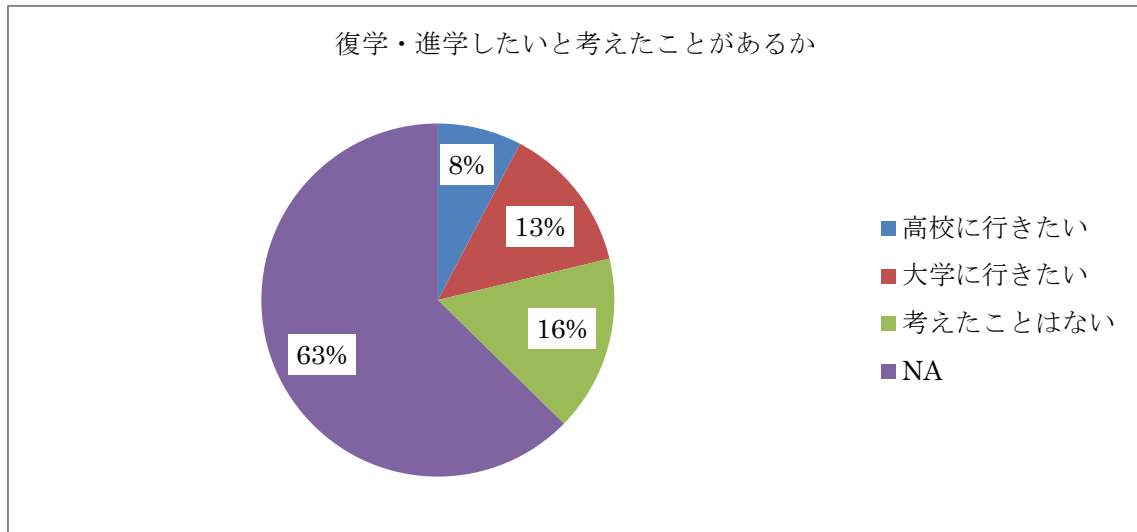
指数は、㉘-2で中退したと回答した者の中の割合。

中退した理由は「心身のストレス・病気」が21.4%と最も多かった。「その他」の内訳は「勉強が嫌い」「行く気がなくなった」「施設を出たかった」「家庭のこと」等の記入があった。



V-⑳ 学校に通っていない方にお尋ねします。機会があれば再度進学したい、あるいは進学しなおしたいと考えたことがありますか。

機会があれば復学・進学したいと考えたことがある者は、全体の20%強であった。

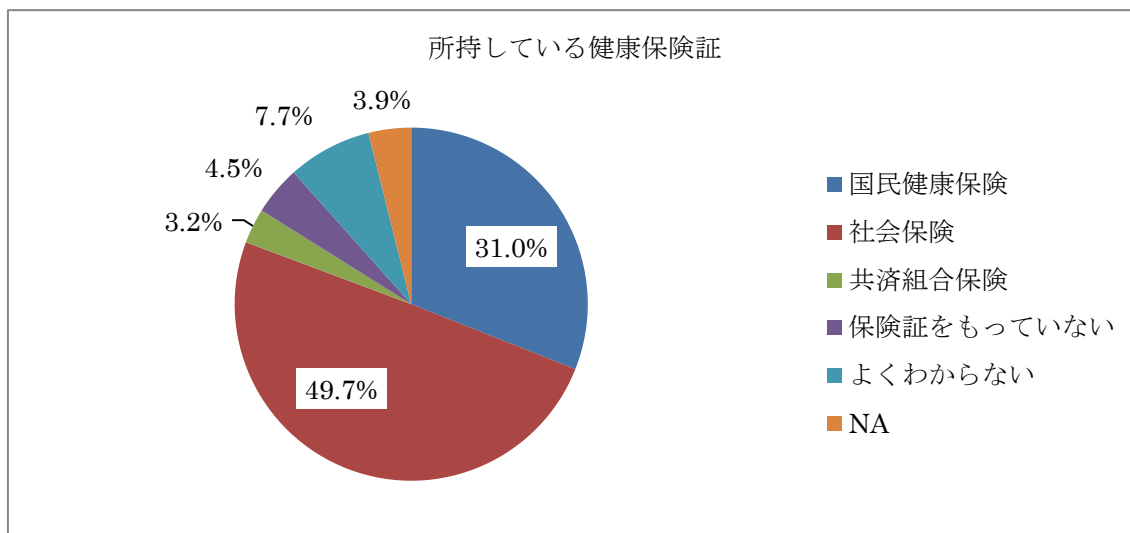


6. 健康について

VI-③⑩ あなたの持っている健康保険証は何ですか。

最も多かったのは「社会保険」49.7%であった。

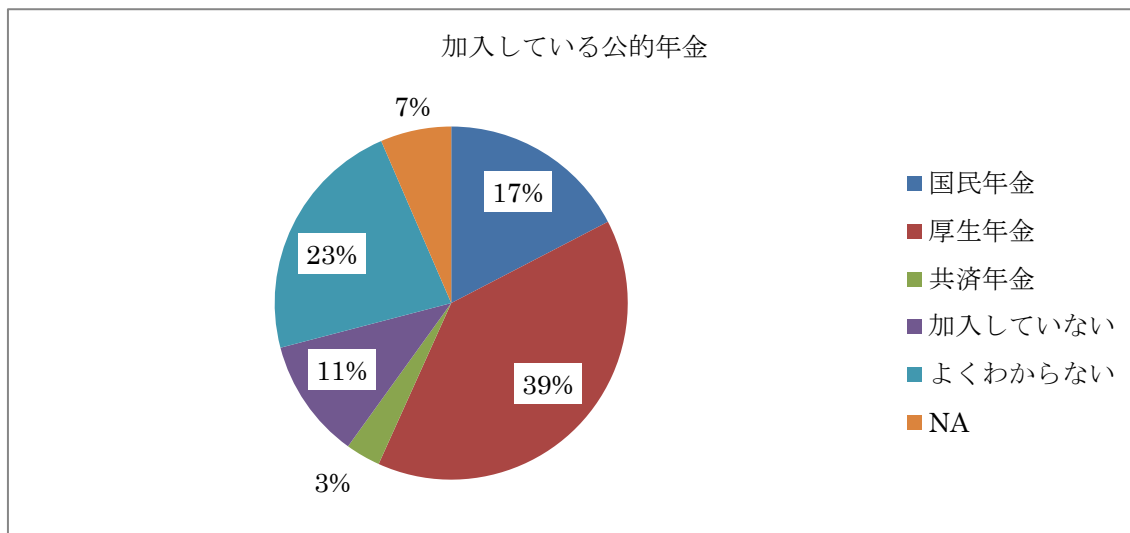
その一方で「健康保険証をもっていない」「よくわからない」と回答した者が合わせて12.2%あり、健康保険を適切に利用できていないリスクがあることがうかがえた。



VI-③⑪ 公的年金に加入していますか。

加入している公的年金については「厚生年金」が39.4%と最も多かった。

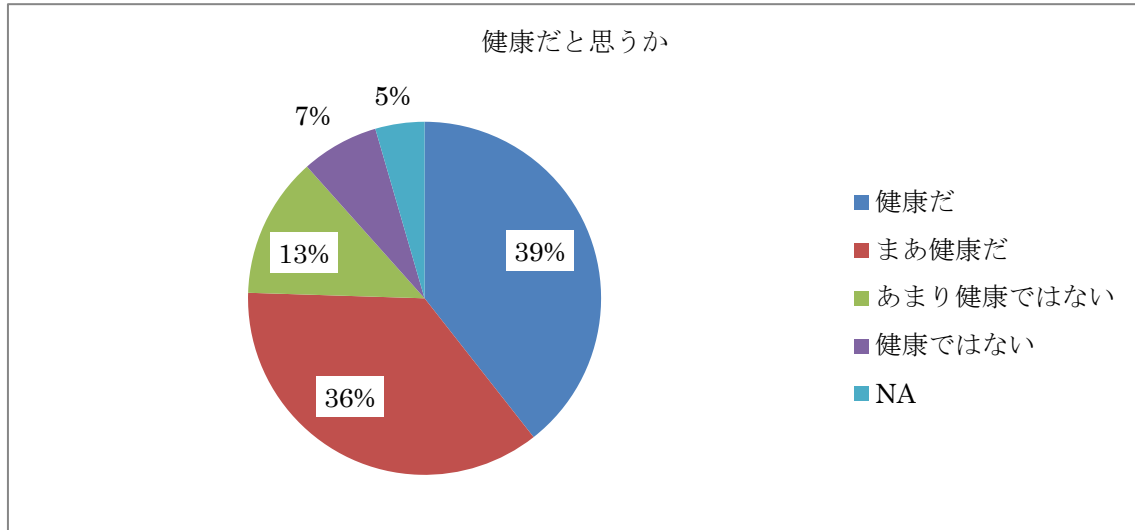
その一方「加入していない」が11.0%、「よくわからない」が22.6%にのぼり、退所前や退所時支援における、公的年金制度に関する情報提供や周知の必要性が示唆された。



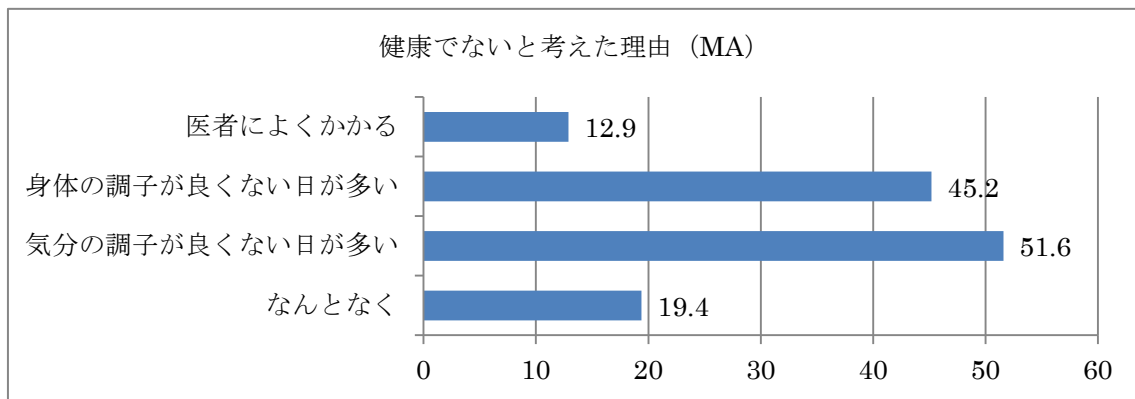
VI-⑳-1 あなたは今、健康だと思いますか。

VI-⑳-2 ㉑-1で3及び4と答えた方にお尋ねします。そのように考えた理由をお答えください。

「健康だと思う」「まあ健康だと思う」の合計が約75%であった一方で「あまり健康ではない」「健康ではない」との回答が全体の2割を占めており、健康上の課題を抱える回答者が多い状況がうかがえた。

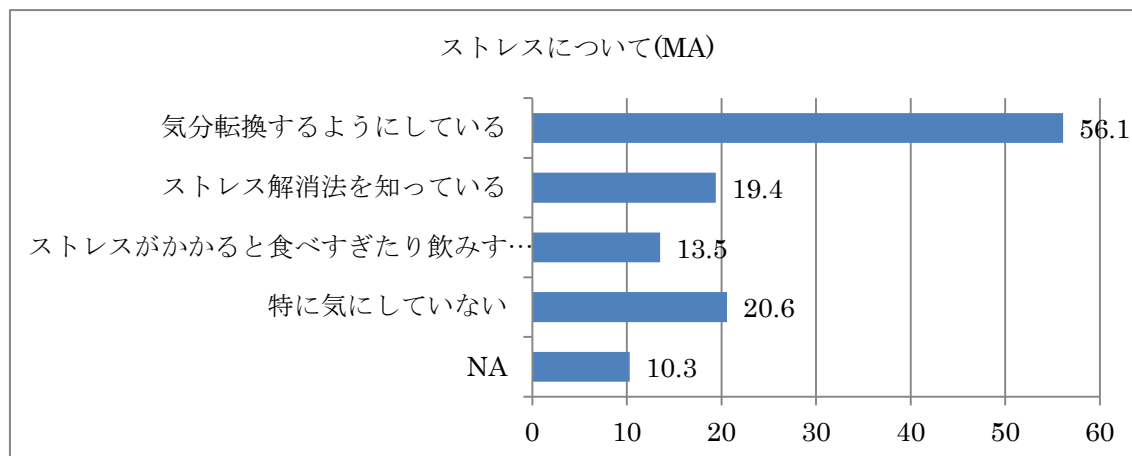


上記の質問で「あまり健康ではない」「健康ではない」と回答した者について、その理由を尋ねたところ「気分の調子が良くない日が多い」51.6%、「体の調子が良くない日が多い」45.2%となっており、心身の調子が悪いと感じている人が半数近くいるとの結果になった。



VI-③ ストレスについてお尋ねします。

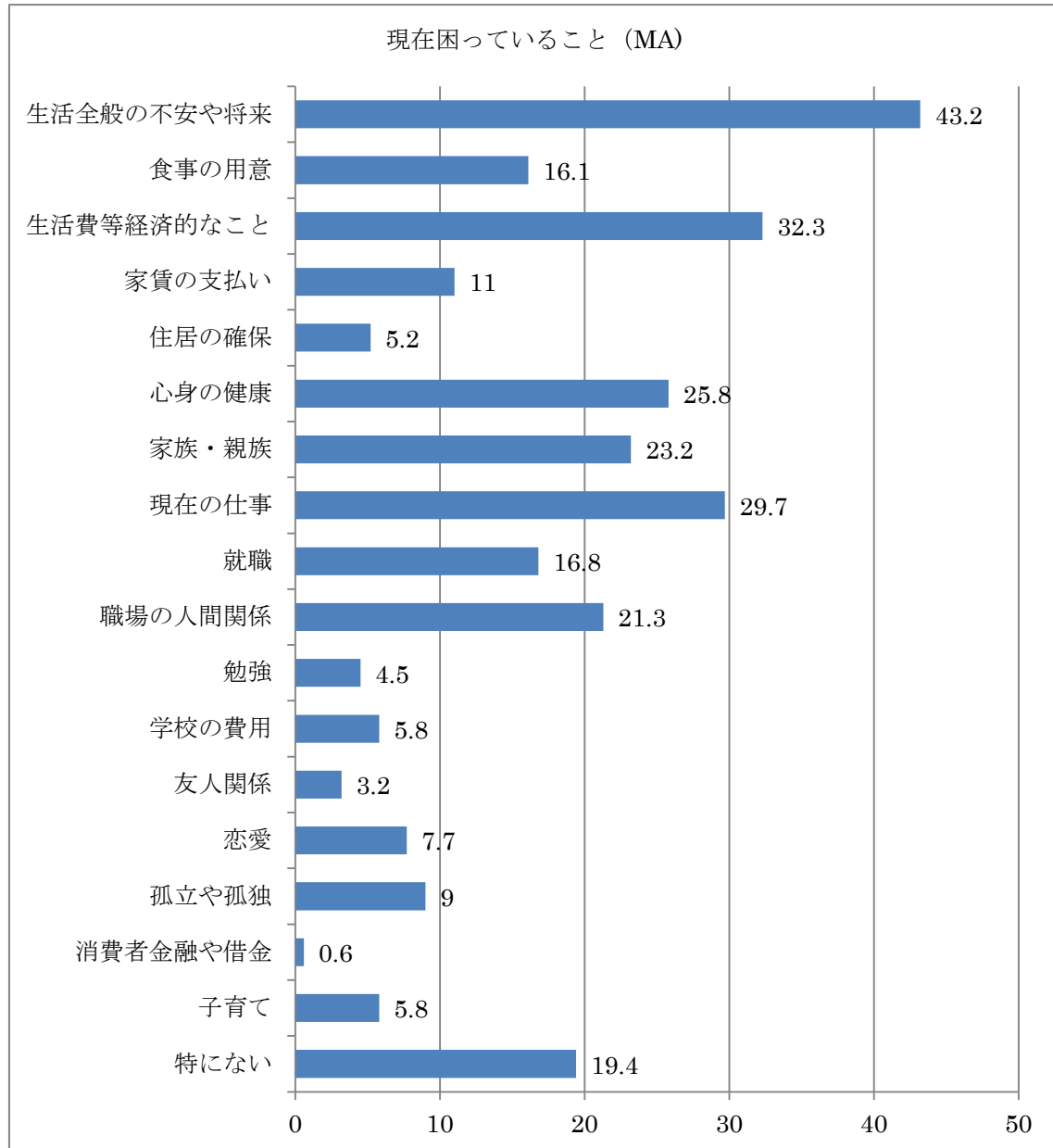
生活の中で感じるストレスについては「気分転換するようにしている」が56.1%と最も多かった。自分なりのストレス解消法を知っているとの回答が多い一方で、「ストレスがかかりすぎると、食べすぎたり飲みすぎたりしてしまう」との回答が13.5%あった。



7. 困っていることや悩みについて

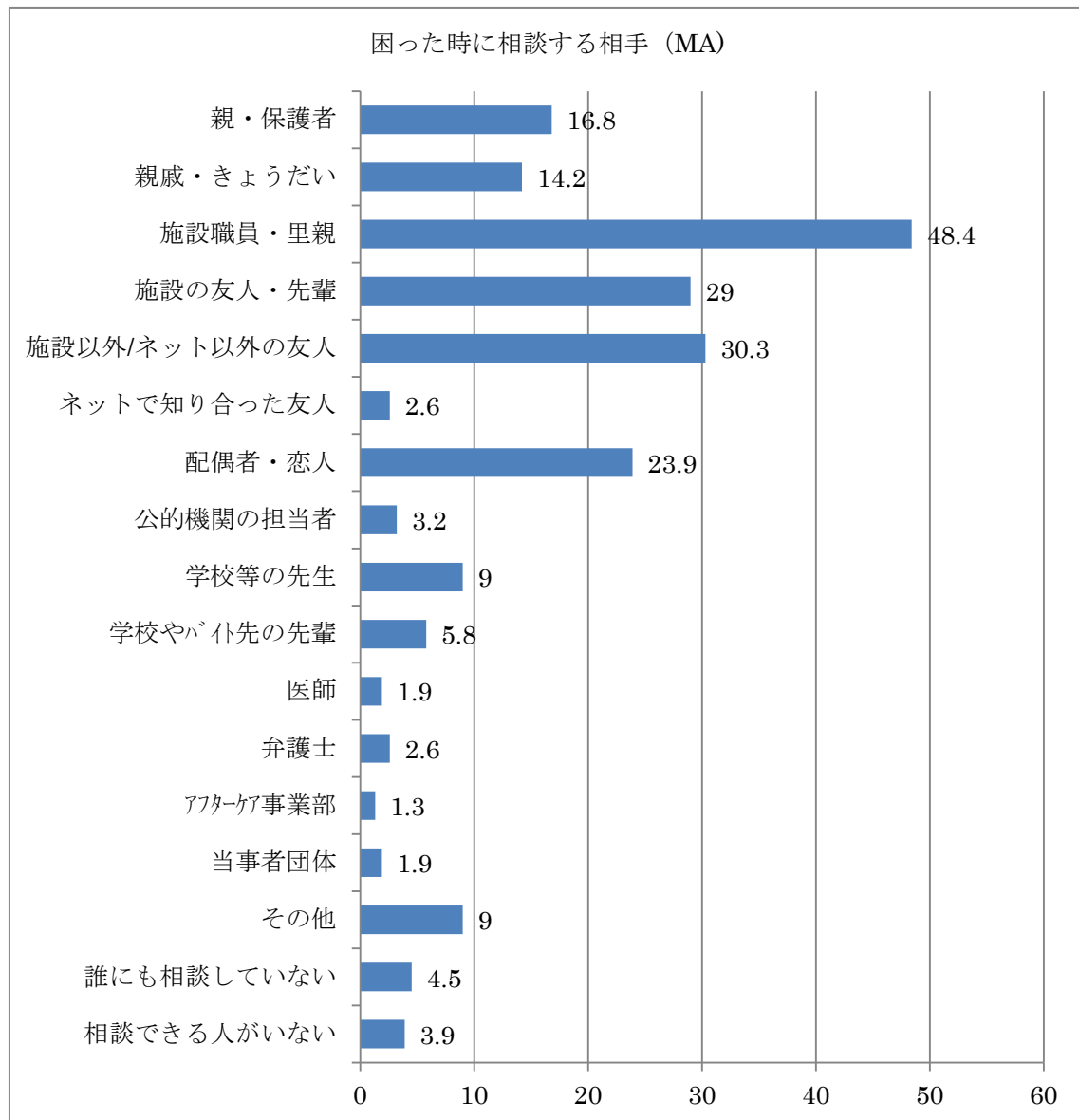
VII-⑭ 現在困っていることについてお答えください。

「生活全般の不安や将来のこと」が43.2%と最も多かった。次いで「生活費等経済的なこと」32.3%、「現在の仕事のこと」29.7%であった。



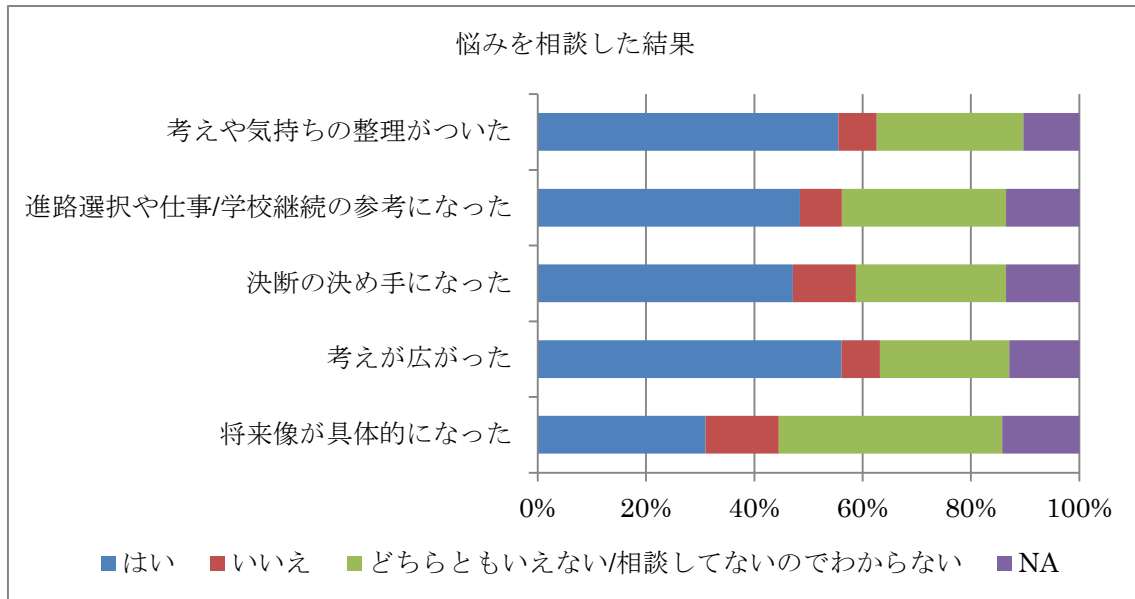
VII-35 困ったときや悩んだとき、相談する相手は誰ですか。

最も多かったのは「施設職員・里親」で48.4%であった。次いで「施設の友人・先輩」29.0%で、施設入所中からの人間関係の重要性が示唆された。



VII-36 悩みを相談した結果についてお答えください。

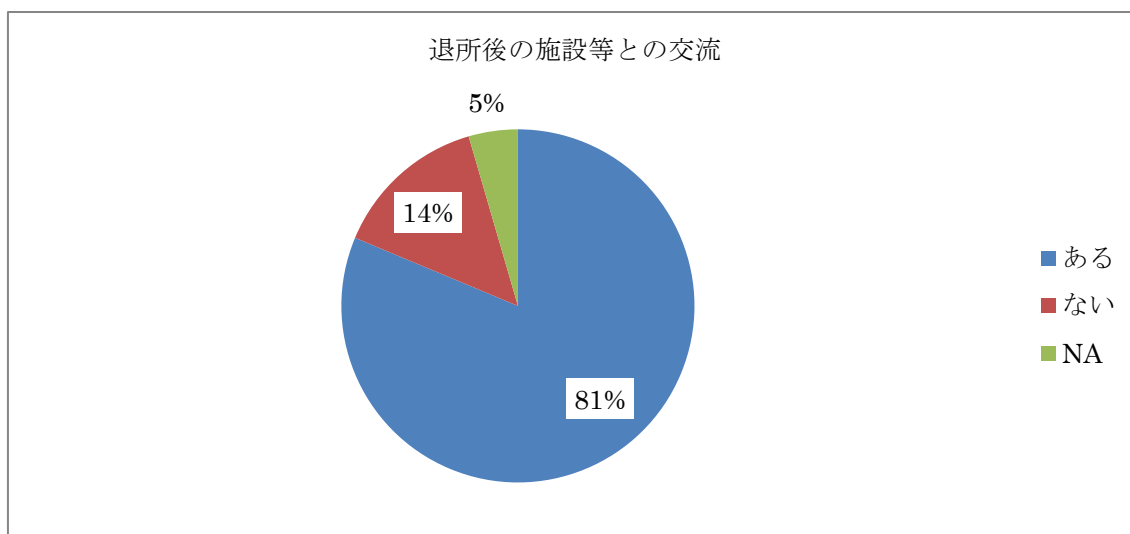
悩みを相談した結果については、肯定的な回答が多かったが、一方で「将来像が具体的に
なった」については「どちらともいえない/相談していないのでわからない」が最も多い結果とな
り、将来への漠然とした不安を常を感じながら生活している回答者が多いことがうかがえた。



8. 退所後の施設との交流について

VIII-37 退所後に施設等との交流はありましたか。

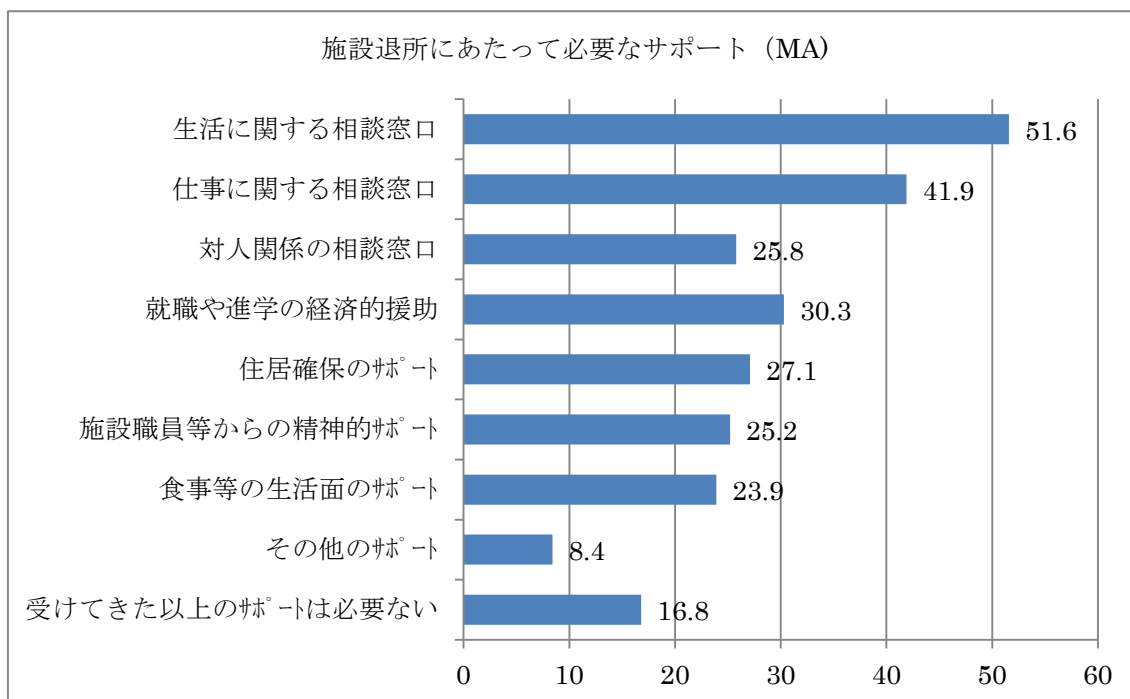
約8割強の回答者が、退所後に施設等と交流をもっている。



VIII-38 施設等退所にあたって必要と思われるサポートについてお答えください。

最も多かったのは「生活について相談できる場所」51.6%で、次いで「仕事について相談できる場所」41.9%であった。全体を通して、何か困ったことがあったときの相談支援ニーズが高いことがうかがえる。

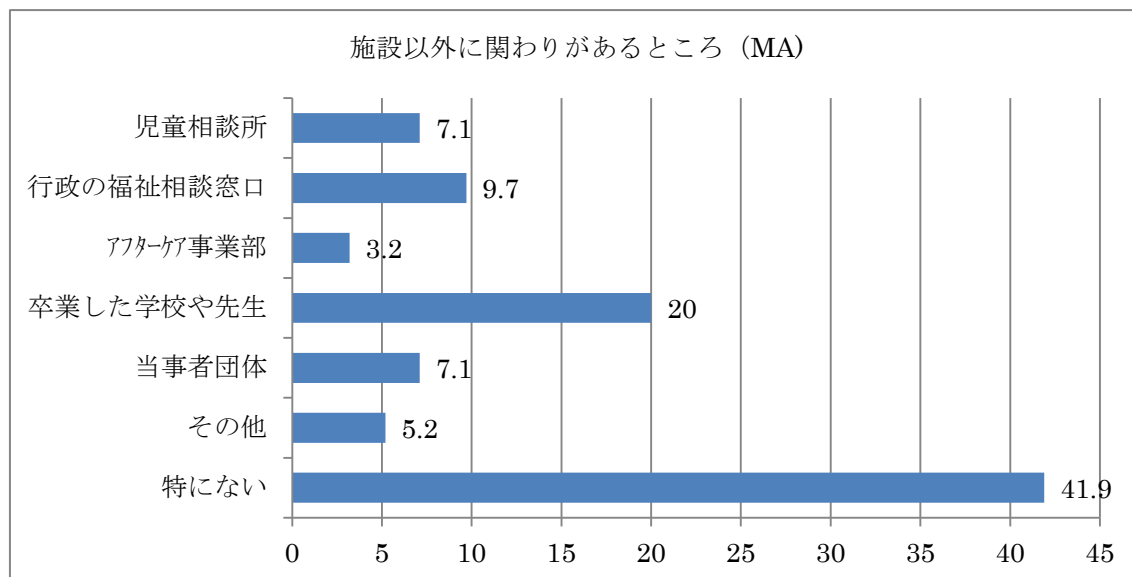
また、「就職や進学への経済的援助」も30.3%と高く、経済的支援ニーズの高さも示唆された。



VIII-39 施設以外に今でも関わりがあるところがありますか。

施設以外には「特に相談しているところはない」との回答が最も多く 41.9%であった。施設退所者にとって、出身施設が大きな拠りどころとなっていると同時に、非常に限定されたつながりのなかで生活している様子が見えてくる。

施設以外の関わり先としては「卒業した学校やその先生」が 20.0%と最も多かった。



9. 将来の目標や希望などについて

自由記述-⑩ あなたの将来の目標や希望、また、実際に取り組んでいることを以下にお書きください。

将来の目標や希望、またそれに向けて実際に取り組んでいることについて自由記述で回答を求めたところ、94名から回答を得た。回答結果を内容ごとに整理すると、108件の回答となった。さらに、回答の内容別にカテゴライズし、19のサブカテゴリーを抽出し、それらを5つのカテゴリーにまとめたものが表1である。

最も多かったのは「就職にかかわるもの」で32件であった。中でも「(今の仕事ではなく)本当にやりたい仕事に就くための資格取得」といった転職や資格取得に関する目標や希望が目立った。

次いで多かったのは「(仕事以外で)自己実現にかかわるもの」に関する回答で、27件あった。具体的には、一人暮らしの準備や人としての成長に関するものが多かった。

次に「家庭生活に関わるもの」に関する回答が20件であった。「結婚・出産」に関するものが多く、「あたりまえの生活」「普通の生活」といった言葉が頻繁に使われているのが印象的であった。

次に「経済的なもの」に関する回答が15件あった。特に欲しいものや使い道が決まっているわけではないものの「とにかく貯金をしている」という回答が多かった。

最後に「目標や希望は特にない」との回答が12件あった。「考えても仕方ない、意味がない」「その時にやりたいこと、必要なことをやればいい」といった回答が多かった点が印象的であった。将来への漠然とした不安を抱えつつ、そうした不安と向き合うことを避けたい若者の脆さのようなものがここでの回答からはうかがえた。

(表1) ④「将来の目標や希望、また、実際に取り組んでいること」回答結果の分類表

カテゴリー	件数	サブカテゴリー	件数	回答の具体例
就職にかかわるもの	32	就職・再就職	9	中学校教員、医療事務の仕事、等
		資格取得	8	保育士、介護福祉士、サービス責任者、等
		職場でのキャリアアップ	7	一人前の看護師、実績を積んで独立、等
		退職・転職	6	真にやりたい仕事に就く、正規雇用、等
		仕事の継続	2	毎日休まず働くこと、仕事を続けること
自己実現にかかわるもの	27	一人暮らしの準備	8	一人暮らしを目標に貯金、料理や金銭管理の練習、等
		人としての成長	6	会話を身につけたい、敬語、落ち着きのある人、等
		趣味の充実	5	音楽、バスケットボール、ギター、車を買う、等
		転居（移住など）	4	板前でアメリカ移住、沖縄や田舎に住みたい、等
		進学	2	資格が取れる専門学校に行く、大学に行きたい、等
		心身の健康	2	栄養の偏りをなおす、元気になるたい
家庭生活にかかわるもの	20	結婚・出産	12	結婚したい、結婚・出産を経て当たり前の生活がしたい、等
		幸せになりたい	4	家族と幸せに暮らしたい、笑顔で毎日生活すること、等
		生活の安定	4	安定した生活を送りたい、仕事とプライベートの両立、等
経済的なもの	15	貯金	10	とにかく貯金、月収の半分を貯金、将来のための貯金、等
		経済的安定	5	とりあえず金銭に困ることない「普通の生活」がしたい、等
		奨学金の返済	2	学費の返済をスムーズに行いたい、今はただ奨学金の返済
目標や希望がない	12	特にない	9	考えても見つからない、等
		今を生きるのに精一杯	3	生きてくことで一杯一杯、その時その時やりたいことをやる

自由記述-④ 施設等を退所することが決まってから現在までについて、これまでお聞きした以外に施設等や行政に伝えたいことや、現在施設や里親家庭等で生活している子どもたちへのアドバイスなどがあれば、以下にご記入ください。

最後に、施設等を退所することが決まってから現在までを振り返り、施設や行政等に伝えたいこと、あるいは、現在施設や里親家庭等で生活している子どもたちへのアドバイスについて自由記述で回答を求めた。その結果、47名の回答が得られた。回答結果を内容ごとに整理すると、55件の回答となった。さらに回答内容別にカテゴリライズし、13のサブカテゴリー抽出し、それらを5つのカテゴリーにまとめた(表2)。

「施設や行政等への要望」については「入所中からの関わりや支援」と「退所後の支援」とに大別できた。

「入所中からの関わりや支援」のカテゴリーには、コミュニケーションや社会常識、料理など「自立に必要なスキル」の習得支援に関する要望、住むところや職業などについて幅広い情報提供を求める「知る機会の拡大」への要望の2つが5件ずつであった。

また、奨学金をはじめとする「進学希望者への支援不足」への不満、「もっと話を聴いて欲しかった」という「子どもの意向の尊重」の要望に関する記述もあった。

「退所後の支援」としては、退所後も施設職員に相談に乗って欲しい、あるいは施設以外の相談の場を用意して欲しいという要望や、保証人がいないときの支援を求める意見が挙げられた。

「施設/里親家庭で暮らす子どもへのアドバイスやメッセージ」については「自立の準備」「職員との関係」「退所後の人間関係」の3つに大別できた。

「自立の準備」のカテゴリーで最も多かったのは「とにかくお金を貯めた方が良い」といった「貯金のすすめ」のメッセージであった。次いで、スキルの習得や情報収集などを含む「計画的にはやめに自立に向けた準備をした方が良い」という趣旨のアドバイスが多かった。また「とにかくがんばれ!」という応援メッセージも同数であった。

「施設経験をプラスに転換」カテゴリーでは「言いたいことをきちんと言おう」「あきらめないうで相談してみよう」といった「後悔のない進路選択」を勧めるアドバイスが7件あった。また「職員の言うことは聴いておいた方がいい」といった「職員との関係やつながりを大切に」といったメッセージが6件であった。

「退所後の人間関係」としては「相談相手を確認しなさい」という助言が6件と多かった。また「世界は広い」「施設の中だけがすべてではない」といったメッセージもあった。

(表2) 施設や行政に伝えたいこと、施設や里親家庭で生活している子へのアドバイス自由記述の回答結果

大カテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	件数
施設や行政等への 要望 (18件)	入所中からの 関わりや支援 (15件)	自立に必要なスキルの習得支援	5
		多様な経験や「知る機会」の拡大	5
		進学希望者への支援の不足	3
		子どもの意向の尊重	2
	退所後の支援 (3件)	退所後の相談機会の拡大	2
		保証人がいない時の支援	1
施設/里親家庭で 暮らす 子どもへの アドバイスや メッセージ (37件)	自立の準備 (16件)	貯金のすすめ	6
		自立に向けた計画的な準備	5
		努力のすすめ、エール	5
	施設経験をプラスに 転換 (13件)	後悔のない進路選択と意見表明	7
		職員との関係、つながりを大切に	6
	退所後の人間関係 (8件)	相談相手の確保	6
		世界は広い	2

Ⅱ-2. 調査結果（クロス集計）

1. 退所時期（3年以内と4年以上）の違いによるニーズの差異

2004（平成16）年の児童福祉法の改正で、児童養護施設の目的として「退所した子どもたちを支援すること」が追加され、退所後3年間は子どもたちを支援することが義務付けられるようになった。

そこで、回答者を「退所から3年以内」と「退所後4年以上」の2群に分け、クロス集計（Pearsonによるカイ二乗検定）を行った。しかし、ほぼすべての質問項目において有意差は認められなかった。つまり、施設退所からの年数に関わらず、退所者が直面している課題や抱える支援ニーズはほぼ変わらないという結果となった。

現行法では、退所後概ね3年間はアフターケアを計画的に実施することとされている。「施設退所からの年数に関係なく、退所者は同じような支援ニーズを抱えている」という今回の調査結果から、退所直後や1～3年目までのアフターケアとしての支援が十分に行われておらず、退所直後の問題解決過程からの学習をそれ以降に活かしていきれていない退所者の生活実態がうかがえたといえるのではないだろうか。

このことから「退所後3年以内に行うべきアフターケア（退所者支援）」を現状よりも充実させる必要性が、今回の調査結果から示唆されたといえよう。

2. 施設在籍期間（10年以上と10年未満）の違いによるニーズの差異

回答者を「施設在籍10年以上」と「施設在籍10年未満」の2群に分け、クロス集計（Pearsonによるカイ二乗検定）を行った。しかし、ほぼすべての質問項目において有意差は認められなかった。つまり、施設在籍期間の長短にかかわらず、退所者が直面している課題や支援ニーズはほぼ変わらないという結果となった。

3. 入所していた施設の養育形態の違いによるニーズの差異

回答者を「（施設入所中に）10人以下あるいは6人前後のグループで生活していた群（以下、少人数グループで生活していた群）」と「グループに分かれては生活していなかった群」の2群に分け、クロス集計（Pearsonによるカイ二乗検定）を行った。

その結果、以下の2点において有意な差が認められた。

まず、相談相手についてである。「グループに分かれていなかった群」は、「少人数グループで生活していた群」と比べて、「施設職員や施設の友人以外に相談できる場所が少ない」という結果となった（図表1～5）。また、少人数グループで生活していた群の方が「卒業した学校やその先生」を相談相手としてより多く挙げていた。「特に相談しているところがない」との回答は、グループに分かれて生活していなかった群で有意に多かった。

次に、「入所中に身に着いたと思う内容」についてである。グループに分かれていなかった群の方が「住居の探し方や契約の仕方」「住民票や戸籍の手続きの仕方」「仕事の探し方」について「入所中に身に着いた」との回答が有意に多い結果となった（図表6～8）。今後、小規模化を進めていく中で、退所前のリービング・ケアの計画的かつ効果的な実践のあり方が課題になってくることが示唆された。

(図表 1) 施設での生活形態×入所中の相談相手「施設の職員」

クロス表

		⑧2 施設の職員		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0 グループなし	度数	9	61	70
		期待度数	13.1	56.9	70.0
		グループなしの%	12.9%	87.1%	100.0%
	1 グループ有	度数	11	26	37
		期待度数	6.9	30.1	37.0
		グループなしの%	29.7%	70.3%	100.0%
合計	度数	20	87	107	
	期待度数	20.0	87.0	107.0	
	グループなしの%	18.7%	81.3%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson の カイ 2 乗	4.534 ^a	1	0.033		
連続修正 ^b	3.492	1	0.062		
尤度比	4.342	1	0.037		
Fisher の 直接法				0.040	0.033
線型と線型による 連関	4.492	1	0.034		
有効なケースの 数	107				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 6.92 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

(図表 2) 施設での生活形態×入所中の相談相手「施設の友人や先輩」

クロス表

		⑩3 施設の友人や先輩		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0 グループなし	度数	53	18	71
		期待度数	57.1	13.9	71.0
		グループなしの%	74.6%	25.4%	100.0%
	1 グループ有	度数	33	3	36
		期待度数	28.9	7.1	36.0
		グループなしの%	91.7%	8.3%	100.0%
合計	度数	86	21	107	
	期待度数	86.0	21.0	107.0	
	グループなしの%	80.4%	19.6%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson の カイ 2 乗	4.386 ^a	1	0.036		
連続修正 ^b	3.374	1	0.066		
尤度比	4.919	1	0.027		
Fisher の 直接法				0.041	0.029
線型と線型による 連関	4.345	1	0.037		
有効なケースの 数	107				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 7.07 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

(図表 3) 施設での生活形態×現在の相談相手「施設の友人や先輩」

クロス表

		4 施設の友人や先輩		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0 グループなし	度数	35	33	68
		期待度数	43.8	24.2	68.0
		グループなしの%	51.5%	48.5%	100.0%
	1 グループ有	度数	32	4	36
		期待度数	23.2	12.8	36.0
		グループなしの%	88.9%	11.1%	100.0%
合計	度数	67	37	104	
	期待度数	67.0	37.0	104.0	
	グループなしの%	64.4%	35.6%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson の カイ 2 乗	14.379 ^a	1	0.000		
連続修正 ^b	12.793	1	0.000		
尤度比	16.071	1	0.000		
Fisher の 直接法				0.000	0.000
線型と線型による 連関	14.241	1	0.000		
有効なケースの 数	104				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 12.81 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

(図表 4) 施設での生活形態×現在の相談相手「卒業した学校やその先生」

クロス表

		4 卒業した学校やその先生		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0 グループなし	度数	53	9	62
		期待度数	48.1	13.9	62.0
		グループなしの%	85.5%	14.5%	100.0%
	1 グループ有	度数	20	12	32
		期待度数	24.9	7.1	32.0
		グループなしの%	62.5%	37.5%	100.0%
合計	度数	73	21	94	
	期待度数	73.0	21.0	94.0	
	グループなしの%	77.7%	22.3%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson の カイ 2 乗	6.426 ^a	1	0.011		
連続修正 ^b	5.170	1	0.023		
尤度比	6.159	1	0.013		
Fisher の 直接法				0.018	0.013
線型と線型による 連関	6.358	1	0.012		
有効なケースの 数	94				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 7.15 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

(図表 5) 施設での生活形態×現在の相談相手「特に相談しているところはない」

クロス表

		7 特に相談しているところはない		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0 グループなし	度数	25	37	62
		期待度数	29.7	32.3	62.0
		グループなしの%	40.3%	59.7%	100.0%
	1 グループ有	度数	20	12	32
		期待度数	15.3	16.7	32.0
		グループなしの%	62.5%	37.5%	100.0%
合計		度数	45	49	94
		期待度数	45.0	49.0	94.0
		グループなしの%	47.9%	52.1%	100.0%

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	4.160 ^a	1	0.041		
連続修正 ^b	3.319	1	0.068		
尤度比	4.188	1	0.041		
Fisher の 4 直接法				0.051	0.034
線型と線型による連関	4.116	1	0.042		
有効なケースの数	94				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 15.32 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

(図表 6) 施設での生活形態×入所中に身についたもの「住居の探し方や契約」

クロス表

		① 1 2 住居の探し方や契約の仕方		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0 グループなし	度数	52	19	71
		期待度数	57.9	13.1	71.0
		グループなしの%	73.2%	26.8%	100.0%
	1 グループ有	度数	36	1	37
		期待度数	30.1	6.9	37.0
		グループなしの%	97.3%	2.7%	100.0%
合計		度数	88	20	108
		期待度数	88.0	20.0	108.0
		グループなしの%	81.5%	18.5%	100.0%

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson のカイ 2 乗	5.217 ^a	1	0.022		
連続修正 ^b	4.131	1	0.042		
尤度比	5.880	1	0.015		
Fisher の直接法				0.024	0.017
線型と線型による連関	5.169	1	0.023		
有効なケースの数	108				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 7.54 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

(図表 7) 施設での生活形態×入所中に身についたもの「住民票や戸籍の手続き」

クロス表

①13 住民票や戸籍の手続きの仕方

		①13 住民票や戸籍の手続きの仕方		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0グループなし	度数	52	19	71
		期待度数	56.5	14.5	71.0
		グループなしの%	73.2%	26.8%	100.0%
	1グループ有	度数	34	3	37
		期待度数	29.5	7.5	37.0
		グループなしの%	91.9%	8.1%	100.0%
合計	度数	86	22	108	
	期待度数	86.0	22.0	108.0	
	グループなしの%	79.6%	20.4%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson の カイ 2 乗	5.217 ^a	1	0.022		
連続修正 ^b	4.131	1	0.042		
尤度比	5.880	1	0.015		
Fisher の 直接法				0.024	0.017
線型と線型による 連関	5.169	1	0.023		
有効なケースの 数	108				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 7.54 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

(図表 8) 施設での生活形態×入所中に身についたもの「仕事の探し方」

クロス表

①15 仕事の探し方

		①15 仕事の探し方		合計	
		あてはまらない	あてはまる		
グループなし	0グループなし	度数	46	25	71
		期待度数	50.6	20.4	71.0
		グループなしの%	64.8%	35.2%	100.0%
	1グループ有	度数	31	6	37
		期待度数	26.4	10.6	37.0
		グループなしの%	83.8%	16.2%	100.0%
合計	度数	77	31	108	
	期待度数	77.0	31.0	108.0	
	グループなしの%	71.3%	28.7%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson の カイ 2 乗	4.289 ^a	1	0.038		
連続修正 ^b	3.411	1	0.065		
尤度比	4.566	1	0.033		
Fisher の 直接法				0.045	0.030
線型と線型による 連関	4.249	1	0.039		
有効なケースの 数	108				

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 10.62 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

4. 「孤独感・孤立感」というニーズの考え方

退所後すぐに困ったこととして「孤独感・孤立感がある」と回答した者は131名のうち39名であったが、クロス集計の結果「孤独感・孤立感で困ったことがある人ほど、相談する先をもっている」という結果となった（図表9）。

また、「現在困っていること」として「孤独感・孤立感」と回答した人は14名となっており、施設退所後の生活の中で、退所者自身が相談先を見つける等、人間関係のつながりをひろげたり、相談できる資源を開拓したりして努力・工夫しながら生活している状況が示唆された。

（図表9）退所直後に困ったこと「孤独感・孤立感」×現在の相談相手「特に相談しているところはない」

クロス表

			7 特に相談しているところはない		合計
			あてはまらない	あてはまる	
⑨8 孤独感、 孤立感がある	あてはまらない	度数	40	52	92
		期待度数	46.4	45.6	92.0
		⑨8 孤独感、孤立感があるの%	43.5%	56.5%	100.0%
	あてはまる	度数	26	13	39
		期待度数	19.6	19.4	39.0
		⑨8 孤独感、孤立感があるの%	66.7%	33.3%	100.0%
合計	度数	66	65	131	
	期待度数	66.0	65.0	131.0	
	⑨8 孤独感、孤立感があるの%	50.4%	49.6%	100.0%	

カイ2乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)	正確な有意確率 (両側)	正確有意確率 (片側)
Pearson の カイ2乗	5.891 ^a	1	0.015		
連続修正 ^b	5.000	1	0.025		
尤度比	5.979	1	0.014		
Fisher の 直接法				0.021	0.012
線型と線型による 連関	5.846	1	0.016		
有効なケースの 数	131				

a. 0セル(0.0%)は期待度数が5未満です。最小期待度数は19.35です。

b. 2x2表に対してのみ計算

Ⅲ. 考察

1. 退所者が直面しやすい困難から考える退所者支援の課題

施設等退所者が直面しやすい困難について、大きく以下の3点であることが調査結果から明らかになった。

- (1) 人間関係やコミュニケーション
- (2) 自立生活に必要な手続き関連
- (3) 経済的な問題

まず、1つめの「人間関係やコミュニケーション」についてである。

ここには、職場での人間関係での悩み、相談できる人がいない、孤独や孤立で悩む、等といった内容が含まれる。こうした悩みは、施設退所者に特有の悩みであるとは必ずしもいえないが、自分が施設出身であることを打ち明けられずいたり、本来なら親や家族に相談するであろう内容について気軽に相談できる相手が見つからなかったりするという、施設退所者ならではの事情に関連する悩みであるとも考えられる。

また、転職経験者に転職理由について尋ねたところ、最も多かったのが「職場の人間関係」であった。

こうした結果から、施設入所中から、新しい人間関係の作り方やコミュニケーションスキルの習得の助けになるような教育的かかわりが意図的に展開される必要性が示唆されたといえるのではないかな。

次に、2つめの「自立生活に必要な手続き関連」に関する困難についてである。

ここには、住民票の手続き、電気等ライフラインの契約、住居の探し方、各種契約時における保証人確保等が含まれる。また、公的年金については「加入していない」「よくわからない」を合計すると約34%にもものぼり、公的年金制度に関する情報提供や周知の必要性が示唆される結果となった。

しかし、施設退所前のリービング・ケアの段階で、これらすべての内容を漏れなく退所予定者に伝えることも、退所者本人が記憶・理解することも不可能であると思われる。大切なのは、退所後も必要に応じて気軽に施設に相談に来ることができる関係を職員・退所者間で構築しておくことと、退所後も継続して相談支援を行うことだと考えられる。特に、年金については20歳からの加入であり、退所時に20歳未満である者については、数年後、当事者が20歳になる時点で助言支援を行うことが有効であると考えられる。退所後も関わり続け、退所者が支援を必要とする時にいつでも適切に対応できるようなアフターケアの体制づくりが必要である。

次に3つめの「経済的な問題」である。ここには貯蓄や給与の少なさのほか、金銭管理の難しさや悩みも含まれる。「現在困っていること」の回答で2番目に多かったのは「生活費等経済的なこと」32.3%であった。

また、施設退所時の所持金額について「自分で貯めた貯金」の平均は54万円、「施設等から受け取った金額」は平均25万円であった。しかし、調査回答時の貯金額では「10万円未満」との回答が41.3%と最も多い結果となった。お小遣い帳の活用などをはじめとする、金銭管理の練習体験が施設入所中に必要であるとともに、「1ヶ月間、決まった金額の範囲内で生活する」という練習機会や、生活の中で有効になる節約術等についても退所前に具体的に伝える必要があることが示唆された。

2. 退所前のリービング・ケアの課題

「施設入所中に身に着いたもの」として多かったのは「基本的生活習慣」と「掃除・洗濯」であった。その一方で、この2つ以外のすべての項目については「身に着いた」との回答が50%に届かない結果となった。

中でも、「退所してすぐ困ったこと」で多く挙げられていた住民票等の手続きや住居の探し方等といった「自立生活に必要な諸手続き」について「身に着いた」と回答した者は少なく、リービング・ケアおよびアフターケアの重要課題の一つといえよう。

また「掃除・洗濯」が身に着いたという回答が多い一方で「食事の用意」「交通機関の利用」は4割弱の人しか「身に着いた」と回答しなかった。施設生活における多様な体験機会の保障が課題であるといえよう。

3. 将来への漠然とした不安感へのケア

「働くことに関して現在または将来に不安を感じる可能性があるか」について尋ねたところ「十分な収入が得られるか」「働く先の将来はどうか」の2項目について半数以上の人不安だと回答していた。また、転職経験者に尋ねた転職理由として2番目と3番目に多かったのが「労働条件が悪い」と「給料が安い」であった。

さらに、「現在困っていること」として最も多かったのは「生活全般への不安や将来のこと」が43.2%と最も多かった。

これらの結果から、施設退所者の半数近くが、就労を含めたこの先の生活や人生に漠然とした不安を感じながら生活している実態が明らかになったといえる。施設退所者がより良い労働条件の職場で、将来への不安をなるべく感じることなく就労・生活することができるよう、施設入所中の進路支援の段階から丁寧な関わりが求められているといえよう。

また、「悩みを相談した結果、どうなったか」について尋ねたところ「将来像が具体的に変わった」との回答は少なかったことから、施設退所後も継続して、不安感を軽減するような相談援助をアフターケアとして実践する必要性が示唆されたといえる。

4. 進学および通学継続のための経済的支援

進学・退所にあたり施設から受けたサポートとして最も多かったのは「奨学金の紹介」(56.0%)であった。しかし、そのほとんどが「返還型奨学金」を利用していた。

学校を継続する上で大変なこととしては半分以上の人が「学費が高い」「バイト等との両立」を挙げており、経済的な困難を感じながら通学している者が多いことが調査から明らかになった。勉強を続けたいと考えている人が、経済的な心配をしすぎることなく、学業に専念できるような経済的支援が必要であり、特に、返還型ではなく給付型の奨学金の充実が喫緊の課題といえよう。

5. 施設退所者にとっての「施設職員によるアフターケア」の重要性

「困った時や悩んだ時に相談する相手」として最も多かったのは「施設職員・里親」48.4%であった。また回答者の約8割強の人が退所後も施設等と交流をもっており、施設退所後も職員や里親等、自分の養育者と関係をもちながら生活していることが明らかになった。

一方「施設以外に関わりがあるか」について尋ねたところ「(施設以外に)特に相談している

ところはない」との回答が 42%と最も多かったことから、施設等退所者にとって、施設職員・里親が、自立生活を支える重要な存在であることが明らかになった。

しかし、現状では施設退所者へのアフターケアが十分に行えているとはいえない状況である。その大きな要因の一つは、施設の職員体制である。どの施設も入所児童のケアで手一杯であり、退所者支援を十分に行う余裕がない現状であるといえる。

東京都では、都の単独事業として 2012（平成 24）年度より「自立支援コーディネーター事業」を実施している。これは、入所児童のケアを担当する職員とは別に、退所者支援等を専任に行う職員「自立支援コーディネーター」を全施設に配置したものである。退所者支援を適切かつ十分に実践するためには、こうした専任職員の配置は必須であると考ええる。

IV. 提言と今後の課題

1. 退所者ハンドブックの配付方法の工夫

今回の調査結果から、施設や里親家庭から巣立った若者たちの多くが何らかの困難や支援ニーズを抱えながら生活していることがわかるとともに、相談できる相手が非常に限定的であることが明らかになった。施設等退所者の多くが出身施設や里親を頼りにしているが、相談したその日に職員が休みであったり忙しかったり等、いつでもタイムリーに相談に応じてもらえるわけではない。

また、自由記述を含めた回答結果から「施設にいる間に自立に必要な準備をもっときちんとする必要がある」と考えている退所者が多いことがうかがえた。

しかし実際には、退所してその場面や状況に直面してみなければわからないことも多い。大阪府域では、社会に出たとき必要になることとその対処法をまとめた「そらまめハンドブック」を、高校卒業により施設や里親家庭を退所する当事者すべてに無料配付している。「そらまめハンドブック」は、大阪府、大阪市、堺市がアフターケア事業を委託している、社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部によって、過去の退所者が実際に相談した内容を踏まえ作成されている。このハンドブックには、退所者が社会に出てから失敗した事例を基に、社会人になった時の身だしなみやマナー、お金を貯めるテクニックや借金の怖さ、簡単に作れる栄養のある料理レシピや体調が悪いときの献立のレシピ、こころと健康のチェック、社会での生活に必要な手続きなどがわかりやすく示されている。

しかしながら、今回の実態調査の結果をみると、退所者がこのハンドブックを活用できていない状況が示された。今後、施設のリービング・ケアにおいて、ハンドブックを渡す時に施設職員とともに読んで活用を促すなど、退所後困ったことがあったときにハンドブックを有効に活用できるよう支援することを強く期待する。

2. 社会的養護出身者の自立生活を支える地域ネットワークの構築

今回の調査では、施設等退所者の多くが出身施設の職員や友人・先輩を頼りにしていることが明らかになった。しかし、すべての退所者が出身施設職員と良好な人間関係を構築して退所に至るわけではない。また、退所後に頼りにしていた職員が退職するというケースも少なくない。さらに、施設退所後、施設の近隣で自立生活を送る者ばかりではなく、進学や就職・転職を契機に施設から遠い地域で自立生活をスタートさせる者もいる。

現在の児童福祉法では、児童養護施設など子どもの出身施設が中心となって施設退所者の退所後支援を行うこととされている。しかし、先述したような「自立支援コーディネーター」のような退所者支援を専任に行う職員を全施設に配置したとしても、出身施設だけが退所者の支援を担うには限界がある。退所者の自立生活を応援できる社会資源が地域の中に複数存在することと、それらの社会資源をつなぐようなネットワークを構築することが重要になる（図1）。

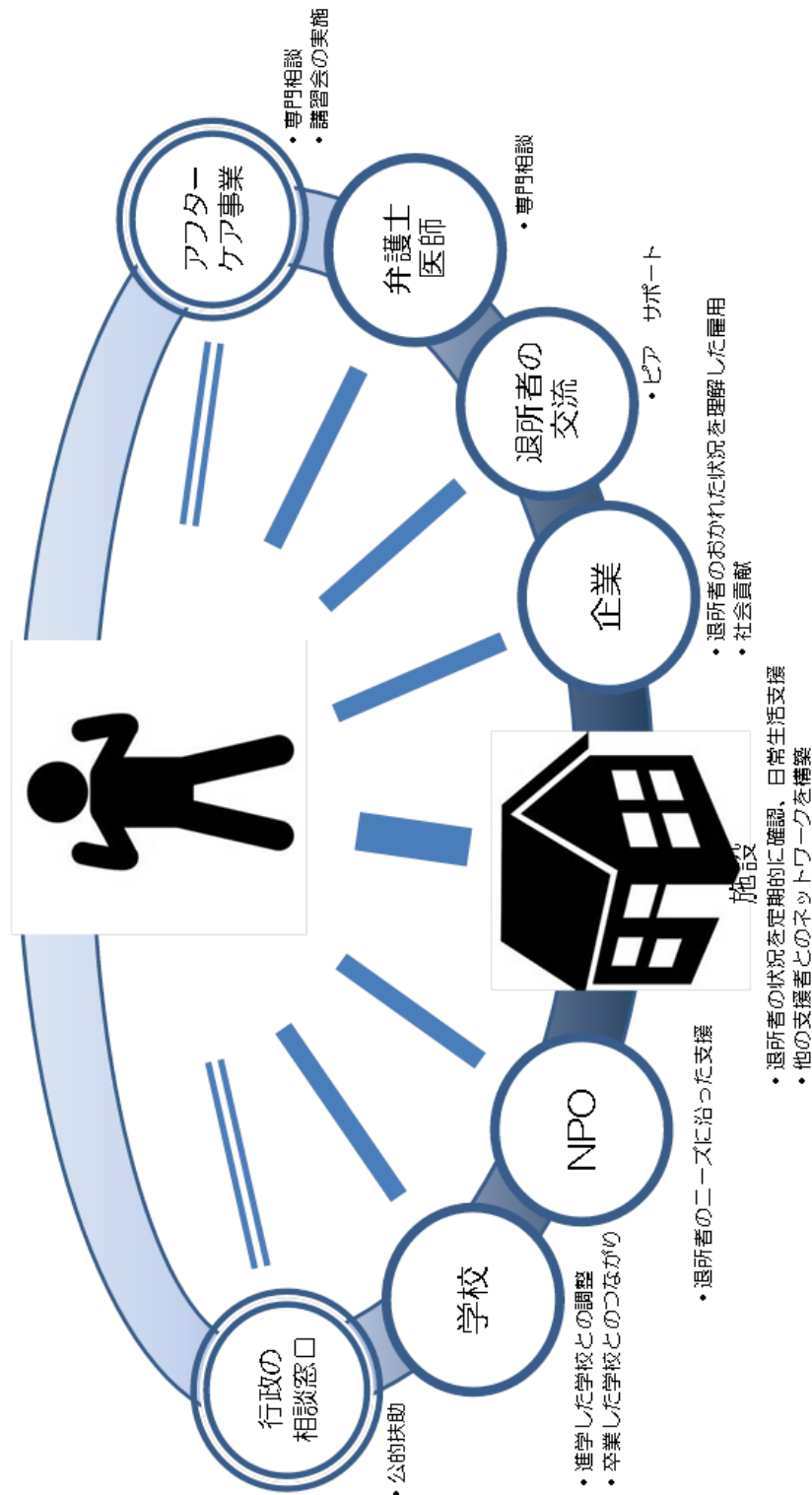
自立支援ネットワークにおいて、中心的な役割を果たすのはやはり退所者の出身施設となる。施設は退所者の状況を定期的に見守り、確認しつつ、日常生活支援を行うとともに、危機介入を必要とする状況にある退所者については、必要な専門機関につなぐコーディネーターとしての役割も担う。

さらに、施設退所者にとって、自分で相談先を探すのではなく「困ったらとにかく施設に連絡をしたら、まずはどうしたらいいかを教えてもらえる」という相談支援体制を整えることが必要であり、施設がワンストップ機能を果たすことが望ましい。そのためには、やはり施設に、

退所者支援を専任で行える職員を配置することと、退所者支援を担う職員がその地域に存在する「退所者の自立生活支援に必要となる社会資源」についての確に把握しておくことが求められる。そのためには、退所者支援担当職員間のネットワークや定期的な学習会や研修といった施設間連携や交流も必要になるであろう。

また、要保護児童対策地域協議会にならない、退所者支援においても「三層構造」を意識したネットワーク構築が有効であろう。各機関の代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を組織化することによって、お互いの適切な役割分担や連携を意識化していくことが大切になる。

(図1) 施設を中心とした自立支援ネットワークのイメージ



3. 社会的養護出身者の支援ニーズの整理と新たな社会資源の開拓

今回の調査結果から、社会的養護出身者の支援ニーズを整理し、それぞれのニーズに応えられる社会資源について考察した結果、図2のようになった。

この図を概観すると、出身施設が担う役割が大きいことが改めてわかるが、その多くは本来、本人の親・家族が担うべき役割であることがわかる。特に退所後の日常生活全般にわたる支援については、施設入所中から少しずつコツコツと時間をかけて伝えたり、スキルを習得できるよう練習したりすることが必要なものであり、退所後のアフターケアだけの問題ではなく、施設入所中に行われる養育（インケア）の質の見直しが必要である。特に「食事の用意（料理）の仕方が身につかなかった」との回答が多かったことから、施設入所中の食生活のありようについては、積極的な見直しが求められる。

また、進学に際する支援や進学後の支援が少ないこともわかる。奨学金など経済的支援の不足に加え、学力向上に資する支援、進学先など進路の選択肢に関する十分な情報提供ができていないか、インケア・リービングケアの段階における支援内容を検討する必要がある。

また、借金や保証人の問題など、施設職員だけでは解決できない問題に直面することも少なくないため、弁護士や司法書士など法律の専門家との連携も退所者支援においては重要になる。

最後の自由記述において、多くの回答者が「相談先の確保の重要性」を挙げていた。困った時、危機に陥る前に相談できる相手をしっかり確保しておくことが、親・家族を頼ることのできない社会的養護出身者の自立生活では非常に重要であることがうかがえた。そのためには、退所直後の退所者の生活だけをイメージした支援体制を整えるのではなく、5年後、10年後のライフコースを見通したうえでの自立支援体制を整備していくことが必要である。離職、転職、自己や病気、結婚・出産・子育て、離婚など、人生のなかで直面する可能性のある多様なリスクを想定したうえでのネットワーク構築や新たな社会資源の開拓が求められているといえよう。

謝 辞

本調査の実施に際しまして、ご協力いただきました、すべての児童養護施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム等の皆様に深謝いたします。また、ご回答くださいました皆様にも厚く御礼申し上げます。

調査結果の分析や考察の過程においてご協力賜りました関係各位にもこの場をお借りして心より御礼申し上げます。

みなさまのご協力のおかげで、ここにこうして無事に調査結果をご報告することができましたことを大変うれしく思います。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

巻末資料（調査票）

平成 28 年 7 月 22 日

施設・里親から自立した皆さまへ

「生活アンケート」へのご協力をお願い

大阪府内の児童養護施設等で生活する方が、退所へ向けて準備する頃から自立生活を定着されるまでに必要とするサポートをより充実させるため、自立した方の生活の様子や就学・就労の状況、また、感じていることやご意見をうかがいたいと考えております。そのため、本アンケート調査へのご協力をお願いします。

1 アンケートへご協力をお願いする方

大阪府内の児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障がい児短期治療施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホームを中学校卒業以降に自立して退所した5年以内の方であって、施設が住所等連絡先を把握している方としています。（家庭引取となった方には本アンケートを送付していません。）

2 アンケートの回答にあたって

- ・アンケートの回答は、当てはまる番号に○をつけてください。○は一つのみの場合と、あてはまるものすべてに○をつける場合があります。
- ・アンケートにご回答いただいた内容は、個人が特定できないよう、統計的に集計するとともに、自由記述は個人情報を除いて、調査報告書にまとめます。調査報告書は、大阪府ホームページに掲載させていただきます。
- ・アンケートへご記入くださいましたら、同封した返信用封筒に入れて、8月15日までに投函してください。

3 アンケートの実施者（施設退所児童等アフターケア体制検討委員会構成メンバー）

- ・大阪府福祉部子ども室家庭支援課（アンケート回答送付先・担当：育成グループ 島）
- ・堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
- ・大阪府子ども家庭センター
- ・堺市子ども相談所
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会施設福祉部児童施設部会
- ・社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部

【アンケートについての問合せ先】

○退所された施設

もしくは

○大阪府福祉部子ども室家庭支援課育成グループ 島

住所：〒540-8570 大阪市中央区大手前 2 丁目 大阪府庁別館 7 階

電話：06-6944-6318

FAX：06-6944-6680

Ⅱ 退所に向けた進路決定について

⑥ 施設等を退所したときの進路についてお答えください。(〇は一つ)

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 自立(家庭以外で生活)して就労 | 3 その他() |
| 2 自立(家庭以外で生活)して進学 | |

⑦ 施設等で進路(退所後の生活)について十分相談できましたか。(〇は一つ)

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 十分相談できた | 3 相談はできたが不十分 |
| 2 だいたい相談できた | 4 まったく相談できなかった |

⑧ 施設等入所中に悩んだとき相談した人は誰でしたか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 施設長 | 7 親族、きょうだい |
| 2 施設の職員 | 8 アフターケア事業部 |
| 3 施設の友人や先輩 | 9 弁護士 |
| 4 学校関係者(先生等) | 10 児童相談所の職員(ケースワーカー、心理司) |
| 5 学校の友人や先輩 | 11 その他() |
| 6 親 | 12 誰にも相談していない |

⑨ 施設等を退所したすぐあとに困ったことについてお答えください。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 身近に相談する人がいない | 8 孤独感、孤立感がある |
| 2 住民票や戸籍の手続き | 9 職場での人間関係 |
| 3 電気、ガス、電話等の契約に関する手続き | 10 住居の探し方や契約の仕方 |
| 4 健康管理、病院の利用の仕方 | 11 契約や就職時の保証人の確保 |
| 5 健康保険や年金等の加入手続き | 12 近隣等との人間関係 |
| 6 金銭管理 | 13 食事の用意(料理) |
| 7 生活費が足りない | 14 その他() |
| | 15 とくに困ったことはない |

⑩ 施設等を退所したすぐあとに困ったとき、誰に相談しましたか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 施設長 | 8 アフターケア事業部 |
| 2 施設の職員 | 9 弁護士 |
| 3 施設の友人や先輩 | 10 仕事先の上司・同僚 |
| 4 学校関係者(先生等) | 11 児童相談所の職員 |
| 5 学校の友人や先輩 | 12 その他() |
| 6 親 | 13 誰にも相談していない |
| 7 親族、きょうだい | |

⑪ 施設等入所中に身についたと思うものについてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1 基本的な生活習慣	12 住居の探し方や契約の仕方
2 掃除、洗濯	13 住民票や戸籍の手続きの仕方
3 食事の用意(料理)	14 経済的な援助の利用の仕方(生活保護など)
4 物の管理や修理の仕方	15 仕事の探し方
5 金銭管理・銀行等の利用の仕方	16 社会生活上の基本マナー・ルール
6 携帯電話やインターネットの安全な利用の仕方	17 テーブルマナー
7 保健・医療の知識、病院の利用の仕方	18 ビジネスマナー
8 法律に関する相談の仕方	19 悪徳商法などからの自己防衛方法
9 健康保険や年金などの知識や加入方法	20 うまく人付き合いできる方法や機会のもち方
10 交通機関の利用の仕方	21 コミュニケーションのとり方
11 電気、ガス、水道、電話等の契約に関する手続きの仕方	22 その他()
	23 とくに身についたものはなかった

⑫ 施設等で経験したことが、退所後の生活において役立っていると思いますか。(○は一つ)

1 大いに役立っている	4 あまり役立たなかった
2 少し役立っている	5 全く役立たなかった
3 どちらともいえない	

⑬ 施設を退所したときの所持金額についてお答えください。

【施設等を退所するまでにアルバイト等で自分で貯めた金額】	約 _____ 円
【施設等から受け取った補助】	約 _____ 円
【その他()】	約 _____ 円

⑭-1 施設等を退所する前に携帯電話・スマートフォンを持っていましたか。(あてはまるものすべてに○)

1 <u>持っていた</u>	2 持っていない
----------------	----------

↓

「1 持っていた」場合、入所中の使用料は誰が支払っていましたか。

1 あなた自身	3 親もしくは親族
2 施設等	4 その他()

⑭-2 施設退所にあたって、携帯電話・スマートフォンの使用料の支払者は変わりましたか。(○は一つ)

1 変更はなかった	2 変更した(_____ から _____ へ)
-----------	---------------------------

⑱-1 あなたはこれまでに転職したことがありますか。(〇は一つ)

1 ある → 「1 ある」の場合、転職は何回ですか。 _____ 回
2 ない

⑱-2 ⑱-1で「1 ある」方にお尋ねします。転職の理由をお答えください。(あてはまるものすべてに〇)

1 給料が少なかったから	7 結婚のため
2 労働条件が悪かったから	8 仕事先の人員整理のため
3 不安定な仕事だったから	9 会社倒産・事業所閉鎖のため
4 自分に向かない仕事だったから	10 解雇になったため
5 仕事先での人間関係のため	11 その他()
6 病気のため	

⑳ 働くことに関して、現在、または将来不安に感じることはありますか。(〇は各項目につき一つ)

	とても不安	どちらか と言えば不安	あまり不安 ではない	全く不安 ではない
・仕事が続けられるか _____	1	2	3	4
・職場での人間関係がうまくいくか _____	1	2	3	4
・働く先の将来はどうか _____	1	2	3	4
・何歳まで働けるのか _____	1	2	3	4
・リストラされないか _____	1	2	3	4
・十分な収入が得られるか _____	1	2	3	4
・転勤はあるか _____	1	2	3	4
・仕事と家庭生活が両立できるか _____	1	2	3	4
・健康・体力面がもつか _____	1	2	3	4
・就職できるのか _____	1	2	3	4

㉑ 最近1か月間の収入(手取り収入)についてお答えください。(〇は一つ)

1 5万円未満	5 20~25万円未満
2 5~10万円未満	6 25~30万円未満
3 10~15万円未満	7 30~40万円未満
4 15~20万円未満	8 40万円以上

㉓ 6月中に使った金額についてお答えください。(〇は一つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 10万円未満 | 4 20～25万円未満 |
| 2 10～15万円未満 | 5 25～30万円未満 |
| 3 15～20万円未満 | 6 30万円以上 |

㉔ 6月末時点の貯金額についてお答えください。(〇は一つ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 10万円未満 | 5 40～50万円未満 |
| 2 10～20万円未満 | 6 50～100万円未満 |
| 3 20～30万円未満 | 7 100万円以上 |
| 4 30～40万円未満 | |

㉕-1 6月末時点の借金の額(金融機関や友人等から借りている合計金額)についてお答えください。(〇は一つ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 借金はない | 5 30～40万円未満 |
| 2 10万円未満 | 6 40～50万円未満 |
| 3 10～20万円未満 | 7 50～100万円未満 |
| 4 20～30万円未満 | 8 100万円以上 |

㉕-2 ㉕-1で借金のある方にお尋ねします。借金の理由についてお答えください。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1 給料が少なかった・減ったから | 4 友人の借金の保証人になった・肩代わりしたから |
| 2 買い物をしたから | 5 親の借金の保証人になった・肩代わりしたから |
| 3 遊ぶ金に使ったから | 6 その他() |

V 学校について

㉖-1 あなたが最後に通っていたもしくは現在通っている(休学中を含む)学校はどれですか。(〇は一つ)

- | | |
|--------|---------------|
| 1 中学校 | 4 高等専門学校・短期大学 |
| 2 高等学校 | 5 4年制大学 |
| 3 専門学校 | 6 その他() |

㉖-2 ㉖-1の学校に現在通っていますか。(〇は一つ)

- | | |
|-----------|----------|
| 1 現在通っている | 3 中途退学した |
| 2 すでに卒業した | 4 休学中である |

⑳～㉑については、進学した方にお尋ねします。

㉑-1 施設等を退所後に進学するにあたり施設等から受けたサポートについてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1 施設内で勉強を教えてくれた | 6 家賃・生活費等を出してくれた |
| 2 学習塾に通った | 7 身元保証・賃貸住宅の連帯保証人等になってくれた |
| 3 学習ボランティアが教えてくれた | 8 その他() |
| 4 奨学金を紹介してもらった | 9 サポートは特に受けなかった |
| 5 入学金や学費等を出してくれた | |

㉑-2 奨学金の利用についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--------------------------|
| 1 給付型の奨学金を利用している(奨学金名:) |
| 2 返還型の奨学金を利用している(奨学金名:) |
| 3 利用していない |

㉑ 学校を続けるうえで大変だと感じることをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 学習内容が難しい | 6 学校の教員との人間関係 |
| 2 学費が高い | 7 心身のストレス・病気 |
| 3 生活費が足りない | 8 その他() |
| 4 アルバイト等との両立 | 9 特に大変と感じることはない |
| 5 学校の友人との人間関係 | |

㉑-1、㉑-2は中途退学したことがある方にお尋ねします。

㉑-1 中途退学した学校についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|----------|
| 1 高等学校 | 4 4年制大学 |
| 2 専門学校 | 5 その他() |
| 3 高等専門学校・短期大学 | |

㉑-2 中途退学した理由についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 学習の内容やレベルが合わなかった | 6 学校の教員との人間関係 |
| 2 学費等教育費の負担が大きかった | 7 心身のストレス・病気 |
| 3 生活費の負担が大きかった | 8 他にやりたい仕事・学業等があった |
| 4 アルバイト等との両立ができなかった | 9 その他() |
| 5 学校の友人との人間関係 | |

- ㉘ 学校に通っていない方にお尋ねします。機会があれば再度進学したい、あるいは進学しなおしたいと考えたことがありますか。(〇は一つ)

- 1 高校に行きたい・行きなおしたいと考えたことがある
- 2 大学等(専門学校を含む)に行きたい・行きなおしたいと考えたことがある
- 3 考えたことはない

VI 健康について

- ㉙ あなたの持っている健康保険証は何ですか。(〇は一つ)

- 1 市町村の国民健康保険
- 2 勤めている会社の健康保険
- 3 公務員等が入る共済組合保険
- 4 健康保険証を持っていない
- 5 よくわからない

- ㊱ 公的年金に加入していますか。(〇は一つ)

- 1 市町村の国民年金に加入している
- 2 勤めている会社の厚生年金に加入している
- 3 公務員等の共済年金に加入している
- 4 加入していない
- 5 よくわからない

- ㊲-1 あなたは今、健康だと思えますか。(〇は一つ)

- 1 健康だと思う
- 2 まあ健康だと思う
- 3 あまり健康ではない
- 4 健康ではない

- ㊲-2 ㊲-1で3及び4と答えた方にお尋ねします。そのように考えた理由をお答えください。(あてはまるものすべてに〇)

- 1 医者によくかかる
- 2 体の調子が良くない日が多い
- 3 気分(心)の調子が良くない日が多い
- 4 なんとなくそう思う

- ㊳ ストレスについてお尋ねします。(あてはまるものすべてに〇)

- 1 気分転換をするようにしている
- 2 ストレスを解消するための方法を知っている ()
- 3 ストレスがかかると食べ過ぎたり飲み過ぎたりしてしまう ()
- 4 とくに気にしていない

Ⅶ 困っていることや悩みについて

㉔ 現在困っていることについてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 生活全般の不安や将来のこと | 10 職場の人間関係に関すること |
| 2 食事の用意(料理)に関すること | 11 勉強に関すること |
| 3 生活費等経済的な問題に関すること | 12 学校の費用に関すること |
| 4 家賃等の支払いに関すること | 13 友人関係について |
| 5 住居の確保に関すること | 14 恋愛(彼氏・彼女)について |
| 6 心や体の健康のこと | 15 孤立していることや孤独なことについて |
| 7 家族、親族のこと | 16 消費者金融やクレジット等の借金について |
| 8 現在の仕事のこと | 17 子育てに関すること |
| 9 就職(職探し)のこと | 18 とくに困っていることはない |

㉕ 困ったときや悩んだとき、相談する相手は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 1 親・保護者 | 10 学校やアルバイト先の先輩 |
| 2 親戚・きょうだい | 11 医師 |
| 3 施設職員・里親 | 12 弁護士 |
| 4 施設の友人や先輩 | 13 司法書士 |
| 5 施設以外の友人(インターネットで知り合った人を除く) | 14 アフターケア事業部 |
| 6 インターネットで知り合った友人 | 15 施設・里親で育った経験のある当事者の団体(CVV等) |
| 7 配偶者・彼氏・彼女 | 16 その他() |
| 8 役所等公的な機関の担当者 | 17 誰にも相談していない |
| 9 学校等の先生 | 18 (相談したいけれど)相談できる人がいない |

㉖ 悩みを相談した結果についてお答えください。(○は各項目につき一つ)

	はい	いいえ	どちらともいえない・相談していないのでわからない
・自分の考えや気持ちの整理がついた	1	2	3
・就職先・進学先を選ぶこと、仕事や学校を続けることの参考になった	1	2	3
・自分の決断の決め手になった	1	2	3
・自分の考えが広がった	1	2	3
・将来像が具体的になった	1	2	3
その他			

Ⅷ 退所後の施設等との交流について

㉗ 退所後に施設等との交流はありましたか。(〇は一つ)

1 ある	2 ない
------	------

㉘ 施設等退所にあたって必要と思われるサポートについてお答えください。(あてはまるものすべてに〇)

1 生活について相談できるところ	6 施設職員等からの精神的なサポート
2 仕事について相談できるところ	7 食事等生活面へのサポート
3 対人関係について相談できるところ	8 その他のサポート
4 就職や進学への経済的援助	9 受けてきた以上のサポートは必要ない
5 住居を確保するためのサポート	

㉙ 施設以外に今でも関わりがあるところはありますか。(あてはまるものすべてに〇)

1 児童相談所(子ども家庭センター等)	5 施設・里親で育った経験のある当事者の団体(CVV等)
2 市や区等公的機関の福祉相談窓口	6 その他()
3 アフターケア事業部	7 特に相談しているところはない
4 卒業した学校やその先生	

㉚ あなたの将来の目標や希望、また、実際に取り組んでいることを以下にお書きください。

㉛ 施設等を退所することが決まってから現在までについて、これまでお聞きした以外に施設等や行政に伝えたいことや、現在施設や里親家庭等で生活している子どもたちへのアドバイスなどがあれば、以下にご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力いただきありがとうございました。
同封しました返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。

大阪府子どもの生活に関する実態調査
（「支援機関等調査」・「児童養護施設退所児童等の実態調査」）
報告書

発行年月 : 平成 29 年 3 月
発行者 : 公立大学法人 大阪府立大学
調査研究代表者 山野則子
分析執筆担当者 伊藤嘉余子
野々村真希
連絡先 : 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 山野研究室
住所 : 〒599-8531 大阪府堺市中区学園町 1-1
電話・FAX : 072-254-9783
E-mail : yamano@sw.osakafu-u.ac.jp